入札談合の防止に向けて

～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～

令和８年１０月版

公正取引委員会事務総局

はじめに

入札談合は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます。）が禁止する不当な取引制限の典型事例であり、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。

入札談合は、入札参加者間の公正かつ自由な競争を通じて受注者や受注価格を決定しようとする入札システムを否定するものであり、特に発注者が国や地方公共団体等の場合には、予算の適正な執行を阻害し、納税者である国民の利益を損ねる行為となります。加えて、入札談合に発注機関の職員が関与している事例（いわゆる官製談合）も見られます。官製談合に厳正かつ適切に対応するため、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」といいます。）が制定されています。

公正取引委員会では、本テキストでも触れているとおり、入札談合に対しては厳正に独占禁止法を適用しつつ、そのうち官製談合に該当する事例については、入札談合等関与行為防止法に基づき発注機関に対し改善措置要求を行い、発注機関側の自浄作用を促すなどの対応を行ってきたところです。

しかしながら、依然として入札談合や官製談合、入札談合等関与行為防止法第８条で問題となる、職員による入札等の妨害の事件が後を絶ちません。

入札談合や官製談合の未然防止を徹底するためには、発注機関における入札制度改革等の取組のほか、発注機関職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得が重要になります。本テキストは、発注機関職員向けに官製談合等の未然防止に関する知識や関連する法制度等を紹介するために作成されたもので、独占禁止法と入札談合の関係を説明する「第１編　独占禁止法と入札談合」と、入札談合等関与行為防止法について説明する「第２編　入札談合等関与行為防止法」で構成されています。本テキストが、独占禁止法や入札談合等関与行為防止法に関する理解の一助となることを期待します。

また、公正取引委員会では、本テキストを活用しつつ、発注機関の調達担当者等を対象に、独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、発注機関が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣を行うなど、独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の普及啓発に努めてきたところです。

公正取引委員会では、入札談合に対する独占禁止法の厳正かつ積極的な執行及び官製談合における発注機関に対する改善措置要求というエンフォースメントと、独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の普及啓発というアドボカシー

の双方について、車の両輪として取り組んできたところであり、今後も入札談合や官製談合の撲滅に向けてこれらの活動を続けていくこととしています。

研修講師派遣の御案内

◆公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣を行っています。

公正取引委員会への講師の派遣依頼につきましては、詳細を１８９ページに記載しています。発注機関の研修担当者におかれましては、積極的に御活用ください。

目　次

第１編　独占禁止法と入札談合----------１

１　独占禁止法の概要---------- ２

(1) 独占禁止法の目的---------- ２

(2) 不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止---------- ２

(3) 独占禁止法上の措置---------- ３

(4) 入札談合に対する独占禁止法の適用条文（第２条、第３条、第８条）---------- ３

(5) 入札談合の態様について---------- ３

ア　発注機関---------- ３

イ　入札談合の対象となる物件---------- ４

ウ　発注方法---------- ５

エ　入札談合の方法---------- ５

オ　公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（入札ガイドライン）---------- ５

(6) その他の独占禁止法違反行為の禁止（第２条、第３条、第８条、第１９条）---------- ５

ア　私的独占の禁止---------- ６

イ　不公正な取引方法の禁止---------- ６

２　入札談合事件の処理の流れ---------- ７

(1) 独占禁止法違反事件の処理の流れ---------- ７

(2) 事件の端緒の把握（事件の審査開始）---------- ８

(3) 事件の審査---------- ８

ア　行政調査（第４５条第２項、第４７条、第４８条）---------- ８

イ　犯則調査（第１０１条～第１１６条）---------- ８

(4) 入札談合に対する措置---------- ８

ア　違反行為の排除措置（第７条、第８条の２）---------- ８

イ　課徴金（第７条の２、第７条の３、第７条の７、第７条の８、第８条の３）---------- ９

ウ　課徴金減免制度（第７条の４、第７条の５、第７条の６、第８条の３）---------- １０

エ　刑事罰（公正取引委員会による告発）（第８９条、第９５条～第９５条の３）---------- １１

３　入札談合に対する発注機関の対応等---------- １２

(1) 発注機関による損害賠償請求等事例---------- １３

(2) 違約金条項---------- １３

(3) 指名停止---------- １４
(4) 公正取引委員会への通報---------- １５

４　公正取引委員会への通報---------- １６
(1) 最近の通報件数---------- １６
ア　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１０条の規定に基づく通知 ------ １６
イ　任意の通報---------- １６
(2) 通報内容例---------- １６
(3) 談合情報を提供する際の留意事項---------- １８
ア　通報の際に提供いただきたい情報---------- １８
イ　審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項 ---------- １９
ウ　公正取引委員会における談合情報の取扱い等---------- ２０

５　入札談合の防止に向けて---------- ２１

第２編　入札談合等関与行為防止法---------- ２７
１　入札談合等関与行為防止法の制定及び改正の経緯---------- ２８

２　入札談合等関与行為防止法の概要---------- ２９
(1) 行政上の措置---------- ３０
ア　入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置（第３条） ---------- ３０
イ　当該行為を行った職員に対する賠償請求（第４条）、懲戒事由の調査（第５条） -------- ３０
ウ　関係行政機関の協力規定等（第７条、第９条及び第１０条） ---------- ３０
(2) 入札等の公正を害した職員に対する処罰（第８条） ---------- ３０

３　入札談合等関与行為防止法の内容 ---------- ３１
(1) 本法が対象とする発注機関（第２条第１項～第３項） ---------- ３１
(2) 入札談合等関与行為（第２条第４項、第５項） ---------- ３２
ア　「競争により相手方を選定する方法」とは---------- ３２
イ　入札談合等関与行為---------- ３３

① 談合の明示的な指示---------- ３３
② 受注者に関する意向の表明---------- ３３
③ 発注に係る秘密情報の漏えい---------- ３３
④ 特定の談合の幇助---------- ３４
ウ これまでの入札談合等関与行為の事例---------- ３５
(3) 発注機関が講じる改善措置（第３条） ---------- ４１
過去の事件における改善措置 ---------- ４２
(4) 損害賠償（第４条） ---------- ４６
過去の事件における損害賠償の例 ---------- ４８
(5) 懲戒（第５条） ---------- ５０
過去の事件における懲戒処分の例 ---------- ５１
(6) 指定職員による調査（第６条） ---------- ５３
(7) 関係行政機関の協力規定等（第７条、第９条及び第１０条） ---------- ５４
(8) 職員による入札等の妨害（第８条） ---------- ５５
最近の入札談合等関与行為防止法刑事事件例 ---------- ５６

４ 入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等と刑事罰 ---------- ５８
(1) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求等が行われた事件で、独占禁止法違反で刑事罰が科された事例---------- ５９
(2) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、刑法の競売入札妨害罪として刑事罰が科された事例---------- ６０
(3) 入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、同法違反で刑事罰が科された事例---------- ６１

５ 入札談合等関与行為防止法に関するＱ＆Ａ---------- ６２
第２条第４項の「入札、競り売りその他競争」について ---------- ６２
Ｑ１． 「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、どのような契約方法が含まれるのですか。 ---------- ６２
第２条第５項の「職員」について ---------- ６２
Ｑ２． 国務大臣や地方公共団体の首長は、入札談合等関与行為の規定の対象になるのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。 ---------- ６２
Ｑ３． 各省庁や地方公共団体の退職者は、「入札談合等関与行為」の規定の対象になるのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。 ---------- ６３

第２条第５項の「入札談合等関与行為」について ---------- ６３
Ｑ４．　第２条第５項第３号の「特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの」とは、どのような情報ですか。 ---------- ６３
Ｑ５．　第２条第５項第４号の「入札談合等を幇助する」行為とは、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。 ---------- ６４
Ｑ６．　地方公共団体が地場産業の振興や中小企業対策の観点から分割発注や地元企業に対して優先発注を行うことがありますが、これらも「入札談合等を幇助する」行為として問題となりますか。 ---------- ６４
第３条の「改善措置要求」について ---------- ６５
Ｑ７．　公正取引委員会からの改善措置要求は、事業者の談合が実際にあった場合に限って行われるのですか。 ---------- ６５
Ｑ８．　職員の関与について、中傷・デマなど虚偽の情報が公正取引委員会に寄せられるおそれもあると思いますが、このような情報を基に公正取引委員会からの改善措置要求が行われることはないのですか。 ---------- ６５
Ｑ９．　公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果が異なることもあると思いますが、その場合にはどのような手続が採られるのですか。 ---------- ６６
第４条の「損害賠償」について ---------- ６６
Ｑ１０．　損害賠償請求に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。----- ６６
Ｑ１１．　損害賠償について、第４条第５項で「故意・重過失」を要件とした理由は何ですか。- ６７
第５条の「懲戒処分」について ---------- ６７
Ｑ１２．　懲戒については、国家公務員や地方公務員には適用法令（国家公務員法・地方公務員法）がありますが、その他の対象機関（特定法人）については、何を基にして懲戒事由を調査すればよいのでしょうか。 ---------- ６７
Ｑ１３．　懲戒事由に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。--------- ６７
第６条の「指定職員による調査」について ---------- ６８
Ｑ１４．　小規模な地方公共団体では、職員を指定して内部調査を行わせるのは難しいのではないですか。 ---------- ６８
Ｑ１５．　調査において、指定職員に加えて、外部の第三者を入れることは問題ないのですか。- ６８
第７条、第９条及び第１０条の「関係行政機関の協力規定等」について---------- ６９
Ｑ１６．　第７条で規定されている関係行政機関の連携協力とは、具体的にどのようなものが考えられますか。 ---------- ６９
Ｑ１７．　第９条に地方公共団体等への運用上の配慮に関する規定を置いた趣旨は何ですか。--- ６９
第８条の「入札等の公正を害した職員に対する処罰」について---------- ６９

Ｑ１８．　発注機関職員が、入札等の公正を害すべき行為を行った場合、刑事罰規定が適用されますが、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。---------- ６９
Ｑ１９．　刑事罰規定と入札談合等関与行為との間にはどのような関係があるのですか。------- ７０

６　入札談合等関与行為の防止---------- ７１

参考資料

資料１　官製談合事件の新聞記事 ---------- ８９
資料１－①　岩見沢市の官製談合事件（平成１５年１月３１日付）---------- ８９
資料１－②　新潟市の官製談合事件（平成１６年７月２９日付）---------- ９０
資料１－③　日本道路公団の官製談合事件（平成１７年９月３０日付）---------- ９１
資料１－④　国土交通省（水門）の官製談合事件（平成１９年３月９日付）---------- ９２
資料１－⑤　札幌市の官製談合事件（平成２０年１０月３０日付）---------- ９３
資料１－⑥　国土交通省（公用車）の官製談合事件（平成２１年６月２４日付）---------- ９４
資料１－⑦　防衛省の官製談合事件（平成２２年３月３１日付）---------- ９５
資料１－⑧　青森市の官製談合事件（平成２２年４月２３日付）---------- ９６
資料１－⑨　茨城県の官製談合事件（平成２３年８月５日付）---------- ９７
資料１－⑩　国土交通省（土木工事）の官製談合事件（平成２４年１０月１８日付）---------- ９８
資料１－⑪　鉄道建設・運輸施設整備支援機構の官製談合事件（平成２６年３月２０日付）----- ９９
資料１－⑫　東京都の官製談合事件（令和元年７月１２日付）---------- １００
資料１－⑬　首都高速道路株式会社の官製談合事件（令和８年４月２３日付）---------- １０１

資料２　官製談合事件の新聞発表文---------- １０２
資料２－①　岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について---------- １０２
資料２－②　新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について---------- １０４
資料２－③　日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対する勧告等について １０６
資料２－④　国土交通省、独立行政法人水資源機構及び農林水産省が発注する水門設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １０８
資料２－⑤　防衛施設庁が発注する土木・建築工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １１２
資料２－⑥　独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者らに対す

る排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １１４
資料２－⑦　札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １１６
資料２－⑧　国土交通省が発注する車両管理業務の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １１８
資料２－⑨　防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １２０
資料２－⑩　青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １２３
資料２－⑪　茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １２４
資料２－⑫　国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する排除措置命令、課徴金納付命令等について---------- １２８
資料２－⑬　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する改善措置要求等について－ １３１
資料２－⑭　東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令、東京都に対する改善措置要求等について－ １３３
資料２－⑮　首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令並びに首都高速道路株式会社に対する改善措置要求等について ---------- １３６

資料３　入札談合・受注調整事件（法的措置）一覧（平成２５年以降）---------- １３９

資料４　入札談合・受注調整に関して告発を行った事例（平成２年度以降）---------- １４３

資料５　主な発注機関等に対する要請等一覧（平成２８年度以降）---------- １４６

資料６　入札談合による損害賠償額の算定について---------- １４７

資料７　国が資本金の２分の１以上を出資している法人---------- １４９

参考条文・指針等

条文等１　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）（抄）－ １５１

条文等２　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）---------- １５９

条文等３　附帯決議 ---------- １６２

条文等４　参照条文 ---------- １６４

条文等５　独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針－ １６７

条文等６　公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針------- １６８

条文等７　工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（抜粋） ---------- １８１

その他

その他１　公正取引委員会組織図（令和８年度末）---------- １８３

その他２　公正取引委員会所在地---------- １８４

その他３　１分で分かる！官談法＜概要編＞---------- １８５

その他４　１分で分かる！官談法＜事例編＞---------- １８７

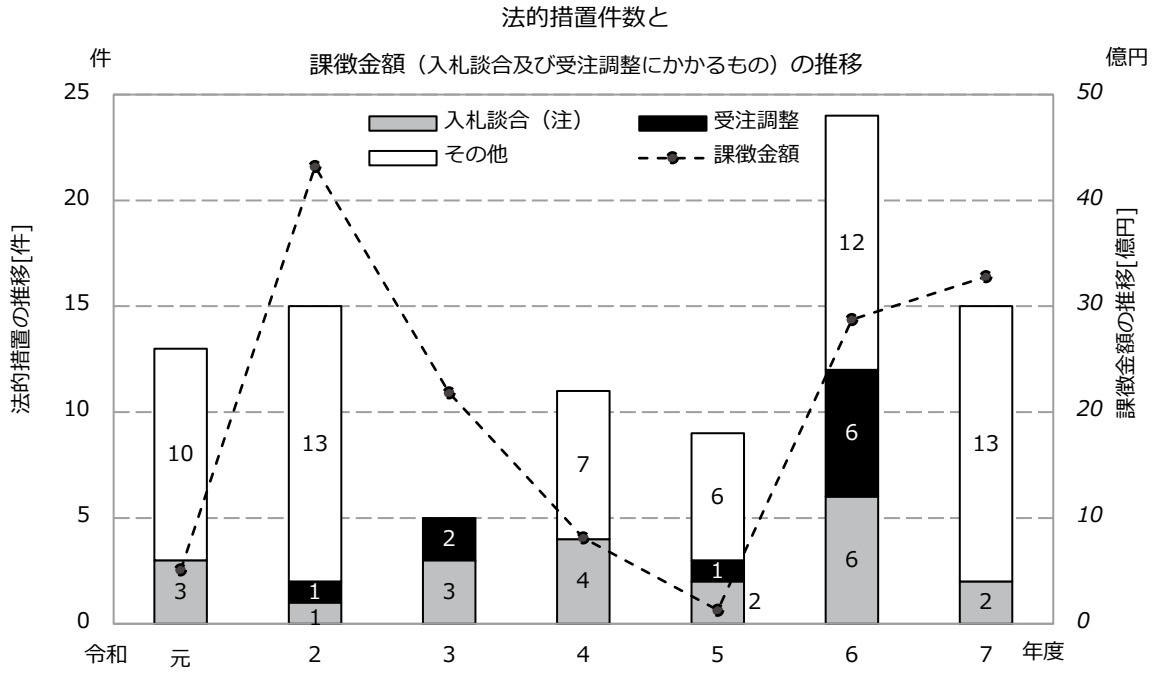
その他５　官製談合防止法・独占禁止法の研修への講師派遣について（御案内）---------- １８９

第１編　独占禁止法と入札談合

第１編 独占禁止法と入札談合

入札談合は、最も悪質な独占禁止法違反行為の一つです。公正取引委員会は、以前から入札談合に対し、独占禁止法に基づき厳正かつ積極的に対処するとともに、その未然防止を図る観点から様々な取組を行ってきています。

第１編では、独占禁止法の概要、入札談合事件の処理手続等について解説します。



（注）違反行為類型別の件数の整理について、「入札談合」とは官公需における入札・見積り合わせによる調達に対して、受注予定者を決定し、その者が受注できるようにする行為を指し、「受注調整」とは民需におけるかかる行為を指す。

（参考）最近の入札談合事件の例

① 香川県が発注する土木一式工事の入札参加事業者に対する件
（令和８年６月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

② 首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者に対する件
（令和８年４月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

③ 地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件
（令和７年１２月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

④ （公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者に対する件
（令和７年６月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

１　独占禁止法の概要

(1)　独占禁止法の目的（１５１ページ参照）

私たちの生活する自由経済社会では、様々な事業者が自由に商品やサービスを提供し、消費者が欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。こうした中で事業者は、市場における公正かつ自由な競争に参加し、商品の品質向上、技術開発、低価格化等によって、自らの商品やサービスを消費者から選んでもらえるよう事業活動を行います。

ところが、一部の事業者が自らの利益を守る目的で、市場の独占やカルテル・入札談合等を行うことにより、市場の競争を制限・阻害することも少なくありません。

そこで、公正かつ自由な競争を促進するために制定されたのが「独占禁止法」です。この法律は、私的独占、不当な取引制限（カルテル・入札談合)、不公正な取引方法等を禁止しており、消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としています。

(2)　不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止

入札談合は、典型的には、国や地方公共団体などが発注する公共工事や物品等の公共調達に関する入札の際、入札参加者間で受注する事業者や受注金額等を決めてしまう行為です。本来、個々の事業者が受注するかどうかについてそれぞれ自主的に判断すべきところ、入札談合は、入札参加者が共同してどの事業者が受注するかなどについてのルールを定めて、特定の事業者が受注することを決定し、入札における競争が有効に行われないようにするものですから、不当な取引制限の一類型に当たります。

入札参加者があらかじめ受注する事業者や受注金額等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限する入札談合は、入札制度の実質を失わせるものであり、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為です。入札談合がなければ、より低い金額でより品質の良い工事や物品を調達できたかもしれません。公共工事や物品の公共調達に関する入札における入札談合は、公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。また、非効率な事業者を温存し、事業活動を停滞させる等の弊害をもたらすことから、独占禁止法で禁止されています。

⑶　独占禁止法上の措置

事業者が独占禁止法に違反すると、公正取引委員会から当該違反行為を排除するために必要な措置を命ずる排除措置命令や、金銭的不利益を課す課徴金納付命令が出されるほか、悪質かつ重大な事案等に対しては刑事告発が行われることがあります（１５８ページ及び１６７ページ参照）。

⑷　入札談合に対する独占禁止法の適用条文（第２条、第３条、第８条）

【独占禁止法（抄）】
第２条
⑥　この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。
第３条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
第８条　事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
一　一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
二～五（略）

入札談合には、事業者間で行われる場合と事業者団体によって行われる場合があります。入札談合が、事業者間で行われれば独占禁止法第３条の規定に、事業者団体によって行われれば独占禁止法第８条第１号の規定に違反することになります。

なお、入札談合は、「商品や役務の品質を確保するため」、「事業者間の受注の均等化を図るため」、「各事業者の営業活動やこれまでの受注との継続性や関連性を尊重するため」といった理由により正当化されるものではありませんし、仮に、発注機関職員による受注者に関する意向の表明等があったとしても事業者等による入札談合が許されるわけではありません。

⑸　入札談合の態様について

ア　発注機関

入札談合の被害を受けるリスクは、どのような発注機関にもあります。国の機関、地方公共団体、政府出資法人等のいずれの発注機関も常に警戒する必要があります。また、地方支分部局等を対象とした入札談合も起きていますので、注意が必要です。

過去には、国や地方公共団体が発注する公共工事に関する事件のほか、国公立病院や地方公共団体が設置している特別養護老人ホーム等が発注する寝具類の賃貸・洗濯業務に関する事件（平成１３年（勧）第１２号）、地方

公共団体の出資している公社が発注する建設関連業務に関する事件（平成３０年(措)第１４号）、独立行政法人が発注する医薬品に関する事件（令和４年(措)第３号）等が起きています。

イ　入札談合の対象となる物件

入札談合といえば公共工事を思い浮かべがちですが、入札談合はありとあらゆる調達物件で起こり得るものです。過去には次のような事例も起きていますので、工事を発注しない部門でも入札談合に対する問題意識を持つことが重要です。

また、調達物件だけでなく、入札によって売却する物品についても入札談合は起こり得ることにも留意が必要です。

業務の例

- ○**国立病院等の受付業務等の特定医事業務**（平成 12 年（勧）第 4 号）
- ○**建設コンサルタント業務**（平成 14 年（勧）第 1 号）
- ○**国立病院等における臨床検体検査業務**（平成 15 年（判）第 6 号）
- ○**建設資材の実例価格の調査業務**（平成 15 年（勧）第 18 号）
- ○**水又は土壌の環境測定分析業務**（平成 17 年（勧）第 10 号）
- ○**林道調査測量設計業務**（平成 19 年（措）第 18 号）
- ○**車両の運転等の車両管理業務**（平成 21 年（措）第 9 号）
- ○**浄水場の排水処理施設運転管理作業**（令和元年（措）第 4 号）
- ○**機械警備業務**（令和 4 年（措）第 1 号）
- ○**データプリントサービス**（令和 4 年（措）第 2 号）
- ○**地質調査業務**（令和 5 年（措）第 5 号）
- ○**中学校スクールランチ調理等業務**（令和 6 年（措）第 6 号）
- ○**新型コロナウイルス感染症患者移送業務**（令和 6 年（措）第 7 号）
- ○**東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等**（令和 7 年（措）第 10 号）
- ○**線路の跨線橋点検業務**（令和 7 年（措）第 15 号）
- ○**道路清掃業務**（令和 8 年（措）第 1 号）

物品の例

- ○**下水処理場向け低食塩次亜塩素酸ソーダ**（平成 10 年（勧）第 22 号）
- ○**学校向け理科教材**（平成 14 年（勧）第 21 号）
- ○**郵便番号自動読取区分機類**（平成 10 年（判）第 28 号）
- ○**医療用エックス線装置に係る検診車**（平成 20 年（措）第 8 号）
- ○**地方公共団体が売却する溶融メタル等**（平成 20 年（措）第 17 号）
- ○**机、いす、収納家具（ロッカー、書庫等）等の什器類**（平成 22 年（措）第 8 号）
- ○**消防救急デジタル無線機器**（平成 29 年（措）第 1 号）
- ○**個人防護具**（平成 29 年（措）第 8 号）
- ○**特定活性炭**（令和元年（措）第 9 号）
- ○**警察官用制服類**（令和 2 年（措）第 2 号）
- ○**医薬品**（令和 4 年（措）第 3 号）
- ○**コンピュータ機器**（令和 4 年（措）第 4 号、令和 4 年（措）第 5 号）
- ○**再生巻取用紙**（令和 6 年（措）第 2 号）
- ○**豚熱ワクチン**（令和 7 年（措）第 1 号）

ウ　発注方法

入札談合の対象となる発注方法には、総合評価落札方式を含む一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。このような契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとして取り扱っています。

エ　入札談合の方法

過去には、入札前に「○○研究会」等といった受注予定者を決定するための会合を開催して受注予定者を決定していた事例、点数制や順番制（注）によって受注予定者を決定していた事例、当番幹事が指名業者間の話合いの司会を行い、指名業者から受注希望の有無を聴取して話合いによる円満解決への助言等を行うこと等を定めていた事例、発注機関職員から落札予定者となった旨の連絡（いわゆる「天の声」）を受けた者を受注予定者としていた事例等があります。

（注）　点数制とは、例えば、事業者団体の構成事業者の指名実績及び受注実績を基に一定の算定方法により算出した点数が最も高い（低い）者から優先的に受注予定者を定める方式をいいます。順番制とは、例えば、あらかじめ定めた順番により受注予定者を定める方式をいいます。

オ　公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（入札ガイドライン）（１６８ページ参照）

公正取引委員会では、入札に係る事業者や事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるのかについての考え方をまとめた「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表しています。発注機関においても、寄せられた談合情報等を分析・評価する際に参考にしてください。

(6)　その他の独占禁止法違反行為の禁止（第２条、第３条、第８条、第１９条）

【独占禁止法（抄）】
第２条
⑤　この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑨　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
一～六（略）
第３条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。
第８条　事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
一～四（略）
五　事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。
第１９条　事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

ア　私的独占の禁止

事業者が単独で又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売等の手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害したりして市場を独占しようとする行為や、有力な事業者が、株式の取得、役員の派遣等により、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする行為等は、「私的独占」として禁止されています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、違法とはなりません。

過去には、公共入札に関する事案として、医療用ベッドの製造販売業者が発注機関側に自らの製品のみが適合する仕様書の作成を働きかけ、自らの製品のみが納入できる仕様書による入札を実現した（競争業者を排除した）ことなどについて、私的独占に該当するとされた事例があります（パラマウントベッド㈱に対する件（平成１０年（勧）第３号））。

イ　不公正な取引方法の禁止

独占禁止法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。入札談合との関係では、例えば、受注予定者が落札できるように取り決めた場合について、これに従わない事業者に対して取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が、独占禁止法に違反することになります。

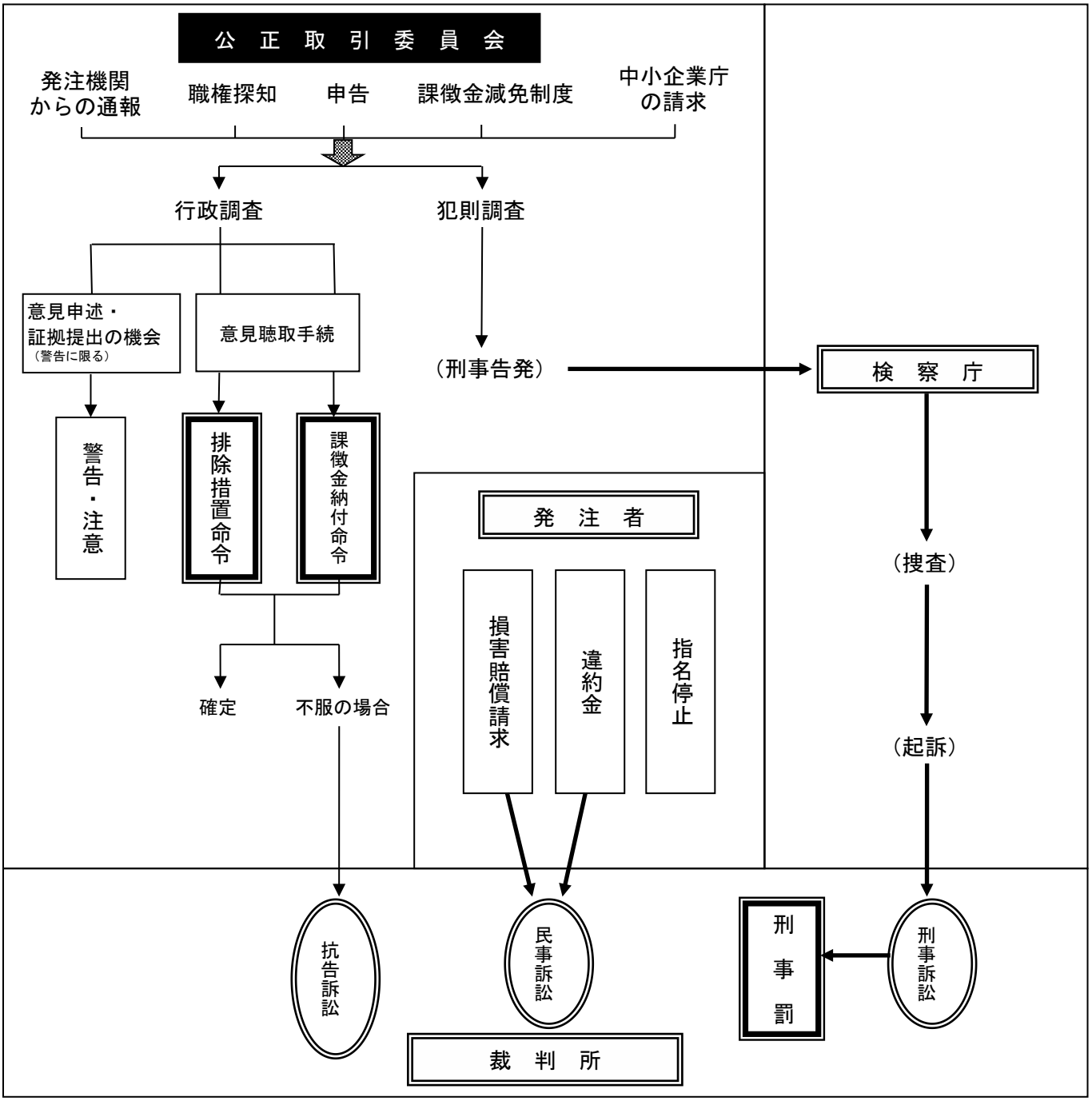
事業者が上記のような行為を行えば、独占禁止法第１９条の規定に、事業者団体が事業者に同様のことをさせるようにすれば、独占禁止法第８条第５号の規定に違反することになります。

２　入札談合事件の処理の流れ

(1)　独占禁止法違反事件の処理の流れ

公正取引委員会による独占禁止法違反事件の処理は、①事件の端緒の把握（違反の疑いがあるとの情報の入手）⇒②事件の審査（違反の疑いがある具体的な事件についての調査）⇒③措置の順に行われます。刑事・民事を含めた処理の流れを図示すると次のとおりです。

入札談合事件処理の流れ



⑵　事件の端緒の把握（事件の審査開始）

公正取引委員会が、入札談合について審査を開始するのは、次のいずれかの方法で情報を入手したときです。

ア　一般の人からの報告（「申告」と呼んでおり、誰でも行うことができます。第４５条第１項）

イ　職権探知（公正取引委員会が自ら違反を発見する場合。第４５条第４項）

ウ　課徴金減免制度を利用した違反行為についての報告及び資料の提出（第７条の４、第８条の３）

エ　発注機関からの通報（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１０条）

オ　中小企業庁からの請求（中小企業庁設置法第４条第７項）

これらの情報を事件の「端緒」（違反の手掛かり）と呼んでいます。

⑶　事件の審査

ア　行政調査（第４５条第２項、第４７条、第４８条）

違反行為を行っている疑いがある事業者の事務所その他必要な場所への立入検査を行い、帳簿、取引記録等の関係資料を収集するなどして調査します。また、必要に応じて、関係者から事情聴取等を行い、違反行為に関する証拠を収集します。

イ　犯則調査（第１０１条～第１１６条）

犯則調査の対象となる事件の調査を行う場合、裁判官が発する許可状によって、関係事業者の臨検、捜索を行い、必要な物件を差し押さえます（調査の結果、刑事告発が相当と認められれば、検事総長に告発を行います。）。

⑷　入札談合に対する措置

入札談合等の独占禁止法違反行為に対しては、次のような法的措置が採られます。

ア　違反行為の排除措置（第７条、第８条の２）

公正取引委員会は、排除措置命令という行政処分により、例えば次のような排除措置を命じます。

①　違反行為の取りやめ又は取りやめていることの確認

②　違反行為の実効性確保手段の取りやめ又は今後行わないことの確認

③　排除措置命令を受けた他の違反行為者及び発注者に対する通知

④　自社の従業員に対する周知徹底

⑤　将来、同様の違反行為を行わないこと（不作為命令）
⑥　独占禁止法の遵守についての行動指針の作成等
⑦　公正取引委員会に対する報告

イ　課徴金（第７条の２、第７条の３、第７条の７、第７条の８、第８条の３）

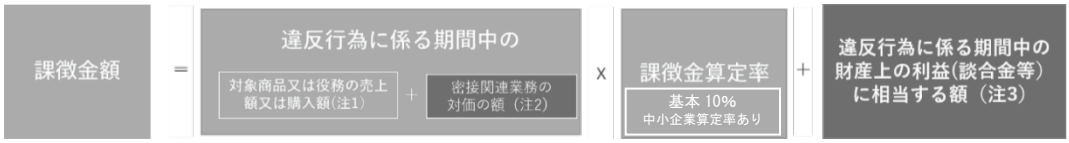
カルテル・入札談合等を行った事業者には、違反行為の排除に加えて、一定の算式に従って計算された課徴金の納付が命じられます。

入札談合は、受注予定者が決めた価格で落札できるよう協力するものであり、対価に係るカルテルとして、課徴金の対象になります。

なお、課徴金は、税務上損金に算入することができません。

課徴金の算式
（カルテル・入札談合）

課徴金の額は、違反行為に係る期間中（始期は調査開始日から最長１０年前まで遡及）の対象商品又は役務の売上額等と密接関連業務の対価の額を合計したものに算定率を掛け、財産上の利益（談合金等）に相当する額を加えて算定されます。



（注１）　違反事業者のものに加え、違反事業者からの指示や情報に基づき対象商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）に係るものも対象となります。

（注２）　密接関連業務は、違反行為に係る商品又は役務の供給を行わないことを条件として行う一定の業務をいい、違反事業者及び完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が行ったものが対象となります。

（注３）　財産上の利益（談合金等）に相当する額は、対象商品又は役務を供給しない又は購入しないことに関して得た金銭等をいい、違反事業者及びその完全子会社等（違反行為をしていない者に限ります。）が得たものが対象となります。

※ カルテル・入札談合に対する課徴金算定率については、以下のような加算要素が規定されています。

・　違反行為を繰り返した場合（注４）、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合にはそれぞれ課徴金額が１．５倍になります。

・　違反行為を繰り返し、かつ、違反行為において主導的な役割を果たした場合には、課徴金額が２倍になります。

（注４）　１０年以内に違反事業者自身が繰り返した場合だけでなく、１回目の違反行為をした事業者を完全子会社とする事業者による違反、１回目の違反行為をした法人と合併した法人、１回目の違反行為をした法人から対象事業を譲り受け又は、分割により承継した法人による違反も対象となります。

※ 課徴金制度の詳細は、公正取引委員会のウェブサイトを御覧ください（https://www.jftc.go.jp/dk/seido/katyokin.html）。

ウ　課徴金減免制度（第７条の４、第７条の５、第７条の６、第８条の３）

公正取引委員会に対し、自ら行った違反行為について事実の報告及び資料の提出を行うなど、一定の要件を満たすことにより、課徴金の免除又は減額を受けることができます。

課徴金減免制度

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	協力度合いに応じた減算率
前	１位	全額免除	
	２位	２０％	＋最大４０％
	３～５位	１０％	
	６位以下	５％	
後	最大３社（注）	１０％	＋最大２０％
	上記以外	５％	

- 申請順位に応じた減免率に、事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率を付加
- 申請者数の上限はなし（全ての調査対象事業者に減免申請の機会あり）
- 事業者による協力の内容と公正取引委員会による減算率の付加について両者間で協議
- 減免申請の方法は電子メール

（注）調査開始日前の減免申請者の数と合わせて５社以内である場合に適用

※　課徴金減免制度の詳細は、公正取引委員会のウェブサイトを御覧ください（https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/genmen_2.html）。

【課徴金減免申請件数の推移】　　（単位：件）

	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
申請件数	７３	３３	５２	２２	１５６	１０９	１８２

課徴金減免制度の適用については、公正取引委員会から積極的に公表しないこととしていましたが、法運用の透明性等の観点から、平成２８年６月１日以降に課徴金減免の申請を行い同制度が適用された事業者について、当該事件の報道発表において免除の事実又は減額の率を一律に公表することとなりました。

エ　刑事罰（公正取引委員会による告発）（第８９条、第９５条～第９５条の３）

カルテル・入札談合を行うと、犯罪行為として独占禁止法に基づき刑事罰を受けることがあります。カルテル・入札談合を実際に行った者は、５年以下の拘禁刑又は５００万円以下の罰金に処せられます。（第８９条）

また、両罰規定（第９５条）により、カルテル・入札談合を実際に行った者のほかに事業者及び事業者団体に対しても５億円以下の罰金が科されます。

そのほか、法人の代表者や事業者団体の役員がカルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為の計画を知り、その防止に必要な措置を採らなかった場合等には、当該代表者や役員に対しても５００万円以下の罰金が科されます（第９５条の２、第９５条の３）。

なお、公正取引委員会は、刑事告発等に関して、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表しています（１６７ページ参照）。

３　入札談合に対する発注機関の対応等

カルテル・入札談合等の独占禁止法違反行為を行った事業者又は事業者団体は、公正取引委員会による排除措置命令等が確定した場合、違反行為により損害を被った被害者に対して無過失損害賠償責任を負います（第２５条）。また、公正取引委員会の確定排除措置命令等がなくても、被害者は民法第７０９条等の規定により損害賠償等を求めることができます。

近年、入札談合によって損害を被った国・地方公共団体等の発注機関が、事業者に対し、独占禁止法第２５条や民法第７０９条等の規定に基づき損害賠償等を請求する事例や、地方公共団体の住民が地方自治法第２４２条の２の規定に基づき、地方公共団体に対して事業者に損害賠償を請求することを求める住民訴訟を起こす事例があります。

（注）　住民監査請求に係る「１年ルール」の解釈について
　地方自治法において住民訴訟を提起するためには住民監査請求を経る必要があり、監査請求については、対象となる行為のあった日又は終わった日から１年を経過したときは、正当な理由がない限り、監査請求をすることができないと規定されています（地方自治法第２４２条第２項）。しかし、入札談合を行った事業者に対する発注機関の損害賠償請求権の行使を怠る事実についての監査請求には、原則として１年の期間制限は及ばないとする最高裁の判断が示されました（平成１４年７月２日最高裁第三小法廷判決）。

このほか、契約書に入札談合を行った場合における違約金条項や損害賠償予定条項を設定する発注機関もあります。

なお、入札談合に対する損害賠償請求には、従来、被害者による損害額の立証が困難であるという問題がありましたが、民事訴訟法第２４８条により、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な額の損害額を認定することが可能となり、同条に基づき損害額を確定した判例の蓄積が進んでいます（１４７ページ参照）。

(1)　発注機関による損害賠償請求等事例

国の例としては、国土交通省地方運輸局発注の自動車検査用機械器具談合事件（平成１３年１１月６日勧告審決）について、平成２０年に民法第７０４条に基づく不当利得返還請求訴訟が提起され、東京地方裁判所において請求の一部が認容される判決が出されています（平成２５年４月２４日）。

地方公共団体の例としては、国の機関及び地方公共団体発注の大気常時監視自動計測器の製造販売業者による入札談合事件（平成２０年１１月１２日排除措置命令）について、岡山県が民法第７０９条に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、岡山地方裁判所において請求の一部が認容される判決が出されています（平成２６年１１月１１日）。

政府出資法人の例としては、平成２０年１２月に、旧日本道路公団発注の鋼橋上部工工事の入札談合事件（平成１７年１１月１８日勧告審決）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、事業者らに対し、独占禁止法第２５条の規定に基づく損害賠償請求訴訟２２件（注）を提起し、１件について和解が成立し、６件について東京高等裁判所において請求の一部が認容される判決が出されています。

（注）　うち１１件は訴え取下げ。

(2)　違約金条項

例えば、国土交通省は、平成１５年６月から、入札談合等の不正行為を行った受注者に対し、請負代金額の１０％を違約金として支払わせる違約金条項を設けています。また、平成１７年１０月（政府調達に関する協定の適用を受ける工事以外の工事については平成２４年１２月）からは、入札談合において主導的役割を果たしたなど一定の要件を満たした受注者に対し、請負代金額の１５％を違約金として請求する違約金条項を加え、対策を強化しています。

国土交通省「工事請負契約書の制定について」（最終改正　令和６年１２月１３日）（抄）

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第５４条の２（A）　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注

者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の３第２項又は第３項の規定の適用があるとき。

二　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　受注者が前２項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

４　受注者は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

５　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

［注］（A）は、政府調達に関する協定（平成７年 12 月８日条約第 23 号）の適用を受ける工事以外の工事の場合に使用することとする。

［注］　政府調達に関する協定（平成７年 12 月８日条約第 23 号）の適用を受ける工事の場合については、第５４条の２（B）が使用されることとされている。

(3)　指名停止

入札談合が生じた際の指名停止措置について、国、特殊法人等の公共工事の発注者で構成される中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」といいます。）では、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」やその「運用申合せ」を制定しています（１８１ページ参照）。例えば、「当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき」は、「当該認定をした日から２か月以上９か月以内」等といった基準が示されており、当該期間の範囲内で発注者が情状に応じて指名停止期間を定めることとされています。

また、指名停止を開始する時期について、上記「運用申合せ」では、排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発等を知った後、速やかに指名停止を行うものとするとされており、中央公契連への参加機関においては、これに準拠した措置を採ることとされています。

なお、公正取引委員会の行う立入検査等の審査活動は、その事件が独占禁止法に違反しているのかどうかの調査を行っている段階であり、当該時点においては、公正取引委員会として最終的な判断を示しているわけではありません。これを踏まえ、上記「運用申合せ」においても、指名停止時期としては、排除措置命令等、公正取引委員会の判断が示された時点が基準とされています。

(4)　公正取引委員会への通報（後記４参照）

こうした措置のほか、発注機関は、公共工事における入札談合等に関する情報等（以下「談合情報」といいます。）を収集した場合には、平成１３年４月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「公共工事入札・契約適正化法」といいます。）の規定に基づき、公正取引委員会に対して通知することとされています。

また、発注機関は、公共工事入札・契約適正化法に基づく通知以外に、公正取引委員会に対して任意に談合情報の通報を行う場合があります。

４　公正取引委員会への通報

(1)　最近の通報件数

ア　公共工事入札・契約適正化法第１０条の規定に基づく通知

公正取引委員会にとって、発注機関から寄せられる談合情報は大変重要なものです。

公共工事入札・契約適正化法第１０条は、国、地方公共団体、特殊法人等全ての公共工事の発注機関に対して、入札談合等の行為があったことを疑うに足りる事実があるときには、公正取引委員会に通知することを義務付けており、同法に基づく通知件数は、令和７年度においては１件（令和６年度は３件）ありました。

■　公共工事入札・契約適正化法（平成１２年法律第１２７号）（抄）

第１０条　各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

イ　任意の通報

また、上記の公共工事入札・契約適正化法に基づく通知以外に、発注機関から公正取引委員会に対して任意に談合情報の通報が行われることがあります。この件数は令和７年度においては１２４件（令和６年度は２４０件)ありました。

【公正取引委員会への通知等件数の推移】　（単位：件）

	令和３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
通知	２	５	３	３	１
任意通報	２５１	２２５	２３８	２４０	１２４

(2)　通報内容例

外部から発注機関に談合情報が寄せられた場合だけでなく、入札参加者の行動から、発注機関の経験等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合も、その情報は通報の対象となります。

例えば、次のような場合がこれに該当します。

【ケース1】

発注する工事の種類・規模ごとに、入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっている等、落札結果に何らかの規則性がみられる。

（例）・　Ａ発注機関の甲種工事では、受注回数にかかわらず各入札参加者の過去の年度ごとの受注額がほぼ均一であった。

・　Ｂ発注機関の乙種工事では、年度によって発注件数が異なるにもかかわらず、各入札参加者の過去の年度ごとの受注件数割合（受注件数／発注件数）がほぼ均一であった。

【ケース2】

ケース1のような規則性が無くても、複数回の入札ごとに1番札が同じである、あるいは、入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するというような不自然な状況等がみられる。

（例）・　Ｃ発注機関の丙物件では、入札価格が予定価格に達せず、３回にわたり入札が行われたが、３回目の入札までに１社を除いて入札参加者は辞退し、応札したのは、寄せられた情報で落札予定者として名前が指摘されている入札参加者のみであった。

・　Ｄ発注機関の丁物件では、通常は落札率が９５％前後で推移しているにもかかわらず、特定の業者が入札に参加した場合には、落札率が７０％前後まで大幅に下落しており、類似物件でも同様の状況がみられる。

・　Ｅ発注機関の戊物件は、昨年度とほぼ同じ発注内容であるにもかかわらず、前年度の落札者が前年度の落札金額よりも高い金額で応札し、再入札になると辞退していた。

・　Ｆ発注機関の己物件は、多品目にわたり一括発注されているが、品目ごとに落札者が特定の１社に固定され、毎年、同じ入札参加者が過去の落札金額よりも高い金額で応札し、落札していた。

【ケース3】

調達担当部局において入手した情報が、単発の入札談合に係るものではなく、入札参加者間の落札ルールの存在を示すものであり、また、これを裏付ける具体的な資料等の提供を受けた。

（例）・　Ｇ発注機関の庚物件では、寄せられた情報によれば、前回工事と関連する工事は継続して同一業者が落札するというものであった。そこで、過去の入札結果を調べたところ、いずれの入札においても、前回工事の関連業者が継続して落札していた。

・　Ｈ発注機関の辛物件では、寄せられた情報によれば、工事を受注することになった業者が他の入札参加業者の添付書類も作成することになっていた。そこで、電子ファイルで提出された添付書類のプロパティ欄を確認したところ、提出した業者とは異なる業者名（工事を受注した業者名）になっていた。

なお、上記以外にも様々な場合が通報の対象になると考えられます。

(3)　談合情報を提供する際の留意事項

ア　通報の際に提供いただきたい情報

公正取引委員会では、

① 談合情報の概要（発注機関が談合情報を受けた日時、情報提供者、通報を受けた者（発注機関の担当者）、情報入手手段（電話、書面等）、情報内容等）

② 談合情報のあった物件の概要（発注部署、物件名、入札（予定）日、種目、入札方法、予定価格公表時期、入札参加業者公表時期、予定価格等）

③ 談合情報への対応の概要（（情報提供者から事情聴取等を行った場合）事情聴取結果、（再入札を行った場合）再入札結果等）

④ （入札等を実施した場合）入札結果等について（入札調書：入札参加業者名、入札価格、落札業者名、落札価格等）

等について情報提供を受けています。

発注機関の方に、特に提供していただきたい情報は、上記の情報のほか次の３点です。

(ｱ) 入札調書等、当該入札に関する情報（加工せず、提供していただくようお願いします。）

(ｲ) 発注機関側の経験や、寄せられている情報等により存在が予想される談合ルールや入札談合の方法に関する情報

(ｳ) 当該物件についての公開情報の有無、（ある場合には）公開場所、また、当該物件についての年間発注額等当該物件に関する関連情報

なお、入札の前後に不審な点が認められる入札や、新聞記事で入札談合の疑いがあると報道された入札等について、発注機関としての経験を踏まえて入札談合の疑いがあると判断される場合に（この判断においては、下記イに御留意願います。）情報を提供してください。

※ 望ましい情報提供の例

当事務所（発注機関）が令和６年○月○日に入札を執行した「△△工事」について、令和６年□月□日午後４時ごろ、○○から書面にて談合情報が当事務所会計課に寄せられたので連絡します。

情報の内容は、「△△工事」では、○○㈱、△△㈱、□□㈱……の８社が指名を受けているが、業者が談合し、東京都千代田区に所在する○○㈱が××万円で落札するということが既に決まっているとするもので、また、談合のルールは、指名を受けた業者は入札の２日前に○○所在の◇◇会館に集まって話合いを行い、①受注を希望する者が１名のときは、その者を受注予定者とする、②受注希望者が複数のときは、工事場所、過去の受注工事との関連性又は継続性等の事情を勘案して、受注希望者間の話合いで決定するというものです。

当事務所では、談合の事実が確認できないと判断し、当日の入札を執行しましたが、談合情報どおりの業者が落札しました。

なお、当該物件の入札調書、同種の物件について、入札日、過去の指名業者・受注業者、発注金額等の入札実績の一覧表、業者名簿等を関連情報として提供します。

イ　審査活動の妨げとならないよう発注機関において留意していただきたい事項

公正取引委員会に談合情報を提供した（したい）ということが外部に明らかになると、事業者における証拠隠滅を容易にする等、その後の公正取引委員会の審査活動に支障が生じるおそれが強いため、情報提供に当たっては次の事項に御留意願います。

【留意事項①】

一般的に談合情報を公正取引委員会に通報している旨を公表することは差し支えありませんが、個別の事案に関して、公正取引委員会に情報提供を行った（又は行う）事実については、内密に願います（報道機関に対しても同様の対応をお願いします。）。

【留意事項②】

談合情報があった場合、発注機関において、寄せられた情報の信憑性の判断を行うために独自に調査をする場合には、当該調査の趣旨が事業者側に分からないような手段（情報提供者が明らかな場合には当該提供者から事情聴取を行う、当該情報に関する物件と同種類又は同規模の物件の入札結果を分析する等）により行うようお願いします。

なお、これらの点については、公共工事入札・契約適正化法に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和６年１２月１３日一部変更閣議決定）においても、発注機関は談合情報の取扱要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、当該要領において各種手順を定めるに当たって公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意することとされています。

■公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和６年１２月１３日一部変更閣議決定）（抄）

第２　入札及び契約の適正化を図るための措置
３　主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項
⑴　談合情報等への適切な対応に関すること
法第１０条は、各省各庁の長等に対し、入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならないこととしている。これは、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに、再発の防止を図ろうとするものである。各省各庁の長等は、その職員に対し、法の趣旨の徹底を図り、適切な対応に努めるものとする。その際、例えば、法第１３条第１項に基づく入札金額の内訳の確認を行うとともに、入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。
各省各庁の長等は、法第１０条の規定に基づく公正取引委員会への通知義務の適切な実施のために、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表するものとする。要領においては、談合情報を得た場合等の前記違反行為があると疑うに足りる事実があるときにおける内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い（談合情報対応マニュアル）等について定めるものとする。なお、これらの手順を定めるに当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意するものとする。

ウ　公正取引委員会における談合情報の取扱い等

公正取引委員会は、様々な方から情報提供を受けるほか、自ら情報収集を行うこと等により、入札談合等の独占禁止法違反行為の発見に努めており、発注機関から寄せられる談合情報も貴重な情報の一つとして活用しています。

独占禁止法違反事件の審査においては、事件として立件するに当たり、一つの情報だけでは端緒として不十分であることが多いため、それに関連する様々な情報を収集する必要があります。寄せられた談合情報については、公正取引委員会から追加資料の提供等の協力を求める場合がありますので、その際は積極的な御協力をお願いします。

また、寄せられた談合情報だけで独占禁止法違反か否かを直ちに判断することは難しく、審査には長期間を要する場合があります。

なお、公正取引委員会では、審査に支障を来すおそれがあるため、審査中の事件に関するお問い合わせにはお答えできないことになっています。

５　入札談合の防止に向けて

発注機関は、公共調達におけるより効果的な競争を促進し、入札談合のリスクを減らすために、例えば、次のような手段を講じることが求められています。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和６年１２月１３日一部変更閣議決定）（抄）

・　低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格（中略）については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、（中略）建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうることから、入札の前には公表しないものとする。

・　予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること（中略）等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。

・　一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴を有している。（中略）こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとする。

・　指名競争入札については、（中略）競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。（中略）公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、（中略）いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

・　総合評価落札方式は、（中略）価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。（中略）各省各庁の長等はこうした総合評価落札方式の性格を踏まえ、工事の性格等に応じた適切な活用を図るものとする。

・　競争参加資格の設定は、（中略）過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど（中略）必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。

・　共同企業体については、（中略）受注機会の配分との誤解を招きかねない場合があること、（中略）予備指名制度により談合が誘発されかねないこと等の問題もあることから、各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用するものとする。

・　入札結果の事後的・統計的分析を活用するなど入札執行時及び入札後の審査内容の充実・改善に努めるものとする。

・　公共工事の入札及び契約に関する談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、（中略）建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施することと併せて、各省各庁の長等による指名停止についても、公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし、再発防止を図る観点から厳正に運用するものとする。（中略）独占禁止法違反行為に対する指名停止に当たり、課徴金減免制度の適用があるときは、これを考慮した措置に努めるものとする。

・　入札談合については、談合の再発防止を図る観点から、各省各庁の長等は、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により、その不正行為の結果として被った損害額の賠償の請求に努めるものとする。

・　電子入札システムの導入は、入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止にも一定の効果が期待される（後略）。

公共調達における入札談合撲滅に関する理事会勧告（注）
（令和５年６月８日ＯＥＣＤ理事会改定）（抄）（仮訳）

１　各部門における規制担当官庁と協力の上、問題となった市場の全体的な特徴を把握すること。

２　リスクが高い、影響が大きい又は価格が高い契約については特に、入札手続の開始前に、以下の適切な市場調査を実施すること。
①　調達ニーズ、他地域又は他国市場の者を含む潜在的な供給者、並びに重要なコスト及び市場要因に適合する供給の選択肢を特定し、入札準備のための情報を提供するとともに応札内容の評価に役立つ調査。

②　各調達機会における競争を促進する調達戦略を立案する際に考慮される調査。

3　以下の方法により、潜在的な入札者の参加を最大化することを通じて競争を促進すること。

①　透明かつ非差別的であるとともに、信頼できる入札者の公共入札への参加を不当に抑止すること、既存事業者を有利にすること又は新規の供給者の参加を不必要に困難にすることのない参加資格を設定すること。

②　代替品の供給者も含む最も多くの入札参加者を入札へ誘引するとともに、あり得る供給方法の予測可能性を下げることで共謀をより困難なものとするために、可能な限り、実施方法よりも達成されるべき結果に着目して、入札の仕様及び契約条件を決定すること。

③　可能かつ適切な場合には、他国又は当該国内の他地域からの入札参加を許可すること。

④　競争を促進し、より多くの入札を得る可能性がある場合には、調達ニーズをより大きな入札に集約する、又はそれに代わって、中小企業が、仮に契約全体について入札することはできなくとも契約を分割するなどにより、入札に参加できるようにすることを検討すること。

4　フレームワーク合意、集中購買、共同入札及び下請の実施が共謀リスクを引き起こし得るか否かを評価すること。

5　入札参加者が相互に特定し合うこと又は相互に会い、意志疎通し、及び情報交換を行う機会を入札参加者に与えることを避けるように入札手続を設計すること。

6　入札の企画に係る情報提供のため、定期的に過去の入札の競争水準を見直すこと。

7　入札の仕様並びに選考及び評価の基準の設計は、①当該入札手続における競争の程度及び有効性を向上させ、②信頼できる十分な数の潜在的入札者が当該市場に確保されるように行うこと。

8　入札仕様及びその他の入札に関する情報を明確にした上で、可能な限り、標準化された一般的契約条件を用いること。

9　調達機会の公示、入札及び入札関連書類の提出から、契約書への署名、支払い、送付及び受領並びに契約終了まで、調達手続の全ての段階において、可能な限り、電子調達システムを用いる。これらのシステムは、より広範な入札参加者がアクセスでき、より安価で、共謀リスクを減少させるものであり得る。

10　信頼でき、包括的な調達データベースであって、以下の条件を満たすものを保持する。
①　契約機関横断的に一貫している。
②　調達手続の全ての段階を対象としており、競争促進的な入札の設計と適切な法執行を支援する。
③　（落札者及びその他の者の両方の）入札データ及び（改定情報及び下請契約情報を含む）契約に関するデータ並びに入札談合が行われたか否かの評価を容易にする主要な変数（事業者の識別子等）を含んでいる。
④　公共調達担当官及び競争当局等の関連法執行当局がアクセス可能である。

11　契約条件に合致するように契約が履行されること、及び契約の再交渉が明確、具体的かつあらかじめ定められた条件下で行われることを確保する。

12　全ての入札参加者に対し、独自に入札決定を行う旨の誓約書のような、当該入札は真正かつ非共謀的なものであり、仮に入札参加者が落札した場合は契約を締結するという意思を伴うものである旨の証明書に署名することを要求する。

13　入札の募集要領に、当該国に存在する入札談合に対する制裁についての警告を記載する。例えば、罰金、収監及び競争法に基づくその他の制裁や、一定期間の公共入札参加禁止、入札が真正かつ非共謀的なものであるとする証明書への不実署名に対する制裁、契約機関に対する損害賠償責任について記載する。

（注）　本理事会勧告は、令和５年６月８日に、ＯＥＣＤ閣僚理事会において改定された。詳細は、https://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigai/oecd_file/06_fighting-bid-rigging-in-public-procurement.pdf を参照。

公共調達における入札談合撲滅のためのガイドライン（注）
（令和７年６月ＯＥＣＤ競争委員会改定）（抄）（仮訳）

○　入札談合のリスクを減らす調達手段を設計するためのチェックリスト
１　入札手続の設計前に情報収集を行う
２　真に競争的な入札者の数を最大化する
３　入札参加条件を明確にし、予測が容易にならないようにする
４　入札参加者間の情報交換を減少させ、情報開示は慎重に行う
５　入札の評価と落札者決定のための基準を慎重に選択する
６　入札談合のリスクを入札書類において明確にする

○　公共調達における入札談合を探知するためのチェックリスト（以下の１から５までは警戒すべきもの）
１　入札のパターンについて注意すべきサイン
２　入札書類について注意すべきサイン
３　価格に関して注意すべきサイン
４　疑わしい発言
５　疑わしい行動
６　入札談合を示唆する指標について注意すべきこと
７　発注担当者が採ることができる措置

（注）　本ガイドラインは、令和７年６月１９日に、ＯＥＣＤ競争委員会において改定された。詳細は、https://one.oecd.org/document/DAF/COMP/WD(2025)8/FINAL/en/pdf を参照。

第２編　入札談合等関与行為防止法

第２編　入札談合等関与行為防止法

入札談合は、競争入札を通じて本来得られるべき価格・品質での物品・役務の調達を妨げるものであり、発注機関の利益を損ない、ひいては納税者である国民の公共の利益を損ねる違法行為です。そして、入札談合等関与行為は、当該発注機関の利益を追求すべき職員がその利益を自ら損なうという利益背反行為に等しいものです。

入札談合等関与行為防止法は、正式な名称を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」といい、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」について、入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置、当該行為を行った職員に対する賠償請求・懲戒事由の調査、関係行政機関の協力規定及び入札等の公正を害した職員に対する処罰について規定しています。

第２編では、入札談合等関与行為防止法について解説します。

１　入札談合等関与行為防止法の制定及び改正の経緯

本法の制定が検討されるきっかけとなったのは、北海道上川支庁発注の農業土木工事等談合事件です。この事件において、公正取引委員会は、平成１２年５月、談合を行っていた事業者に対して、当時の独占禁止法の規定に基づき排除勧告（排除措置命令と同様に違反行為の取りやめ等を求めるもの）を行うとともに、発注者側が受注業者に関する意向を提示していた等の事実が認められたため、北海道に対して改善要請を行いました。その後、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合に対する社会的批判が高まりました。発注機関の職員による関与があった場合の入札談合事件については、独占禁止法では当該入札談合を行った事業者に対する処分は可能ですが、発注機関側に対して法的に行政上の措置を講じることができず、事業者側に不公平感がありました。

このため、発注機関に対して組織的な対応を求めその再発を防止するために、議員立法として法律案がまとめられ、平成１４年７月２４日に「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が成立し、平成１５年１月６日から施行されています。

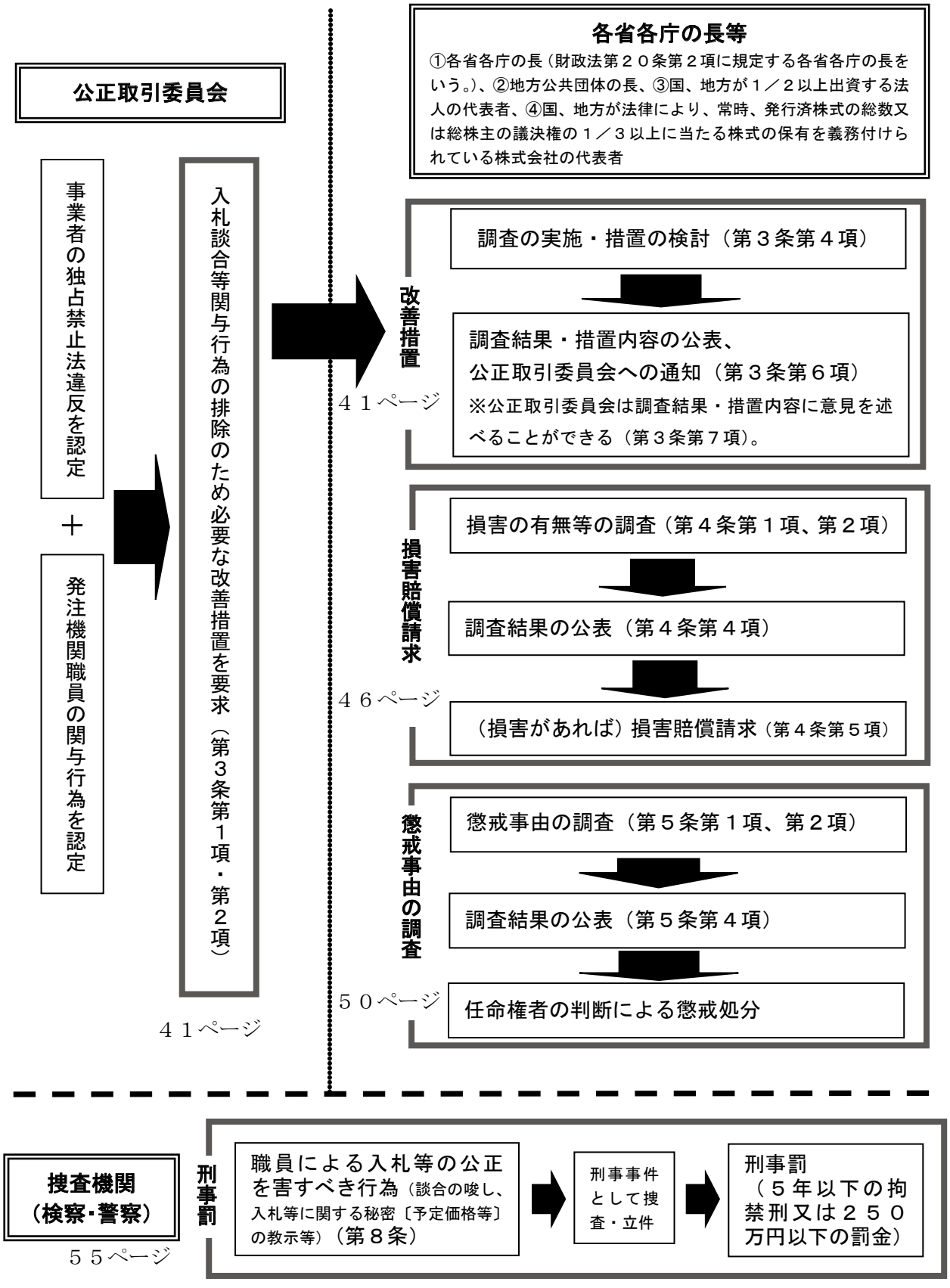
しかしながら、同法律の施行後も、官製談合事件が多くみられたことから、職員による入札等の妨害の罪の創設等を内容とする改正案が議員立法としてまとめられ、平成１８年１２月８日に成立し、法律名も「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」と改正され、平成１９年３月１４日から施行されています。

（参考）　北海道上川支庁における入札談合事件（平成１２年（勧）第７号）

この事件は、北海道上川支庁の発注する農業土木工事と測量設計業務において、建設業者や測量業者が独占禁止法違反行為を行っていたとして排除勧告が行われたものです。

また、公正取引委員会による調査の結果、北海道農政部及び各支庁において、農業土木工事及びそれに伴う測量設計業務について、事業者ごとの年間受注目標額が設定されていたこと、上川支庁において、同目標額をおおむね達成できるようにするために指名競争入札等の執行前に、受注者に関する意向を旭川農業土木協会の事務局長の職にある者及び旭川測量設計業協会の事務局次長の職にある者に示していたこと等の事実が認められたことから、北海道に対し、今後、同様の行為が行われることのないよう再発防止のための所要の措置を講じること等を要請しました。

２　入札談合等関与行為防止法の概要



(1)　行政上の措置

ア　入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置（第３条）

入札談合等関与行為があった場合の公正取引委員会から各省各庁の長等(注)に対する必要な措置の要求、当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な措置の検討、調査結果等の公表等について規定しています。

(注)　各省各庁の長等とは、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長、内閣総理大臣、各省大臣、地方公共団体の長及び特定法人（３１ページ参照）の代表者をいいます。

イ　当該行為を行った職員に対する賠償請求（第４条）、懲戒事由の調査（第５条）

各省各庁の長等による当該行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査について規定しています。

ウ　関係行政機関の協力規定等（第７条、第９条及び第１０条）

入札談合等関与行為の防止に向けた関係行政機関相互の連携・協力、本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮等について規定しています。

(2)　入札等の公正を害した職員に対する処罰（第８条）

入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対する刑事罰について規定しています。

なお、この規定は警察等の捜査機関による犯罪捜査の結果適用されるもので、公正取引委員会がこの規定に基づいて何らかの措置を採ることはありません。

３　入札談合等関与行為防止法の内容

(1)　本法が対象とする発注機関（第２条第１項～第３項）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】
第２条　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和２２年法律第３４号）第２０条第２項に規定する各省各庁の長をいう。
２　この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している法人
二　特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の３分の１以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）
３　この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです。

①　国

②　地方公共団体

③　国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上出資している法人

（注）　**国が**資本金の２分の１以上を出資している法人のリスト（１４９ページ参照）

④　特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の３分の１以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社が政令により除かれている。）

（注）　上記③及び④の法人を「特定法人」という。

なお、国と地方公共団体の出資を合計して２分の１以上となる法人も対象となります。

ただし、上記③及び④の特定法人が更に出資している株式会社等については、たとえ特定法人の出資が２分の１以上であったとしても対象となりません。

＜参考＞

令和６年４月２２日付で、神戸地方裁判所は、兵庫県道路公社（地方公共団体が地方道路公社法第４条第２項に規定する基本財産（注）の２分の１以上に相当する資金その他の財産を出資している法人）の元職員に対し、入札談合等関与行為防止法第８条違反等について、懲役２年６月（執行猶予５年）、追徴金８５万７６３５円の判決を言い渡した（確定）。

（注）　地方道路公社法第２条第２項第１号における「国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している法人」の「資本金」が、地方道路公社法第４条第２項に規定する「基本財産」と同義であるかどうかは争点となっていない。

(2)　入札談合等関与行為（第２条第４項、第５項）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】
第２条
４　この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為をいう。
５　この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一　事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。
二　契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。
三　入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。
四　特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇助すること。

本法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為）に関与する行為として、**①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい**及び**④特定の談合の幇助**の４類型を、第２条第５項第１号から第４号において定めています。

なお、本法における「職員」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員を指します。（参考Ｑ＆Ａ　６２ページ「Ｑ２」、６３ページ「Ｑ３」）

ア　「競争により相手方を選定する方法」とは

【入札談合等関与行為防止法（抄）】
第２条
４　この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為をいう。

第２条第４項にいう「競争により相手方を選定する方法」には、総合

評価落札方式を含む一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。このような契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から競争入札と同様のものとして取り扱っています。(参考Q&A　６２ページ「Q１」)

イ　入札談合等関与行為

入札談合等関与行為の例を挙げると、次のとおりです（併せて１８８ページ記載の事例も参照)。

①　談合の明示的な指示

【入札談合等関与行為防止法（抄)】
第２条第５項
一　事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

【例】
○　事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示すること。

②　受注者に関する意向の表明

【入札談合等関与行為防止法（抄)】
第２条第５項
二　契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

【例】
○　受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示すること。

③　発注に係る秘密情報の漏えい（参考Q&A　６３ページ「Q４」）

【入札談合等関与行為防止法（抄)】
第２条第５項
三　入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

【例】

○　本来公開していない予定価格を教示すること。

○　本来公開していない予定価格に係る積算基準に関する情報を教示すること。

○　本来公開していない指名業者の名称、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事務所等の名称等を教示すること。

○　事業者から示された積算金額に対し、予定価格が当該積算金額に比して高額（又は低額）であることを教示すること。

④　特定の談合の幇助（参考Ｑ＆Ａ　６４ページ「Ｑ５」、「Ｑ６」）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】
第２条第５項
四　特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇助すること。

【例】

○　特定の入札談合等を容易にすることを目的として行う次のような行為

・　指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする行為

・　事業者の作成した落札予定者に係る割付表を承認し、入札談合を容易にする行為

・　分割発注の実施や発注基準の引下げなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為

（注）　地場産業の振興、中小企業対策といった政策目的に基づいて発注方法の選定・入札参加資格の設定等を行ったことをもって、本号の規定が適用されることはありません。

適用される行為としては、例えば、入札談合等を行いやすくするため

に事業者にとって都合のよい事業者を入札参加者等として指名したり、入札参加条件を恣意的に設定したりする行為などが挙げられます。

ウ　これまでの入札談合等関与行為の事例

公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為の態様をまとめると次ページの表のとおりです(各事例の概要については次ページの①から⑮を参照してください。)。これらの事例から次のような点が指摘できます。

(ｱ)　入札談合等関与行為は、国の機関から地方公共団体、政府出資法人まで、出先機関を含め様々な発注機関で発生している。

(ｲ)　工事だけではなく、物品や業務に係る発注でも発生している。

(ｳ)　ほぼ全ての事例が発注担当部署の職員の関与によるものである。

(ｴ)　ほぼ全ての事例において管理職以上の職員が関与している。

(ｵ)　職員だけではなく、ＯＢが関与した事例も多い。

（参考）入札談合等関与行為の背景・要因について

公正取引委員会が改善措置要求等をした際の認定事実や当該要求等を受けた発注機関の調査結果では、職員が入札談合等関与行為を行った背景・要因として、次の点が挙げられています。

① 地元業者の安定的・継続的な受注の確保や困難な事業に適切に対応できる専門的な事業者の育成など、業界や地元業者を保護・育成するため

② 信用確実な事業者へ委託し、品質を確保するため

③ 発注機関からの要請によく応えていた従前の契約業者など、特定の事業者との契約を継続するため

④ 入札関連情報や指名業者選定上の配慮などを求める事業者からの働きかけに応えるため

⑤ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため（随意契約から入札への切替えによる混乱の回避を含む。）

⑥ 職員の再就職先を確保するため

	入札談合の対象物件	関与部署（注１）	関与者役職	ＯＢの関与（注２）	外部からの働きかけ（注２）	入札談合等関与行為類型（法第２条第５項）			
						談合の明示的な指示（第１号）	受注者に関する意向の表明（第２号）	発注に係る秘密情報の漏えい（第３号）	特定の談合の幇助（第４号）
①岩見沢市（H15.1.30 改善措置要求）	建設工事	発注担当部署	幹部、一般職員	－	－	○	○	○	（注３）
②新潟市（H16.7.28 改善措置要求）	建設工事	発注担当部署	管理職、一般職員	－	有	×	×	○	
③日本道路公団（H17.9.29 改善措置要求）	鋼橋上部工工事	発注担当部署	幹部、管理職、一般職員	有	有	○	×	○	
④国土交通省（H19.3.8 改善措置要求）	水門設備工事	発注担当部署	管理職、一般職員	有	－	×	○	×	
⑤防衛施設庁（H19.6.20 通知(注4)）	土木・建築工事	発注担当部署	幹部、管理職	有	－	○	○	×	○
⑥緑資源機構（H19.12.27 通知(注4)）	林道調査測量設計業務	発注担当部署	幹部、管理職	－	－	○	○	×	×
⑦札幌市（H20.10.29 改善措置要求）	電気設備工事	発注担当部署	管理職	－	－	○	○	×	×
⑧国土交通省（H21.6.23 改善措置要求）	車両管理業務	発注担当部署	管理職、一般職員	有	－	×	×	○	×
⑨防衛省航空自衛隊（H22.3.30 改善措置要求）	什器類	発注担当部署	管理職	－	－	○	○	×	×
⑩青森市（H22.4.22 改善措置要求）	土木工事	契約担当部署	幹部	－	有	×	×	×	○
⑪茨城県（H23.8.4 改善措置要求）	土木・舗装工事	発注担当部署	管理職	－	有	○	○	×	○
⑫国土交通省（H24.10.17 改善措置要求）	土木工事	発注担当部署	管理職	－	有	×	×	○	×
⑬鉄道建設・運輸施設整備支援機構（H26.3.19 改善措置要求）	機械設備工事	発注担当部署	管理職	－	－	×	×	○	×
⑭東京都（R1.7.11 改善措置要求）	排水処理施設運転管理作業	発注担当部署	一般職員	－	－	×	×	○	×
⑮株式会社首都高速道路（R8.4.22 改善措置要求）	道路清掃業務	発注担当等	管理職	有	－	×	×	○	×

（注１）発注機関において公共調達を希望する部署であって、工事や物品等の発注の計画、仕様書や設計書の作成等を行う部署を「発注担当部署」、発注機関において会計及び公共調達の契約に関する事務を担当する部署を「契約担当部署」としている。

（注２）公正取引委員会の事実認定において確認されたものを「有」としている。

（注３）特定の談合の幇助は、平成１８年改正（平成１９年３月１４日施行）により入札談合等関与行為とされたものである。

（注４）発注機関が近く解散する予定であったこと等を踏まえ、入札談合等関与行為が認められたことの通知のみを行い、改善措置要求を行っていない。

①　岩見沢市が発注する建設工事における事例

（平成１５年１月３０日、岩見沢市長に対し改善措置要求）

岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。

（注）詳細は１０２ページ【資料２－①】を参照してください。

②　新潟市が発注する建設工事における事例

（平成１６年７月２８日、新潟市長に対し改善措置要求）

新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。

（注）詳細は１０４ページ【資料２－②】を参照してください。

③　日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例

（平成１７年９月２９日、日本道路公団総裁に対し改善措置要求）

日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の１５億円以上から１０億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。

また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。

（注）詳細は１０６ページ【資料２－③】を参照してください。

④　国土交通省が発注する水門設備工事における事例

（平成１９年３月８日、国土交通大臣に対し改善措置要求）

国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。

（注）詳細は１０８ページ【資料２－④】を参照してください。

⑤　防衛施設庁が発注する土木・建築工事における事例

（平成１９年６月２０日、防衛施設庁に対し通知）

防衛施設庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、落札予定者の割り振りを行い、その結果を窓口役の同庁ＯＢに直接又はその補助役の同庁ＯＢを通じて伝達し、窓口役の同庁ＯＢは、割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また、落札予定者に確実に受注させるため、防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し、割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については、当該工事名及び落札予定者名を伝え、当該落札予定者を当該工事の入札参加者として指名するよう指示するなどしていた。

（注）詳細は１１２ページ【資料２－⑤】を参照してください。

⑥　独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例

（平成１９年１２月２７日、緑資源機構に対し通知）

緑資源機構の職員は、林道調査測量設計業務について、反復的かつ継続的に、落札予定者を選定し、入札前に、落札予定者に対し、落札予定者となった旨を伝達していた。また、同機構の役員は、前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。

（注）詳細は１１４ページ【資料２－⑥】を参照してください。

⑦　札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例

（平成２０年１０月２９日、札幌市長に対し改善措置要求）

札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

（注）詳細は１１６ページ【資料２－⑦】を参照してください。

⑧　国土交通省が発注する車両管理業務における事例

（平成２１年６月２３日、国土交通大臣に対し改善措置要求）

国土交通省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。

（注）詳細は１１８ページ【資料２－⑧】を参照してください。

⑨　防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例

（平成２２年３月３０日、防衛大臣に対し改善措置要求）

防衛省の職員は、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。

（注）詳細は１２０ページ【資料２－⑨】を参照してください。

⑩　青森市が発注する土木一式工事における事例

（平成２２年４月２２日、青森市長に対し改善措置要求）

青森市特別理事の職にあった者は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。

（注）詳細は１２３ページ【資料２－⑩】を参照してください。

⑪　茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例

（平成２３年８月４日、茨城県知事に対し改善措置要求）

茨城県の職員（境土地改良事務所の工務課長）は、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。

また、茨城県の職員（境工事事務所の所長）は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

（注）詳細は１２４ページ【資料２－⑪】を参照してください。

⑫　国土交通省が発注する一般土木工事における事例

（平成２４年１０月１７日、国土交通大臣に対し改善措置要求）

国土交通省の職員（土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長）は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

（注）詳細は１２８ページ【資料２－⑫】を参照してください。

⑬　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例

（平成２６年３月１９日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対し改善措置要求）

鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員（鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事）は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

（注）詳細は１３１ページ【資料２－⑬】を参照してください。

⑭　東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業における事例

（令和元年７月１１日、東京都知事に対し改善措置要求）

東京都の職員（金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長及び朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任）は、各浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

（注）詳細は１３３ページ【資料２－⑭】を参照してください。

⑮　首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務における事例

（令和８年４月２２日、首都高速道路株式会社代表取締役に対し改善措置要求）

首都高速道路株式会社の職員（Ⓐ東京西局点検・補修推進課長、Ⓑ技術部工事安全推進課長、Ⓒ東京西局保全管理課保全管理司令（Ⓐ～Ⓒは全て同一人物である。）及びⒹ東京西局点検・補修推進課長）は、特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報等を教示していた。

（注）詳細は１３６ページ【資料２－⑮】を参照してください。

(3)　発注機関が講じる改善措置（第３条）

（参考Ｑ＆Ａ　６５ページ「Ｑ７」、「Ｑ８」、６６ページ「Ｑ９」）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第３条　公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

２　公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

３　公正取引委員会は、前２項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

４　各省各庁の長等は、第１項又は第２項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

５　各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

６　各省各庁の長等は、第４項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

７　公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。公正取引委員会は、通知を受けた場合において、自らの調査結果と発注機関の調査結果に重大な食い違いがあるなど、特に必要があると認めるときは、意見を述べることができるとされています。

（参考）　発注機関において講じる改善措置の具体的内容

入札及び契約に関する事務に係る改善措置については、発注機関が自らの調査結果に基づき再発防止のため講じるものです。このため、問題となった事案の内容や当該発注機関が採用している入札・契約制度等により具体的な措置内容は異なるものと考えられますが、例えば、次のような措置が挙げられます。

①　組織内部における内部規則の見直し・職員への周知徹底
②　入札・契約に関する第三者による監視機関の設置
③　入札に関する情報管理の徹底
④　コンプライアンス担当部署の設置　等

過去の事件における改善措置

発注機関	改善措置要求日	改善措置公表日	改善措置の主な内容
岩見沢市【建設工事】	H15.1.30	H15.7.1	・「談合を誘発しないためのマニュアル」の作成及びその周知・徹底 ・市発注工事等の事業部門と入札執行部門を分離 ・指名停止期間を大幅に延長 ・一般競争入札の拡大 ・退職時に在職した所属と密接な関係にある企業等への再就職を制限 ・発注関係部署等への業者の出入り制限
新潟市【建設工事】	H16.7.28	H17.4.28	・コンプライアンス・マニュアルの作成及び研修等による周知徹底 ・働きかけの記録・公表制度、非違行為等の通報制度等の一体的整備 ・コンプライアンス担当組織の新設 ・指名停止期間の延長及び入札参加資格の取消し ・一般競争入札の範囲の拡大及び地域要件の廃止 ・市職員と業者との接触の制限及び業者による営業の禁止 ・職員の関係業界への再就職について規制を強化、再就職した職員の市や現役職員への関与を組織的に排除
日本道路公団【鋼橋上部工工事】	H17.9.29	H18.2.16	・倫理行動基準の厳格化、コンプライアンス講習会の実施 ・法令遵守等について役職員等から誓約書を徴取 ・コンプライアンス委員会並びに社内及び社外相談窓口の設置 ・指名停止期間の延長及び違約金の引上げ ・一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止及び総合評価落札方式の改善・拡大 ・業者に対する営業活動の自粛要請の徹底 ・職員の関係業界への再就職の自粛及び早期退職慣行の見直し
国土交通省【水門設備工事】	H19.3.8	H19.6.19	・「発注者綱紀保持マニュアル」を作成・周知徹底、コンプライアンスの研修・講習の実施 ・内部及び外部に「コンプライアンス窓口」を設置 ・外部からの不当な働きかけの内容の記録及び対応の公表 ・建設業法に基づく営業停止処分及び発注者として行う指名停止措置の強化 ・多様な発注方式の採用、一般競争方式の拡大及び総合評価方式の拡充 ・入札契約担当職員の同一職の長期従事の抑制 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛
札幌市【電気設備工事】	H20.10.29	H21.7.1	・下水道工事の発注の適正化：設計見積りの在り方の改善、入札参加資格の見直し、設計・積算時における情報管理の徹底、綱紀保持委員会の設置及び執務環境の改善整備 ・監視体制強化：内部通報制度の強化、官製談合と天下りの関係について調査等 ・再就職規制強化 ・職員体質強化：コンプライアンス研修、長期配置の弊害防止のための人事異動等 ・組織強化：コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンス推進担当課の設置
国土交通省【車両管理業務】	H21.6.23	H22.2.18	・組織統制の強化、業務の適正な役割分担 ・車両管理業務の受注企業との適正な関係の構築 ・入札談合事件に関与した企業への再就職の自粛等 ・コンプライアンスの徹底及び退職予定職員に対する指導 ・入札契約に係る情報の厳格な管理及び発注情報等の公表 ・品質の確保に向けた契約上の措置及び談合疑義案件の類型化等による入札契約プロセスの改善

発注機関	改善措置要求日	改善措置公表日	改善措置の主な内容
防衛省 航空自衛隊 【什器類】	H22.3.30	H22.12.14	・談合関連企業への再就職の自粛等 ・調達組織における再就職支援のための援護業務の廃止 ・航空自衛隊の補給・整備組織の見直し ・オフィス家具等の事務用品の調達のアウトソーシング化 ・仕様書の作成要領の見直し ・予算執行のチェック機能の強化 ・入札談合等関与行為防止法等の遵守に関する教育の徹底 ・公益通報制度の周知・徹底 ・不自然な入札状況のチェック機能の強化（入札過程の監視及び入札結果の検証を行うチェックシートの規則化等）
青森市 【土木工事】	H22.4.22	H22.12.17	・職員の意識改革及び情報管理の在り方 ①職員の意識改革 ②業者等からの働きかけ（口利き等）への対応 ③内部通報制度 ④監査機能の充実・強化 ⑤入札等に関する情報公開 ・退職職員の再就職の在り方（再就職状況の公開と営業自粛の要請） ・公共工事における契約の在り方（一般競争入札の全面的導入等）
茨城県 【土木・舗装工事】	H23.8.4	H24.2.20	・職員の法令遵守意識の徹底 ①職員研修の充実 ②公益通報制度の周知及び強化 ③外部からの不当な働きかけへの対応 ・入札・契約システムの見直し ①一般競争入札の適用範囲の拡大 ②入札参加資格要件の適用範囲の見直し ③予定価格公表の取扱いの検討 ④ペナルティの強化 ⑤電子入札の適用範囲の拡大 ・職員の管理・監督の強化 ①懲戒処分基準の制定 ②工事発注機関における適正な人事管理の徹底
国土交通省 【土木工事】	H24.10.17	H25.3.14	・コンプライアンス推進の強化 ①地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置 ②コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置 ③違法性の認識に関する研修徹底 ④意識改革に向けた取組 ⑤不当な働きかけに対する報告の徹底 ⑥地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価 ・入札契約手続の見直しと情報管理の徹底 ①予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し ②総合評価落札方式における評価の厳正な運用 ③情報管理の徹底 ・ペナルティの強化 ・再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証 ・再就職の自粛要請 ・再発防止対策の周知

発注機関	改善措置 要求日	改善措置 公表日	改善措置の主な内容
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 【機械設備工事】	H26.3.19	H26.9.26	・コンプライアンス体制の強化 ①コンプライアンス関係規程の整備による体制の確立 ②コンプライアンス研修・講習会の強化、発注者綱紀保持規程・マニュアルの整備 ③意識改革に向けた取組（幹部の啓蒙活動） ・ガバナンスの強化 ①内部監査体制の強化 ②工程管理の組織的な対応の強化 ③組織体制と人事配置の見直し ・入札・契約監視機能の強化（入札監視委員会の機能強化等） ・入札契約手続の見直し（総合評価落札方式のルール化） ・情報管理の徹底（外部事業者等との接触の制限等） ・ペナルティの強化（違約金加算条項を新設） ・機構ＯＢとの関係（談合に関与した企業への再就職の自粛要請等） ・再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証
東京都 【排水処理施設運転管理作業】	R1.7.11	R1.11.27	・職員のコンプライアンス意識や組織風土の抜本的改革 ①コンプライアンス宣言 ②独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の周知徹底 ③公益通報制度の周知徹底 ④局内コミュニケーションの活性化 ⑤コンプライアンス推進体制の強化 ⑥コンプライアンス意識と専門性を両立した職員の育成 ・不正を起こさない仕組み・職場環境の創出 ①排水処理作業委託契約の抜本的見直し ②積算業務と現場業務の分離 ③設計・積算のシステム化、情報管理の徹底 ・監視機能・危機管理体制の強化 ①情報漏えい防止のための対策強化 ②委託契約情報の事後公表の拡大 ③危機管理（不祥事）対応体制の構築 ・局事業運営体制の抜本的改革 ①有識者委員会の設置 ②ＰＤＣＡサイクルの構築 ・情報流出に対する再発防止策 ①電子調達システム案件登録画面の印刷用紙の廃棄徹底 ②画面の印刷による入力内容確認の取りやめ ③他の紙出力情報の確認と取扱いの変更 ④契約書の受渡し記録の改善

発注機関	改善措置要求日	改善措置公表日	改善措置の主な内容
首都高速道路株式会社【道路清掃業務】	R8.4.22	R8.6.23	・発注業務に係る情報管理の徹底及び遵守事項等の厳守を全社員に指示 ①情報管理の徹底 ②入札参加（予定）業者との接触に係る遵守事項の厳守 ③不当な要求等に関する通報を行うこと ・道路清掃業者の従業員との接触制限を全社員に指示 ①接触制限の実施内容：道路清掃業者の従業員と、役員及び社員との接触の禁止 ②接触禁止の例外の定め ③取引先業者へのコンプライアンス保持に関する要請 ・規則・組織等の整備 ①社員の規範の具体化と情報管理規定の整備、明確化 ②内部における入札情報管理方法の明確化 ③外部からの違法・不当な働きかけに対する対処 ④外部事業者との接触一般に関するルールの策定 ⑤懲戒規程の改訂 ⑥入札監視機能の強化 ・社員への研修・指導等 ①コンプライアンス推進会議の設置 ②社員の研修 ③コンプライアンスを自分ごととして捉える取組 ④コンプライアンス監査の導入 ・再就職に関する見直し ・その他継続的に行う措置 ①定期的なジョブローテーションの実施 ②発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分掌 ③コンプライアンス担当部課室の設置

（注）各発注機関の公表資料を基に公正取引委員会が作成。

(4)　損害賠償（第４条）

（参考Ｑ＆Ａ　６６ページ「Ｑ１０」、６７ページ「Ｑ１１」）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第４条　各省各庁の長等は、前条第１項又は第２項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

２　各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

３　各省各庁の長等は、前２項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

４　各省各庁の長等は、第１項及び第２項の調査の結果を公表しなければならない。

５　各省各庁の長等は、第２項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

６　入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和２５年法律第１７２号）第３条第２項（同法第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第１項に規定する公庫の長をいう。）は、第２項、第３項（第２項の調査に係る部分に限る。）、第４項（第２項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第４条第４項（同法第９条第２項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第５項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第４条第１項の調査の結果を添えて」とする。

７　入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第１項（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３４条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第２項、第３項（第２項の調査に係る部分に限る。）、第４項（第２項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第５項の規定は適用せず、地方自治法第２４３条の２の８第３項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第３４条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

発注機関は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意・重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならないとされています。

本規定は、直接的には予算執行の適正化の観点から賠償請求権の適正な行使を発注機関に義務付け、入札談合等関与行為を行った職員に対し発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注機関職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという抑止効果も期待されています。

また、発注機関の行った賠償責任の有無等の調査の結果については公表しなければならないとされています。これにより、発注機関がより適正な対応を行うことも期待されています。

なお、本法における損害賠償の規定自体が、発注機関が職員に対して行う賠償請求の根拠となるわけではありません。あくまで賠償請求権自体は、予算執行職員等の責任に関する法律（以下「予責法」といいます。）、地方自治法及び民法に基づき発生するものであることに注意を要します。

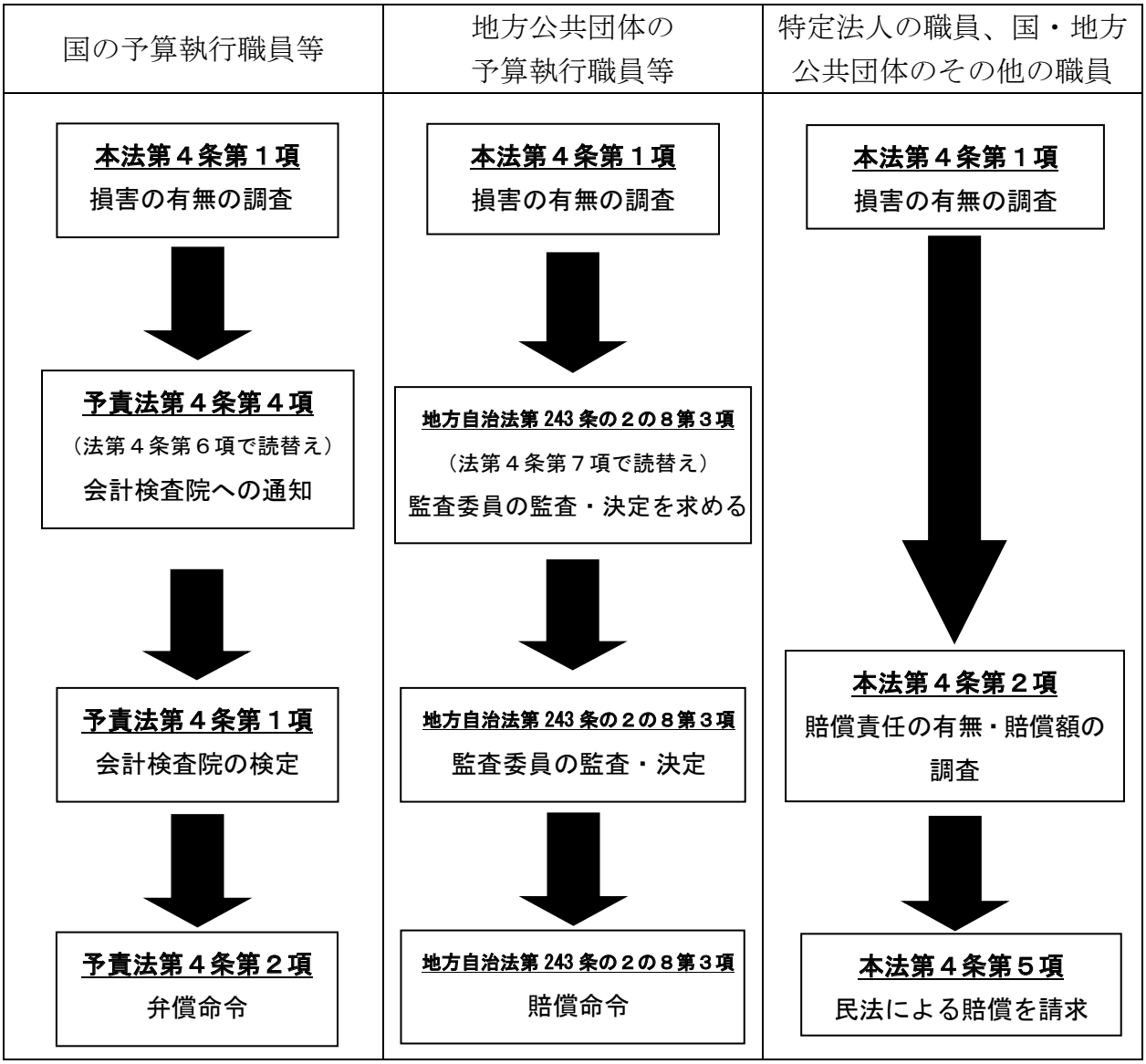
（参考）　賠償請求に関する適用法令

○　国の予算執行職員等　→　予責法

○　地方公共団体の予算執行職員等　→　地方自治法

○　特定法人の職員、国・地方公共団体の上記以外の職員　→　民法

（参考）　賠償請求の流れ



過去の事件における損害賠償の例

発注機関 （改善措置要求日）	損害賠償請求の概要
新潟市 【建設工事】 (H16.7.28)	新潟市は、平成 19 年 10 月、入札談合等関与行為が認められた元職員 4 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 7430 万円の損害賠償請求を行った。
日本道路公団 【鋼橋上部工工事】 (H17.9.29)	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成 20 年 7 月、入札談合等関与行為が認められた元副総裁及び元理事に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 86 億 8300 万円（事業者が既に支払った額を控除済）の損害賠償請求を行った。 このほか、中日本高速道路株式会社は、元副総裁及び元理事に対し、背任行為に基づく損害として、刑事事件（背任罪）判決で認定された 4780 万円の損害賠償請求を行った。
国土交通省 【水門設備工事】 (H19.3.8)	国土交通省は、平成 22 年 1 月、入札談合等関与行為が認められた元職員 2 名（うち 1 名は死亡しているため、その相続人）に対し、独占禁止法違反を認定された事業者及び 0B3 名との連帯債務として、総額 7 億 8636 万円（事業者が既に支払った額を控除済）の損害賠償請求を行った。
防衛省 航空自衛隊 【什器類】 (H22.3.30)	防衛省は、平成 25 年 1 月、損害賠償責任が存するとした職員等 8 名に対し、違反事業者の 6 社との連帯債務として、総額 1 億 7045 万円の損害賠償請求を行った。
青森市 【土木工事】 (H22.4.22)	青森市は、平成 22 年 12 月、入札談合等関与行為が認められた元特別職職員 1 名並びにその当時の上司 2 名及び部下 1 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 16 億 6545 万円の損害賠償請求を行った。
茨城県 【土木・舗装工事】 (H23.8.4)	茨城県は、平成 24 年 3 月、入札談合等関与行為が認められた職員等 12 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 9200 万円の損害賠償請求を行った。
国土交通省 【土木工事】 (H24.10.17)	国土交通省は、平成 27 年 6 月、入札談合等関与行為が認められた職員等（元副所長 7 名）に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 2 億 9440 万円（事業者が既に支払った額を控除済）の損害賠償請求を行った。
東京都 【排水処理施設 運転管理作業】 (R1.7.11)	東京都は、令和元年 12 月、入札談合等関与行為が認められた職員 1 名及び元職員 1 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 8231 万円の損害賠償請求を行った。

（注）各発注機関の公表資料を基に公正取引委員会が作成。

（参考）　入札談合等関与行為に伴う損害額の算定について

入札談合等関与行為防止法制定時の検討過程では、入札談合等関与行為を行った職員への賠償請求の運用に関して、特に損害額の算定が難しいとの指摘がありましたが、この点については次のような整理がなされています。

１　予責法等の現行法令に基づく損害賠償請求等は、発注機関に生じた損害を回復するために行われるものであり、その損害額の算定は、基本的には当該入札談合による契約価格の上昇分（発注機関に生じた損害額全体）に当該職員の責任割合を乗じることにより求められるものと考えられる。しかし、当該入札談合による契約価格の上昇分、当該職員の責任割合いずれも個別の事案に即して判断せざるを得ないものである。

２　ただし、入札談合による契約価格の上昇分については、民事訴訟法第２４８条に基づき、裁判所の職権により相当な損害額を認定することが可能となったことを受けて、判例の蓄積が進んでおり、発注機関は、仮に予責法等に基づく損害賠償請求等を行うことになった場合には、これらを参考にしつつ算定することが可能となる。また、発注機関が入札談合等関与行為防止法第４条に基づく損害の調査を行う場合には、同条第３項により公正取引委員会に対し必要な協力を求めることができるため、損害額の算定等損害の認定については、同項を適宜活用するとともに、公正取引委員会も協力要請があった場合には、最大限協力する。

３　なお、発注機関が損害賠償請求等を行う場合には、通常は事業者及び当該職員に連帯して請求するものと考えられ、この場合当該職員の責任割合は当事者間の問題となる。

(5)　懲戒（第５条）（参考Ｑ＆Ａ　６７ページ「Ｑ１２」、「Ｑ１３」）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】

第５条　各省各庁の長等は、第３条第１項又は第２項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、行政執行法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第３条第１項又は第２項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。

２　前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。

３　各省各庁の長等又は任命権者は、第１項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

４　各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第１項本文又は第２項の調査の結果を公表しなければならない。

発注機関は、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければならないこととされています。また、この調査の結果については公表しなければならないこととされています。

本規定は、入札談合等関与行為を行った職員の処分について発注機関が厳正な姿勢で臨むことを求める趣旨ですが、このような規定を設けることにより、発注機関職員に安易に入札談合等関与行為を行わせないという防止効果も期待されています。本規定で発注機関に義務付けられているのは調査及び調査結果の公表までであり、処分を行うか否かは発注機関の任命権者等の裁量に委ねられています。

なお、人事院は、国家公務員に関する懲戒処分の基準について、入札等の公正を害すべき行為を行った職員に対して免職又は停職とする標準例を公表しています。

懲戒処分の指針について（人事院通知平成１２年３月３１日職職－６８）

第２　標準例

１　一般服務関係

(11)　入札談合等に関与する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

過去の事件における懲戒処分の例

発注機関 （改善措置要求日）	懲戒処分の概要
岩見沢市 【建設工事】 （H15.1.30）	①　市長、助役及び収入役：減給（1/10・4月など） ②　入札談合等関与行為が認められた職員の所属部署の管理監督者18名:減給、戒告又は訓告 ※　関与職員に対する懲戒処分は行われていない。 ※　①の役職は処分時点。
新潟市 【建設工事】 （H16.7.28）	①　市長、助役及び収入役：減給（50/100・3月など） ②　入札談合等関与行為等が認められた職員11名：減給（1/10・1～3月） ③　関与職員の所属部署等の管理監督者60名：減給、戒告又は訓告 ※　①の役職は処分時点。
日本道路公団 【鋼橋上部工工事】 （H17.9.29）	①　支社長、副支社長、本社調査役等6名：文書厳重注意又は口頭厳重注意 ②　入札談合等関与行為が認められた職員28名：停職（3月など）又は減給（1月） ③　その他職員19名：戒告 ※　他の関与職員2名は処分時点で既に退職している。
国土交通省 【水門設備工事】 （H19.3.8）	①　入札談合等関与行為が認められた職員1名：停職（2月） ②　関与職員の所属部署等の管理監督者7名：戒告、訓告又は口頭厳重注意 ※　他の関与職員1名は処分時点で既に死亡。
札幌市 【電気設備工事】 （H20.10.29）	①　市長：減給（50/100・1月） ②　副市長：減給（30/100・1月など） ※　関与職員は処分時点で既に退職している。 ※　①及び②の役職は処分時点。
国土交通省 【車両管理業務】 （H21.6.23）	入札談合等関与行為が認められた職員2名：減給（1/10・1月）又は戒告
防衛省 航空自衛隊 【什器類】 （H22.3.30）	①　航空幕僚長及び補給本部長：訓戒又は戒告 ②　入札談合等関与行為が認められた職員19名:停職(30日など)又は減給(1/6・2月) ③　その他職員2名：戒告 ※　①の役職は処分時点。
青森市 【土木工事】 （H22.4.22）	入札談合等関与行為が認められた職員の指示を受けていた職員 4 名：減給（1/10・4月など） ※　関与職員1名は処分時点で既に退職している。
茨城県 【土木・舗装工事】 （H23.8.4）	①　知事及び副知事：減給（30/100・3月など） ②　関与職員13名：停職（1月）又は減給（6月など） ③　関与職員の所属部署等の管理監督者8名：訓告又は厳重注意
国土交通省 【土木工事】 （H24.10.17）	①　土佐国道事務所副所長（改築担当）4名及び高知河川国道事務所副所長（道路担当）3名：懲戒免職 ②　高知河川国道事務所副所長（河川担当）3名：停職（6月） ③　上記①及び②の職員を監督する立場にあった職員：訓告
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 【機械設備工事】 （H26.3.19）	①　鉄道建設本部東京支社設備部長：懲戒免職 ②　鉄道建設本部東京支社設備部機械第三課長：停職（3月） ③　東京支社副参事：懲戒戒告
東京都 【排水処理施設運転管理作業】 （R1.7.11）	①　関与職員5名（※）のうち3名：停職（6月又は1月） ※　うち関与職員2名は処分時点で既に退職している。 ②　関与職員の所属部署等の管理監督者7名のうち2名：減給（1/60・1月）、ほか5名：戒告又は訓告

発注機関 （改善措置要求日）	懲戒処分の概要
首都高速道路 株式会社 【道路清掃業務】 （R8.4.22）	①東京西局　点検・補修推進課長（平成 29 年当時）：停職３か月相当 ※　退職済のため、停職３か月相当額の自主返納。 ②東京西局　点検・補修推進課長（令和５年当時）：減給 ※　労働基準法に定める１事案に対する上限額が適用されている。 ③関与行為者に情報を提供した社員２名：戒告又は戒告相当 ※　戒告相当に該当する職員は退職済。 ④上記①又は②の管理監督者４名：文書注意（１名）又は文書注意相当（３名） ⑤上記③の管理監督者４名のうち３名：口頭注意相当 ※　上記③の管理監督者４名のうち口頭注意相当の処分を受けなかった１名は、④の文書注意相当の処分を受けた人物と同一人物（①の管理監督者）であるため、合わせて文書注意相当の処分を受けた。 ※　④及び⑤の「相当」の処分を受けた管理監督者は退職済。

（注１）各発注機関の公表資料等を基に公正取引委員会が作成。
（注２）所属・役職は、特段の断りがない限り、事件当時のものである。

(6)　指定職員による調査（第６条）

（参考Ｑ＆Ａ　６８ページ「Ｑ１４」、「Ｑ１５」）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】
第６条　各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）に、第３条第４項、第４条第１項若しくは第２項又は前条第１項本文若しくは第２項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。
２　指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。
３　指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁（財政法第２１条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

発注機関が第３条から第５条までの規定に基づく調査を行うに当たり、その適正を確保するため、第６条において調査を実施する職員を指定することを義務付けています。

第６条では、

① 内部調査を行う各省各庁の長等又は任命権者が、調査を実施する職員を指定すること
② 指定職員には、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定すること
③ 指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならないこと
④ 各省各庁、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならないこと

を定めており、これらの措置により、発注機関において実効性ある調査を行う体制が整備されることが期待されています。

（参考）発注機関が行う調査に対する公正取引委員会の協力

発注機関は、改善措置、損害賠償請求等、懲戒事由等に係る調査において、必要があると認める場合には、本法に基づき公正取引委員会に資料の提供等必要な協力を求めることができます(第３条第５項､第４条第３項、第５条第３項)。本規定は、公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果に食い違いが生じることを防ぐとともに、特に自らの調査能力に限界のある規模の小さい地方公共団体等の発注機関が調査を行う場合の必要な支援措置として位置付けられるものです。

なお、本件協力要求に対しては、公正取引委員会としては、法令上可能な範囲で協力を行うことにしています。このため、例えば、申告人の個人情報など守秘義務の対象となる情報の提供は行われないことに注意を要します。

⑺　関係行政機関の協力規定等（第７条、第９条及び第１０条）

（参考Ｑ＆Ａ　６９ページ「Ｑ１６」、「Ｑ１７」）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】
第７条　国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
第９条　この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。
第１０条　各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

第７条において入札談合等関与行為の防止に関する関係行政機関の連携協力、第９条において入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力への運用上の配慮、第１０条において法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている外局の長への事務の委任が規定されています。

⑻　職員による入札等の妨害（第８条）

（参考Ｑ＆Ａ　６９ページ「Ｑ１８」、７０ページ「Ｑ１９」）

【入札談合等関与行為防止法（抄）】
第８条　職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、５年以下の拘禁刑又は２５０万円以下の罰金に処する。

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、５年以下の拘禁刑又は２５０万円以下の罰金に処されることとされています。

入札談合等関与行為（第２条第５項）の類型と本刑事罰規定（第８条）における入札等の公正を害すべき行為との異同については、「入札談合等関与行為」は独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反する行為に関与するものであることが必要ですが、「職員による入札等の妨害の罪」は、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、独占禁止法違反行為の存在を前提とするものではありません（参考　２９ページ）。

さらに、「入札談合等関与行為」は、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幇助の４類型が定められていますが、「職員による入札等の妨害の罪」は、職員が、職務に反し、入札談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、行為の態様が上記の４類型に限定されているわけではありません。

本規定は、官製談合の防止・排除の徹底を図るため、入札等の公正を害すべき行為を行った職員の職務違背性・非違性に着目して、これを刑事罰で処罰するものです。したがって、問題となる職員に、当該入札等に関する職務権限があり、かつ、その職務に違背していることが必要となります。

また、本規定は、上記のとおり、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、基本的に捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始されます。

なお、本規定の公訴時効は、犯罪行為が終わった時から起算して５年です（刑事訴訟法第２５０条第２項第５号）。

最近の入札談合等関与行為防止法刑事事件例（注１・２）

番号	発注機関	事件概要
1	宮崎県日南市 （令和４年）	日南市の職員（副市長）は、同市が発注した道路災害復旧工事の指名競争入札等において、特定の事業者に予定価格に近似するおおむねの査定決定額及び工法を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役２年（執行猶予３年）の判決を受けた。 なお、最高裁（令和８年４月 21 日決定）は、上記行為について、「秘密を教示することにより、特定の事業者のみに事前準備を可能にさせ、又は談合を助長するおそれがあるものと認められ、その後予定価格等が事前公表されることを踏まえても、入札が公正に行われていることに対して疑問を抱かせ、その公正に正当でない影響を与えるものといえる」として「公正を害すべき行為」に当たると判示した。
2	佐賀県多久市 （令和７年）	多久市の職員は、同市が発注したテニスコート照明設備改修工事の指名競争入札において、特定の会社に指名業者に関する情報を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、罰金 50 万円の略式命令を受けた。
3	山形県高畠町 （令和７年）	高畠町の職員は、同町が発注した橋の補修設計業務の指名競争入札において、特定の会社に事業価格を漏えいした見返りに現金合計約 99 万円を受け取ったとして、第８条違反等に問われ、懲役２年６月（執行猶予４年）追徴金約 99 万円の判決を受けた。
4	長崎県佐々町 （令和７年）	佐々町の職員（町長）は、同町が発注した給水管改修工事の指名競争入札等において、特定の会社に最低制限価格に関する情報を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受けた。
5	愛媛県 （令和７年）	愛媛県の職員は、同県が発注した急傾斜地崩壊対策工事等の一般競争入札において、特定の会社に直接工事費等を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受けた。
6	大分市 （令和７年）	大分市の職員３名は、同市が発注したごみ収集運搬業務委託の指名競争入札において、特定の会社に予定価格等を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、内１名は罰金 100 万円の判決、２名は罰金 80 万円の略式命令を受けた。
7	岐阜県大垣市 （令和７年）	大垣市の職員は、同市が発注した小学校体育館の改築工事の一般競争入札において、特定の会社に調査基準価格を漏えいしたとして、第８条違反に問われ、罰金 50 万円の略式命令を受けた。
8	山口県岩国市 （令和７年）	岩国市の職員は、同市が発注した道路舗装補修業務の指名競争入札において、特定の会社に予定価格を漏えいし、その見返りに旅行代金（約 11 万円相当）を負担させたとして、第８条違反等に問われ、懲役５年（実刑）、追徴金約 11 万円の判決を受けた。
9	群馬県藤岡市 （令和７年）	藤岡市の職員は、同市が発注した市立小学校体育館の大規模改修建築工事の一般競争入札において、特定の会社に最低制限価格を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受けた。
10	福井県 （令和７年）	福井県の職員２名は、同県が発注した道路照明灯修繕等の随意契約において、見積徴収業者の数等を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、それぞれ罰金 30 万円の略式命令を受けた。

11	**長野県大町市** **（令和７年）**	大町市の職員は、同市が発注した照明設備工事の一般競争入札等において、特定の会社に予定価格を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受けた。
12	**大阪府忠岡町** **（令和７年）**	忠岡町の職員（町長）は、同市が発注した道路舗装工事等の指名競争入札において、特定の会社に最低制限価格等を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予４年）の判決を受けた。
13	**宮城県気仙沼市** **（令和７年）**	気仙沼市の職員は、同市が発注した橋梁補修設計業務等の一般競争入札において、特定の会社に設計価格を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受けた。
14	**群馬県桐生市** **（令和７年）**	桐生市の職員は、同市が発注した桐生市役所新庁舎建設工事の基本設計業務等の公募型プロポーザル方式による契約において、特定の会社に審査委員名等を漏えいし、その見返りに商品券 10 万円分を受け取ったとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予３年）、追徴金 10 万円の判決を受けた。
15	**福島県いわき市** **（令和７年）**	いわき市の職員は、同市が発注した配水管改良工事の一般競争入札において、特定の会社に設計価格等を漏えいし、その見返りに現金 10 万円を受け取ったとして、第８条違反等に問われ、懲役２年（執行猶予４年）、追徴金 10 万円の判決を受けた。
16	**千葉県銚子市** **（令和８年）**	銚子市の職員４名は、同市が発注した市道舗装修繕工事等の一般競争入札において、特定の会社に最低制限価格の算出に必要な直接工事費等を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、うち１名は懲役２年６月（執行猶予４年）の判決、１名は懲役２年（執行猶予３年）の判決、２名はそれぞれ罰金 80 万円の略式命令を受けた。
17	**鹿児島県** **（令和８年）**	鹿児島県の職員は、同県が発注した連絡橋の新設工事の一般競争入札において、特定の会社に設計金額を漏えいしたとして、第８条違反に問われ、罰金 80 万円の略式命令を受けた。
18	**高知県土佐清水市** **（令和８年）**	土佐清水市の職員（市長）は、同市が発注した宿泊型多文化共生コミュニティ施設改修工事の指名競争入札において、同市の市議会議員を介して特定の会社に最低制限価格を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役２年（執行猶予３年）の判決を受けた。
19	**愛知県弥富市** **（令和８年）**	弥富市の職員は、同市が発注した弥富まちなか交流館改修工事等の一般競争入札等において、特定の会社事業者に予定価格設計金額や入札参加事業者等を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役２年（執行猶予３年）の判決を受けた。
20	**広島県尾道市** **（令和８年）**	尾道市の職員は、同市が発注した下水道工事等の一般競争入札において、特定の会社に予定価格等を漏えいしたとして、第８条違反等に問われ、懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受けた。

（注１）報道により公正取引委員会が把握しているものを記載している。

（注２）括弧内は事件概要欄に記載の判決があった年を記載している。

４　入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等と刑事罰

発注機関職員が入札談合に関わっている場合には、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求等が行われるほか、発注機関職員に対して独占禁止法、刑法による刑事罰が科される場合があります。

また、入札談合等関与行為防止法に基づいて発注機関に改善措置要求が行われた事件について、別途、当該発注機関の職員に対して同法の入札等の公正を害した職員に対する処罰規定（第８条）が適用される場合もあります。

（参考）

１　刑法（明治４０年法律第４５号）

（公契約関係競売等妨害）

第９６条の６　偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、３年以下の拘禁刑若しくは２５０万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

２　独占禁止法（昭和２２年法律第５４号）

（私的独占又は不当な取引制限の禁止）

第３条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

（私的独占、不当な取引制限による競争の実質的制限の罪）

第８９条　次の各号のいずれかに該当するものは、５年以下の拘禁刑又は５００万円以下の罰金に処する。

一　第３条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

(1)　入札談合等関与行為防止法による改善措置要求等が行われた事件で、独占禁止法違反で刑事罰が科された事例

次の事例では、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づいて改善措置要求又は入札談合等関与行為が認められたことの通知が行われたほか、発注機関職員に対して独占禁止法上の責任が問われています。

①　日本道路公団の事例　（平成１７年９月２９日　改善措置要求）

公正取引委員会は、日本道路公団が発注した鋼橋上部工工事について、平成１７年８月１日、同公団の副総裁を独占禁止法違反の罪で検事総長に刑事告発した。さらに、同月１５日、同公団の理事１名を独占禁止法違反の罪で追加告発した。

東京高検は、平成１７年８月１５日、同公団の副総裁を、同月１９日、同公団の理事を、それぞれ、独占禁止法違反（共同正犯）と背任の罪で東京高裁に起訴した。

その後、平成１９年１２月、東京高裁は、理事に対し懲役２年（執行猶予３年）の判決を下した（これに対し理事が上告。）。また、平成２０年７月、東京高裁は、副総裁に対し懲役２年６月（執行猶予４年）の判決を下した（これに対し副総裁が上告。）。

平成２２年７月、最高裁は、理事の上告を棄却する決定をして、懲役２年（執行猶予３年）を言い渡した東京高裁判決が確定した。

平成２２年９月、最高裁は、副総裁の上告を棄却する決定をして、懲役２年６月（執行猶予４年）を言い渡した東京高裁判決が確定した。

②　独立行政法人緑資源機構の事例
（平成１９年１２月２７日　入札談合等関与行為が認められた旨の通知）

緑資源機構元理事及び同機構元課長が、緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の受注業務に従事していた者らと共謀の上、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、公正取引委員会は独占禁止法違反の罪で検事総長に告発した。平成１９年６月に東京地検が起訴し、同年１１月、東京地裁は、元理事に対し懲役２年（執行猶予４年）、元課長に対し懲役１年６月（執行猶予３年）の有罪判決を下した（確定）。

(2)　入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、刑法の競売入札妨害罪として刑事罰が科された事例

次の事例では、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づいて改善措置要求が行われたほか、発注機関職員に対して刑法上の責任が問われています。

③　新潟市の事例　（平成１６年７月２８日　改善措置要求）

平成１６年１０月、新潟地検は、業者に設計金額等を漏えいしたとして競売入札妨害罪の疑いで新潟市職員１人を逮捕し、同年１１月、別の市職員１人を逮捕した。さらに、別の市職員２人を含む計４人を競売入札妨害罪で起訴した。

その後、平成１７年６月、新潟地裁は、市職員４人に対し２５０～３００万円の罰金、同年１２月、東京高裁は、一審判決を破棄し市職員４人に対し懲役１年～１年６月（執行猶予３年）の判決を下した（上告）。

平成１８年９月、最高裁は、市職員４人の上告を棄却する決定をして、懲役１年～１年６月（執行猶予３年）を言い渡した東京高裁判決が確定した。

（注）　上記③の事例は、第８条「職員による入札等の妨害」の規定が施行される前の事例。

⑶　入札談合等関与行為防止法による改善措置要求が行われた事件で、同法違反で刑事罰が科された事例

次の事例では、公正取引委員会から発注機関に対して、入札談合等関与行為防止法に基づいて改善措置要求が行われたほか、発注機関職員に対して同法上の責任が問われています。

④　国土交通省（土木工事）の事例
（平成２４年１０月１７日　改善措置要求）

平成２５年１２月、高知地検は、業者に入札参加業者及びその評価点並びに予定価格を漏えいしていたとして、国土交通省四国地方整備局の元職員２名を入札談合等関与行為防止法違反の罪で起訴した。

その後、平成２６年４月、高知地裁は、同職員２名に対し、懲役１年６月～１０月（執行猶予４年）の有罪判決を下した（確定）。

⑤　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の事例
（平成２６年３月１９日　改善措置要求）

平成２６年３月、東京地検は、業者に予定価格に近い金額を漏えいしたとして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員１名を入札談合等関与行為防止法違反の罪で起訴した。

その後、平成２６年７月、東京地裁は、同職員に対し、懲役１年２月（執行猶予３年）の有罪判決を下した（確定）。

また、平成２６年３月、東京地検は、同機構の別の職員１名について、予定価格に近い金額を漏えいしたとして、入札談合等関与行為防止法違反の罪で略式起訴し、東京簡裁は、罰金１００万円の略式命令を下した。

５　入札談合等関与行為防止法に関するＱ＆Ａ

第２条第４項の「入札、競り売りその他競争」について

Ｑ１　**「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、どのような契約方法が含まれるのですか。**

Ａ１　「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」には、一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積り合わせ）等が含まれます。このような形態の随意契約は、実質的に競争入札と変わるところがなく、公正取引委員会においても従来から指名見積り合わせ等に係る事件を入札談合事件の一類型として扱っています。

なお、現時点で入札談合等関与行為は認定されておりませんが、複数の事業者から提案書の提出を求める場合であれば技術要素のみで評価する選定方法（例えばプロポーザル方式）も「入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法」に該当します。

第２条第５項の「職員」について

Ｑ２　**国務大臣や地方公共団体の首長は、「入札談合等関与行為」の規定の対象になるのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。**

Ａ２　本法第２条第５項の「職員」には、国務大臣や地方公共団体の首長も含まれます。このため、国務大臣や地方公共団体の首長が、本法第２条第５項第１号から第４号までのいずれかに該当する行為を行った場合には、公正取引委員会の改善措置要求の対象となり、実際に改善措置要求があれば発注機関として調査を開始しなければなりません。

また、国務大臣や地方公共団体の首長もその職務に反して入札等の公正を害する行為を行った場合は刑事罰の対象となります。

Ｑ３　**各省庁や地方公共団体の退職者は、「入札談合等関与行為」の規定の対象になるのですか。また、刑事罰規定の対象になるのですか。**

Ａ３　本法第２条第５項の「職員」は、発注機関の現職の職員をいうため、発注機関の退職者が入札談合に関与したとしても、本法の「入札談合等関与行為」には該当しません。ただし、退職者が発注機関の現職の職員に働きかけを行った結果、その職員が談合に関与した場合は、その現職職員の行為が「入札談合等関与行為」に該当することに注意を要します。

刑事罰規定については、退職者が現職の職員と「職員による入札等の妨害の罪」の共犯として刑事罰の対象になる可能性があります。

第２条第５項の「入札談合等関与行為」について

Ｑ４　**第2条第5項第3号の「特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの」とは、どのような情報ですか。**

Ａ４　次の２つの条件を満たす情報が、本号の対象となる「情報」に該当します。

①　特定の事業者又は事業者団体が知ることにより入札談合等を行うことが容易となる情報であること

②　秘密として管理されているものであること

①については、事業者が談合ルールを運用する際に必要な情報を指し、具体的には、予定価格、予定価格が容易に推測できる予算額などです。

②については、既に公表されているなど秘密として管理されておらず、不特定多数の者が知り得る情報は、本号の規定の対象にはなりません。秘密として管理されているかどうかは、発注機関の取扱いにより判断されます。

なお、発注に係る秘密情報については、本法の適用の有無にかかわらず、外部に漏えいすることのないよう厳格に管理することが必要であることはいうまでもありません。

Ｑ５　**第2条第5項第4号の「入札談合等を幇助する」行為とは、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。**

Ａ５　「入札談合等を幇助する」行為については、法律上、「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇助すること。」と規定されています。

したがって、特定の入札談合に関し、①事業者等からの依頼を受け又は自ら働きかけ、②職務に違反して、③入札談合を容易にする目的で行う幇助行為であることがこの類型の要件となります。

該当する行為としては、例えば、発注担当職員が、特定の事業者の役員から提示された入札談合の受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、契約担当課に対し、指名業者の組合せを指示するといった行為が当たります。

Ｑ６　**地方公共団体が地場産業の振興や中小企業対策の観点から分割発注や地元企業に対して優先発注を行うことがありますが、これらも「入札談合等を幇助する」行為として問題となりますか。**

Ａ６　本法第２条第５項第４号においては、「特定の入札談合等に関し」、「当該入札談合等を容易にする目的で」と規定されていますので、そのような目的以外の、地場産業の振興・中小企業対策といった一般的な政策目的の下に行われる発注方法の選定は含まれず、「入札談合等関与行為」にはなりません。

なお、地域要件の設定について、発注機関において、地元事業者の受注の「機会」の確保にとどまらず、「結果」の確保まで配慮された運用が行われる場合は、地元事業者の競争的な体質を弱め、地元事業者の健全な育成を阻害する結果となってしまうと考えられることから、地域要件について一定数以上の事業者の入札参加が期待できる場合に設定するなど、入札参加者の固定化の防止や十分な入札参加者の確保に配慮した運用が必要であると考えられます。

また、公共調達における地元事業者の下請使用や地元産品の利用の要請についても、こうした活動が、一般的な要請の範囲を超え、事業者に対してこれを義務付ける場合には、事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、好ましくないものと考えられます。

第３条の「改善措置要求」について

Ｑ７　**公正取引委員会からの改善措置要求は、事業者の談合が実際にあった場合に限って行われるのですか。**

Ａ７　本法では、公正取引委員会が事業者の入札談合等を認定した場合において、当該違反行為について発注機関の職員が関与していたときに入札談合等関与行為が認定されることになります。このため、公正取引委員会では、事業者の違反行為に対する措置を講じる際に、併せて発注機関に対して改善措置要求を行うことにしています。

Ｑ８　**職員の関与について、中傷・デマなど虚偽の情報が公正取引委員会に寄せられるおそれもあると思いますが、このような情報を基に公正取引委員会からの改善措置要求が行われることはないのですか。**

Ａ８　本法における公正取引委員会からの改善措置要求は、あくまで入札談合事件調査の過程で入札談合等関与行為を認定した場合に行われるものであり、例えば「○○市の△△が業者に談合を指示している。」といった投書があったことのみをもって入札談合等関与行為を認定し、改善措置要求を行うということはありません。

Ｑ９　**公正取引委員会の調査結果と発注機関の調査結果が異なることもあると思いますが、その場合にはどのような手続が採られるのですか。**

Ａ９　本法の仕組みでは、公正取引委員会による改善措置要求があった場合、発注機関が自ら事実関係を調査の上、入札談合等関与行為が明らかになったときに具体的な改善措置を決定することにしており、発注機関における自主的な努力が期待されています。

このため、発注機関の調査結果が公正取引委員会の認定した事実と異なる場合であっても、発注機関は、自ら行った調査結果に基づいて具体的な改善措置を決定することになります。また、調査の結果、入札談合等関与行為が認められないと判断した場合には、その旨を公表することもできます。

なお、発注機関における調査結果及び改善措置については、公正取引委員会は特に必要がある場合には意見を述べることができるとされています。公正取引委員会としては通知された調査結果及び改善措置の内容が自らの調査結果に照らし不適切なものと認められる場合には、必要な指摘を行うことにしています。

第４条の「損害賠償」について

Ｑ１０　**損害賠償請求に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。**

Ａ１０　本法では、入札談合等関与行為が認められた発注機関に対しては、当該入札談合等関与行為による損害の有無、職員の賠償責任の有無等を調査することが義務付けられていますが、制定時には、その調査結果の公表については義務付けられていませんでした。

しかしながら、いわゆる官製談合が多くみられる状況に鑑みると、入札談合等関与行為の存在が認められた発注機関が損害賠償請求について対外的に十分説明できるような対応を行うことが、より一層求められるようになってきていると考えられます。

そのため、平成１８年改正では、本法に基づき発注機関が行う損害賠償請求に関する調査の結果について、その公表を義務付けることにより、適正な対応が行われることを期待したものと考えられます。

Ｑ１１　**損害賠償について、第4条第5項で「故意・重過失」を要件とした理由は何ですか。**

Ａ１１　本法第４条は、予責法第４条第２項や、地方自治法第２４３条の２の８等に基づき賠償請求権が発生していると認められる場合に、それを確実に行使することを義務付ける趣旨の規定です。

予責法や、地方自治法第２４３条の２の８では、職員に「故意又は重大な過失」があることが要件として規定されていますので、本法第４条第５項では、これらの規定とのバランスから、職員が民法上の責任を負う場合についても、職員に故意又は重過失がある場合に、賠償請求をする旨規定されたものと考えられます。

第５条の「懲戒処分」について

Ｑ１２　**懲戒については、国家公務員や地方公務員には適用法令（国家公務員法・地方公務員法（165ページ参照））がありますが、その他の対象機関（特定法人）については、何を基にして懲戒事由を調査すればよいのでしょうか。**

Ａ１２　特定法人については、自ら作成している就業規則等に基づき調査を行うことになります。

Ｑ１３　**懲戒事由に関する調査結果の公表を義務付けることにした理由は何ですか。**

Ａ１３　本法では、入札談合等関与行為が認められた発注機関に対しては、当該入札談合等関与行為を行った職員が懲戒事由に該当するかどうかを調査することが義務付けられていますが、制定時には、その調査結果の公表については義務付けられていませんでした。

しかしながら、いわゆる官製談合が多くみられる状況に鑑みると、入札談合等関与行為の存在が認められた発注機関が懲戒処分について対外的に十分説明できるような対応を行うことが、より一層求められるようになってきていると考えられます。

そのため、平成１８年改正では、本法に基づき発注機関が行う懲戒事由に関する調査の結果について、その公表を義務付けることにより、適正な対応が行われることを期待したものと考えられます。

第６条の「指定職員による調査」について

Ｑ１４　**小規模な地方公共団体では、職員を指定して内部調査を行わせるのは難しいのではないですか。**

Ａ１４　本法では、各発注機関による調査の実効を上げるという観点から、指定職員による調査を行わせることとされています。各地方公共団体においても、入札談合を防止するための自主的な取組が行われているところですが、公正取引委員会から改善措置要求があったときは、この自主的な取組を促進する趣旨の一環としても、指定職員による調査を適切に行うことが必要と考えられます。

なお、本法には、調査を行うために必要があると認めるときは、公正取引委員会に協力を求めることができる規定があります（第３条第５項、第４条第３項及び第５条第３項参照）。

Ｑ１５　**調査において、指定職員に加えて、外部の第三者を入れることは問題ないのですか。**

Ａ１５　発注機関において、本法第６条の指定職員による調査を踏まえ、更に必要があると考える場合には、第三者を活用するような運用をすることも差し支えありません。

第７条、第９条及び第１０条の「関係行政機関の協力規定等」について

Ｑ１６　**第7条で規定されている関係行政機関の連携協力とは、具体的にどのようなものが考えられますか。**

Ａ１６　例えば、地方公共団体等に本法を周知徹底する際の公正取引委員会その他の省庁間での連携協力、損害賠償の運用についての関係省庁間での協力、公正取引委員会と国の機関等の会計監査を担当する会計検査院との間の連絡を密にすることなどが挙げられます。

Ｑ１７　**第9条に地方公共団体等への運用上の配慮に関する規定を置いた趣旨は何ですか。**

Ａ１７　地方公共団体等においては、入札談合等の防止等に真摯に取り組み、入札及び契約に関する事務の適正な実施のため自主的に努力しているところもあり、地方分権及び団体自治の尊重という観点から、第９条として特に一条を設け、こうした自主的な努力に十分配慮しなければならない旨の規定が置かれたものと考えられます。

第８条の「入札等の公正を害した職員に対する処罰」について

Ｑ１８　**発注機関職員が、入札等の公正を害すべき行為を行った場合、刑事罰規定が適用されますが、具体的にどのような行為が該当するのでしょうか。**

Ａ１８　発注機関職員が、事業者に対し、入札談合を行うよう唆すことや予定価格等の入札に関する秘密情報を漏えいする行為などが挙げられます。

Ｑ１９　**刑事罰規定と入札談合等関与行為との間にはどのような関係があるのですか。**

Ａ１９　入札談合等関与行為の類型と本刑事罰規定における入札の公正を害すべき行為との異同については、「入札談合等関与行為」は独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反する行為に関与するものであることが必要ですが、「職員による入札等の妨害の罪」は、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、独占禁止法違反行為の存在を前提とするものではありません。

また、「入札談合等関与行為」は、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幇助の４類型が定められていますが、「職員による入札等の妨害の罪」は、職員が、職務に反し、入札談合を唆すこと等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、行為の態様が上記の４類型に制限されているわけではありません。

６　入札談合等関与行為の防止

公共工事や物品等の公共調達は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけこれら公共調達に関する入札及び契約の事務に携わる職員が入札談合に関与することはあってはならないことであり、発注機関は入札談合等関与行為の防止に取り組む必要があります。

しかしながら、依然として公正取引委員会が発注機関の職員による入札談合等への関与を認め、発注機関に改善措置を要求した事例があるほか、入札談合等関与行為防止法第８条で問題となる、職員による入札等の妨害等の事件が後を絶ちません。

公正取引委員会は、このような現状を踏まえ、発注機関におけるコンプライアンスの取組への支援の一環として、平成３０年以来、８年ぶりに国や地方公共団体等を対象として官製談合防止に関する実態調査を実施し、令和８年４月２７日、官製談合等の防止に向けた課題を整理の上、今後の取組の方向性とその要点を報告書として取りまとめました（概要は次ページ参照、報告書は下記ＵＲＬ参照）。

この報告書では、発注機関において官製談合等を防止するための取組を実施する際に参考としていただけるよう「官製談合防止マニュアルチェックリスト」、「官製談合等の防止に向けた取組一覧表」等の支援ツール等を公表しています。

公正取引委員会では、各発注機関が官製談合等を防止するための取組や、不自然な入札結果の情報収集や分析に関する相談に対応しているほか（１８４ページ）、発注機関向けに官製談合等の防止に関する知識や法制度を紹介するための研修会への講師派遣を行っており、今後も各発注機関のコンプライアンスに関する取組を積極的に支援してまいります。

御参考	リンク
官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書 https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/kandan_chousa_houkokusho.html	
官製談合防止マニュアルチェックリスト https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/apr/260427_kandan_besshi04.pdf	
１分で分かる！入札談合等関与行為防止法（シリーズ）（１８５ページ参照） https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html	
官製談合防止法・独占禁止法の研修への講師派遣について（御案内）（１８９ページ参照）	

令和８年度　官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査の趣旨

官製談合防止法※等の違反事件が後を絶たない状況

► 官製談合等を防止するための発注機関の取組に関する実態調査を８年ぶりに実施

調査結果の概要　　各取組の実施割合は30年調査からおおむね増加傾向にあるものの、未然防止への取組は**いまだ道半ば**である

官製談合防止法等の違反原因

報告書P. 125

- 職員のコンプライアンス意識不足
- 目が行き届かない組織体制



官製談合等の防止のための取組を実施してこなかった理由

報告書P. 129

- 予算、人員等のリソース不足
- 従前、特に指摘がないための前例踏襲

各取組を実施していない場合のリスク

報告書P. 130-141

（1）職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

実施しないと… 職員が知らずに違反に加担をしてしまう

（2）職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

実施しないと… 不適切な意図を持った発注を行った場合にその違反行為を見過ごしてしまう

（3）コンプライアンス意識の向上のための周知啓発【最優先】

実施しないと… 違反原因の多くはコンプライアンスの意識不足により違反事件に直結する可能性



（4）職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組

実施しないと… 入札結果の妥当性の確認や違反行為を発見する機会を失する

予算や人員等のリソースの有無にかかわらず、違反等事件が発生した際のコストは甚大である

公正取引委員会が行う支援

報告書P. 142-143

- テキストや支援ツールの公表 … テキスト「入札談合の防止に向けて」　官製談合防止マニュアルチェックリスト
- 相談への対応 … 官製談合防止法に関すること：経済取引局総務課、入札結果の分析に関すること：経済分析室
- 各発注機関への講師派遣等 … 【無償】発注機関職員への官製談合防止法等の研修会への講師派遣

※入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（入札談合等関与行為防止法）を指す

令和８年度　官製談合防止に向けた
発注機関の取組に関する実態調査報告書
（概要版）

令和８年４月

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

調査の趣旨等

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査の趣旨

✓ 入札談合及び官製談合は発注機関・国民の利益を損なう、あってはならない行為

✓ 入札談合及び官製談合を未然に防止するためには各発注機関の組織としての取組が極めて重要

これまでの公正取引委員会の対応



◆ 官製談合等を防止するため、発注機関の職員を対象として
- ・独占禁止法や入札談合等関与行為防止法に関する研修会を開催
- ・発注機関が実施する研修会に公正取引委員会の職員を講師として派遣

◆ 発注機関における官製談合等を防止するための取組等の調査を実施※1

現状

◆ 発注機関の職員が入札談合等に関与していたと認められ、発注機関に改善措置等を要求した事例

◆ 発注機関の職員による入札等の妨害等事件　等

後を絶たない状況にある

（概要　P.26 － 28 参考１及び参考２参照）

平成30年以来、８年ぶりに、官製談合等を防止するための
発注機関におけるコンプライアンスの取組に関する実態調査を実施し、報告書として取りまとめることとした

調査の概要

アンケート調査

◆ 調査対象
国の機関（本府省庁等、地方支分部局）、
政府出資法人、地方公共団体　　合計　2,474機関

◆ 回答率　　89.7%（回答数　2,220機関）

◆ 調査期間　令和７年９月～同年12月

◆ 過去10年間で違反歴※2がある機関　121機関（回答ベース）

ヒアリング調査

◆ 調査対象
他の発注機関においても参考となると思われる取組を
実施している等の回答があった56機関

◆ 調査方法　対面又はウェブ会議

◆ 調査期間　令和７年12月～令和８年１月



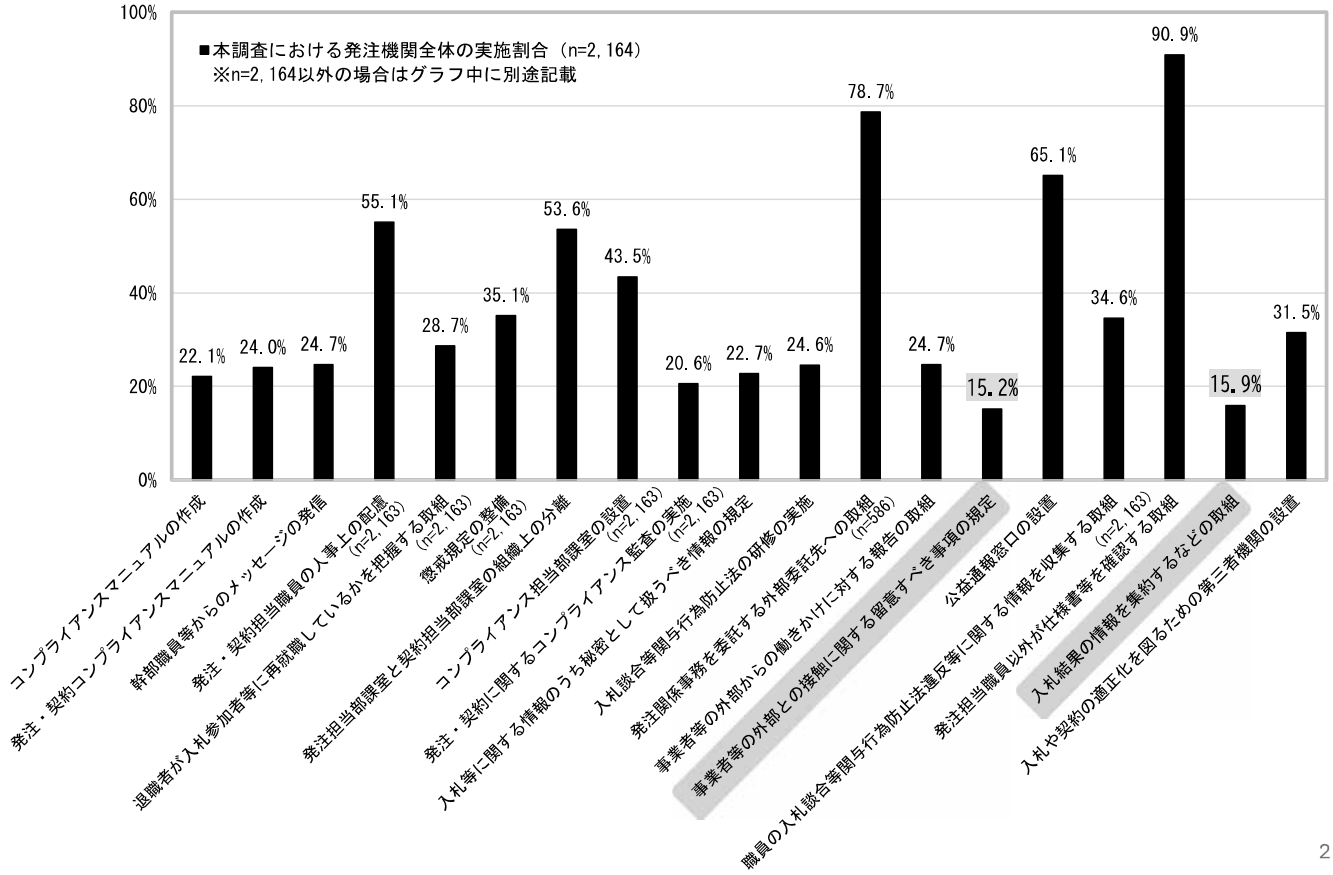
※１　直近２回では、平成30年６月に「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書」（30年調査）を、平成23年９月に「官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書　～発注機関におけるコンプライアンス活動～」（23年調査）をそれぞれ公表した。

※２　入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関与していたことが認定された実績をいう。

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

各取組の実施割合

報告書 P.122



公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

違反歴の有無の実施割合の比較

報告書 P.123

- 違反歴なしの発注機関区分よりも違反歴ありの発注機関区分の方が、各取組の実施割合が高い傾向にあった
- 違反歴ありと違反歴なしで実施割合の差分が特に大きい取組は以下２つ

「入札談合等関与行為防止法の研修の実施」　違反歴あり　83.5%、違反歴なし　21.1%　差分　62.4pp

「幹部職員等からのメッセージの発信」　違反歴あり　64.5%、違反歴なし　22.3%　差分　42.1pp

※四捨五入の処理により、差分の数値が一致しない場合がある。

30年調査と本調査の実施割合の比較

報告書 P.6-7

- 本調査における各取組の実施割合は30年調査からおおむね増加傾向にあった
- 実施割合が特に増加傾向にある取組は以下２つ

「発注関係事務を委託する外部委託先への取組」　（17.6%→78.7%（+61.1pp））

「発注・契約担当職員の人事上の配慮」　（34.6%→55.1%（+20.5pp））

※()内数値は、30年調査の実施割合→本調査の実施割合（30年調査と本調査の実施割合の差分）を示す。

発注機関区分別の実施割合の比較

報告書 P.124

- 発注機関区分の別によって実施割合の差が特に大きい取組は以下２つ

「入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置」　都道府県又は指定都市 93.7%　人口５万人未満の地方公共団体 8.7%（84.9pp）

「発注・契約に関するコンプライアンス監査の実施」　政府出資法人 78.1%　人口５万人未満の地方公共団体 6.5%（71.6pp）

※()内数値は、発注機関区分別の実施割合の最大値と最小値の差分を示す。

各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備
- コンプライアンス意識向上のための周知啓発
- 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

概要

①発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成について

発注・契約コンプライアンスマニュアルを作成している割合について過去調査と比較すると、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある

②入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定について

入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を規定している割合は「都道府県又は指定都市」が57.1%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が14.0%で最も低い

③事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組について

事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組を行っている割合は「都道府県又は指定都市」が68.3%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が14.8%で最も低い

④事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定について

事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項を規定している割合は「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

① 発注・契約担当職員が入札談合等関与行為防止法等の違反等事件に関わることのないように注意すべき事項等を整理したマニュアル【調査票問２】

報告書 P.9-P.18

発注・契約コンプライアンスマニュアルを作成している割合

- 「都道府県又は指定都市」が63.5%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が9.5%で最も低い

作成している割合について過去調査との比較

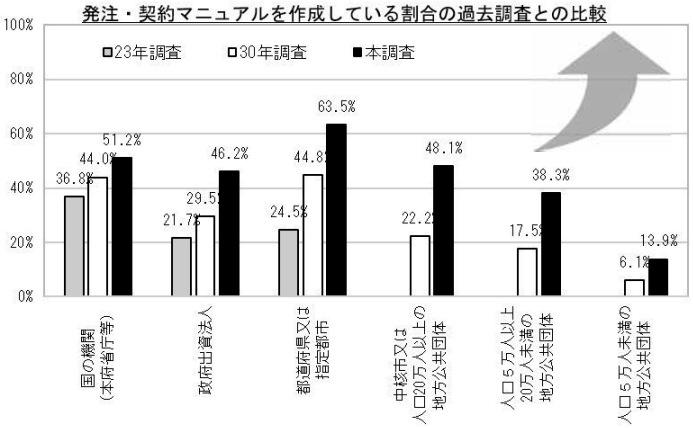
- 23年調査、30年調査と比較すると、いずれの発注機関区分においても増加傾向にある

作成後に見直しを行っている割合

- 「国の機関（地方支分部局）」、「政府出資法人」、「都道府県又は指定都市」、「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」は50%以上

取組例

- マニュアルの改訂については、外部有識者で構成する委員会を活用し、意見を頂いている。（国の機関（地方支分部局））
- マニュアルには、当庁の過去の違反事件の概要を記載し、研修の場で過去の違反事件を含めた注意喚起をしている。（人口５万人未満の地方公共団体）
- 共有イントラネットでいつでも見られる場所に掲載するとともに、定期的に幹部等が通知する綱紀保持の徹底に併せてマニュアルを周知することなどを繰り返し行うことでマニュアルの浸透を図っている。（人口５万人未満の地方公共団体）



※ 国の機関（地方支分部局）は23年調査、30年調査対象外のため掲載していない。
※ 23年調査は、本調査と発注機関区分の整理が異なるため、本調査においては「国」、「政府出資法人」、「都道府県又は指定都市」を比較している。

職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

② 入札等に関する情報のうち、秘密として扱うべき情報の規定【調査票問10】

報告書 P.21-P.30

入札等に関する情報のうち、秘密として扱うべき情報を規定している割合

- 「都道府県又は指定都市」が57.1%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が14.0%で最も低い
- 「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

入札等に関する情報のうち、秘密として扱うべき情報の管理方法を規定している割合

- 「都道府県又は指定都市」が77.8%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が36.6%で最も低い

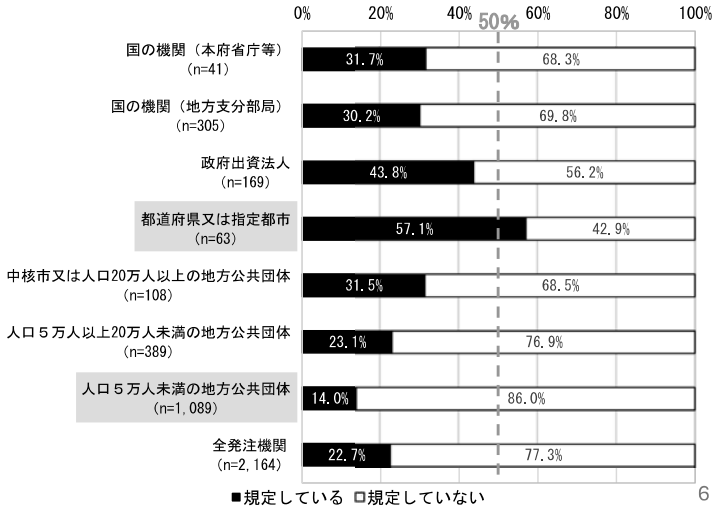
管理方法を周知している場合、周知方法について

- 「政府出資法人」、「人口５万人以上20万人未満の地方公共団体」、「人口５万人未満の地方公共団体」は「共有イントラネットで確認できる」のみと回答した割合が最も高い

取組例

- どのような項目を秘密情報とするのか、項目ごとの秘密とする期限、期限を設けず非公開の扱いとするもの等を規定している。（国の機関（本府省庁等））
- 入札等に関する情報のうち秘密情報として扱うべきものを取り扱う場合は、決裁範囲を最小限としているほか、情報管理規定においてもアクセス制限を定めている。（国の機関（本府省庁等））
- 入札等に係る秘密情報の管理規定は共有のイントラネットで周知しているほか、例年実施している研修において情報管理の徹底について説明を行っている。この研修資料についてもイントラネットに掲載していつでも見ることができる状態にしている。（都道府県又は指定都市）

入札等に係る情報のうち秘密として扱うべき情報を規定している割合



6

職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

③ 事業者等の外部から法令に違反するような行為をすることを求める働きかけを受けた場合、上司等に報告する等の取組の実施状況【調査票問15】

報告書 P.31-P.33

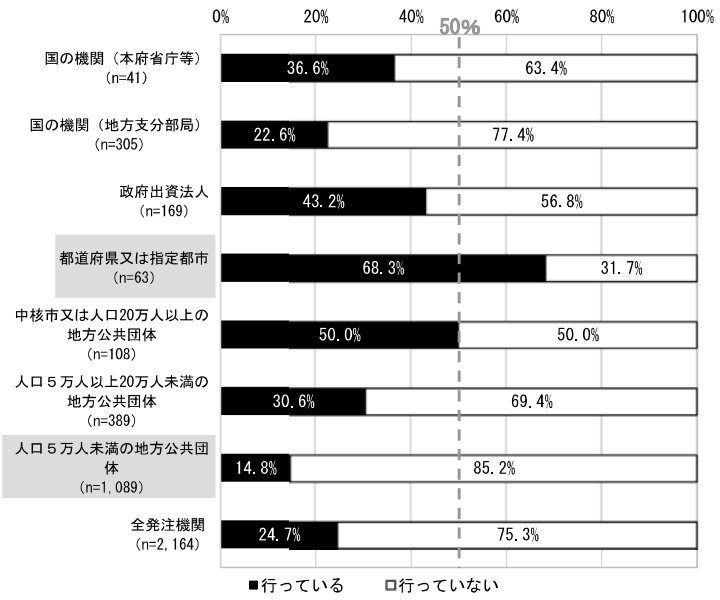
事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組を行っている割合

- 「都道府県又は指定都市」が68.3%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が14.8%で最も低い
- 「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

取組例

- 具体的に事業者等の外部から働きかけがあれば当庁のＨＰに公表する旨規定している。（人口５万人未満の地方公共団体）
- 事業者等の外部からの働きかけへの対応方法に関するマニュアルを作成し、マニュアル中に秘密情報等について不正に入手する働きかけ行為があった場合の適切な事務処理方法をフロー図で示している。（都道府県又は指定都市）
- 職員は不当な働きかけを受けたと認められる場合、報告書をもって所属長等に報告し、要綱で定めた内部の臨時的な委員会に報告することとしている。（人口５万人以上20万人未満の地方公共団体）

事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組を行っている割合



7

④ 事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定【調査票問16】

報告書 P.34-P.41

事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項を規定している割合

- 「都道府県又は指定都市」が52.4%で最も高い
- 「都道府県又は指定都市」を除いたいずれの発注機関区分においても50%以下

規定している場合、当該規定の内容

- いずれの発注機関区分においても「常に２名以上で対応する」、「対応場所は庁舎内の定められたオープンスペースで対応する」と回答した割合は高く、上位２位以内である

規定している場合、遵守状況を確認している割合

- いずれの発注機関区分においても50%以下

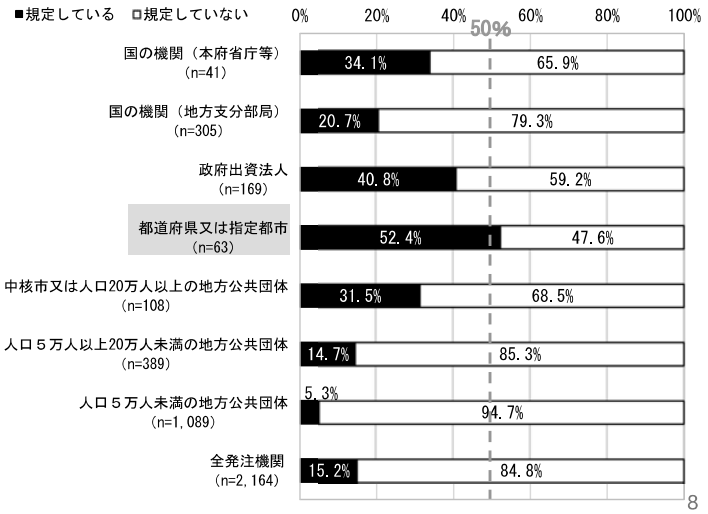
取組例

- 当庁は人口規模が小さい自治体であるため、発注機関職員と受注事業者（利害関係人）が自治会や消防団で顔を合わせるなど、公私を完全に分けることが困難である。そのため、マニュアルには公私の分離が困難な場面における留意事項（下記「記載例」）を盛り込んでいる。（人口５万人未満の地方公共団体）

記載例
- 不当な要求を受けた場合は組織として毅然と対応する
- （事業者との不適切な関係の構築等を防止するため）事業者との業務のやりとりを職員個人の携帯電話で行うことを禁止する

- 心得において規定を定めており、事業者等と面談する際は常に２名以上で対応することとしているほか、私用携帯やＳＮＳを業務に利用することを禁止している。（中核市又は人口20万人以上の地方公共団体）
- 内部監査で確認している。（国の機関（地方支分部局））

事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項を規定している割合



公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- **職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備**
- コンプライアンス意識向上のための周知啓発
- 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

概要

①発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離状況と発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組について

・発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離している割合は
「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」が82.4%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が30.5%で最も低い

・発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組を行っている割合は
いずれの発注機関区分においても86%以上の割合で「行っている」

②発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施状況について

発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある割合よりも、
監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある割合の方が高い

職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

① 発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離【調査票問７】
発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組【調査票問19】

報告書　P.51-52、P.67-70、P.128

発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離している割合

- 「中核市又は人口20万人以上の地方公共団体」が82.4%で最も高く、「国の機関（地方支分部局）」が30.5%で最も低い

発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組

- いずれの発注機関区分においても86%以上の割合で「行っている」

「発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離していない」かつ「発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組を行っていない」割合

- 10%以下の割合ではあったが、違反歴の有無を問わず、どちらも共に実施していないと回答した発注機関があった

取組例

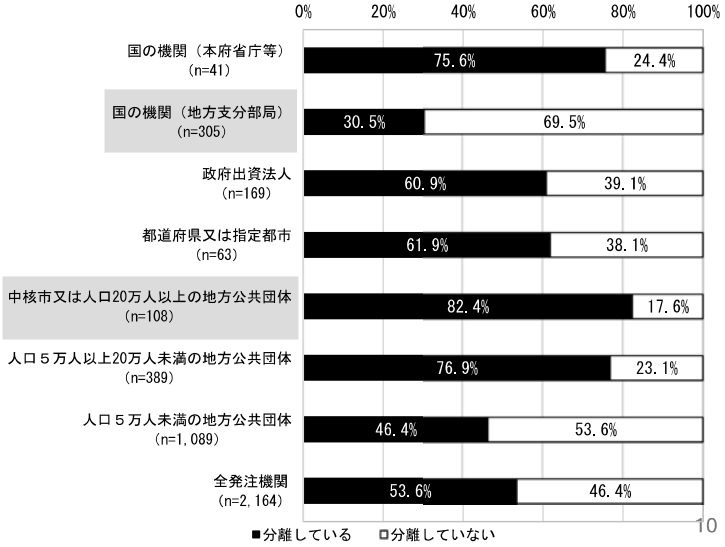
【発注担当部課室と契約担当部課室の分離について】

- 特定の案件において課単位で発注担当と契約担当は分離していないが、技術職の担当が設計し事務方が入札契約を行うという形で、担当により分離している。（都道府県又は指定都市）

【発注担当職員以外が仕様書等を確認する取組】

- ＡＩを活用して標準仕様書に基づく記載となっているか形式面からの確認を行っている。今後はよりデータを取り込み内容についても確認できるような取組を考えている。（政府出資法人）

発注担当部課室と契約担当部課室を組織上、分離している割合



職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

② 発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施【調査票問９】

報告書　P.57-P.60

発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施状況

- いずれの発注機関区分においても「発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査を実施したことがある」割合よりも「監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査を実施したことがある」割合の方が高い

「監査の一部として発注や契約に関するコンプライアンスの監査」を実施したことがある場合の過去５年間の実施頻度

- いずれの発注機関区分においても「１年に１回」と回答した割合が最も高い

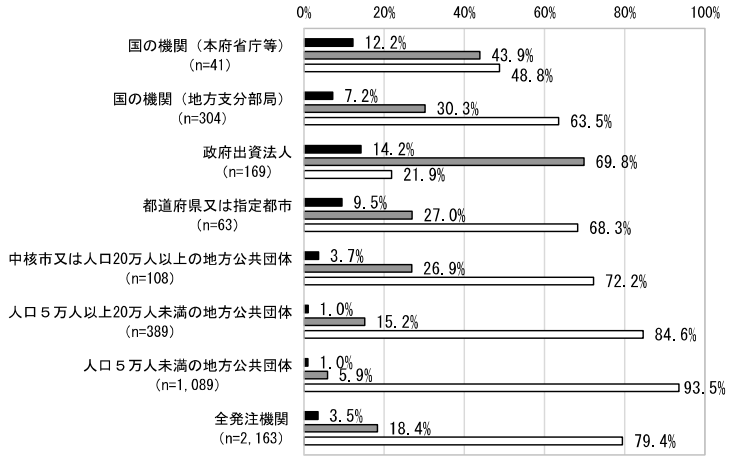
「発注や契約に関するコンプライアンスを主題とした監査」を実施したことがある場合の過去５年間の実施頻度

- 「人口５万人以上20万人未満の地方公共団体」を除いたいずれの発注機関区分においても「１年に１回」と回答した割合が最も高い

取組例

- 調達業務の実態の把握と現状における問題点の改善を一つの目的として監査を実施している。監査項目は、例えば、官製談合等を防止するための職員教育を実施しているか、入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスターを掲示しているか、契約書に入札談合防止に係る記載がされているかなどがある。（国の機関（本府省庁等））
- 特定課室内に設置した業務指導チームが出先機関を見回り、内規等に基づいた業務を実施しているか確認している。また、チェックシート等により職員自ら、自身のコンプライアンスを確認させる取組を行っている。（都道府県又は指定都市）

発注や契約に関するコンプライアンス監査の実施状況



各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備
- **コンプライアンス意識向上のための周知啓発**
- 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

概要

①入札談合等関与行為防止法の研修の開催実績について

入札談合等関与行為防止法の研修を開催したことがある割合は
「都道府県又は指定都市」で74.6%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が13.3%で最も低い

②入札談合等関与行為防止法の研修の定期的な開催について

・入札談合等関与行為防止法の研修を定期的に開催している割合は
違反歴ありの発注機関区分の方が定期的に開催している割合が高い
・入札談合等関与行為防止法の研修を開催しない理由
「普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない」の割合が最も高い

コンプライアンス意識向上のための周知啓発

① 入札談合等関与行為防止法の研修の開催【調査票問11】

報告書　P.72-P.82

入札談合等関与行為防止法の研修を開催したことがある割合

- 「都道府県又は指定都市」で74.6%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が13.3%で最も低い
- 国の機関（本府省庁等、地方支分部局）においても実施割合は35%以下で、国の機関（地方支分部局）では全体平均の24.6%を下回った

開催したことがある場合、過去５年間の開催頻度

- 「人口５万人未満の地方公共団体」を除いたいずれの発注機関区分においても「１年に１回程度」の割合が最も高い
- 「人口５万人未満の地方公共団体」は「不定期に実施している」割合が35.9%で最も高い

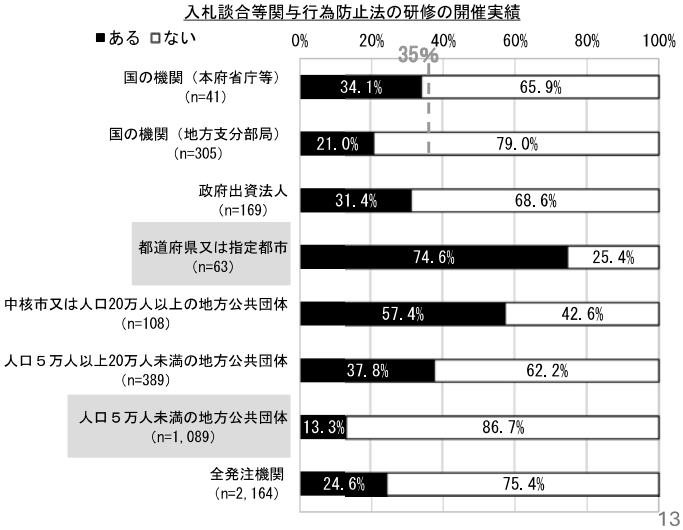
「開催したことがある割合」について過去調査との比較

- 23年調査、30年調査と比較すると、いずれの発注機関区分においてもおおむね増加傾向にある

取組例

- 毎年12月を職場風土改善月間とし、不祥事防止ハンドブックを使用して研修を行っている。また、かるた形式（例：「飲んだら」カード→「乗るな」カード）でも普及啓発を行っている。（都道府県又は指定都市）





②「入札談合等関与行為防止法の研修の開催」における違反歴の有無別の比較

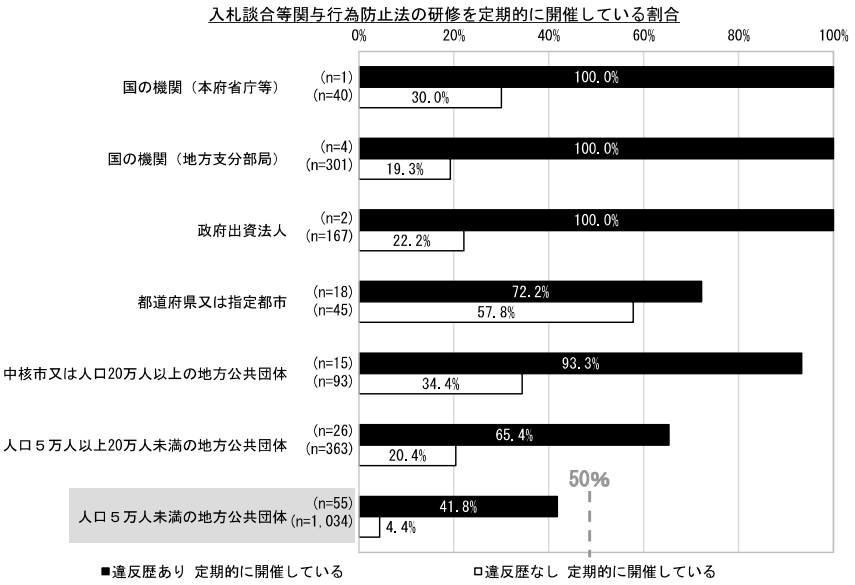
報告書 P.126-P.127

違反歴の有無別にみる、定期的に開催※している割合

- いずれの発注機関区分においても、違反歴ありの発注機関の方が定期的に開催している割合が高い
- 「人口５万人未満の地方公共団体」においては、違反歴の有無を問わず定期的に開催している割合は50%以下

違反歴の有無別にみる、開催したことがない場合の開催しない理由

- 違反歴の有無にかかわらず、いずれの発注機関区分においても「普段の業務の中で適宜教育指導を行っているため、実施していない」の割合が最も高い



※ アンケート調査において、過去５年間の入札談合等関与行為防止法の内容を周知するための研修の開催頻度を「半年に１回以上」、「１年に１回程度」、「２年に１回程度」、「３年に１回程度以下」とした回答を指す。

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

各取組の実施状況等

- 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備
- 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備
- コンプライアンス意識向上のための周知啓発
- **職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況**

概要

①不自然な入札結果の情報を集約するなどの取組について

・入札結果の情報を集約するなどの取組を行っている割合は
「国の機関（本府省庁等）」が56.1%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が5.4%で最も低い

②入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置について

・入札や契約の適正化を図るための第三者機関を設置している割合は
「都道府県又は指定都市」が93.7%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が8.7%で最も低い
・他の発注機関等と共同で連携、協力して設置しているという取組は地方公共団体ではみられなかった

職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

① 不自然・不合理な点が生じている入札結果について、情報を集約したりするなど、不自然な入札結果を把握する取組【調査票問20】

報告書　P.111-P.113

入札結果の情報を集約するなどの取組を行っている割合

- 「国の機関（本府省庁等）」が56.1%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が5.4%で最も低い

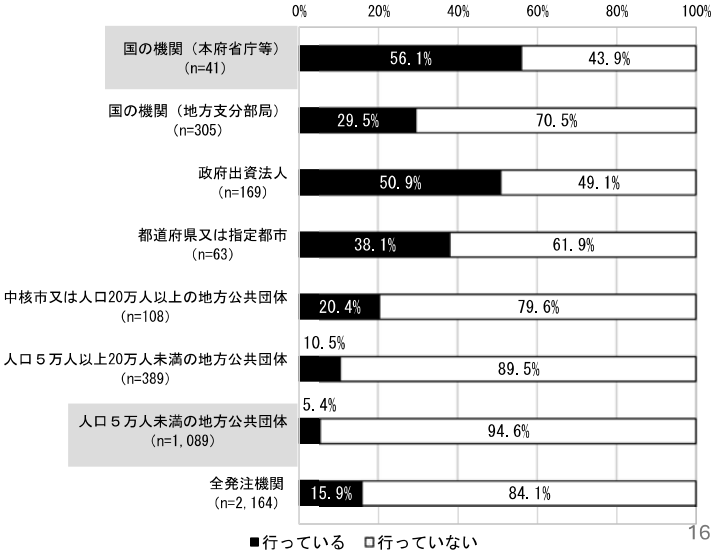
取組を行っている場合、どのような状況がみられた場合に情報の集約等を行っているか

- 発注機関全体の平均でみると「一者入札」が70.1%と最も高い
- 「その他」の内容は、「入札談合に関する情報が寄せられた場合（都道府県又は指定都市）」、「失格者が大量に出た場合（人口５万人未満の地方公共団体）」等

取組例

- 第三者委員会（入札監視委員会）等と連携し、不自然な状況結果を報告し、審議している。（都道府県又は指定都市等）
- 過去の入札結果等の内訳書等を特定の部局に集約し、過去の応札状況も踏まえて分析している。（国の機関（地方支分部局）　等）
- 職員だけで分析等を行うのではなく、外部弁護士に委託の上分析し、毎月、入札状況の確認、報告を行っている。（都道府県又は指定都市　等）

入札結果の情報を集約するなどの取組を行っている割合



16

職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組に係る実施状況

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

② 入札や契約の適正化を図るため、外部の有識者等を構成員として問題を検討するための第三者機関の設置状況【調査票問21】

報告書　P.114-P.120

入札や契約の適正化を図るための第三者機関を設置している割合

- 「都道府県又は指定都市」が93.7%で最も高く、「人口５万人未満の地方公共団体」が8.7%で最も低い
- 「政府出資法人」においては他の発注機関等と共同で連携、協力して設置しているという取組がみられたが、地方公共団体ではみられなかった

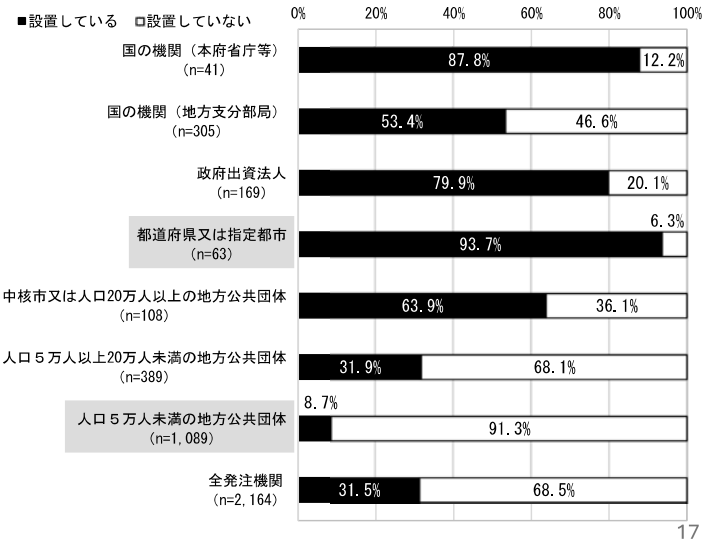
設置している場合、審議の頻度

- 発注機関全体の平均でみると「年２回程度」が43.6%と最も高い

取組例

- 近隣に所在する複数の発注機関と共同で設置している。（政府出資法人）
- 公共工事だけではなく、物品の調達や業務委託契約についても審議の対象としている。一般競争入札だけではなく、指名競争入札、随意契約からも案件を抽出している。（人口５万人未満の地方公共団体　等）

入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置状況



17

各取組の課題と要点

入札談合等関与行為防止法等の違反原因

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ヒアリング調査により判明した入札談合等関与行為防止法等の違反原因

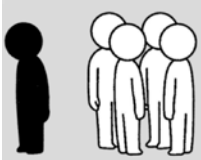
報告書P.125

① 職員のコンプライアンス意識不足



- 職員個人の倫理観の欠如、事業者との馴れ合い、各種法令やコンプライアンスの知識、認識不足が根底にあった。（人口５万人未満の地方公共団体）
- 入札等に関する秘密として扱う情報の管理について徹底することやマニュアルを作成する等の様々なルール作りを行い、対策を行った後にも違反事件が発生した。過去、逮捕起訴された職員が何年も同じ業務に従事していたことにより業者と癒着していたことを考えると職員の意識の問題があると考える。（都道府県又は指定都市）

② 目が行き届かない組織体制



- 業務が入札不調となることで事業が滞ってしまうという状況が職員の負担となっていた。上司からの期待やプレッシャーもあり、職員は誰にも相談できずに抱え込んでしまい、事業者へ情報を漏えいした。（人口５万人以上20万人未満の地方公共団体）
- 専門性が高すぎる業務について、業務内容が難解すぎるがゆえに複数の目で確認できるものではなく、上司を含めて周囲の目が行き届かなくなった。（政府出資法人）
- 過去、逮捕起訴された職員は、関係する事業者から繰り返し働きかけを受けたことや、前任者も同じように漏えいしていたこと、金券等の見返りを受けていたことから漏えいしていた。組織として情報管理の在り方に問題にあったと考えている。（都道府県又は指定都市）

官製談合等の防止に向けた取組を実施していない・していなかった理由

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

ヒアリング調査により判明した官製談合等の防止に向けた取組を実施していない・していなかった理由 報告書P.129

① 予算、人員等のリソース不足



- 【入札・契約の適正化を図るための第三者委員会の設置】予算、人手不足のため検討していない。（人口５万人未満の地方公共団体）
- 【発注・契約担当職員の人事上の配慮】人的リソースが不足しているため、実施できない。特に技術系職員が不足しており、同一課内でも担当業務の担当替えを行うことが困難である。 （人口５万人未満の地方公共団体）

② 従前、特に指摘がないための前例踏襲



- 【発注・契約コンプライアンスマニュアル】契約や発注に係るルールや留意する事項は担当の引継ぎによって行われているため当庁全体のマニュアルはない。 （人口５万人未満の地方公共団体）
- 【発注・契約コンプライアンスマニュアル】違反等事件が発生して初めてマニュアルを作成した。入札談合等関与行為防止法等の違反等事件が発生することはないだろうという思い込みや慢心があった。（人口５万人未満の地方公共団体）
- 【入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定】予定価格や積算に係る資料などは当然、入札等に係る秘密情報であり、あえて特定する必要はないと考えている。秘密情報の管理も担当者判断で行っている。 （都道府県又は指定都市）
- 【事業者の外部からの働きかけに対する報告の取組】働きかけを受けた場合に対応する部署等を設置していないが、総務課が対応するものと考える。（人口５万人未満の地方公共団体）

違反等事件が発生した対応等

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

違反等事件が発生した際の対応や当時の業務への影響 報告書 P.134-P.135

- 違反等事件に関与した職員は懲戒免職で処分されている。（人口５万人未満の地方公共団体）
- 記者会見を開き、役員から報道各社へ説明会を行った。 （政府出資法人）
- 再発防止策を迅速に公表することが求められていたため、丁寧に各施策の効果等を検証する時間がなかった。再発防止のための施策はどうしても手厚くなりがちで、業務量が増えてしまう。未然防止のための施策に努めておくべきであったと考える。（中核市又は人口20万人以上の地方公共団体）
- 報道機関への対応、捜査機関への捜査対応、入札制度改革とその反発への対応、組織体制の変更、倫理規程の整備など、事件後迅速に取り組まなければならないことが数多くあった。 （人口５万人以上20万人未満の地方公共団体）



日頃の通常業務に加え、組織内外で迅速かつ多くの対応を求められることから、業務の負担が増加
「業務の負担が増加した」という回答は違反等事件が発生した発注機関のリソースに応じて大きく異なるものではなかった

違反等事件が発生した場合、**予算や人員等のリソース不足にかかわらず、職員の業務負担は増加することとなり得る**

関係法令等	発注機関の対応等	職員（違反者）のリスク
【発注機関が講じる改善措置】 ・入札談合等関与行為防止法第３条	・入札談合等関与行為を排除するための改善措置及び措置内容の公表 ・公正取引委員会に通知	
【損害賠償等】 ・入札談合等関与行為防止法第４条 ・予算執行職員等の責任に関する法律　第４条第２項 ・地方自治法　第243条の２の８第３項 ・独占禁止法　第25条	・入札談合等関与行為による損害、賠償責任の有無、賠償額の調査及び調査結果の公表 ・職員への損害賠償の請求 ・事業者への損害賠償の請求	発注機関からの損害賠償の請求 
【懲戒】 ・入札談合等関与行為防止法第５条	懲戒処分の適用可否の調査及び調査結果の公表	懲戒処分（免職、停職等）
【職員による入札等の妨害】 ・入札談合等関与行為防止法第８条	－	拘禁刑（５年以下）、罰金（250万円以下） 
－	・指名停止措置等の措置 ・報道機関、捜査機関、議会等の関係各所への対応 ・国民からの信用失墜 ・通常業務への影響　等	・説明責任 ・信用失墜 ・再就職への影響 ・家族への影響 ・退職金や給与等への影響　等

各取組の課題と要点

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

(1) 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

報告書 P.130、P.137

発注機関が規定類を定めない場合
- 事業者等の外部との接触や秘密情報の管理等、職員個人の倫理観に対応や行動を委ねることとなる
- 担当者が意図せず入札談合等の違法行為に加担をしてしまう可能性

- 発注機関によって情報の扱いに差があることを念頭に置き、入札等に係る秘密として扱うべき情報を明示的に示すこと
- 各職員の引継ぎ等による口頭伝承ではなく、組織として規定することで職員間での認識のずれや伝達漏れを防ぐこと
- 研修や会議等の場において実務的かつ定期的に周知した上で共有のイントラネット等に掲載することが望ましい

(2) 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

報告書 P.131、P.138

発注担当職員が不適切な意図を持って発注をした場合
見過ごしてしまうことや早期発見が困難な可能性がある
ただし、体制面の整備は予算や人員等の一定のリソースが必要

特に予算や人員等のリソースが限られていると想定される発注機関においては、
- 可能な範囲で複数の人の目で確認するダブルチェック体制を整備すること
- 取組内容を取捨選択するなどにより各発注機関が必要と考える取組を実施していくこと



各取組の課題と要点

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

(3) コンプライアンス意識の向上のための周知啓発

報告書 P.132、P.139

- コンプライアンス意識の向上のための周知啓発のための取組は、
再発防止としては取り組まれているが未然防止としては積極的に取り組まれているとはいえない状況
- 入札談合等関与行為防止法等の違反原因として「職員のコンプライアンスの意識不足」が多く述べられていた

【最も優先して取り組むべき事項】
- 定期的かつ継続的にコンプライアンス意識を向上するための研修を実施すること



(4) 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組

報告書 P.133、P.140-P.141

- 「入札結果の情報を集約するなどの取組」は特に実施している割合が低い
- 「入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置」は多くの発注機関において全ての入札案件を審議している状況にはない

- 第三者機関が案件を抽出する際、「入札等の結果を集約したり原因を分析する取組」、「発注や契約に関するコンプライアンスの監査の実施」等と連携し、より多くの入札結果について妥当性の検証や違反行為を速やかに発見する機会を確保すること
- 特に予算や人員等のリソースが限られている発注機関においては、第三者機関の設置に当たって、既存組織の活用や近隣の発注機関との共同設置を視野に入れること

公正取引委員会が行う各発注機関が官製談合等を防止するために実施する各取組への支援　報告書 P.142-P.143

① テキストや支援ツールの公表



- テキスト「入札談合の防止に向けて」　（https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.htmlでダウンロード可能）
- 官製談合防止マニュアルチェックリスト（報告書別紙４）
- １分で分かる！入札談合等関与行為防止法（報告書別紙５－１）
- 理解度チェックテスト（報告書別紙５－２）
- 入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスター（報告書別紙５－４）
- 官製談合等の防止に向けた取組一覧表（報告書別紙６）
- 官製談合等の防止に向けた取組体系図（報告書別紙７）

② 相談への対応

- 各発注機関等で行う官製談合等の防止に向けた取組に関すること
- 入札結果の情報収集や分析に関すること
- 入札談合等関与行為防止法等についての一般的な相談等

※問い合わせ先は本報告書別紙10



③ 各発注機関への講師派遣や研修会の開催



発注機関の職員に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣を無償で行っている
是非今後御活用いただきたい

所要時間：１時間半程度（応相談）
研修費用：講師謝金、講師の旅費等　不要
※詳細等は「講師派遣について（御案内）」　（本報告書別紙５－３）を参照

参考資料

（参考１）公正取引委員会が認定した「入札談合等関与行為」の事例一覧

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

1	岩見沢市が発注する建設工事における事例	岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。 （平成１５年１月３０日、岩見沢市長に対し改善措置要求）
2	新潟市が発注する建設工事における事例	新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。 （平成１６年７月２８日、新潟市長に対し改善措置要求）
3	日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例	日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の１５億円以上から１０億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。 また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。 （平成１７年９月２９日、日本道路公団総裁に対し改善措置要求）
4	国土交通省が発注する水門設備工事における事例	国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示すなどしていた。 （平成１９年３月８日、国土交通大臣に対し改善措置要求）
5	防衛施設庁が発注する土木・建築工事における事例	防衛施設庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、落札予定者の割り振りを行い、その結果を窓口役の同庁ＯＢに直接又はその補助役の同庁ＯＢを通じて伝達し、窓口役の同庁ＯＢは、割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達していた。また、落札予定者に確実に受注させるため、防衛施設庁の地方支分部局の担当職員に対し、割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については、当該工事名及び落札予定者名を伝え、当該落札予定者を当該工事の入札参加者として指名するよう指示するなどしていた。 （平成１９年６月２０日、防衛施設庁に対し通知）
6	独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務における事例	緑資源機構の職員は、林道調査測量設計業務について、反復的かつ継続的に、落札予定者を選定し、入札前に、落札予定者に対し、落札予定者となった旨を伝達していた。また、同機構の役員は、前記の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。 （平成１９年１２月２７日、緑資源機構に対し通知）
7	札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例	札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。 （平成２０年１０月２９日、札幌市長に対し改善措置要求）
8	国土交通省が発注する車両管理業務における事例	国土交通省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。 （平成２１年６月２３日、国土交通大臣に対し改善措置要求）

26

（参考１）公正取引委員会が認定した「入札談合等関与行為」の事例一覧

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

9	防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例	防衛省の職員は、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。 （平成２２年３月３０日、防衛大臣に対し改善措置要求）
10	青森市が発注する土木一式工事における事例	青森市特別理事の職にあった者は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。 （平成２２年４月２２日、青森市長に対し改善措置要求）
11	茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例	茨城県の職員（境土地改良事務所の工務課長）は、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。 また、茨城県の職員（境工事事務所の所長）は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。 （平成２３年８月４日、茨城県知事に対し改善措置要求）
12	国土交通省が発注する一般土木工事における事例	国土交通省の職員（土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長）は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。 （平成２４年１０月１７日、国土交通大臣に対し改善措置要求）
13	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例	鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員（鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事）は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。 （平成２６年３月１９日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対し改善措置要求）
14	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業における事例	東京都の職員（金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長及び朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任）は、各浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。 （令和元年７月１１日、東京都知事に対し改善措置要求）
15	首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務における事例	首都高速道路株式会社の職員（①東京西局点検・補修推進課長、②技術部工事安全推進課長、③東京西局保全管理課保全管理司令（①～③は全て同一人物である。）及び④東京西局点検・補修推進課長）は、特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報等を教示していた。 （令和８年４月２２日、首都高速道路株式会社代表取締役に対し改善措置要求）

27

（参考２）職員による入札談合等関与行為防止法第８条等違反が判決等で確定した発注機関一覧 ※1、2（令和３年以降）

令和３年	1	本部町今帰仁村清掃施設組合
	2	千葉県南房総市
	3	群馬県沼田市
	4	愛媛県四国中央市
	5	福井県若狭町
	6	京都府南丹市
	7	京都府宇治田原町
	8	北海道
	9	青森県西目屋村
	10	福島県会津美里町
	11	新潟県糸魚川市
	12	前橋市
	13	秋田県
	14	北海道開発局士別道路事務所
	15	埼玉県鳩山町
	16	愛媛県松前町
	17	愛媛県鬼北町
	18	金沢市
	19	滋賀県多賀町
	20	鹿児島県いちき串木野市
令和４年	21	富山県舟橋村
	22	山梨県市川三郷町
	23	茨城県龍ケ崎市
	24	石川県能美市
	25	山梨県富士川町
	26	香川県土庄町
	27	福島県楢葉町
	28	富山市
令和４年	29	沖縄県竹富町
	30	秋田県鹿角市
	31	滋賀県日野町
	32	岐阜県養老町
	33	青森県今別町
	34	北海道南富良野町
	35	防衛省近畿中部防衛局
令和５年	36	山口県岩国市
	37	埼玉県三郷市
	38	島根県西ノ島町
	39	徳島県藍住町
	40	兵庫県加東市
	41	広島県
	42	岩手県山田町
	43	岐阜県山県市
令和６年	44	新潟県
	45	京都府宇治田原町
	46	福岡県嘉麻市
	47	岡山刑務所
	48	石川県志賀町
	49	兵庫県道路公社
	50	前橋市
	51	静岡市市立清水病院
	52	千代田区
	53	広島県教育委員会
	54	和歌山県日高川町
	55	広島県尾道市
	56	奈良県三郷町
令和６年	57	宮城県石巻市
	58	富山県立山町
	59	佐賀県神埼市
	60	岩手県一関市
	61	岐阜県池田町
	62	山形県住宅供給公社
令和７年	63	千葉県市川市
	64	福島県
	65	佐賀県多久市
	66	宮城県白石市
	67	山形県高畠町
	68	千葉県
	69	長崎県佐々町
	70	愛媛県
	71	大分市
	72	岐阜県大垣市
	73	山口県岩国市
	74	群馬県藤岡市
	75	福井県
	76	長野県大町市
	77	大阪府忠岡町
	78	宮城県気仙沼市
	79	群馬県桐生市
	80	福島県いわき市
令和８年	81	千葉県銚子市

※1　報道により把握した、判決等が確定した年と発注機関名を記載している。
※2　事件の概要については、報告書別紙８－３参照。

28

参考資料

※　新聞記事（８９～１０１ページ）については、版権の関係上削除しています。

【資料2】 官製談合事件の新聞発表文

【資料2－①】 岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について

平成１５年１月３０日
公正取引委員会

公正取引委員会は，岩見沢市が発注する建設工事の入札参加業者に対し，独占禁止法の規定に基づき審査を行ってきたところ，本日，別表記載の１２６名に対し，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして，同法第４８条第２項の規定に基づき，後記第１のとおり勧告を行った（別添１～５勧告書参照）。

また，発注者である岩見沢市の市長に対し，後記第２のとおり入札談合等関与行為があったと認められるため，入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，岩見沢建設協会（以下「建設協会」という。）及び岩見沢管工事業協同組合（以下「管協組」という。）に対し，それぞれの役員が後記第１の独占禁止法違反行為に関与していた事実が認められたことから，今後，同様の行為を行わないよう再発防止のため所要の措置を講じるよう強く求めた。

第１　勧告について

１　関係人（別表参照）

(1)　一般土木・造園工事業者関係
　岩見沢市の区域において，一般土木工事又は造園工事の建設業を営む４６社（以下「一般土木・造園工事の４６社」という。）

(2)　建築工事関係
　岩見沢市の区域において，建築工事の建設業を営む４２名（以下「建築工事の４２名」という。）

(3)　管工事関係
　岩見沢市の区域において，管工事の建設業を営む１７社（以下「管工事の１７社」という。）

(4)　ほ装工事関係
　岩見沢市の区域において，ほ装工事の建設業を営む１６社（以下「ほ装工事の１６社」という。）

(5)　電気工事関係
　岩見沢市の区域において，電気工事の建設業を営む１７名（以下「電気工事の１７名」という。）

違反事業者等を示す別表等について，割愛して掲載しています。（資料２①～⑭）

２　違反行為の概要

(1)　岩見沢市が建設部，産業経済部及び水道部において標準型指名競争入札と称する方法（以下「指名競争入札」という。）により一般土木・造園工事，建築工事，管工事，ほ装工事及び電気工事として発注する各建設工事の発注業務担当職員は，地元企業の安定的及び継続的な受注の確保等を目的として，事業者ごとの年間受注目標額を設定し，これをおおむね達成できるよう当該工事における落札を予定する者（以下「落札予定者」という。）を選定し，落札予定者の名称及び設計金額の概数等を建設協会の役員等及び管協組の専務理事（以下これらの者を「連絡役」という。）に示していた。

　連絡役は，落札予定者に対し，落札予定者として選定された旨及び設計金額の概数を伝えていた。

(2)ア　一般土木・造園工事の４６社は，岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部，産業経済部及び水道部において一般土木工事又は造園工事として発注する工事について

イ　建築工事の４２名は，岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部及び産業経済部において建築工事として発注する工事について

ウ　管工事の１７社は，岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部，産業経済部及び水道部において管工事として発注する工事について

エ　ほ装工事の１６社は，岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部及び産業経済部においてほ装工事として発注する工事について

オ　電気工事の１７名は，岩見沢市が指名競争入札の方法により建設部及び産業経済部において電気工事として発注する工事について

それぞれ，遅くとも平成１１年４月１日以降，受注価格の低落防止等を図るため，連絡役から落札予定者として選定された旨の連絡を受けた者があるときは，その者を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とし，受注すべき価格は連絡役から伝えられた金額を基に受注予定者が定める等の合意の下に，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，それぞれの工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

３　排除措置の概要

一般土木・造園工事の４６社，建築工事の４２名，管工事の１７社，ほ装工事の１６社及び電気工事の１７名は，それぞれ

(1)　前記２の行為を取りやめていることを確認すること

(2)　今後，前記２の行為と同様の行為を行わないこと

４　勧告諾否の期限

平成１５年２月１４日
（勧告を応諾したときには，勧告と同趣旨の審決を行い，応諾しないときは，審判手続を開始することとなる。

第２　岩見沢市長に対する改善措置要求について

１　岩見沢市の発注に関わる複数の職員は，地元企業の安定的及び継続的な受注の確保等を目的として，同市が発注する別添１～５勧告書記載の各工事について，反復，継続して，入札執行前に，同市の幹部の承認又は示唆の下に，事業者ごとに，最近５年間における平均受注金額を算出し，これを基に事業者ごとの当年度中の年間受注目標額を設定し，同目標額をおおむね達成できるように，個別工事ごとに，落札予定者を選定し，落札予定業者の名称及び工事の設計金額の概数等を業界団体の役員等に示し，これを受けて，業界団体の役員等は，落札予定者として選定された者に対し，落札予定者として選定された旨及び工事の設計金額の概数等を伝えていた事実が認められた。

これに基づき，前記入札参加業者は，別添１～５勧告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

２　前記１の岩見沢市の職員の行為は，

(1)　反復，継続して，落札予定者を選定し，落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示することにより，入札参加業者に入札談合等関与行為防止法第２条第４項に規定する入札談合等を行わせていた行為は，同条第５項第１号の規定に該当し

(2)　落札予定者の名称を業界団体の役員等に教示していた行為は同項第２号の規定に該当し

(3)　秘密として管理されている工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示していた行為は同項第３号の規定に該当し

いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められた。

３　よって当委員会は同法第３条第２項の規定に基づき，前記１と同様の行為が生じないよう，同市発注の建設工事について，入札談合等関与行為が排除されたことを確認するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

【資料２－②】新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対する勧告等について

平成１６年７月２８日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，新潟市が発注する建設工事の入札参加業者に対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，本日，別表記載の１１３名に対し，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして，同法第４８条第２項の規定に基づき，後記第１のとおり勧告を行った（別添勧告書参照）。

また，発注者である新潟市長に対し，後記第２のとおり入札談合等関与行為があったと認められたため，入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき，改善措置要求を行った。

第１　勧告について

１　関係人（別表参照）

(1)　新潟市が発注する推進工法又はシールド工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事（以下「推進工事」という。）の入札参加業者５５社（以下「５５社」という。）

(2)　新潟市がＡの等級に格付している者のみを指名して発注する開削工法を用いる下水管きょ工事及び汚水管布設工事（以下「開削工事」という。）の入札参加業者４８社（以下「４８社」という。）

(3)　新潟市がＡの等級に格付している者のみを入札参加者として発注する建築一式工事（以下「建築工事」という。）の入札参加業者５６名（以下「５６名」という。）

２　違反行為の概要

(1)　推進工事関係

５５社は，遅くとも平成１１年４月１日以降，新潟市が制限付一般競争入札，公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注する推進工事について，受注価格の低落防止等を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2)　開削工事関係

４８社は，遅くとも平成１１年４月１日以降，新潟市が公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法によりＡの等級に格付している者のみを指名して発注する開削工事について，受注価格の低落防止等を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3)　建築工事関係

５６名は，遅くとも平成１１年４月１日以降，新潟市が制限付一般競争入札，公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法によりＡの等級に格付している者（Ａの等級に格付している者を代表者とする共同企業体を含む。）のみを入札参加者として発注する建築工事について，受注価格の低落防止等を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

３　排除措置の概要

推進工事の５５社，開削工事の４８社及び建築工事の５６名は，それぞれ

(1)　前記２の行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議等し，そのことを相互に通知等すること。

(2)　前記３(1)に基づいて採った措置及び今後，前記２の行為と同様の行為を行わないことを新潟市に通知するとともに，自社の従業員に周知徹底すること。

(3)　今後，前記２の行為と同様の行為を行わないこと。

４　勧告諾否の期限

平成１６年８月９日

（勧告を応諾したときは，勧告と同趣旨の審決を行い，応諾しないときは，審判手続を開始することとなる。）

第２　新潟市長に対する改善措置要求について

１　新潟市下水道部下水道建設課，農林水産部農地課，開発建築部営繕課及び住宅課並びに教育委員会事務局学校教育部施設課の職員は，同市が発注する推進工事，開削工事及び建築工事の競争入札の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて，継続的に，秘密として管理されている当該工事の設計金額を入札執行前に教示していた事実が認められた（設計金額を教示していたことがこれまでに認められた職員は５名であり，また，設計金額の教示を受けたことがこれまでに認められた事業者は５２社である。）。

また，同市発注の推進工事及び開削工事の入札参加業者の一部の者に，同市下水道部下水道建設課が起案した秘密として管理されている請負工事等指名委員会提出案件説明資料の写し（以下「指名委員会資料」という。）が継続的に流出していた事実が認められた。

前記入札参加業者は，この教示された設計金額及び入手した指名委員会資料を利用して，別添勧告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

２　前記１の新潟市職員の行為は，いずれも入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号に規定する入札談合等関与行為に該当すると認められた。

よって，当委員会は，新潟市長に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１と同様の行為が生じないよう，同市発注の推進工事，開削工事及び建築工事について本件入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

【資料２－③】 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対する勧告等について

平成１７年９月２９日
公正取引委員会

公正取引委員会は，日本道路公団（以下「公団」という。）が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，本日，別表記載の４５社に対し，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして，同法第４８条第２項の規定に基づき，後記第１のとおり勧告を行った（別添勧告書参照）。

また，発注者である公団総裁に対し，後記第２のとおり入札談合等関与行為があったと認められたため，入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき，改善措置要求を行った。

第１　勧告について

１　関係人（別表参照）

日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者ら４５社（以下「４５社」という。）

２　違反行為の概要

４５社は，遅くとも平成１４年４月１日以降，公団が競争入札の方法（総合評価落札方式によるものを含む。）により発注する鋼橋上部工工事について，受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，前記工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

３　排除措置の概要

(1)　４５社は，前記２の行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議すること。

(2)　４５社のうち古河機械金属株式会社（以下「古河機械金属」という。）を除く４４社（以下「４４社」という。）は，前記３(1)に基づいて採った措置及び今後，前記２の行為と同様の行為を行わないことを，自社を除く各社に通知するとともに，公団から前記工事の発注業務を承継する東日本高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の３社（以下「３社」という。）に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底すること。

また，古河機械金属は，前記３(1)に基づいて採った措置を，同社が平成１７年３月３１日に鋼橋上部工工事の請負に関する事業を承継させた古河産機システムズ株式会社（以下「古河産機」という。）及び自社を除く各社に通知するとともに，３社に通知し，かつ，古河産機をして同社の従業員に今後，前記２の行為と同様の行為を行わないことを周知徹底させるよう指導すること。

(3)　４４社は，今後，前記２の行為と同様の行為を行わないこと。古河機械金属は，今後，古河産機をして，前記２の行為と同様の行為を行わせないこと。

(4)　４４社は，今後，３社が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事について，受注予定者を決定することがないようにするため

ア　独占禁止法の遵守に関する行動指針の作成及び改定

イ　鋼橋上部工工事の営業担当者に対する定期的な研修及び監査

ウ　独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規定の整備

エ　独占禁止法違反行為に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度の設置

を行うために必要な措置を講じること。

また，古河機械金属は，今後，３社が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事について，受注予定者を決定することがないようにするため，古河産機が前記３(4)アないしエを行うために必要な措置を講じるよう指導すること。

(5)　４４社は，違反行為期間中に前記２の違反行為に関与していた自社の営業担当者を３社が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事に係る営業業務から速やかに配置転換する等し，少なくとも今後５年間同業務に従事させないこととし，このことを取締役会において決議すること。

また，古河機械金属は，古河産機に対し，違反行為期間中に前記２の違反行為に関与していた営業担当者を３社が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事に係る営業業務から速やかに配置転換させる等し，少なくとも今後５年間同業務に従事させないことを取締役会において決議するよう指導すること。

(6)　４５社のうち公団の退職者を自社の役員又は従業員として受け入れている事業者は，同役員又は従業員を，３社が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事に係る営業業務に従事させないこととし，このことを取締役会において決議すること。

４　勧告諾否の期限

平成１７年１０月１１日

（勧告を応諾したときは，勧告と同趣旨の審決を行い，応諾しないときは，審判手続を開始することとなる。）

第２　公団に対する改善措置要求について

１　入札談合等関与行為の概要

公団が発注する鋼橋上部工工事に関し，その発注に関わる複数の役員及び職員が，平成１４年度以降，組織的に，次の行為を行っていた事実が認められた。

(1)ア　公団の理事（２名が該当）は，公団を退職して被勧告人である株式会社横河ブリッジに勤務している者（以下「横河のＯＢ」という。）が，前記工事について，発注工事別に落札を予定する者又は共同企業体（以下「落札予定者」という。）を選定した一覧表（以下「割付表」という。）を横河のＯＢから年度当初等に提示を受け，その都度，その内容について承認するとともに，横河のＯＢに対し，当該割付表を有料道路部に提出するように指示していた。

これに基づき，有料道路部の職員は，横河のＯＢから提出のあった当該割付表を受領し，保管していた。

イ　前記理事は，平成１６年５月ころ，横河のＯＢから要請を受け，当初一括発注が予定されていた工事を２つの工事に分割して発注することを担当部局に指示し，実施させた。

また，理事（２名のうち１名）は，平成１６年８月ころ，当初発注を予定していた特定の鋼橋上部工工事を発注しなくなったことから，横河のＯＢから要請を受け，別の鋼橋上部工工事を前倒しして発注することを担当部局に指示し，実施させた。

ウ　理事（２名のうち１名）は，平成１４年１０月ころ，横河のＯＢから要請を受け，昭和５６年以降変更していなかった鋼橋上部工工事の共同企業体方式による発注基準を，従来の１５億円以上から１０億円以上に平成１５年４月１日以降引き下げることを，担当部局に指示し，実施させた。

エ　公団の理事の前記第２の１(1)ア，イ及びウの行為は，いずれも事業者に入札談合を継続させることによって公団退職者の再就職先を確保するという目的をもって行われたものであり，前記第２の１(1)アの行為については，公団の理事が，事業者が横河のＯＢによる落札予定者の選定に基づいて入札談合を行うことを承認するとともに，割付表の内容を承認するという手続を踏ませることにより公団が割付表の内容を承認したとの体裁をとり，これを受けて，事業者が当該承認された割付表の内容どおりに受注予定者を決定していたものと認められ，前記第２の１(1)イ及びウの行為については，横河のＯＢが行う落札予定者の選定を容易にするために行われたものと認められるものであって，前記各行為は，単に入札談合を黙認していた又は追認していたにとどまるものではなく，事業者に入札談合を行わせたと認められるものである。

(2)　有料道路部並びに支社及び建設局の職員は，横河のＯＢら公団を退職して鋼橋上部工工事の入札参加業者に勤務している者からの要請に基づいて，横河のＯＢらに対し，鋼橋上部工工事の工事名，鋼重量，発注予定時期等の未公表情報を教示する等していた。

当該未公表情報は，秘密として管理されているもので，公団の職員は，当該未公表情報が横河のＯＢのもとに集約されて同人が上記落札予定者の選定を行うのに利用されることを認識して横河のＯＢらに教示していたものであり，前記行為は，事業者が知ることにより事業者が入札談合を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを教示したと認められるものである。

(3)　前記第２の１(1)及び(2)の事実に基づいて，前記入札参加業者らは，別添勧告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

２　該当法条及び改善措置要求

公団の鋼橋上部工工事の発注に関わる複数の役員が公団発注の鋼橋上部工工事について行っていた前記第２の１(1)記載の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第１号の規定に該当し，また，公団の鋼橋上部工工事の発注に関わる複数の職員が公団発注の鋼橋上部工工事について行っていた前記第２の１(2)記載の行為は，同項第３号の規定に該当し，これらの行為は，いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，当委員会は，公団総裁に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記第２の１(1)及び(2)の行為と同様の行為が生じないよう，公団が発注する鋼橋上部工工事について，入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

【資料2－④】国土交通省，独立行政法人水資源機構及び農林水産省が発注する水門設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成１９年３月８日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，①各地整発注の特定ダム用水門設備工事(注１)，②各地整発注の特定河川用水門設備工事(注２)，③水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事(注３)及び④各農政局発注の特定水門設備工事(注４)の入札参加業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，本日，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして，それぞれ，後記第１のとおり，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照）。

また，前記①及び②に係る違反行為に関し，後記第２のとおり，入札談合等関与行為があったと認められたため，本日，国土交通大臣に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，前記①，②及び③に係る違反行為に関し，後記第３のとおり，本日，国土交通省及び独立行政法人水資源機構（平成１５年９月３０日以前は水資源開発公団をいう。以下「水資源機構」という。）に対し，それぞれ，要請を行った。

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令について

１　違反事業者数，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数，課徴金額等（対象事業者名，各事業者の課徴金額等については別表のとおり）

		違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額	改善措置要求	要請
①	各地整発注の特定ダム用水門設備工事	１４社	１０社	９社	5億1227万円	国土交通省	国土交通省
②	各地整発注の特定河川用水門設備工事	２３社	１５社	１２社	4億1359万円	国土交通省	国土交通省
③	水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事	１３社	９社	６社	2億8672万円	－	国土交通省 水資源機構
④	各農政局発注の特定水門設備工事	８社	８社	８社	4億5875万円	－	－
合　計		延べ58社 （実数23社）	延べ42社 （実数15社）	延べ35社 （実数14社）	16億7133万円	－	－

（注１）　国土交通省が各地方整備局において一般競争入札，公募型指名競争入札又は詳細条件審査型一般競争入札の方法（総合評価落札方式によるものを含む。）により発注するダム用水門設備の新設工事（既設のダムに新規に水門設備を製作し据え付ける工事を含む。），更新工事，改造工事，修繕工事及び取替工事をいう。

（注２）　国土交通省が各地方整備局において一般競争入札，公募型指名競争入札若しくは詳細条件審査型一般競争入札の方法（総合評価落札方式によるものを含む。）又は工事希望型指名競争入札の方法により発注する河川用水門設備の新設工事，更新工事，改造工事，修繕工事及び取替工事をいう。

（注３）　独立行政法人水資源機構（平成１５年９月３０日以前は水資源開発公団をいう。）が本社財務部（水資源開発公団においては本社経理部をいう。）において一般競争入札，公募型指名競争入札又は指名競争入札の方法により発注するダム用水門設備の新設工事をいう。

（注４）　農林水産省が各地方農政局において一般競争入札，公募型指名競争入札又は詳細条件審査型一般競争入札の方法により発注する予定価格が９０００万円を超えるダム，河川，水路及び海岸に用いる各水門設備の新設工事，更新工事，補修工事及び保全工事をいう。

２　違反行為の概要

(1) 各地整発注の特定ダム用水門設備工事

１４社は，遅くとも平成１３年８月１日以降，各地整発注の特定ダム用水門設備工事について，受注価格の低落防止を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2) 各地整発注の特定河川用水門設備工事

２３社は，遅くとも平成１３年７月１日以降，各地整発注の特定河川用水門設備工事について，受注価格の低落防止を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3) 水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事

１３社は，遅くとも平成１３年９月１日以降，水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事について，受注価格の低落防止を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4) 各農政局発注の特定水門設備工事

８社は，遅くとも平成１４年８月中旬ころ以降（日東河川工業株式会社にあっては，平成１５年６月１８日ころ以降），各農政局発注の特定水門設備工事について，受注価格の低落防止を図るため，共同して，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

３　排除措置命令の概要

(1) 前記２の行為を取りやめている旨を確認することを，それぞれ，取締役会において決議しなければならない。

(2) 前記(1)に基づいて採った措置及び今後，前記２の行為と同様の行為を行わず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を，自社を除く各社及び発注者に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記２の行為と同様の行為を行ってはならない。

(4) 今後，それぞれ，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

イ　営業担当者に対する官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

ウ　独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の整備

エ　独占禁止法違反行為に係る通報者に対する免責等実効性のある社内通報制度の設置

４　課徴金の納期限

平成１９年６月１１日

第２　国土交通大臣に対する改善措置要求について

１　入札談合等関与行為の概要

前記第１の２(1)及び(2)の違反行為に関し，国土交通省の当時の職員が，以下の行為を行っていた事実が認められた。

(1) 国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員は

ア　平成１３年５月７日ころ以降，下表番号１の工事のうち，東北地方整備局が発注するものについては旧建設省において東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者を通じ，その余の各地方整備局が発注するものについては直接に，また，下表番号２の工事については直接に

イ　平成１５年４月９日ころ以降は下表番号１及び２記載の工事について前記アの者を通じて

それぞれ，当該工事の発注前に，当該工事の落札を予定する者又は共同企業体（以下「落札予定者」という。）についての意向を世話役（注５）に示していた。

(2) 国土交通省近畿地方整備局道路部機械課等に在籍の特定の職員は，遅くとも平成１３年４月１日以降，下表番号３の工事について，当該工事の発注前に，当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

（注５）　各地整発注の特定河川用水門設備工事，各地整発注の特定ダム用水門設備工事及び水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事の受注に関する調整を円滑に行うことを目的として置かれていた「世話役」等と称する事業者をいう。

番号	対　象　工　事
１	平成１３年７月１日以降入札が行われた各地整発注の特定河川用水門設備工事のうち，近畿地方整備局以外の地方整備局が発注するもの（既設の水門設備の更新工事，改造工事，修繕工事及び取替工事で，当該工事に係る既設の水門設備を施工した者が入札参加者となっているものを除く。）
２	平成１３年８月１日以降入札が行われた各地整発注の特定ダム用水門設備工事のうち，既設の水門設備の更新工事，改造工事，修繕工事及び取替工事で，当該工事に係る既設の水門設備を施工した者が入札参加者となっていないもの並びに既設のダムに新規に水門設備を製作し据え付けるもの
３	平成１３年７月１日以降入札が行われた各地整発注の特定河川用水門設備工事のうち，近畿地方整備局が発注するもの

２　該当法条及び改善措置要求

国土交通省の職員による前記１の行為は，それぞれ，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第２号の規定に該当し，いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，当委員会は，国土交通大臣に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１の行為と同様の行為が生じないよう，各地整発注の特定河川用水門設備工事及び各地整発注の特定ダム用水門設備工事について，入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めるとともに，同法第３条第６項の規定に基づき調査の結果及び講じた改善措置の内容を当委員会に通知するよう求めた。

第３　国土交通省及び水資源機構に対する要請について

１　要請の対象となった行為の概要

前記第１の２(1)から(3)までの違反行為に関し，国土交通省又は水資源開発公団を退職した者が，以下の各行為を行っていた事実が認められた。

(1) 国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員は

ア　退職した後の平成１６年４月１日ころ以降，前表番号１及び２の工事について，旧建設省において東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者を通じて

イ　平成１７年４月１日ころ以降は前表番号１の工事について直接に

それぞれ，当該工事の発注前に，当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

(2) 旧建設省において東北地方建設局道路部機械課等に在職し既に退職していた特定の者は

ア　平成１３年５月７日ころ以降，前表番号１の工事のうち東北地方整備局が発注するものについて

イ　平成１５年４月９日ころ以降は前表番号１及び２の工事について

それぞれ，当該工事の発注前に，国土交通省総合政策局建設施工企画課に在籍の特定の職員が示す当該工事の落札予定者の意向を世話役に伝達していた。

(3) 旧建設省において国土地理院院長の職等にあって既に退職していた特定の者及び旧建設省において技監の職等にあって既に退職していた特定の者は，平成１３年８月１日以降入札が行われた各地整発注の特定ダム用水門設備工事のうち，既設のダムに新規に水門設備を製作し据え付けるものを除く新設工事について，当該工事の発注前に，世話役から当該工事の落札予定者についての提示を受け，これを承認していた。

(4) 水資源開発公団において常務参与の職等にあって既に退職していた者は，平成１３年９月ころ，その後に発注が見込まれる水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事について，発注前に，当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

(5) 水資源開発公団において理事の職等にあって既に退職していた者は，平成１６年１月ころ，その後に発注が見込まれる水資源機構発注の特定ダム用水門設備工事について，発注前に，当該工事の落札予定者についての意向を世話役に示していた。

前記(1)から(4)までの者は，いずれも国土交通省が所管する公益法人に勤務している時期に各行為を行っていたものである。

また，前記１の各行為は，いずれも競争入札の制度の趣旨に反するものであり，これらの行為に基づいて前記第１の２(1)から(3)までの違反行為が行われていたことを踏まえれば，これらの行為が各違反行為を誘発し，助長したものと認められる。

２　要請の概要

当委員会は，前記１の事実に関して，国土交通省及び水資源機構に対し，それぞれ，以下の内容を要請した。

(1) 国土交通省に対する要請の概要

ア　今後，国土交通省の職員が退職後に前記１(1)から(3)までの各行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ること

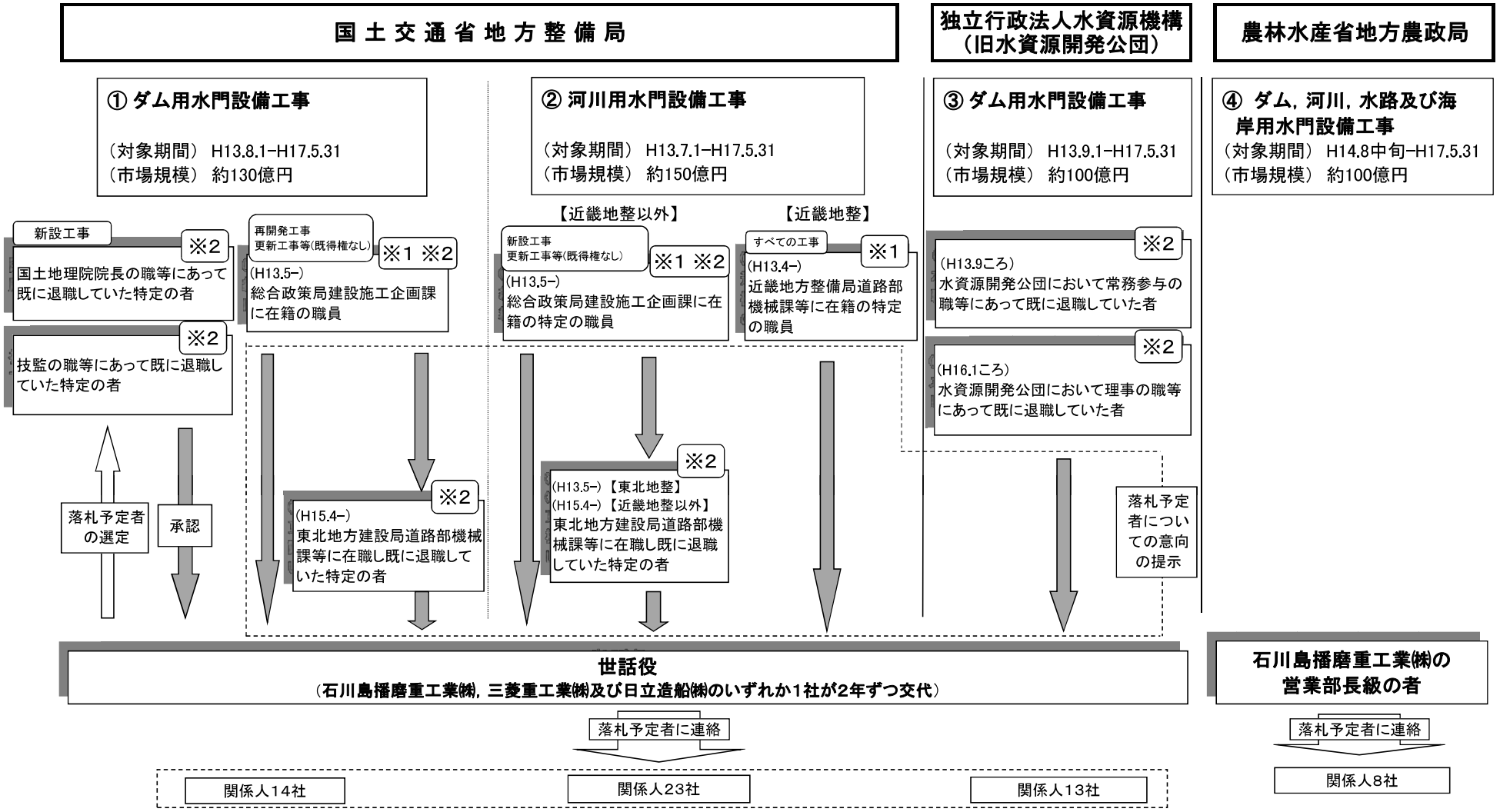
イ　今後，前記１の国土交通省又は水資源開発公団を退職した者が勤務していた各公益法人の役員及び職員が，前記１(1)から(4)までの行為と同様の行為をすることがないようにするため，当該公益法人に対し，排除措置命令書の内容について速やかに通知するとともに，適切な指導を行うこと

ウ　今後，水資源機構の役員及び職員が退職後に前記１(4)及び(5)の各行為と同様の行為をすることがないようにするため，同機構の主務省として，同機構に対し，適切な指導を行うこと

(2) 水資源機構に対する要請の概要

今後，水資源機構の役員及び職員が退職後に前記１(4)及び(5)の各行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ること

事件の概要



	排除措置命令	課徴金納付命令
①国交省ダム用	１０社	９社　５億１２２７万円
②国交省河川用	１５社	１２社　４億１３５９万円
③水資源	９社	６社　２億８６７２万円
④農水省	８社	８社　４億５８７５万円
		（合計　１６億７１３３万円）

◎改善措置要求
上記①及び②の違反行為に関し，上記※1の者が在職中に行った行為について，国土交通大臣に入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置を要求

◎要請
上記①，②及び③の違反行為に関し，上記※2の国土交通省又は水資源開発公団の退職者の行った行為について，国土交通省及び独立行政法人水資源機構に要請

【資料２－⑤】 防衛施設庁が発注する土木・建築工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成１９年６月２２日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，防衛施設庁発注の特定土木・建築工事（注１）の入札参加業者に対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，平成１９年６月２０日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を後記第１のとおり行った（違反行為については別添排除措置命令書参照）。

また，前記違反行為に関し，防衛施設庁の職員による入札談合等関与行為が認められたため，平成１９年６月２０日，後記第２のとおり，防衛施設庁等に対し，その旨の通知を行った。

（注１） 防衛施設庁が，その地方支分部局である防衛施設局（その機関である防衛施設支局を含む。）において，一般競争入札，競争性を高めた公募型指名競争入札，公募型指名競争入札又は指名競争入札（これらの入札において，予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないため当該入札を不調とし，入札参加者から見積書を徴した上で随意契約により契約の相手方を決定する場合を含む。）の方法により発注する土木一式工事又は建築一式工事であって，次のいずれかに該当するもの
ー 工事概算額が５億円以上のもの
ニ 工事概算額が３億円以上５億円未満であって特に重要な施設（土木一式工事にあっては燃料施設若しくは貯油施設又は貯蔵庫若しくは保管庫，建築一式工事にあっては庁舎若しくは局舎又は格納庫をいう。）に係るもの
三 入札参加条件において，内閣府所管契約事務取扱細則第２９条第２項の規定に基づき算定した総合審査数値が１，１５０点程度以上の事業者が入札に参加できることとされているもの（特定建設工事共同企業体を入札参加者とするものにあっては，１，１５０点程度以上の事業者が特定建設工事共同企業体の代表者となることができるとされているもの）

第１ 排除措置命令及び課徴金納付命令について

１ 違反事業者数，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名，各事業者の課徴金額等については別表のとおり）

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
６０社	５６社	５１社	３０億５０７４万円

２ 違反行為の概要

６０社は，平成１６年度以降発注される防衛施設庁発注の特定土木・建築工事のうち，業界側連絡役（注２）等から防衛施設庁の職員が行った割り振り（注３）の結果の伝達を受けた工事について，落札予定者として選定された者又はその者が構成員となる特定建設工事共同企業体を受注予定者とし，受注予定者以外の者は，受注予定者の受注に協力する旨の合意の下に，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，防衛施設庁発注の特定土木・建築工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注２） 鹿島建設株式会社若しくは大成建設株式会社の営業担当役員級の者又は株式会社大林組の中国地区の営業責任者級の者をいう。

（注３） 防衛施設庁等の退職者（以下「ＯＢ」という。）の在籍状況のほか，工事ごとに過去に受注した工事との継続性，関連性，事業者が示した受注意欲等を勘案して落札予定者を選定することをいう。

３ 排除措置命令の概要

(1) ５６社は，前記２の行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議しなければならない。

(2) ５６社のうち１社（注４）を除く５５社（以下「５５社」という。）は，前記(1)に基づいて採った措置及び今後同様の行為を行わない旨を，また，当該１社は，前記(1)に基づいて採った措置を，それぞれ，５６社のうち自社を除く各社に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) ５５社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して同様の工事について，受注予定者を決定してはならない。

(4) ５５社は，今後，それぞれ，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
ア 官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は見直し
イ 営業担当者等に対する官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
ウ 独占禁止法違反行為に関与した役員，従業員等に対する処分に関する規程の整備又は見直し
エ 独占禁止法違反行為に係る通報者，社内調査の対象者等に対する免責等実効性のある社内通報制度及び社内調査制度の設置又は見直し

（注４） 吸収分割により，他の事業者に建設業に関する事業を承継させることを決定している者である。

４ 課徴金の納期限

平成１９年９月２１日

第２ 防衛施設庁等に対する通知について

１ 入札談合等関与行為の概要

前記第１の２の違反行為に関し，防衛施設庁の当時の職員が次の行為を行っていた事実が認められた。

(1) 防衛施設庁の建設部建設企画課企画官（以下「企画官」という。）は，同庁の技術審議官，同庁建設部長及び同庁建設部建設企画課長（平成１７年８月８日以降は同庁総務部施設調査官）の指示の下に，ＯＢが在籍する建設会社が安定的な受注価格の下で継続的に受注できるようにすること等を目的として，平成１６年度以降発注される防衛施設庁発注の特定土木・建築工事のうち
ア ＯＢの退職時の地位，年齢等に基づき，ＯＢが在籍する建設会社ごとの年間受注目標額を算出し，当該年間受注目標額の範囲内で，ＯＢが在籍する建設会社が落札することが適当であると判断した工事
イ 最大手級の建設会社が落札することが適当であると判断した工事
について，入札の執行前に，割り振りを行い，その結果を窓口役のＯＢ（注５）に直接又はその補助役の特定のＯＢを通じて伝達し，窓口役のＯＢは，割り振りの結果を業界側連絡役等に伝達し，業界側連絡役は，必要に応じ，業界側連絡役の補助役の業務担当者又は落札予定者以外の建設会社の業務担当者を通じて，落札予定者の業務担当者に割り振りの結果を伝達していた。

(2) 企画官は，落札予定者に確実に受注させるため，防衛施設庁の地方支分部局である防衛施設局の担当課長に対し，割り振りの対象とした工事のうち指名競争入札の工事については，当該工事名及び落札予定者名を伝え，当該落札予定者を当該工事の入札に指名するよう指示するなどしていた。

（注５） かつて技術審議官の職等にあって既に退職していた特定の者をいう。

２　該当法条及び通知

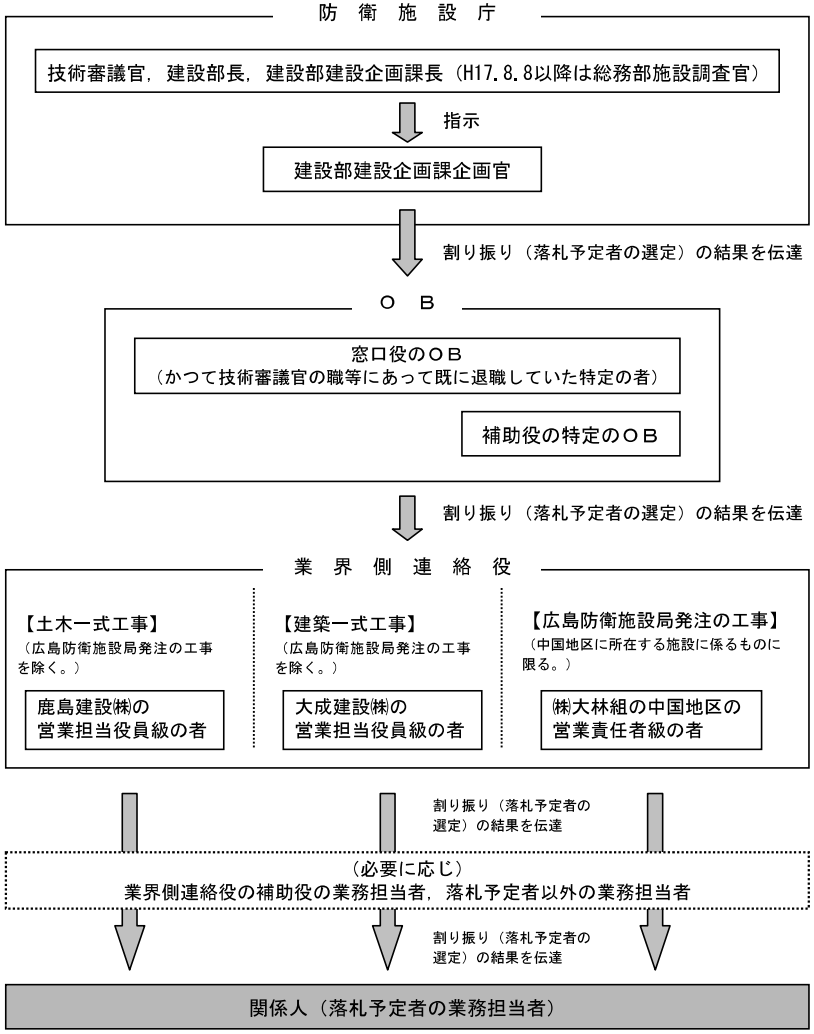
防衛施設庁の当時の職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第２条第５項第１号，第２号又は第４号の規定に該当し，いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合関与行為と認められる。

他方，防衛施設庁は，防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会が取りまとめた平成１８年６月１５日付け「防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について」及び防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会が取りまとめた平成１８年６月１６日付け「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書」に基づいて，入札談合等関与行為の再発を防止するために，入札制度等の改善措置を採ることとし，その旨を公表するとともに当委員会にもその旨の説明を行い，かつ，これに基づき平成１８年１２月以降行った入札において改善措置を実施した。

当委員会は以上を考慮し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置を求めることをしないが，今後，防衛施設庁において前記改善措置その他の措置を着実に実施することに資するため，防衛施設庁に対し，前記１の入札談合等関与行為等について通知を行った。

また，会計検査院に対しても，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，同趣旨の通知を行った。

平成１６年度以降の割り振りの結果の伝達方法



【資料２－⑥】 独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成１９年１２月２７日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，独立行政法人緑資源機構（以下「緑資源機構」という。）発注の特定林道調査測量設計業務（注１）の入札参加業者に対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，平成１９年１２月２５日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を後記第１のとおり行った（違反行為については別添排除措置命令書参照）。

また，前記違反行為に関し，緑資源機構の役員及び職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，後記第２のとおり，緑資源機構等に対し，その旨の通知を行った。

（注1） 緑資源機構が指名競争入札又は見積り合わせの方法により発注する緑資源幹線林道と称する林道の開設，改良等の事業に係る地質調査業務又は調査測量設計業務（他の業務が併せて発注される場合における当該他の業務を含む。）をいう。

第１ 排除措置命令及び課徴金納付命令について

１ 違反事業者数，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名，各事業者の課徴金額等については別表のとおり）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
２１名	１９名	１３名	９６１２万円

２ 違反行為の概要

２１名は，遅くとも平成１６年４月１日以降，緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について，当該業務に係る入札前に，平成１６年度においては緑資源機構森林業務部長の職にあった者から，平成１７年度及び平成１８年度においては緑資源機構森林業務部林道企画課長の職にあった者から，直接又は発注事務担当職員（注２）を通じて落札予定者となった旨の伝達を受けた者を受注予定者とし，受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注2） 緑資源機構において緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の発注に係る事務に従事する職員をいう。

３ 排除措置命令の概要

(1) １９名は，それぞれ，前記２の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後，前記２の行為と同様の行為を行わず，各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を，取締役会等の業務執行の決定機関において決議しなければならない。

(2) １９名は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，１９名のうち自らを除くすべての事業者及び緑資源機構に通知し，かつ，自らの従業員又は職員に周知徹底しなければならない。

(3) １９名は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務（緑資源機構の廃止に伴い地方公共団体又は独立行政法人森林総合研究所が発注することとなるものを含む。）について，受注予定者を決定してはならない。

４ 課徴金納付命令の概要

(1) １３名は，平成２０年３月２６日までに，総額９６１２万円を支払わなければならない。

(2) 調査開始日からさかのぼり１０年以内に課徴金納付命令（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）を受けたことがある事業者については，独占禁止法第７条の２第6項の規定に基づき，15%（同条第4項の規定に該当する者にあっては6%）の算定率を適用している。また，前記２記載の違反行為に係る事件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ，同裁判が確定している事業者については，同条第１４項の規定に基づき，当該罰金額の２分の１に相当する金額を控除した額を課徴金額としている。

第２ 緑資源機構等に対する通知について

１ 入札談合等関与行為の概要

前記第１の２の違反行為に関し，緑資源機構の役員及び職員が，次の行為を反復的かつ継続的に行っていた事実が認められた。

(1) 緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について，平成１６年度に発注されたものにあっては緑資源機構森林業務部長の職にあった者が，平成１７年度及び平成１８年度に発注されたものにあっては緑資源機構森林業務部林道企画課長の職にあった者が，当該年度において発注が予定される緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務の一覧表を作成し，当該一覧表に記載された業務及びそれ以外に発注されることとなった緑資源機構発注の特定林道調査測量設計業務について，各事業者における緑資源機構の退職者の在籍状況，事業者の受注意欲，過去の受注実績等を勘案して，落札予定者を選定し，当該業務に係る入札前に，自ら又は発注事務担当職員を通じて，落札予定者に対し，落札予定者となった旨を伝達していた。

(2) 平成１７年度及び平成１８年度においては，緑資源機構の森林業務担当理事の職にあり，平成１６年度において緑資源機構森林業務部長の職にあった者は，前記(1)の落札予定者の選定結果について承認を与えていた。

２ 該当法条及び通知

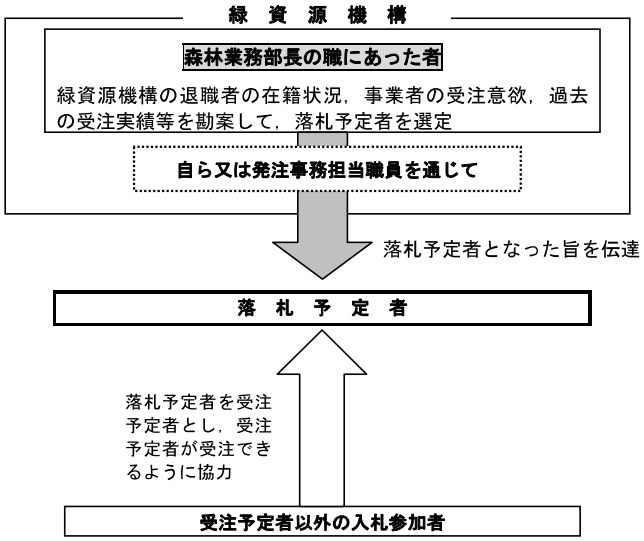
緑資源機構の役員及び職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為の排除

及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第２条第５項第１号及び第２号の規定に該当し，いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

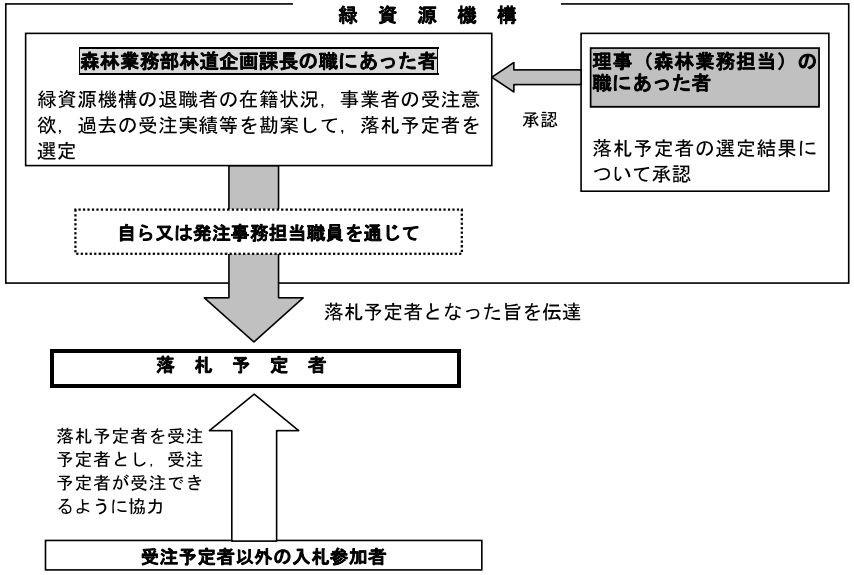
公正取引委員会は，緑資源機構に設置された入札談合再発防止対策等委員会が平成１９年８月９日付けで取りまとめた「入札談合再発防止対策【中間取りまとめ】」における提言の内容に沿って，緑資源機構が同月３０日付けで「入札談合再発防止対策実施方針」を策定し，入札契約制度の見直し，組織・人事の見直しを行うことを決定してその旨を公表するとともに，公正取引委員会にもその内容を報告していること，緑資源機構が平成１９年度限りで解散することとしていること等を考慮し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づく改善措置は求めないこととしたが，今後，緑資源機構における前記取組その他の措置を着実に実施することに資するよう，緑資源機構に対し，前記１の入札談合等関与行為等について通知を行った。

また，会計検査院及び林野庁に対しても，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，同趣旨の通知を行った。

○　平成１６年度における緑資源機構の落札予定者の選定結果の伝達方法



○　平成１７年度及び平成１８年度における緑資源機構の落札予定者の選定結果の伝達方法



【資料２－⑦】 札幌市が発注する下水処理施設に係る電気設備工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成２０年１０月２９日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，札幌市が発注する特定電気設備工事（注）の入札参加業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，本日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を，後記第１のとおり行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また，前記違反行為に関し，札幌市の職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，後記第２のとおり，札幌市長に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）の規定に基づき，改善措置要求を行った。

（注） 終末処理場，ポンプ場，スラッジセンター等の下水処理施設に係る電気設備工事のうち，当該工事で設置する電気設備を構成する主要機器の設計・製作を伴う新設工事，更新工事（既存の電気設備を取り替える工事をいう。）及び増設工事（既存の下水処理施設に電気設備を増設する工事をいう。）

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令について

１　違反事業者数，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名，各事業者の課徴金額等については別表のとおり。）

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
１０社	８社	８社	４億２５３０万円

２　違反行為の概要

１０社は，遅くとも平成１５年４月１日以降（１０社のうち，富士電機ホールディングス株式会社にあっては同年９月３０日までの間，富士電機システムズ株式会社にあっては同年１０月１日以降），札幌市発注の特定電気設備工事について，受注価格の低落防止を図るため，当該工事の入札前に，札幌市の職員から落札予定者として意向を示された者を受注予定者とし，受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，札幌市発注の特定電気設備工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

３　排除措置命令の概要

(1) ８社は，それぞれ，前記２の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後，前記２の行為と同様の行為を行わず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を，取締役会において決議しなければならない。

(2) ８社は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，自社を除く７社及び札幌市に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) ８社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記２と同様の行為を行ってはならない。

(4) ８社は，今後，それぞれ，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

イ　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての，札幌市発注の特定電気設備工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

４　課徴金納付命令の概要

(1) ８社は，平成２１年１月３０日までに，総額４億２５３０万円を支払わなければならない（別表参照）。

(2) 独占禁止法改正法（平成１７年法律第３５号）附則第４条第２項の規定により，課徴金の計算においては，同法の施行日（平成１８年１月４日）前に係る売上額に６パーセントの算定率を適用している。

第２　札幌市長に対する改善措置要求等について

１　入札談合等関与行為の概要

前記第１の２の違反行為に関し，札幌市下水道局建設部長又は同局建設部施設建設課長の職にあった者（平成１７年４月１日に行われた同市の組織変更後にあっては同市建設局下水道建設部長又は同局下水道建設部施設建設課長の職にあった者）は，遅くとも平成１５年４月１日以降，札幌市発注の特定電気設備工事のほとんどすべてについて，当該工事の入札前に，当該工事の落札予定者についての意向を，落札予定者に示し，これにより，入札参加業者に入札談合を行わせていたものである。

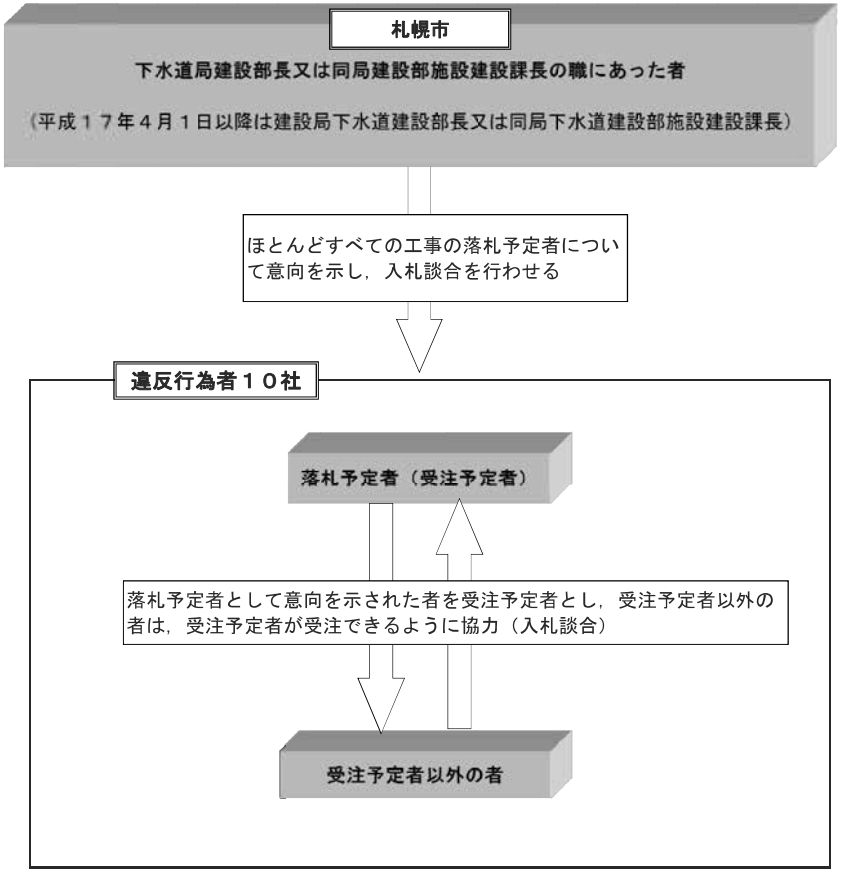
２　該当法条及び改善措置要求等

札幌市の職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第１号及び第２号の規定に該当し，いずれも入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，当委員会は，札幌市長に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１の行為と同様の行為が生じないよう，札幌市発注の特定電気設備工事について，当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めるとともに，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき札幌市長が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき当委員会に通知するよう求めた。

また，会計検査院に対して，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，通知を行った。

事件の概要



◎　**本件違反行為の対象工事**

下水処理施設に係る電気設備工事のうち，当該工事で設置する電気設備を構成する主要機器の設計・製作を伴う新設工事，

（対象期間）　平成１５年４月１日～平成１７年１２月１４日
（対象工事）　３３件，約１２０億円

【資料２－⑧】国土交通省が発注する車両管理業務の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成２１年６月２３日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務（注１）の入札参加業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，本日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また，前記違反行為のうち北海道開発局において発注する車両管理業務に係るものに関し，国土交通省の職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，国土交通大臣に対し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，前記違反行為のうち北海道開発局並びに東北，関東，北陸，中部及び九州の各地方整備局において発注する車両管理業務に係るものに関し，入札参加業者が役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が関与していた事実が認められたため，本日，国土交通省に対し，必要な措置を採るよう要請を行った。

（注１） 契約で定めた一定期間，顧客が保有する車両の運転，点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）をいう。

第１ 排除措置命令及び課徴金納付命令について

１ 違反事業者名，排除措置命令及び課徴金納付命令の受命件数並びに課徴金額（違反事業者の詳細等については別表のとおり。）

番号	違反事業者名	排除措置命令受命件数	課徴金納付命令受命件数	課徴金額（合計）
１	日本道路興運株式会社	９件	９件	１６億３３０６万円
２	北協連絡車管理株式会社	１件	１件	３億００５３万円
３	日本総合サービス株式会社	９件	９件	２億７７４９万円
４	大新東株式会社	７件	７件	２億０６４５万円
５	ムサシ興発株式会社	１件	１件	６４９３万円
６	株式会社日経サービス	１件	１件	４１１３万円
７	株式会社セノン	３件	１件	２５０６万円
８	株式会社安全エンタープライズ	１件	１件	２１４８万円
９	株式会社ニシノ建設管理	１件	１件	１６５１万円
１０	株式会社アクアテルス	１件	１件	１６３５万円
１１	株式会社関東ロードメンテナンス	－	－	－
合 計				２６億０２９９万円

（注２） 表中の株式会社関東ロードメンテナンスは，平成２０年４月３０日付けで解散の決議を行い，事業活動の全部を取りやめており，同年７月２９日付けで清算が結了している。

（注３） 表中の「－」は，その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

２ 違反行為の概要

(1) 本件においては，北海道開発局及び各地方整備局ごとに，次の各違反行為が認められた。

ア 北海道開発局において発注する車両管理業務

北協連絡車管理（注４），日本道路興運，大新東及び日本総合サービスの４社は，北海道開発局発注の特定車両管理業務（注５）について，遅くとも平成１４年３月１９日以降（注６）共同して，受注価格の低落防止等を図るため，北協連絡車管理の専務（注７）が落札予定者として選定した者を受注予定者とし，受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，北海道開発局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

イ 各地方整備局において発注する車両管理業務

下表の「違反事業者名」欄記載の事業者は，「地方整備局名」欄記載の地方整備局発注の特定車両管理業務（注８）について，それぞれ，遅くとも平成１７年１月１日以降（注９）共同して，受注価格の低落防止等を図るため，既存業者（注１０）を受注予定者とするなどして受注予定者を決定し，受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，それぞれの地方整備局発注の車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

	地方整備局名	違反事業者名
①	東北地方整備局	日本道路興運　日本総合サービス　大新東　セノン
②	関東地方整備局	日本道路興運　ムサシ興発　大新東　日本総合サービス 安全エンタープライズ　ニシノ建設管理 関東ロードメンテナンス
③	北陸地方整備局	日本道路興運　日本総合サービス　大新東
④	中部地方整備局	日本道路興運　日本総合サービス　セノン　大新東
⑤	近畿地方整備局	日本道路興運　大新東　日経サービス　日本総合サービス アクアテルス
⑥	中国地方整備局	日本道路興運　日本総合サービス
⑦	四国地方整備局	日本道路興運　日本総合サービス
⑧	九州地方整備局	日本道路興運　日本総合サービス　大新東　セノン

(2) 北協連絡車管理は前記(1)アの北海道開発局発注の特定車両管理業務の大部分を受注し，日本道路興運及び日本総合サービスの２社は前記(1)イの各地方整備局発注の特定車両管理業務について，地方整備局ごとに，その過半ないし全部を受注していたところ，本件においては，これら３社が自社の役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が，それぞれ，他の入札参加業者との間で前記(1)アの違反行為並びに前記(1)イの表の①から④まで及び⑧の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行

っていた事実が認められた。

（注４） 事業者名は以下すべて「株式会社」を省略して表記している。

（注５） 国土交通省が北海道開発局の各開発建設部の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。

（注６） 大新東にあっては平成１５年３月１１日以降の行為である。

（注７） 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であって，平成１７年５月２７日までは北協連絡車管理の常務取締役，同日から平成１９年６月５日までは専務取締役，同年７月１日から平成２０年６月３０日までは顧問の職にあった者をいう。

（注８） 地方整備局発注の特定車両管理業務とは，国土交通省が各地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。

（注９） 東北地方整備局発注の特定車両管理業務について，大新東にあっては遅くとも平成１８年３月２４日以降，セノンにあっては遅くとも平成２０年３月２５日以降，関東地方整備局発注の特定車両管理業務について，関東ロードメンテナンスにあっては平成２０年４月３０日までの間，九州地方整備局発注の特定車両管理業務について，大新東にあっては遅くとも平成１９年３月３０日以降，セノンにあっては遅くとも平成２０年３月２６日以降の行為である。

（注１０） 事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。

３ 排除措置命令の概要

前記２(1)の北海道開発局及び各地方整備局における違反行為ごとに，以下のとおり排除措置命令を行った。

(1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名あて人」という。）は，それぞれ，前記２(1)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後，前記２(1)の行為と同様の行為を行わず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を，取締役会等において決議しなければならない。

(2) 名あて人は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，自社を除く名あて人及び北海道開発局又は各地方整備局に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 名あて人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記２(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

４ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成２１年９月２４日までに，それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額２６億２９９万円）を支払わなければならない。

第２ 国土交通大臣に対する改善措置要求等について

１ 入札談合等関与行為の概要

前記第１の２(1)アの違反行為に関し，国土交通省の北海道開発局開発監理部の部長又は次長が，北協連絡車管理の社長（注１１）に対し，また，同部総務課事務管理班の班長又は開発専門官が，北協連絡車管理の専務に対し，北海道開発局発注の特定車両管理業務のうち少なくとも平成１４年度から平成１８年度まで（注１２）に実施されたものについて，毎年，当該車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に，未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等が置かれている開発建設部の名称若しくは当該事務所等の名称を教示していた事実が認められた。

（注１１） 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であって，平成１８年６月２日まで北協連絡車管理の代表取締役社長の職にあった者をいう。

（注１２） 平成１３年度以前に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において随意契約の方法により発注していたところ，平成１４年度に実施された車両管理業務について一部の事務所等において指名競争入札の方法により発注し，以降順次指名競争入札の方法により発注する事務所等の範囲を拡大して，平成１８年度以降に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において指名競争入札の方法により発注していた。

２ 該当法条及び改善措置要求等

国土交通省の職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し，入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，国土交通大臣に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１の行為と同様の行為が生じないよう，北海道開発局発注の特定車両管理業務について，当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めるとともに，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき国土交通大臣が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公正取引委員会に通知するよう求めた。

また，会計検査院に対して，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，通知を行った。

第３ 国土交通省に対する要請について

１ 要請の対象となった行為の概要

前記第１の２(1)アの違反行為並びに前記第１の２(1)イの表の①から④まで及び⑧の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為に関し，名あて人のうち北協連絡車管理，日本道路興運及び日本総合サービスの３社が受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が，それぞれ，他の入札参加業者との間で当該各違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行うなど，当該各違反行為に関与していた事実が認められた。

２ 要請の概要

公正取引委員会は，国土交通省に対し，国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務について，今後，国土交通省の職員が退職後に前記１の行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ることを要請した。

【資料２－⑨】防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成２２年３月３０日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，後記第１のとおり，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，本日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また，前記違反行為に関し，後記第２のとおり，防衛省航空自衛隊第一補給処（以下「第一補給処」という。）の職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，防衛大臣に対し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，公正取引委員会は，本日，防衛省に対し，同省の調達業務に関わる職員に，独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに，入札の実態について再点検し，必要な場合には改善を行うなど再発防止のための所要の措置を講じるよう要請した。

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令について

１　違反事業者，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者並びに課徴金額

事業者	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
株式会社イトーキ	大阪市城東区今福東一丁目４番１２号	代表取締役 松井　正	○	１億２８５７万円
株式会社内田洋行	東京都中央区新川二丁目４番７号	代表取締役 柏原　孝	○	９１２７万円
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目１番２８号	代表取締役 今泉　公二	○	７６７１万円
株式会社ライオン事務器	大阪府東大阪市長田中三丁目５番４４号	代表取締役 桑原　能章	○	６４９０万円
株式会社岡村製作所	横浜市西区北幸二丁目７番１８号	代表取締役 久松　一良	○	１３７１万円
コクヨファニチャー株式会社	大阪市東成区大今里南六丁目１番１号	代表取締役 黒田　英邦	―	―
合　　計				３億７５１６万円

（注１）表中の「○」は，その事業者が排除措置命令の名あて人であることを示している。
（注２）表中の「―」は，その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者であることを示している。

２　違反行為の概要

株式会社イトーキ，株式会社内田洋行，プラス株式会社，株式会社ライオン事務器及び株式会社岡村製作所の５社（以下「５社」という。）並びにコクヨファニチャー株式会社の６社（以下「６社」という。）は，遅くとも平成１７年１１月３０日以降，共同して，防衛省航空自衛隊発注の特定什器類（注３）について，発注者の意向を受けて納入予定メーカーを決定し，自ら受注し又は自社製品を取り扱う別紙記載の販売業者に受注させることによって，納入予定メーカーが納入できるようにすることにより，公共の利益に反して，防衛省航空自衛隊発注の特定什器類の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注３）防衛省航空自衛隊が第一補給処において，一般競争入札の方法により，仕様書の調達品目表に６社又はそのいずれかのみの製品の型番を並べて記載した同等品リスト（仕様書に記載すべき形状，寸法等の規格の指定に代えて調達品目表に添付されるリストであって，調達対象製品についてメーカーごとの型番を同等の製品の型番として並べて記載したものをいう。）を用いて発注する什器類（納入時に設置工事，組立加工等の役務を要する場合は当該役務を含む。）をいう。

３　排除措置命令の概要

(1)　５社は，それぞれ，前記２の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について，納入予定メーカーを決定せず，各社がそれぞれ自主的に営業活動を行う旨を，取締役会において決議しなければならない。

(2)　５社は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，自社を除く４社並びに自社製品を取り扱う別紙記載の販売業者及び第一補給処に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3)　５社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について，納入予定メーカーを決定してはならない。

(4)　５社は，今後，それぞれ，次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

ア　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定

イ　官公需の受注に関する独占禁止法の遵守についての，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

４　課徴金納付命令の概要

５社は，平成２２年７月１日までに，それぞれ前記１の表の「課徴金額」欄記載の額（総額３億７５１６万円）を支払わなければならない。

第２　防衛大臣に対する改善措置要求について

１　入札談合等関与行為の概要

前記第１の２の違反行為に関し，第一補給処の資材計画部資材計画課長は，平成１７年度から平成２０年度までの間，予算の執行余剰分で調達する物品を対象に，処長，副処長又は資材計画部長の了解の下，過去の取引実績や防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮し，調達に係る事業者別の目標（以下「調達要求目標」という。）を定め，資材計画課の各班長に対し，調達要求目

標を達成するよう指示等をしていた。また，資材計画課で什器類の調達を担当する需品班及び基地器材班は，平成１７年度から平成２０年度までの間（基地器材班においては平成１８年度から平成２０年度までの間），調達要求目標が達成できるよう，６社に対し，第一補給処が調達を希望するメーカーについての意向を示し，これにより，６社に入札談合を行わせていた。

２　関係法条及び改善措置要求等

第一補給処の職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第１号（事業者に入札談合を行わせること）及び第２号（契約相手の意向の教示）に該当し，同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

なお，防衛省が，第一補給処が実施する什器類の入札を対象として行った防衛監察本部による防衛監察の結果を公正取引委員会に対し平成２１年５月２８日付けで通報する前に，第一補給処の職員が関係事業者に対して防衛監察本部による防衛監察の内容及び公正取引委員会への通報の予定を漏えいしていた事実等が認められた。

よって，公正取引委員会は，防衛大臣に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１の行為と同様の行為が生じないよう，防衛省航空自衛隊発注の特定什器類について，当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。また，防衛大臣に対し，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

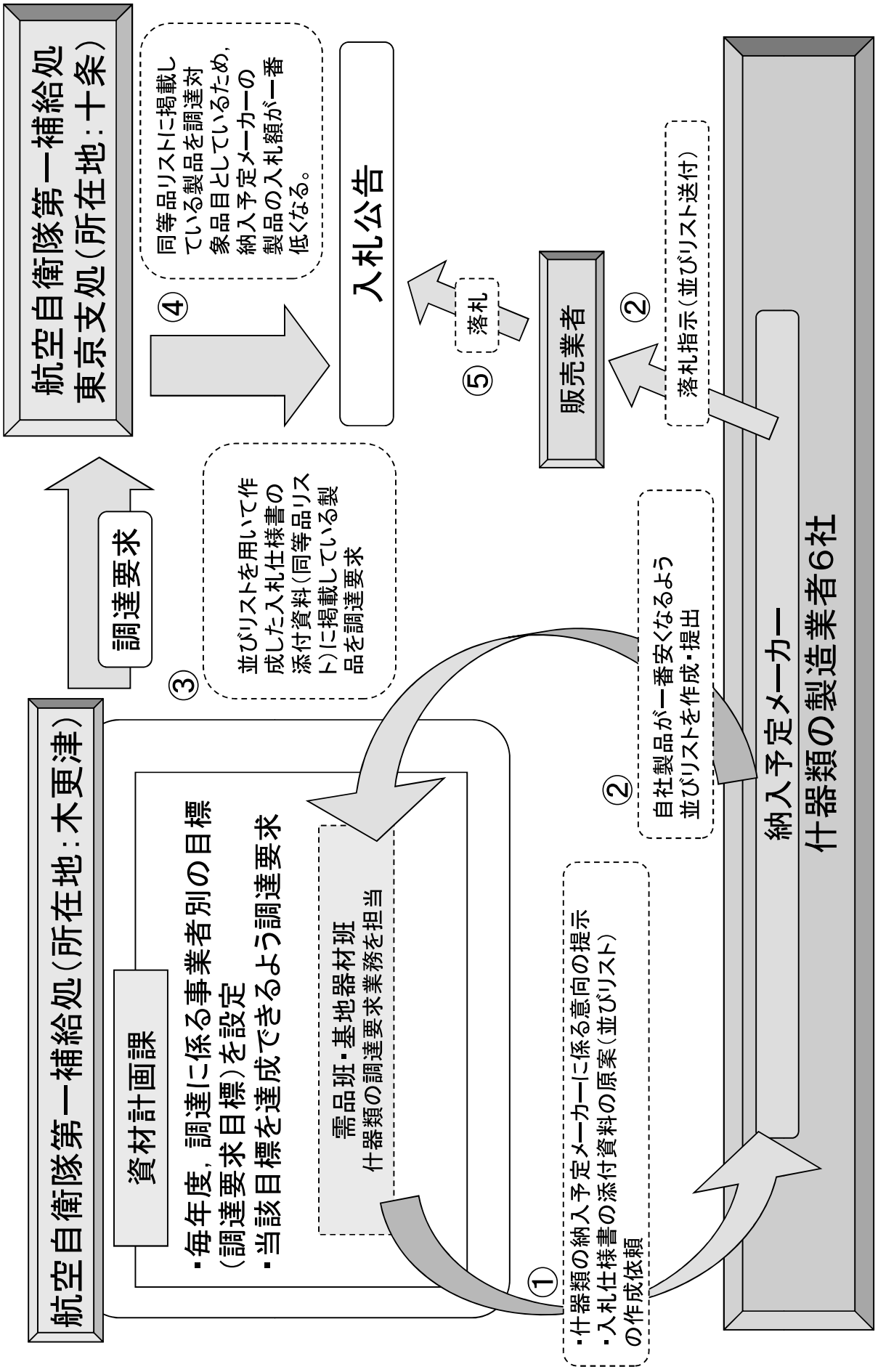
さらに，会計検査院に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，防衛大臣に対して改善措置を講じるよう求めた旨の通知を行った。

第３　防衛省に対する要請について

公正取引委員会は，これまでも防衛省に対し，同省の職員が行っていた入札業務に係る問題点を指摘し，再発防止のための改善措置を講じるよう繰り返し求めるなどしてきた。しかしながら，本件審査過程において，前記第２の１の事実に加え，什器類以外の物品についても，競争入札に付しているにもかかわらず過去の取引実績や防衛省航空自衛隊の退職者の在籍状況等を考慮してあらかじめ調達要求目標を定めるなど，入札談合等関与行為防止法上の問題につながりかねない事実も認められた。

これらを踏まえ，公正取引委員会は，防衛省に対し，同省の調達業務に関わる職員に，独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに，入札の実態について再点検し，必要な場合には改善を行うなど再発防止のための所要の措置を講じるよう要請した。

1　本件違反行為の流れ


航空自衛隊第一補給処（所在地：木更津）
資材計画課
・毎年度，調達に係る事業者別の目標（調達要求目標）を設定
・当該目標を達成できるよう調達要求
需品班・基地器材班
什器類の調達要求業務を担当
調達要求
航空自衛隊第一補給処
東京支処（所在地：十条）
③
並びリストを用いて作成した入札仕様書の添付資料（同等品リスト）に掲載している製品を調達要求
④
同等品リストに掲載している製品を調達対象品目としているため，納入予定メーカーの製品の入札額が一番低くなる。
入札公告
⑤
落札
販売業者
②
落札指示（並びリスト送付）
①
・什器類の納入予定メーカーに係る意向の提示
・入札仕様書の添付資料の原案（並びリスト）の作成依頼
②
自社製品が一番安くなるよう並びリストを作成・提出
納入予定メーカー
什器類の製造業者6社

【資料２－⑩】 青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成２２年４月２２日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，青森市が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，後記第１のとおり，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，本日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また，前記違反行為に関し，後記第２のとおり，青森市の職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，青森市長に対し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令について

１　違反事業者数，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名，各事業者の課徴金額等については別表のとおり。）

違反事業者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
３４社	２７社	２８社	２億９７８９万円

２　違反行為の概要

３４社は，遅くとも平成１７年４月１日以降（注１），共同して，青森市発注の特定土木一式工事（注２）について，受注予定者（受注すべき者又は特定建設工事共同企業体をいう。以下同じ。）を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，青森市発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注１）株式会社共生建設にあっては遅くとも平成１８年１月１０日以降，成俊工業株式会社及び和田工業株式会社にあっては遅くとも同年５月９日以降，株式会社ナガイ及び株式会社坂正にあっては遅くとも平成２０年５月７日以降の行為である。

（注２）青森市が，指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって，旧青森市（平成１７年４月１日に青森県南津軽郡浪岡町と合併する前の青森市をいう。）の区域に本店を置き，青森市から土木一式工事についてＡの等級に格付されている者のみ又はこれらの者のみを構成員とする特定建設工事共同企業体のみを当該入札の参加者として指名するものをいう。

３　排除措置命令の概要

(1)　２７社は，それぞれ，前記２の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，青森市が競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を，取締役会等において決議しなければならない。

(2)　２７社は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，自社を除く２６社及び青森市に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3)　２７社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，青森市が競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事について，受注予定者を決定してはならない。

４　課徴金納付命令の概要

２８社は，平成２２年７月２３日までに，それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額２億９７８９万円）を支払わなければならない。

第２　青森市長に対する改善措置要求等について

１　入札談合等関与行為の概要

前記第１の２の違反行為に関し，青森市特別理事（自治体経営監）の職にあった者（注３）は，青森市発注の特定土木一式工事について，特定の事業者の役員から受注予定者の決定を円滑に行うために３つのグループに分けた指名業者の組合せ案を提示され，以後これに従って入札参加業者を指名するように要請されたことから，入札参加業者間で受注に関する調整が行われていることを認識しながら，入札参加業者間で協調できるようにするため，同市自治体経営局総務部契約課に対して指名業者の組合せを同要請に沿った３グループにするよう指示し，平成１８年４月以降，平成２１年４月２３日付けで同市を退職するまでの間，おおむね，同課をしてこの３グループでの指名業者の組合せを維持させていた。

（注３）平成２０年１０月１日以降にあっては青森市副市長の職にあった。この者は，平成１８年４月１日から平成２１年４月２３日までの間，同市自治体経営局長事務取扱を命じられ，同市が指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事に係る入札及び契約に関する事務等をつかさどる総務部契約課が属する自治体経営局の職務を統括していた。

２　関係法条及び改善措置要求等

青森市の職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第４号（入札談合の幇助）に該当し，同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，青森市長に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１の行為と同様の行為が生じないよう，青森市発注の特定土木一式工事について，当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また，青森市長に対し，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに，会計検査院に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，青森市長に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

【資料２－⑪】茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成２３年８月４日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，茨城県が発注する土木一式工事又は舗装工事の入札参加業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，後記第１のとおり，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，本日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また，前記違反行為に関し，後記第２のとおり，茨城県の職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，茨城県知事に対し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，後記第３のとおり，本日，茨城県に対し，同県の発注業務に関わる職員に，独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することなどを要請した。

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令について

１　違反行為者数，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額
（対象事業者名，各事業者の課徴金額等については各別表のとおり。）

	違反行為者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
境土地改良事務所発注の特定土木一式工事（注１）（別表１）	６６名	５７名	４２名	１億４８８６万円
境工事事務所発注の特定舗装工事（注２）（別表２）	２０名	１８社	１４社	２５９４万円
境工事事務所発注の特定土木一式工事（注３）（別表３）	３９名	３４社	３３社	１億１７４７万円
合計	延べ１２５名（実数７２名）	延べ１０９名（実数６３名）	延べ８９名（実数５０名）	２億９２２７万円

（注１）「境土地改良事務所発注の特定土木一式工事」とは，茨城県が境土地改良事務所（注４）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって，①土木Ｓ等級業者及び土木Ａ等級業者のみ，②土木Ａ等級業者のみ，③土木Ａ等級業者及び土木Ｂ等級業者のみ又は④土木Ｂ等級業者のみを入札参加者とするものをいう（注５）。

（注２）「境工事事務所発注の特定舗装工事」とは，茨城県が境工事事務所（注４）において指名競争入札の方法により発注する工事であって，①舗装工事として発注する工事であって舗装Ａ等級業者のみを入札の参加者とするもの又は②土木一式工事として「路面再生工事」，「街路舗装工事」，「道路舗装工事」若しくは「道路舗装新設工事」のいずれかの工事名で発注する工事であって舗装Ａ等級業者かつ土木Ａ等級業者であるもののみを入札の参加者とするものをいう（注５）。

（注３）「境工事事務所発注の特定土木一式工事」とは，茨城県が境工事事務所（注４）において一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事（「路面再生工事」，「街路舗装工事」，「道路舗装工事」又は「道路舗装新設工事」の工事名で発注するものを除く。）であって，①土木Ｓ等級業者及び土木Ａ等級事業者のみ又は②土木Ａ等級業者のみ（いずれも茨城県の区域に本店又は主たる事務所を置く者に限る。）を入札の参加者とするものをいう（注５）。

（注４）「境土地改良事務所」とは，茨城県県西農林事務所境土地改良事務所（平成２１年３月３１日以前にあっては茨城県境土地改良事務所）をいい，「境工事事務所」とは，茨城県境工事事務所（同日以前にあっては茨城県境土木事務所）をいう。

（注５）「土木Ｓ等級業者」，「土木Ａ等級業者」又は「土木Ｂ等級業者」とは，それぞれ，茨城県から土木一式工事についてＳの等級に決定された事業者，Ａの等級に決定された事業者又はＢの等級に決定された事業者をいい，「舗装Ａ等級業者」とは，茨城県から舗装工事についてＡの等級に決定された事業者をいう。

２　違反行為の概要

(1)　境土地改良事務所発注の特定土木一式工事

別表１記載の６６名は，遅くとも平成１９年６月１日以降（注６），共同して，境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について，境土地改良事務所の職員が各工事の落札を予定する者（以下「落札予定者」という。）として決定した者であって，境支部（注７）の支部長等から受注すべき旨の伝達を受けた者を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）と決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2)　境工事事務所発注の特定舗装工事

別表２記載の２０名は，遅くとも平成１９年６月１日以降（注８），共同して，境工事事務所発注の特定舗装工事について，受注機会の均等化を図るため，原則としてあらかじめ定められた順番により受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，境工事事務所発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3)　境工事事務所発注の特定土木一式工事

別表３記載の３９名は，遅くとも平成１９年６月１日以降（注９），共同して，境工事事務所発注の特定土木一式工事について，受注価格の低落防止を図るため，受注を希望する者の間の話合いなどにより受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，境工事事務所発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注６）別表１記載の番号１５，４０及び５３の事業者にあっては遅くとも平成１９年９月２７日以降，番号５６の事業者にあっては遅くとも平成１９年１１月１４日以降，番号４４の事業者にあっては遅くとも平成２０年９月２６日以降，番号４９の事業者にあっては遅くとも平成２１年７月２４日以降，番号５４の事業者にあっては遅くとも平成２１年９月１日以降，番号４５の事業者にあっては遅くとも平成２１年９月１６日以降の行為である。

（注７）「境支部」とは，社団法人茨城県建設業協会境支部をいう。
なお，違反行為者は，(1)から(3)までの各工事について，自らが入札に参加しようとする旨を，境支部に連絡していた。

（注８）別表２記載の番号１４の事業者にあっては遅くとも平成１９年８月２３日以降，番号１７及び１８の事業者にあっては遅くとも平成２１年６月２２日以降，番号１６の事業者にあっては遅くとも平成２１年６月２３日以降の行為である。

（注９）別表３記載の番号１１及び２４の事業者にあっては遅くとも平成１９年８月２日以降，番号２６の事業者にあっては遅くとも平成１９年８月２２日以降，番号３３の事業者にあっては遅くとも平成２１年３月２５日以降，番号３１の事業者にあっては遅くとも平成２１年８月２０日以降，番号２２の事業者にあっては遅くとも平成２１年９月１６日以降，番号１４，２３及び３０の事業者にあっては遅くとも平成２１年９月１７日以降，番号２９の事業者にあっては遅くとも平成２１年９月２５日以降の行為である。

３　排除措置命令の概要

前記２の違反行為ごとに，次のとおり排除措置命令を行った。

(1)　排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会等において決議しなければならない。

ア　前記２の行為を取りやめている旨を確認すること

イ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記２の工事について，受注予定者を決定せず，各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

ウ　今後，前記２の工事について，自らが入札に参加しようとする旨を，境支部に連絡しない旨

(2)　名宛人は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，自らを除く名宛人及び茨城県に通知し，かつ，自らの従業員等に周知徹底しなければならない。

(3)　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記２の工事について，受注予定者を決定してはならない。

(4)　名宛人は，今後，それぞれ，前記２の工事について，自らが入札に参加しようとする旨を，境支部に連絡してはならない。

４　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成２３年１１月７日までに，それぞれ別表１，別表２又は別表３の「課徴金額」欄記載の額（総額２億９２２７万円）を支払わなければならない。

第２　茨城県知事に対する改善措置要求等について

１　入札談合等関与行為の概要

(1)　前記第１の２(1)の行為に関し，境土地改良事務所の工務課長(注10)は，遅くとも平成１９年４月以降，境土地改良事務所発注の特定土木一式工事の全てについて，同事務所の所長の承認の下，各工事の落札予定者を決定し，当該工事の入札前に，落札予定者についての意向を，境支部の支部長に伝達していた(注11)。

(2)　前記第１の２(2)の行為に関し，境工事事務所の所長は，特定の事業者からの要望を受け，境工事事務所発注の特定舗装工事のうち遅くとも平成１９年６月１日以降に入札が行われたものについて，当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため，発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長(注12)に指示して，当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。

（注10）平成２１年３月３１日以前にあっては工務第一課長。

（注11）境支部の支部長は，自ら又は境支部の役員を通じて，当該工事の落札予定者として決定された者に対して，当該工事を受注すべき旨を伝達していた。

（注12）平成２１年３月３１日以前にあっては道路維持課長及び道路河川整備第一課長。

２　関係法条及び改善措置要求等

茨城県の職員による前記１(1)の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第１号（事業者に入札談合を行わせること）及び第２号（受注者に関する意向の教示）に該当し，また，前記１(2)の行為は，同項第４号（入札談合の幇助）に該当し，いずれも，同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，茨城県知事に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１の行為と同様の行為が生じないよう，境土地改良事務所発注の特定土木一式工事及び境工事事務所発注の特定舗装工事について，当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また，茨城県知事に対し，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに，会計検査院に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，茨城県知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

第３　茨城県に対する要請について

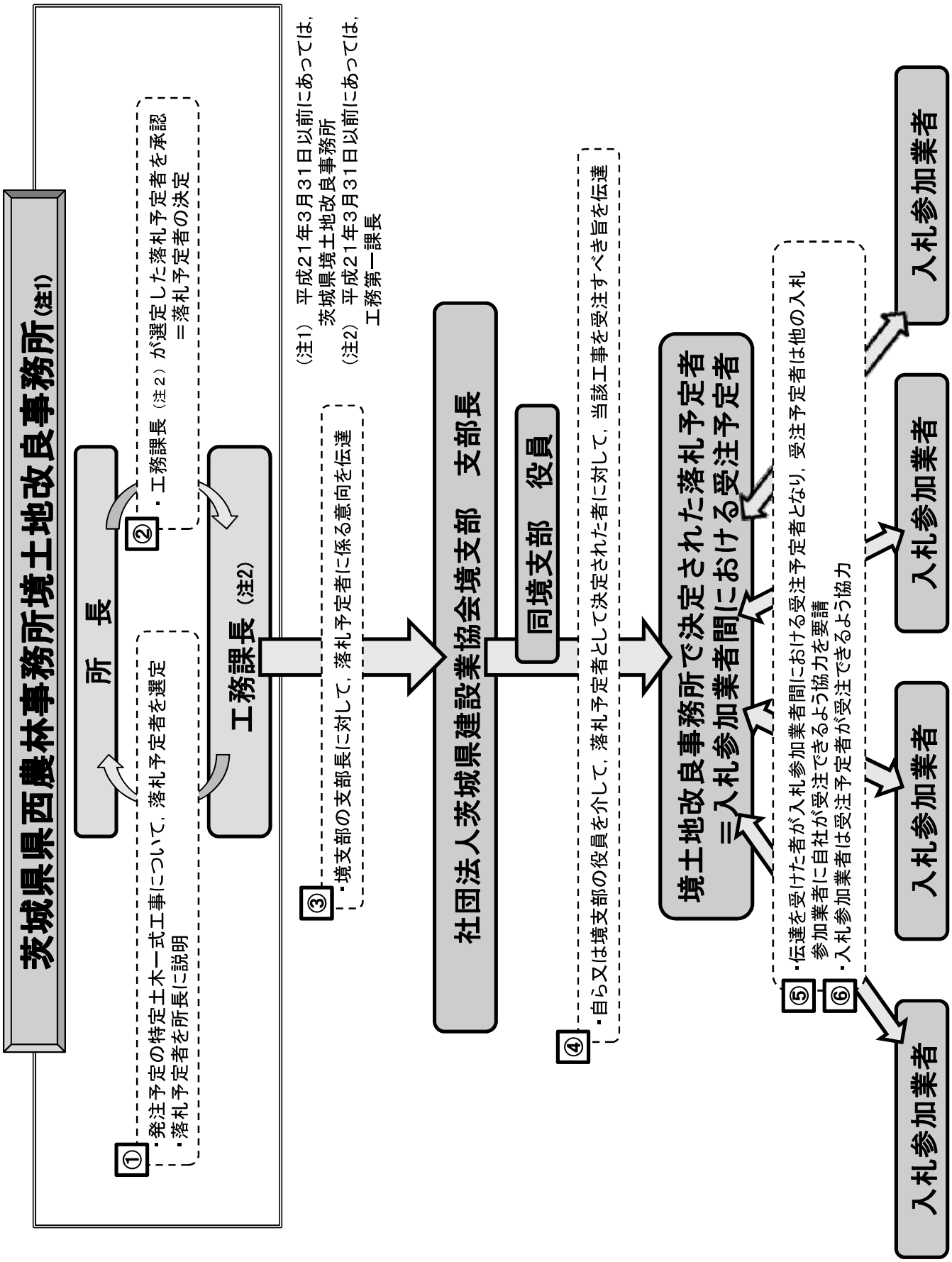
本件審査の過程において，前記第２の入札談合等関与行為以外に，茨城県が茨城県県西農林事務所において競争入札の方法により発注する建設工事について，同事務所の土地改良部門の職員が，落札予定者を決定し，当該入札の前に，落札予定者についての意向を，社団法人茨城県建設業協会筑西支部及び常総支部の各支部に所属する特定の事業者に伝達していた疑いが認められた。当該行為は，競争入札の方法により発注する建設工事について同県の職員が落札予定者として決定した事業者に当該建設工事を受注させる行為が存在したことを疑わせるものであり，入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものと認められる。

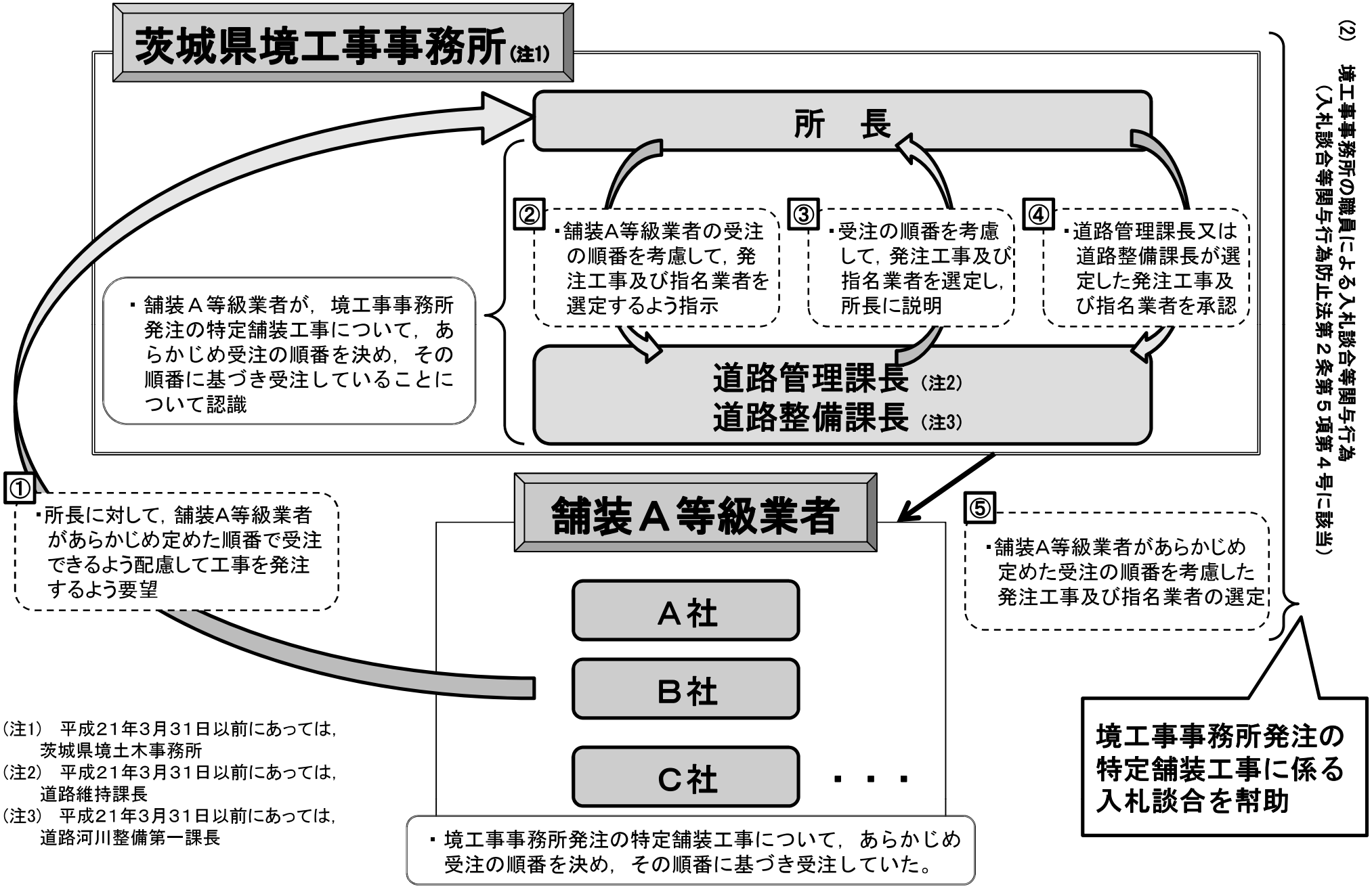
よって，公正取引委員会は，茨城県に対し，同県の建設工事の発注業務に関わる職員に，独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底するとともに，同県の建設工事の発注業務の実態について調査し，入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがある行為が認められた場合には，同県の職員が当該行為と同様の行為を行うことがないようにするために必要な措置を講ずるよう要請した。

参考

1　入札談合等関与行為の流れ

（1）　境土地改良事務所の職員による入札談合等関与行為
（入札談合等関与行為防止法第２条第５項第１号及び第２号に該当）





（注1）　平成21年3月31日以前にあっては，茨城県境土木事務所
（注2）　平成21年3月31日以前にあっては，道路維持課長
（注3）　平成21年3月31日以前にあっては，道路河川整備第一課長

【資料２－⑫】国土交通省及び高知県が発注する一般土木工事等の入札参加業者らに対する排除措置命令，課徴金納付命令等について

平成２４年１０月１７日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，国土交通省が四国地方整備局において発注する一般土木工事及び港湾土木工事並びに高知県が発注する土木一式工事の入札参加業者らに対し，独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ，後記第１のとおり，同法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして，本日，同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また，前記違反行為に関し，後記第２のとおり，国土交通省の職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，国土交通大臣に対し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，国土交通省において入札談合等関与行為が繰り返し行われている事実を踏まえ，後記第３のとおり，本日，同省に対し，同省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう要請した。

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令について

１　違反行為者数，命令対象事業者数及び課徴金額

（対象事業者名，各事業者の課徴金額等については各別表のとおり。）

	違反行為者数	排除措置命令対象事業者数	課徴金納付命令対象事業者数	課徴金額
土佐国道事務所発注の特定一般土木工事（注１）（別表１）	３１名	２６名	２５名	７億５５２７万円
高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事（注２）（別表２）	２７名	２４名	１９名	３億９２６９万円
高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事（注３）（別表３）	２４名	１９名	１７社	１億１６４５万円
高知県発注の特定土木一式工事（注４）（別表４）	２４名	２０名	１８名	４億９１０７万円
合計	延べ１０６名（実数４４名）	延べ８９名（実数３７名）	延べ７９名（実数３７名）	１７億５５４８万円

（注１）「土佐国道事務所発注の特定一般土木工事」とは，国土交通省が，四国地方整備局土佐国道事務所において，一般競争入札の方法により一般土木工事として発注する工事であって，国土交通省から，四国地方整備局において，一般土木工事についてＣの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体（平成２０年８月１５日から平成２２年６月３０日までの間にあっては，Ｂの等級に格付されていた株式会社竹内建設を含む。）のみを入札の参加者とするものをいう。

（注２）「高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事」とは，国土交通省が，四国地方整備局高知河川国道事務所において，一般競争入札の方法により一般土木工事として発注する工事であって，国土交通省から，四国地方整備局において，一般土木工事についてＣの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体（平成２０年８月１５日から平成２２年６月３０日までの間にあっては，Ｂの等級に格付されていた株式会社竹内建設を含む。）のみを入札の参加者とするものをいう。

（注３）「高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事」とは，国土交通省が，四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所において，一般競争入札の方法により港湾土木工事として発注する工事であって，国土交通省から，四国地方整備局において，港湾土木工事についてＢの等級に格付されている者又は経常建設共同企業体のみを入札の参加者とするものをいう。

（注４）「高知県発注の特定土木一式工事」とは，高知県が，一般競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事であって，高知県から土木一式工事についてＡの等級に格付されている者又はこれらの者を代表者とする特定建設工事共同企業体のみを入札の参加者とするものをいう。

２　違反行為の概要

(1)　土佐国道事務所発注の特定一般土木工事

違反行為者３１名は，遅くとも平成２０年４月１日以降（注５），共同して，土佐国道事務所発注の特定一般土木工事について，受注価格の低落防止等を図るため，ミタニ建設工業株式会社，入交建設株式会社及び株式会社轟組の３社（以下「３社」という。）が指定した者を受注予定者とするなどにより受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，土佐国道事務所発注の特定一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(2)　高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事

違反行為者２７名は，遅くとも平成２０年４月１日以降（注５），共同して，高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事について，受注価格の低落防止等を図るため，３社が指定した者を受注予定者とするなどにより受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(3)　高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事

違反行為者２４名は，遅くとも平成２０年４月１日以降（注５），共同して，高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事について，受注価格の低落防止等を図るため，受注を希望する者の間の話合いなどにより受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，高知港湾・空港整備事務所発注の特定港湾土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4)　高知県発注の特定土木一式工事

違反行為者２４名は，遅くとも平成２０年４月１日以降（注５），共同して，高知県発注の特定土木一式工事について，受注価格の低落防止等を図るため，受注を希望する者の間の話合いなどにより受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにすることにより，公共の利益に反して，高知県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注５）一部の違反行為者にあっては，別表１ないし４の注記のとおり，同日後に違反行為に参加している。

３　排除措置命令の概要

前記２の違反行為ごとに，次のとおり排除措置命令を行った。

(1)　排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会等において決議しなければならない（注６）。

ア　前記２の行為を取りやめている旨を確認すること

イ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記２の工事について，受注予定者を決定せず，各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨

(2)　名宛人は，それぞれ，前記(1)に基づいて採った措置を，自らを除く名宛人及び発注者に通知し，かつ，自らの従業員等に周知徹底しなければならない。

(3)　名宛人は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，前記２の工事について，受注予定者を決定してはならない。

（注６）土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事において，違反行為者を吸収合併した事業者１社については，違反行為者ではないが，違反行為に係る事業を承継した者として，排除措置命令の対象となっており，当該事業者に対しては，(1)アの事項を命じていない。

４　課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は，平成２５年１月１８日までに，それぞれ別表１，別表２，別表３及び別表４の「課徴金額」欄記載の額（総額１７億５５４８万円）を支払わなければならない（注７）。

（注７）３社は，土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事において，独占禁止法第７条の２第８項第２号の規定に該当する者として，同項に基づき課徴金の割増し算定率を適用している。

第２　国土交通大臣に対する改善措置要求等について

１　入札談合等関与行為の概要

前記第１の２(1)及び(2)の行為に関し，土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長は，遅くとも平成２０年４月１日以降，土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事について，ミタニ建設工業株式会社の代表取締役社主の求めに応じ，同人に対し，各入札における入札書の提出締切日前までに，入札参加業者の名称，入札参加業者の評価点，予定価格等の未公表情報を教示していた。

２　関係法条及び改善措置要求等

国土交通省の職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し，同法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，国土交通大臣に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１の行為と同様の行為が生じないよう，土佐国道事務所発注の特定一般土木工事及び高知河川国道事務所発注の特定一般土木工事のそれぞれについて，当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また，国土交通大臣に対し，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに，会計検査院に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，国土交通大臣に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

第３　国土交通省に対する要請について

公正取引委員会は，これまでも国土交通省の職員が行っていた入札談合等関与行為について，必要な改善措置を講ずるよう求めてきたところであり，平成１９年３月８日，公正取引委員会が，同省に対し，同省が各地方整備局において発注する水門設備工事に係る入札談合等関与行為について改善措置要求を行った際には，国土交通大臣から，同省全体として，コンプライアンスに対する職員の徹底した意識改革を行うなどの改善措置が報告されていた。

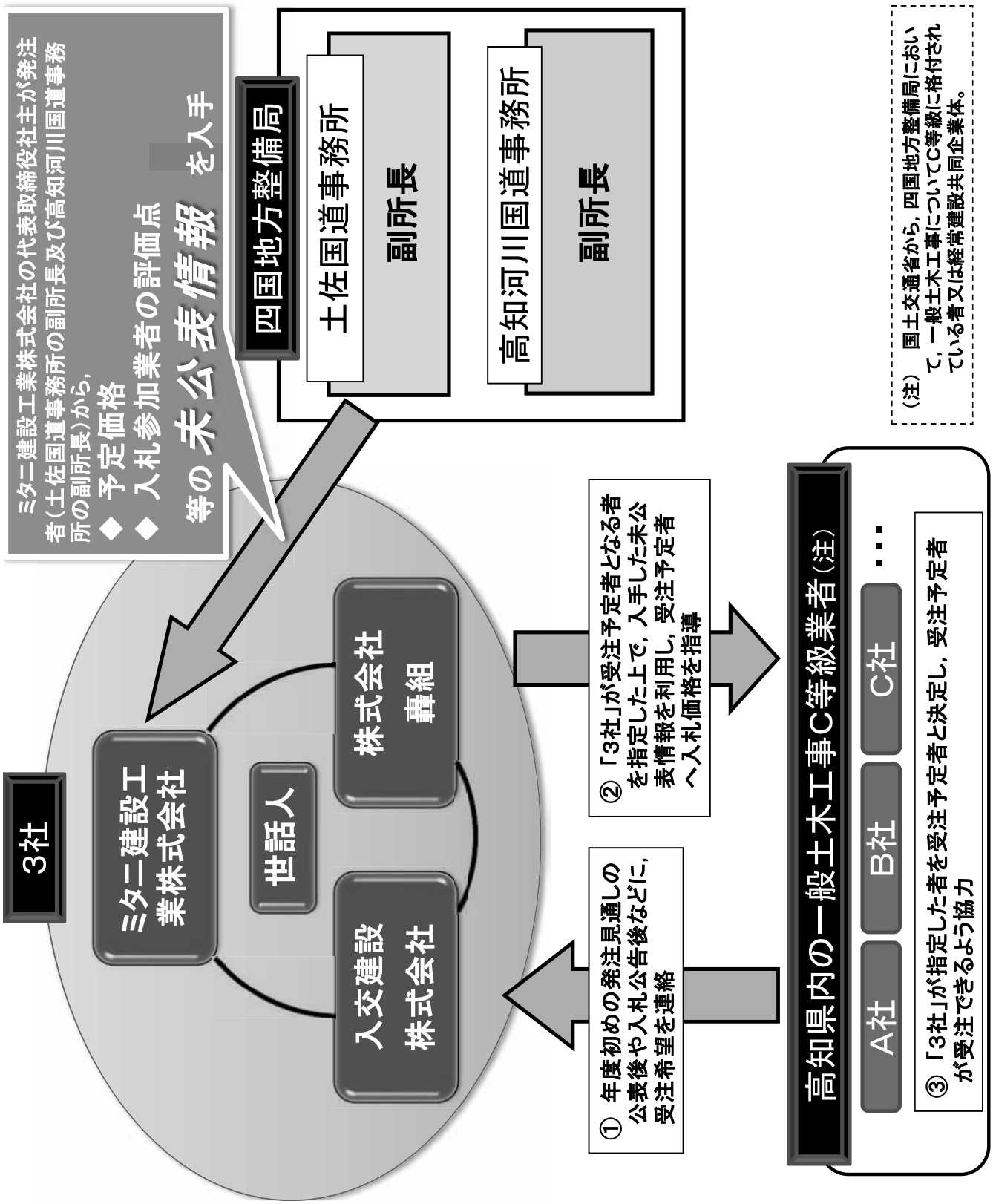
しかしながら，その後も，国土交通省が北海道開発局において発注する車両管理業務において，入札談合等関与行為が認められたことから，平成２１年６月２３日，公正取引委員会が，同省に対し改善措置要求を行ったのに続き，今回，再び前記第２の１のとおり入札談合等関与行為が認められた。

このように，依然として，入札談合等関与行為が繰り返し行われている事実を踏まえ，公正取引委員会は，同省に対し，同省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう要請した。

参考

1　入札談合等関与行為の流れ

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の職員による入札談合等関与行為
（入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号に該当）



【資料２－⑬】独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する改善措置要求等について

平成２６年３月１９日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が平成２３年１０月以降に条件付一般競争入札の方法により順次発注した北陸新幹線融雪基地機械設備工事及び消雪基地機械設備工事（以下「本件融雪・消雪基地機械設備工事」という。）について独占禁止法第３条の規定に違反する事実があると判断し，同法第７４条第１項の規定に該当するものとして，平成２６年３月４日，高砂熱学工業株式会社ほか７社及び同犯罪当時にこれら８社で設備工事の請負等の業務に従事していた８名を検事総長に告発した（違反事実については別紙参照）。

本件に関連して，後記１のとおり，鉄道・運輸機構の職員による入札談合等関与行為が認められたため，本日，鉄道・運輸機構理事長に対し，入札談合等関与行為防止法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

また，後記１の入札談合等関与行為以外にも，鉄道・運輸機構の役員及び職員による後記２の行為が認められたため，本日，鉄道・運輸機構に対し，法令遵守体制の確立及び所要の措置を講ずるよう申し入れた。

１　改善措置要求等について

⑴　入札談合等関与行為の概要

鉄道・運輸機構の鉄道建設本部東京支社の設備部長，設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事は，本件融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について，これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対し，各物件における入札前までに，未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

⑵　関係法条及び改善措置要求等

鉄道・運輸機構の職員による前記⑴の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し，同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，鉄道・運輸機構理事長に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記⑴と同様の行為が行われないよう，前記⑴の行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また，同理事長に対し，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに，会計検査院に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，鉄道・運輸機構理事長に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

２　鉄道・運輸機構に対する申入れについて

⑴　本件の調査の過程において，前記１⑴の入札談合等関与行為以外にも，鉄道・運輸機構の役員及び職員が，次の行為を行っていたことが認められた。

ア　本件融雪・消雪基地機械設備工事以外の鉄道・運輸機構発注の一部の物件についても，特定の入札参加事業者の従業者に対し，入札前までに，未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

イ　鉄道・運輸機構の発注する整備新幹線等に係る工事に関し，入札参加事業者を共同企業体（以下「ＪＶ」という。）に限定した総合評価落札方式によって実施される入札において，当該入札に参加する各ＪＶの構成員の中で代表者に次ぐ構成員に位置付けられている事業者に鉄道・運輸機構から再就職した者が在籍していない場合には，当該ＪＶに対し，評価点の最高点は付けないなどの運用を行うよう指示していた。

ウ　公正取引委員会が鉄道・運輸機構の本社を平成２５年１１月に捜索した際，鉄道・運輸機構の退職者の再就職に関する書類・電子メール等を隠蔽・隠滅する行為を行った。

⑵　このため，公正取引委員会は，鉄道・運輸機構に対し，独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を鉄道・運輸機構の役員及び職員に周知徹底することを含め鉄道・運輸機構における法令遵守体制を確立するとともに，鉄道・運輸機構における入札の実態について点検し，必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

別紙

違反事実

高砂熱学工業株式会社，ダイダン株式会社，新日本空調株式会社，株式会社大氣社，株式会社朝日工業社，株式会社三晃空調，東洋熱工業株式会社及び三建設備工業株式会社の８社（以下「８社」という。）は，いずれも冷暖房等に関する設備工事の請負等の事業を営む事業者であるが，８社のそれぞれに所属し，前記工事の請負等に関する業務に従事していた従業者らは，８社と同様の事業を営む他の事業者（他の事業者と８社を併せて以下「８社等」という。）の従業者らと共に，それぞれその所属する８社等の他の従業者と共謀の上，８社等の業務に関し，平成２３年９月中旬頃から平成２４年１１月頃までの間，東京都内の飲食店等において，面談等の方法により，平成２３年１０月以降に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により順次発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について，受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上，同合意に従って，上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし，もって８社等が共同して，上記工事の受注に関し，相互にその事業活動を拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

【資料２－⑭】東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令，東京都に対する改善措置要求等について

令和元年７月１１日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は，東京都が希望制指名競争見積り合わせ(注１)（以下「見積り合わせ」という。）の方法により発注する東村山浄水場，玉川浄水場，小作浄水場，金町浄水場，三郷浄水場，朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業(注２)（以下「特定運転管理作業」という。）の見積り合わせ参加業者に対し，本日，後記第１のとおり，独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は，特定運転管理作業の見積り合わせ参加業者が，独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

また，本件において，東京都の職員が

・違反行為期間中に発注された特定運転管理作業について，特定の事業者の従業者に対し，非公表の予定単価(注３)に関する情報を教示していた

行為が，入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められたため，東京都知事に対し，本日，後記第２のとおり，同法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，本件の調査の過程において，後記第２の入札談合等関与行為以外にも，東京都の職員による

・違反行為期間前に発注された特定運転管理作業について，特定の事業者の従業者に対し，非公表の予定単価に関する情報を教示していた
・入札談合等関与行為が行われた際に同席していた
・受注者となった事業者の従業者に対し，見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に，誤って非公表の予定推定総金額(注４)が記載された書類を含めて交付した

行為が認められ，入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあることから，東京都水道局に対し，本日，後記第３のとおり，職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することなどを申し入れた。

（注１）「希望制指名競争見積り合わせ」とは，公告により希望申請要件を付して見積り合わせに参加する者を募り，当該要件を満たす者の中から当該見積り合わせ参加業者を指名して実施する見積り合わせをいう。
（注２）「排水処理施設運転管理作業」とは，浄水場の浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理する機械の運転管理等の作業をいう。
（注３）「予定単価」とは，東京都が予定価格として設定する契約項目ごとの単価をいう。
（注４）「予定推定総金額」とは，契約項目ごとの予定単価に作業予定数量を乗じて算出した金額の合計額をいう。

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令について

１　違反事業者，排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者，課徴金額等

番号	違反事業者名（法人番号）	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額	課徴金減免制度の適用
１	月島テクノメンテサービス株式会社（6010001050590）	東京都江東区佐賀一丁目３番７号	代表取締役 渡邊　彰彦	○	６１５３万円	３０％
２	石垣メンテナンス株式会社（5010001036665）	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号	代表取締役 石垣　真	○	１２６５万円	３０％
３	日本メンテナスエンジニヤリング株式会社（5120001073004）	大阪市北区同心一丁目７番１４号	代表取締役 田伏　重成	○	―	（注８）
４	水ｉｎｇ株式会社（1010801018437）	東京都港区港南一丁目７番１８号	代表取締役 中川　哲志	―	―	免除
合計				３社	７４１８万円	

（注５）違反事業者名については，以下「株式会社」の記載を省略する。
（注６）表中の「○」は，排除措置命令の対象事業者であることを示している。
（注７）表中の「―」は，排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。
（注８）課徴金減免申請を行った者であるが，独占禁止法第７条の２第１項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため，課徴金納付命令の対象とはなっていない。

２　違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

月島テクノメンテサービス，石垣メンテナンス，日本メンテナスエンジニヤリング及び水ｉｎｇの４社（以下「４社」という。）は，遅くとも平成２６年３月頃以降，特定運転管理作業について，受注価格の低落防止等を図るため

⑴ア　浄水場ごとに既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該浄水場の排水処理施設運転管理作業を請け負っている者をいう。）を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする

イ　受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

⑵ア　受注予定者が提示する見積価格は，受注予定者が定める

イ　受注予定者以外の者は，受注予定者が連絡した価格以上の見積価格を提示する

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより，４社は，公共の利益に反して，特定運転管理作業の取引分野における競争を実質的に制限していた。

３　排除措置命令の概要

⑴　月島テクノメンテサービス，石垣メンテナンス及び日本メンテナスエンジニヤリングの３社（以下「３社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。

ア　前記２の行為を取りやめていることを確認すること。

イ　今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について，受注予定者を決定せず，自主的に受注活動を行うこと。

⑵　３社は，それぞれ，前記⑴に基づいて採った措置を，自社を除く２社及び東京都に通知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。

⑶　３社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について，受注予定者を決定してはならない。

４　課徴金納付命令の概要

月島テクノメンテサービス及び石垣メンテナンスの２社は，令和２年２月１２日までに，それぞれ前記１の「課徴金額」欄記載の額（合計７４１８万円）を支払わなければならない。

第２　東京都知事に対する改善措置要求等について

１　入札談合等関与行為の概要

⑴　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長は，特定運転管理作業のうち金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２６年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

⑵　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長（注９）は，特定運転管理作業のうち金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２７年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積書の提出締切日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

⑶　朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は，特定運転管理作業のうち朝霞浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２７年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積書の提出締切日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

（注９）前記⑴の排水処理係長が異動した後に，同係長の役職に就いた者。

２　関係法条，改善措置要求等

東京都の職員による前記１の行為は，入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し，同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって，公正取引委員会は，東京都知事に対し，入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき，今後，前記１と同様の行為が行われないよう，前記１の行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

また，東京都知事に対し，この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について，同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに，会計検査院に対し，入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から，東京都知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

第３　東京都水道局に対する申入れについて

１　行為の概要

本件の調査の過程において，前記第２の１の入札談合等関与行為以外にも，東京都の職員が，次の行為を行っていた事実が認められた。

⑴　三郷浄水場の排水処理担当係長は，三郷浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２２年度以前のいずれかの契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

⑵　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長（注１０）は，金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２３年度から平成２５年度までの各年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

⑶　金町浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は，金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２６年度の契約に係る見積り合わせにおいて，同事務所の技術課排水処理係長（注１０）が，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示した際に，同席していた。

⑷　三園浄水場の課長補佐兼浄水施設係長は，三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２４年度の契約に係る見積り合わせにおいて，見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し，見積り合わせ実施日前までに，非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

⑸　経理部契約課の職員は，三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について，平成２９年度の契約に係る見積り合わせにおいて，受注者となった事業者の従業者に対し，見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際，誤って非公表の予定推定総金額が記載された書類を含めて交付した。

（注１０）前記第２の１⑴の排水処理係長と同一人物。

２　申入れの概要

東京都の職員による前記１の行為は，いずれも入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものである。

よって，公正取引委員会は，東京都水道局に対し，職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに，見積り合わせ等の実態について点検し，必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

1　本件の概要

参考

特定運転管理作業とは…東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場，玉川浄水場，小作浄水場，金町浄水場，三郷浄水場，朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業

違反行為の概要

月島テクノメンテサービス（東村山,小作,三郷,三園浄水場の既存業者）
石垣メンテナンス（朝霞,玉川浄水場の既存業者）
水ｉｎｇ（金町浄水場の既存業者）
日本メンテナスエンジニヤリング（既存業者ではない）

合意※1
特定運転管理作業について
・浄水場ごとに既存業者を受注予定者とする
・受注予定者以外の者は，受注予定者が受注できるように協力する

実施方法
・受注予定者が提示する見積価格は，受注予定者が定める
・受注予定者以外の者は，受注予定者が連絡した価格以上の見積価格を提示する

実施状況
４社は，特定運転管理作業のほとんど全てを受注していた。

水ｉｎｇの従業者 ← 教示
石垣メンテナンスの従業者 ← 教示
月島テクノメンテサービスの従業者 ← 教示

翌年度契約の見積価格の参考とした
月島テクノメンテサービス ← 交付

特定運転管理作業の取引分野における競争を実質的に制限

※1 遅くとも平成26年3月頃以降

東京都職員による入札談合等関与行為等※2

予定単価…東京都が予定価格として設定する契約項目ごとの単価。非公表。
予定推定総金額…契約項目ごとの予定単価に作業予定数量を乗じて算出した金額の合計額。非公表。

金町浄水管理事務所

❶ 平成26年度金町の予定単価に関する情報 — 係長，主任
❸ 係長の❶の教示の際に同席
❷ 平成23～25年度金町の予定単価に関する情報
❷ 平成27年度金町の予定単価に関する情報 — 係長

朝霞浄水管理事務所

❸ 平成27年度朝霞の予定単価に関する情報 — 主任

三郷浄水場

1 平成22年度以前のいずれかの三郷の予定単価に関する情報 — 係長

三園浄水場

4 平成24年度三園の予定単価に関する情報 — 課長補佐兼係長

水道局経理部契約課

5 平成29年度三園の契約書の様式等の書類を交付する際，誤って，予定推定総金額が記載された書類を含めて交付

※2 ❶～❸は東京都知事に対する改善措置要求の対象となった入札談合等関与行為
1～5は東京都水道局に対する申入れの対象となった行為

（注５）排除措置命令の名宛人である番号１から４の４社以外の特定の１社（以下「名宛人以外の１社」という。）は、違反事業者であるものの、平成３０年９月５日以降、後記２の合意に基づき受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。同日から独占禁止法第７条第２項ただし書き及び同法第７条の８第６項に規定する期間（７年）が経過しているため、名宛人以外の１社は排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とならない。

（注６）表中「課徴金減免制度の適用」欄及び「申請順位に応じた減免率」欄の「－」は、その事業者が課徴金減免制度の適用事業者でないことを示している。

（注７）表中「事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率」欄の「－」は、その事業者が調査協力減算制度の適用事業者でないことを示している。

（注８）番号３及び４の事業者は、共同して、課徴金減免申請を行った者である。

２　違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

スバル興業、京葉ロードメンテナンス、首都ハイウエイサービス、日本ハイウエイ・サービス及び名宛人以外の１社の５社（以下「５社」という。）は、かねてから、特定道路清掃業務に係る入札価格等について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成２９年５月２２日以降、特定道路清掃業務について、受注機会の確保を図るため

⑴ア　工区ごとに既存業者（入札が行われる時点で、当該工区の道路清掃業務を受託している者をいう。）を受注予定者とする

イ　受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

⑵ア　受注予定者以外の入札の参加希望者（以下「協力者」という。）を選定する

イ　受注予定者は、協力者が入札で用いるための工事費内訳書（以下「協力者用の工事費内訳書」という。）を作成し、入札に先立ち当該協力者に提供するなどする

ウ　協力者は、入札の参加希望の申込みを行った上で、協力者用の工事費内訳書に記載された入札価格を提示する又は入札を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、５社は、公共の利益に反して、特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

３　排除措置命令の概要

⑴　スバル興業、京葉ロードメンテナンス、首都ハイウエイサービス及び日本ハイウエイ・サービスの４社（以下「４社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア　特定道路清掃業務について、５社が、遅くとも平成２９年５月２２日以降共同して行っていた、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。

イ　今後、相互の間（首都ハイウエイサービスと日本ハイウエイ・サービスの間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、特定道路清掃業務について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

⑵　４社は、それぞれ、前記⑴に基づいて採った措置を、自社を除く３社（首都ハイウエイサービス及び日本ハイウエイ・サービスにあっては、京葉ロードメンテナンス及びスバル興業）及び首都高速道路に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

⑶　４社は、今後、それぞれ、相互の間（首都ハイウエイサービスと日本ハイウエイ・サービスの間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、特定道

【資料２－⑮】首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令並びに首都高速道路株式会社に対する改善措置要求等について

令和８年４月２２日
公正取引委員会

公正取引委員会は、首都高速道路株式会社（以下「首都高速道路」という。）が発注する特定道路清掃業務（注１）の入札参加業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、特定道路清掃業務の入札参加業者が、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

また、本件において、首都高速道路の職員が、違反行為期間中に発注された特定道路清掃業務について、特定の事業者の従業者に対し、非公表の予定価格に関する情報等を教示していた行為が、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められたため、首都高速道路代表取締役に対し、本日、後記第２のとおり、同法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

（注１）首都高速道路が総合評価落札方式による一般競争入札により発注する高速道路の路面、排水桝、排水管、トンネル、付属設備等の清掃及び積雪凍結対策作業をいう。

第１　排除措置命令及び課徴金納付命令

１　違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者（注５）（法人番号）	本店の所在地	代表者	排除措置命令 / 課徴金額	課徴金減免制度の適用		
						申請順位に応じた減免率	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率
1	スバル興業株式会社（3010001008699）	東京都千代田区有楽町一丁目５番２号	代表取締役 永田　泉治	○ / 3億1678万円	60%	20%	40%
2	京葉ロードメンテナンス株式会社（8010001042685）	東京都中央区日本橋人形町二丁目１５番２号	代表取締役 辻　学	○ / 2億1147万円	―	―	―
3	首都ハイウエイサービス株式会社（7020001015088）	横浜市神奈川区金港町２番地６	代表取締役 小林　秀夫	○ / ―	免除	免除	―
4	日本ハイウエイ・サービス株式会社（3011101049682）	東京都千代田区麹町五丁目１番地	代表取締役 舟久保　公雄	○ / ―	免除	免除	―
合計				４社 / 5億2825万円			

（注２）違反事業者名については、以下「株式会社」の記載を省略する。

（注３）表中「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注４）表中「課徴金額」欄の「－」は、その事業者が課徴金納付命令の対象事業者でないことを示している。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局審査局第四審査上席
電話　０３－３５８１－５４８７（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/

路清掃業務について、受注予定者を決定してはならない。

⑷　４社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前記⑶で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

ア　道路清掃業務の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底（京葉ロードメンテナンスにあっては当該行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底）

イ　道路清掃業務の受注に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修

⑸　４社は、それぞれ、前記⑴、⑵及び⑷に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

４　課徴金納付命令の概要

スバル興業及び京葉ロードメンテナンスは、令和８年１１月２４日までに、それぞれ前記１の「課徴金額」欄記載の額（総額５億２８２５万円）を支払わなければならない。

第２　首都高速道路代表取締役に対する改善措置要求等

１　入札談合等関与行為の概要

⑴　首都高速道路東京西局点検・補修推進課長は、平成２９年に行われた特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報を教示していた。

⑵　首都高速道路技術部工事安全推進課長は、令和元年に行われた特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報を教示していた。

⑶　首都高速道路東京西局保全管理課保全管理司令は、令和３年に行われた特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報を教示していた。

（注９）前記⑴の東京西局点検・補修推進課長、前記⑵の技術部工事安全推進課長及び前記⑶の東京西局保全管理課保管理司令は全て同一人物である。

⑷　首都高速道路東京西局点検・補修推進課長は、令和５年に行われた特定道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業者である首都高速道路の退職者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に係る積算基準に関する情報を教示していた。

２　関係法条、改善措置要求等

首都高速道路の職員による前記１の行為は、入札談合等関与行為防止法第２条第５項第３号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、首都高速道路代表取締役に対し、入札談合等関与行為防止法第３条第２項の規定に基づき、今後、前記１と同様の行為が行われないよう、前記１の行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、当該改善措置には、特定道路清掃業務の入札に係る道路清掃業者に対する入札参加確認通知の交付後、入札終了までの期間において、当該道路清掃業者の従業員（首都高速道路の退職者を含む。）と首都高速道路の役職員との接触を禁止する（ただし、既存の契約に基づき継続的に行われている道路清掃業務の実施に不可欠な接触を除く。）など、入札談合等関与行為の再発防止を実現する観点から合理的に必要な範囲で道路清掃業者の従業員と首都高速道路の役職員との接触を禁止することを含めること等を申し入れた。

また、首都高速道路代表取締役に対し、この求めに応じて同条第４項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第６項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、首都高速道路代表取締役に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令並びに首都高速道路株式会社に対する改善措置要求等について（概要）

独占禁止法違反事業者※

スバル興業、京葉ロードメンテナンス、首都ハイウエイサービス及び日本ハイウエイ・サービス並びに名宛人以外の１社

※名宛人以外の１社は、違反事業者であるものの、除斥期間（７年）経過のため排除措置命令等の対象とならない（独占禁止法第７条第２項ただし書き等）。

発注者：首都高速道路



【対象役務】
高速道路の路面、排水桝、排水管、トンネル、付属設備等の清掃及び積雪凍結対策作業
（＝**特定道路清掃業務**）

【発注方法】
- 高速道路を**４つの工区**に分け、各工区について２年ごとに入札を実施
- 入札価格の内訳（＝特定道路清掃業務を構成する役務ごとの単価及び数量）を記載した書面（＝**工事費内訳書**）の提出を義務付け

発注者職員による入札談合等関与行為

非公表の予定価格に関する情報 → 教示

非公表の予定価格に係る積算基準に関する情報 → 教示

教示・助言 → 首都高速道路OB（違反事業者の従業員）

独占禁止法違反行為

特定道路清掃業務について
- 工区ごとに既存の受注事業者を受注予定者とする
- 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意

❶協力者の選定



受注予定者以外の入札参加希望者（＝**協力者**）を決定

❷協力者用の工事費内訳書の授受



受注予定者

1 自社用の工事費内訳書を作成

2 協力者用の工事費内訳書を作成・提供



協力者

入札の参加希望の申込みを行った上で…

❸事前の調整に基づく入札



自社用の工事費内訳書の価格で入札

受注予定者



協力者用の工事費内訳書の価格で入札又は入札を辞退

協力者

特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限



【資料3】 入札談合・受注調整事件（法的措置）一覧　（平成25年以降）

番号	件名	内容	排除措置命令等年月日	課徴金額（万円）	課徴金対象事業者数
1	㈱小糸製作所らに対する件	日産自動車㈱等が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	244,445	2
2	㈱小糸製作所らに対する件	トヨタ自動車㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	31,773	2
3	㈱小糸製作所らに対する件	富士重工業㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	94,652	2
4	㈱小糸製作所に対する件	三菱自動車工業㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	22,270	1
5	㈱小糸製作所に対する件	マツダ㈱が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.3.22	74,759	1
6	㈱TLCほか7社に対する件	東京電力㈱本店等発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	36,445	8
7	㈱山三電業ほか10社に対する件	東京電力㈱東ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	5,882	7
8	大東電業㈱ほか7社に対する件	東京電力㈱西ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	7,878	8
9	光陽電気工業㈱ほか9社に対する件	東京電力㈱北ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	6,395	9
10	㈱関電工ほか5社に対する件	東京電力㈱発注の地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	25.12.20	18,062	5
11	㈱かんでんエンジニアリングほか65社に対する件	関西電力㈱発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.1.31	136,141	54
12	栗原工業㈱ほか21社に対する件	関西電力㈱発注の地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.1.31	100,907	16
13	古谷建設㈱ほか31社に対する件	千葉県が発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.2.3	16,473	19
14	古谷建設㈱ほか28社に対する件	千葉県が発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	26.2.3	5,879	12
15	ナラサキ産業㈱ほか2社に対する件	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	27.1.20	1,655	2
16	㈱サタケほか7社に対する件	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	27.3.26	117,589	7
17	ダイダン㈱ほか10社に対する件	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように合意していた。	27.10.9	103,499	7
18	ラサ工業㈱ほか5社に対する件	東北地区の地方公共団体が発注する特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	28.2.5	7,570	5
19	ラサ工業㈱ほか5社に対する件	新潟地区の地方公共団体が発注する特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	28.2.5	1,479	4
20	㈱北陸化成工業所ほか4社に対する件	北陸地区の地方公共団体が発注する特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	28.2.5	1,581	3
21	北斗工機㈱ほか6社に対する件	農業協同組合等が北海道の区域において発注する特定農業施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	28.2.10	67,151	6
22	富士通㈱ほか2社に対する件	東京電力が発注する電力保安通信用機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた。	28.7.12	40,291	2
23	前田道路㈱ほか19社に対する件	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	28.9.6	140,951	11
24	日本道路㈱ほか7社に対する件	東日本高速道路㈱関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者及び受注予定者が受注できるように協力する旨を合意していた。	28.9.21	48,029	5
25	㈱富士通ゼネラルほか4社に対する件	市町村等発注の消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。	29.2.2	634,490	4
26	日本電気㈱ほか2社に対する件	中部電力㈱が発注するハイブリッド光通信装置について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	29.2.15	23,689	2
27	日本電気㈱ほか1社に対する件	中部電力㈱が発注する伝送路用装置について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	29.2.15	8,232	1

番号	件名	内容	排除措置命令等年月日	課徴金額（万円）	課徴金対象事業者数
28	井関農機㈱ほか6社に対する件	地方公共団体等が宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	29.2.16	59,253	5
29	ユニチカ㈱ほか1社に対する件	防衛装備庁発注のビニロン製品について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	29.3.10	22,300	1
30	エア・ウォーター・メディエイチ㈱ほか2社に対する件	東京都発注（平成26年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	29.12.12	0	0
31	新成物産㈱ほか2社に対する件	東京都発注（平成27年度）の個人防護具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。	29.12.12	0	0
32	㈱三越伊勢丹ほか4社に対する件	JR東日本向け接客型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	30.1.12	1,644	4
33	丸紅メイト㈱ほか2社に対する件	JR東日本向け技術型制服及び検修型制服の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	30.1.12	325	2
34	東洋物産㈱ほか2社に対する件	JR東日本向け盛夏シャツ・ズボンの販売業者が、発注単価を既存の発注単価と同額又はそれ以上の額となるようにし、継続して供給できるようにしていた。	30.1.12	645	3
35	丸紅メイト㈱ほか8社に対する件	JR西日本向け制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30.1.12	1,915	5
36	伊藤忠商事㈱ほか3社に対する件	NTT東日本等向け作業服の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、目標価格を上回る価格で入札し、受注予定者が受注できるようにして、既存の納入者が引き続き納入できるようにする旨を合意していた。	30.2.20	0	0
37	日本道路㈱ほか7社に対する件	東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30.3.28	34,064	6
38	日本道路㈱ほか6社に対する件	東京港埠頭㈱発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30.3.28	17,619	4
39	日本道路㈱ほか7社に対する件	成田国際空港㈱発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30.3.28	25,382	6
40	全日本空輸㈱が発注する制服の販売業者に対する件	全日本空輸㈱発注の制服の販売業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	30.7.12	3,186	3
41	宮城県大崎市等が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件	宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30.7.26	2,035	5
42	宮城県北部土木事務所が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件	宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30.7.26	151	1
43	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所が発注する建設関連業務の入札参加業者に対する件	宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	30.7.26	317	1
44	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件	ドコモショップユニフォームの縫製会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	30.10.18	1,025	3
45	ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件	ドコモショップユニフォームのレンタル運用会社を決定するための見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意していた。	30.10.18	0	0
46	東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせの参加業者に対する件	東京都発注の浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせの参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R1.7.11	7,418	2
47	東日本地区に所在する地方公共団体が発注する特定活性炭の販売業者に対する件	東日本地区に所在する地方公共団体発注の特定活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	R1.11.22	32,927	11
48	近畿地区に所在する地方公共団体が発注する特定粒状活性炭の販売業者に対する件	近畿地区に所在する地方公共団体発注の特定粒状活性炭の販売業者が、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	R1.11.22	10,533	8
49	山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する件	山形県発注の警察官用制服類の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R2.6.11	141	1
50	東海旅客鉄道㈱が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する件	東海旅客鉄道㈱発注のリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R2.12.22	432,170	2

番号	件名	内容	排除措置命令等年月日	課徴金額（万円）	課徴金対象事業者数
51	国、地方公共団体等が発注する群馬県の区域に所在する施設を対象にした機械警備業務の競争入札等の参加業者に対する件	国、地方公共団体等発注の機械警備業務の競争入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4.2.25	1,480	4
52	日本年金機構が発注するデータプリントサービスの入札等の参加業者に対する件	日本年金機構発注のデータプリントサービスの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4.3.3	174,161	24
53	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者に対する件	独立行政法人地域医療機能推進機構発注の医薬品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4.3.30	42,385	3
54	広島県が発注するコンピュータ機器の入札等の参加業者らに対する件	広島県教育委員会発注のコンピュータ機器の入札等の参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4.10.6	4,234	3
55	広島市が発注するコンピュータ機器の入札参加業者らに対する件	広島市発注のコンピュータ機器の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4.10.6	1,448	6
56	愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する件	愛知県又は岐阜県に所在する病院発注の医事業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R4.10.17	12,134	1
57	独立行政法人国立病院機構が発注する九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R5.3.24	62,728	5
58	高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する件	高知県発注の地質調査業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R5.9.28	8,626	10
59	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件	東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R6.3.4	2,678	2
60	独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件	独立行政法人国立印刷局発注の再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R6.3.14	1,640	2
61	名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件	名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R6.5.22	39,296	6
62	青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件	青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R6.5.30	0	0
63	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件財物・利益保険（注）について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料の水準を調整すること等によって保険料を引き上げ又は維持する旨を合意していた。 （注）「本件財物・利益保険」とは、㈱JERAが見積り合わせの方法により発注する財物・利益保険のうち、1回の事故につき保険金の支払限度額を1500億円とする保険をいう。	R6.10.31	106,031	4
64	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険㈱ジャパン、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件製油所包括保険（注）について、見積り合わせにおいて各社が提示する保険料等を調整することによって各社の引受割合及び保険料の水準を維持する旨を合意していた。 （注）「本件製油所包括保険」とは、コスモエネルギーホールディングス㈱がコスモ石油㈱の製油所を対象に同社に代わって、見積り合わせの方法により発注する地震保険等をいう。	R6.10.31	33,664	4
65	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱及び共立㈱は、共同して、本件備蓄基地保険（注）について、三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにしていた。 （注）「本件備蓄基地保険」とは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）が一般競争入札の方法により発注する、JOGMECが管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険等をいう。	R6.10.31	31,715	4

番号	件名	内容	排除措置命令等年月日	課徴金額（万円）	課徴金対象事業者数
66	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、本件マリン保険（注）について、各社の見積保険料を調整することによって保険料の水準を維持する旨を合意していた。 （注）「本件マリン保険」とは、シャープ㈱を保険契約者とし、保管中又は輸送中のシャープ製品等を補償対象とする損害保険であって、シャープ㈱から指名を受けたマーシュジャパン㈱により「SHARP GLOBAL STP PROGRAM」という名称で見積り合わせの方法により発注されるものをいう。	R6.10.31	20,022	3
67	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R6.10.31	1,962	3
68	損害保険会社に対する件	三井住友海上火災保険㈱、損害保険ジャパン㈱及び東京海上日動火災保険㈱は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険（注）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （注）「東京都発注の病院賠償責任保険」とは、東京都が希望制指名競争入札の方法により発注する都立病院を対象とする病院賠償責任保険をいう。	R6.10.31	1,698	3
69	山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者に対する件	山形県が発注する豚熱ワクチンの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R7.3.13	456	2
70	（公社）山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札の参加業者に対する件	（公社）山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R7.3.13	111	1
71	機械式駐車装置メーカーらに対する件	機械式駐車装置メーカーらは、特定地下式PS設置工事（注）について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。 （注）「特定地下式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注する水平循環方式分離式の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。	R7.3.24	47,026	3
72	機械式駐車装置メーカーらに対する件	機械式駐車装置メーカーらは、特定エレベーター方式PS設置工事（注）について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。 （注）「特定エレベーター方式PS設置工事」とは、建設業者が確認申請図に基づく見積り合わせの方法により発注するエレベーター方式パレット型の機械式駐車装置の設置工事（機械式駐車装置の入替工事を除く。）をいう。	R7.3.24	5,587	2
73	（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等 業務等の入札参加等業者に対する件	セレスポ、電通グループ、博報堂、電通、東急エージェンシー、フジクリエイティブコーポレーション、セイムトゥー及びADKマーケティング・ソリューションズは、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務（注）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （注）「特定テストイベント・本大会業務」とは、組織委員会が一般競争入札の方法により発注するテストイベント計画立案等業務並びに同業務の受注者に対して特別契約の方法により発注されることとされていたテストイベント実施等業務及び本大会運営等業務をいう。	R7.6.23	332,592	8
74	地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件	日本交通技術㈱、ジェイアール東海コンサルタンツ㈱、大日コンサルタント㈱、㈱トーニチコンサルタント及び丸栄調査設計㈱の5社（以下「5社」という。）並びに東海旅客鉄道㈱の6社は、特定跨線橋点検等業務について、5社の中から受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R7.12.19	10,225	5
75	首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者に対する件	スバル興業㈱、京葉ロードメンテナンス㈱、首都ハイウエイサービス㈱、日本ハイウエイ・サービス㈱及び名宛人以外の1社の5社は、特定道路清掃業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R8.4.22	52,825	2
76	香川県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	香川県が発注する特定土木一式工事の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	R8.6.25	44,177	27
合計				3,690,118	415

注)1 「排除措置命令等」とは、排除措置命令及び課徴金納付命令である。

2 課徴金額及び課徴金対象事業者数は、課徴金の納付を命ずる審決によるものを含み、審判手続が開始され、失効した課徴金納付命令によるものを除く。

（令和8年7月現在）

【資料4】 入札談合・受注調整に関して告発を行った事例（平成2年度以降）

件　名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
トッパン・ムーア㈱ほか3名	H5.2.24 H5.3.31 東京高裁 H5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア㈱ほか3社は、社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	
㈱日立製作所ほか26名 （9社及び受注業務に従事していた者17名並びに発注業務に従事していた者1名）	H7.3.6 （H7.6.7追加告発） H7.6.15 東京高裁 H8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月（執行猶予2年）、日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月（執行猶予2年）	㈱日立製作所ほか8社は、平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。 また、日本下水道事業団の工務部次長は、平成5年度に新規に発注する電気設備工事について、あらかじめ定めた配分比率、配分手続等に従い受注予定者を決定するとともに、工事件名、予算金額等を教示していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、 **刑法** 第62条第1項	
㈱金門製作所ほか58名 （25社及び受注業務に従事していた者34名）	H9.2.4 H9.3.31 東京高裁 H9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月（執行猶予2年）	㈱金門製作所ほか24社は、平成6年度、平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、 **刑法** 第60条	富士水道工業㈱はH10.1.6、㈱東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長はH10.1.7それぞれ上告したが、いずれも、H12.9.25上告棄却
コスモ石油㈱ほか19名（11社及び受注業務に従事していた者9名）	H11.10.13 （H11.11.9追加告発） H11.11.9 東京高裁 H16.3.24	被告会社に300万円から8000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意し、さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、 **刑法** 第60条	3社及び4名については、それぞれH16.3.31、H16.4.2、H16.4.5に上告したがH17.11.21上告棄却 （H17.11.26、H17.11.29、H17.12.20確定）

件　名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
愛知時計電機㈱ほか8名（4社、受注業務に従事していた者5名）	H15.7.2 H15.7.23 東京高裁 H16.3.26 H16.4.30 H16.5.21	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項 （平成14年法律第47号による改正前）	
㈱横河ブリッジほか33名（26社、受注業務に従事していた者8名）	H17.5.23 （H17.6.15追加告発） H17.6.15 東京高裁 H18.11.10 H19.9.21	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年から2年6月（執行猶予3年から4年）、日本道路公団理事（当時）に懲役2年（執行猶予3年）、日本道路公団副総裁に懲役2年6月（執行猶予4年）	26社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条、第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名（6社、受注業務に従事していた者4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名）	H17.6.29 （H17.8.1、H17.8.15追加告発） H17.8.1 （6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名） H17.8.15 （日本道路公団副総裁1名） H17.8.19 （日本道路公団理事1名） 東京高裁 H19.12.7 H20.7.4		6社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、さらにこの合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条、第65条第1項	日本道路公団理事（当時）1名及び日本道路公団副総裁（当時）1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定 日本道路公団理事（当時）については、H19.12.17に上告したが、H22.7.20上告棄却 日本道路公団副総裁（当時）については、H20.7.4に上告したが、H22.9.22上告棄却

件　名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
㈱クボタほか21名（11社、受注業務に従事していた者11名）	H18.5.23 （H18.6.12追加告発） H18.6.12 大阪地裁 H19.3.12 H19.3.15 H19.3.19 H19.3.22 H19.3.29 H19.4.23 H19.5.17	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月（執行猶予3年から4年）	11社は、平成16年12月上旬ころ、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、以後、平成17年7月中旬ころまでの間、同合意に従って受注予定者を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名は、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定
㈱大林組ほか9名（5社、受注業務に従事していた者5名）	H19.2.28 （H19.3.20追加告発） H19.3.20 名古屋地裁 H19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役1年6月から3年（執行猶予3年から5年）	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名は、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定
㈶林業土木コンサルタンツほか10名（4法人、受注業務に従事していた者5名、緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名）	H19.5.24 （H19.6.13追加告発） H19.6.13 東京地裁 H19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から8月（執行猶予2年から3年）、緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定業者を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条、第65条第1項	
高砂熱学工業㈱ほか15名（8社、請負業務に従事していた者8名）	H26.3.4 H26.3.4 東京地裁 H26.9.30 H26.10.2 H26.10.3 H26.10.6 H26.11.12 H26.11.13 H26.11.14	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告会社の工事の請負等に関する業務に従事していた者に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	8社は、平成23年10月以降に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により順次発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定者を決定するとともに当該受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、上記工事についてそれぞれ受注予定者を決定し実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条	

件　名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
㈱NIPPOほか20名 （10社、請負業務に従事していた者11名）	H28.2.29 H28.2.29 東京地裁 H28.9.7 H28.9.15 H28.10.6 H28.10.11 H28.10.25 H28.10.27 H28.11.1	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金、被告会社の工事の請負等の業務に従事していた者に懲役1年2月から1年6月（執行猶予3年）	10社は、平成23年7月以降に、東日本高速道路㈱東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定すること及び当該受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定者を決定するなどし、実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条	
大成建設㈱ほか5名 （4社、受注業務に従事していた者2名）	H30.3.23 H30.3.23 東京地裁 H30.10.22 R3.3.1	被告会社に1億8000万円から2億5000万円の罰金、被告会社2社で建設工事の受注等に関する業務に従事していた者2名に懲役1年6月（執行猶予3年）	4社は、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東海旅客鉄道㈱が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条	2社及び2名については、R3.3.10に控訴したが、R5.3.2控訴棄却判決 R5.3.10に1社1名及びR5.3.14に1社1名が上告
アルフレッサ㈱ほか9名 （3社、入札及び価格交渉業務に従事していた者7名）	R2.12.9 R2.12.9 東京地裁 R3.6.30	被告会社に2億5000万円の罰金、被告会社で医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名に懲役1年6月から2年（執行猶予3年）	3社等は、平成28年及び平成30年それぞれにおいて、独立行政法人地域医療機能推進機構が一般競争入札を実施した同機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、3社等それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うように受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし、実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条	

件　名	告発年月日 起訴年月日 判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備　考
㈱電通グループほか12名 （６社、受注業務に従事していた者６名、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長１名）	R5.2.28 R5.2.28 東京地裁 R.5.12.12 R6.7.11 R6.12.18 R7.1.30 R7.3.21	（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長に懲役2年（執行猶予4年） 被告会社に2億円から3億円の罰金、被告人に懲役1年6月から2年（執行猶予3年から4年）	６社等は、平成30年２月頃から同年７月頃までの間、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、実施していた。	**独占禁止法** 第3条後段、第89条第１項第１号、第95条第1項第1号、 **刑法** 第60条、第65条第１項	

【資料5】 主な発注機関等に対する要請等一覧（平成28年度以降）

番号	発注機関等	要請等の年月日	内容
1	市町村等	H29.2.2	消防救急デジタル無線機器の製造販売業者による入札談合事件の審査の過程において、消防救急デジタル無線機器の入札等の一部において、次のような疑いのある事実が認められた。 ア　特定の製造販売業者の仕様を発注仕様書等に記載している。 イ　特定の製造販売業者が、指名業者、入札参加資格条件、発注方法の選定等に関与しているほか、指名業者又は入札参加申請業者を把握している。 発注仕様書等に特定の製造販売業者の仕様が記載されている場合、契約の相手方となるべき者について発注者が意向をほのめかしていると受け取られるおそれがあり、また、特定の製造販売業者が、指名業者、入札参加資格条件、発注方法の選定等に関与したり、指名業者又は入札参加申請業者を把握できることは、入札談合等を行うことを容易にするおそれがあるため、今後、消防救急デジタル無線機器を発注するに際しては、前記ア、イのようなことのないように留意するよう連絡した。
2	公益社団法人みやぎ農業振興公社	H29.2.16	公益社団法人みやぎ農業振興公社の担当者が、同公社が設計管理支援業務又は入札事務を受託した施設園芸用施設工事の入札の実施に当たり、入札の前に特定の工事業者に対し、工事の予定価格の基となる工事積算金額又は相指名業者の名称を教示した行為は、工事業者による独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長していたものと認められることから、公正かつ自由な競争を確保するため、同公社に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。
3	農林水産省	H30.6.14	ア　東北農政局の職員の行為 農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札公告日等の未公表情報等を教示していたほか、技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、農林水産省に対し、同省の発注担当職員に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。 イ　建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた事実が認められ、このような行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。
4	宮城県	H30.7.26	宮城県が、自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含めて、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから、宮城県に対し、同県が定める談合情報対応マニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。
5	東京都水道局	R1.7.11	東京都の職員による、入札談合等関与行為以外に行った以下の行為は、いずれも入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあることから、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。 ア　見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示等していた（平成22年度以前のいずれかの三郷浄水場の排水処理施設運転管理作業、平成23～25年度までの金町浄水場の排水処理施設運転管理作業、平成24年度の三園浄水場の排水処理施設運転管理作業の契約に係る見積り合わせにおいて）。 イ　受注者となった事業者の従業者に対し、見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際、誤って非公表の予定推定総金額が記載された書類を含めて交付した（平成29年度の三園浄水場の排水処理施設運転管理作業の契約に係る見積り合わせにおいて）。
6	山形県	R2.6.11	山形県は、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した3事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していたところ、これら3事業者は、常に違反事業者のうちのいずれかの事業者であった。 このような状況の下で、違反事業者が、特定警察官用制服類について、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められたことから、山形県に対し、警察官用制服等の発注制度の運用について、その見直しを求めた。
7	日本年金機構	R4.3.3	日本年金機構は、特定データプリントサービスの入札において、入札談合が行われている旨の情報について通報を受け、内部調査を行ったにもかかわらず、その結果を含む本件談合情報を公正取引委員会に通報しなかった。この対応は、その判断が適切なものとはいえないものであったことから、日本年金機構に対し、今後、談合情報に接した場合には、日本年金機構の発注担当者が適切に公正取引委員会に対して通報し得るよう、所要の改善を図ることを要請した。 また、日本年金機構は、当該入札について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができる方法により実施していた。この方法による入札の実施は、違反事業者以外の者が、入札に参加した場合、違反事業者は入札価格を下げるなどの対応を採るなどして談合を行いやすくさせていたものであり、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、適切なものとはいえないものであったことから、日本年金機構に対し、日本年金機構の入札方法について、入札前に入札参加者が他の入札参加者を把握することができないよう、入札方法の見直しなど適切な措置を講じることを要請した。
8	青森市	R6.5.30	青森市の担当者は、特定移送業務の入札の前に、5社のうちの特定の事業者から、特定移送業務を5社において共同で実施したい旨の要望を伝えられるなどしていたことから、青森市は、特定移送業務の入札の前に5社が特定移送業務を共同で実施しようとしていることなどを認識し得たといえるにもかかわらず、青森市は、特定移送業務の入札の実施に当たり、5社のうち3社を指名して入札に参加させた。この対応は、入札の対象となる業務を共同で実施しようとしている者同士を同一の入札に参加させるものであり、入札における公正かつ自由な競争を確保する上で、適切とはいえないものであったことから、青森市に対し、次のとおり要請を行った。 ア　指名競争入札を行うに当たっては、有資格者同士が入札の対象となる業務を共同で実施しようとしていることをうかがわせる情報に接した場合には、当該有資格者同士を同一の入札に指名することがないようにすること。 イ　受注者が他の入札参加業者に入札の対象となった業務を委託していることをうかがわせる情報に接した際には、受注者に対し積極的に委託の状況の確認をするようにすること。 また、青森市は、特定移送業務の入札の前に、特定の部門の有資格者に対し、新型コロナウイルス感染症患者移送業務に係る対応の可否についての照会をしていたところ、青森市の担当者は、5社のうちの特定の事業者から、5社のうちいずれの事業者に可否照会をしたのかとの問い合わせを受け、当該特定の事業者に対し、可否照会を行った事業者を伝えていた。この行為は、独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれがあるものであったことから、青森市に対し、当該行為と同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。

※　公正取引委員会は、独占禁止法違反に係る調査を行った事件において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、発注者に要請・申入れ等を行っている。

【資料6】 入札談合による損害賠償額の算定について

１　入札談合により生じた損害額（入札談合による契約価格の上昇分）については、民事訴訟法第２４８条に基づき、裁判所の職権により、相当な損害額を認定することが可能。

【民事訴訟法】
（損害額の認定）
第２４８条　損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

２　入札談合事件については、裁判所は、民事訴訟法第２４８条に基づき、相当な損害額を認定しており、判例の蓄積が進んでいる。

（参考）　民事訴訟法第２４８条の適用により損害額が認定された事例
（公正取引委員会把握分）

番号	事　　件　　名	損　害　額
１	北海道上川支庁農業土木工事住民訴訟 平成１９年　１月１９日（札幌地裁判決）	契約額の５％ （計 39,234,562 円）
２	いわき市ごみ焼却場住民訴訟 平成２０年　１月２８日（福島地裁判決）	契約額の５％ （計 1,127,700,000 円）
３	南河内清掃施設組合ごみ焼却場事件 平成１９年　９月１４日（大阪地裁判決） 平成２０年　７月１７日（大阪高裁判決） 平成２１年　４月２３日（最高裁決定）	予定価格の５．７７％ （計 708,602,160 円）
４	湖北広域行政事務センターごみ焼却場事件 平成２０年　９月２５日（大津地裁判決） 平成２１年　６月１８日（大阪高裁判決）	①本件請負代金 ②落札率ー「６％」 ③落札率 ①ー①×②÷③から算定 （計 409,100,000 円）
５	海部地区環境事務組合ごみ焼却場事件（注２） 平成２１年　８月　７日（名古屋地裁判決）	契約額の８％ （計 1,999,200,000 円）
６	立川市公共下水道入札住民訴訟 平成１９年１０月２６日（東京地裁判決）	予定価格と現実の落札価格の差額に消費税相当分の５％を加算した金額 （計 176,715,000 円）
	平成２１年　５月２８日（東京高裁判決） 平成２１年１０月２３日（最高裁決定）	工事予定価格の４．６９％又は１．１７２５％に相当する金額に５％の消費税相当額を加えた金額 （計 71,317,455 円）
７	東京都ごみ焼却場住民訴訟（注３） 平成１９年　３月２０日（東京地裁判決） 平成２１年　５月１２日（東京高裁判決） 平成２１年１２月１０日（最高裁決定）	契約額の５％ （計 9,777,583,350 円）
８	名古屋市ごみ焼却場事件（注４） 平成２１年１２月１１日（名古屋地裁判決）	契約額の５％ （計 1,942,500,000 円）
９	新城市ごみ焼却場事件 平成２１年　７月１０日（名古屋地裁判決）	契約額の８％ （計 279,720,000 円）
	平成２１年１２月２５日（名古屋高裁判決）	予定価格の６％ （計 210,860,000 円）
１０	盛岡市ごみ焼却場事件 平成２１年　６月２６日（盛岡地裁判決） 平成２２年　４月１４日（仙台高裁判決）	契約額の５％ （計 968,200,000 円）
１１	町田市公共下水道入札住民訴訟 平成１９年　７月２６日（東京地裁判決） 平成２１年　５月２１日（東京高裁判決） 平成２２年　６月２２日（最高裁決定）	契約額の５％ （計 224,083,000 円）
１２	一宮市ごみ焼却場事件 平成２１年１２月　８日（名古屋地裁判決） 平成２２年　８月２７日（名古屋高裁判決）	契約額の５％ （計 1,215,400,000 円）
１３	旧小淵沢町発注工事入札住民訴訟 平成２０年１１月１１日（甲府地裁判決）	予定価格の８０％相当額に消費税相当額を加算した額と実際の契約金額との差額 （計 99,353,100 円）
	平成２３年　３月２３日（東京高裁判決） 平成２４年　１月２４日（最高裁決定）	契約額の７％ （計 80,148,810 円）
１４	苫小牧市ごみ焼却場事件 平成２３年　９月２８日（札幌地裁判決） 平成２４年　３月２２日（札幌高裁判決）	請負代金額の５％ （計 621,090,000 円）
１５	佐渡市ごみ焼却場事件 平成２３年１０月１４日（新潟地裁判決）	実際の契約金額と想定される契約金額との差額 （計 248,836,362 円）
	平成２４年　５月２４日（東京高裁判決）	実際の契約金額と想定される契約金額との差額 （計 252,513,481 円）
１６	（独）日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋事件（１） 平成２４年　７月２７日（東京高裁判決）	契約額の６．５％ （計 30,488,241 円）

番号	事　　件　　名	損　　害　　額
１７	（独）日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋事件（２） 平成２４年　７月２７日（東京高裁判決）	契約額の６％ （計 39,533,666 円）
１８	（独）日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋事件（３） 平成２４年　７月２７日（東京高裁判決）	契約額の６．５％ （計 196,265,036 円）
１９	龍ヶ崎地方塵芥処理組合ごみ焼却場事件 平成２４年　９月１０日（東京高裁判決）	契約額の５％ （計 715,050,000 円）
２０	洲本市し尿処理施設事件 平成２５年　３月２１日（大阪地裁判決）	契約額の１０％ （計 254,100,000 円）
２１	印西地区環境整備事業組合ごみ焼却場事件 平成２５年　５月３１日（東京高裁判決）	契約額の２％ （計 96,820,000 円）
２２	（独）日本高速道路保有・債務返済機構鋼橋事件（４） 平成２５年　９月　６日（東京高裁判決）	契約額の５．５％ （計 16,449,403 円）
２３	沖縄県建設工事入札談合事件（注５） 平成２５年１２月１１日（那覇地裁判決）	契約額の１０％ （計 45,551,940 円）
２４	熱海市ごみ焼却場事件 平成２５年　３月１５日（東京高裁判決） 平成２６年　１月１６日（最高裁決定）	落札価格の１０％ （計 300,000,000 円）
２５	群馬県大気常時監視自動計測器入札談合事件 平成２６年　２月２５日（東京高裁判決）	①現実の落札価格 ②原告主張の想定落札価格 ③被告主張の想定落札価格 ④売買代金 1/5(①－②)＋4/5(③－④) （計 11,737,914 円）
２６	岡山県大気常時監視自動計測器入札談合事件 平成２６年１１月１１日（岡山地裁判決） 平成２７年　７月２４日（広島高裁岡山支部判決）	契約金額の１５％ （計 3,203,550 円）

（注１）記載した事例は全て判決が確定している。

（注２）番号５は平成２２年６月１０日に名古屋高裁にて和解

（注３）番号７の合計額 9,777,583,350 円は地裁判決の合計額であり、後に高裁係属となったが、１社を除き和解に至った。残り１社は賠償額に変更なし（4,409,674,750 円）。

（注４）番号８は平成２２年８月９日に名古屋高裁にて和解

（注５）番号２３は平成２６年１０月２０日に福岡高裁那覇支部にて和解

【資料7】国が資本金の2分の1以上を出資している法人
（令和8年1月現在208法人）

（出典：会計検査院ウェブサイト）

○政府関係機関

沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	独立行政法人国際協力機構 有償資金協力部門(注１)
株式会社国際協力銀行		

計４法人

○その他

日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会
預金保険機構	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社
東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター	全国健康保険協会
株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報 処理センター株式会社	株式会社産業革新投資機構
日本年金機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	農水産業協同組合貯金保険機構
新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長 産業化支援機構	株式会社民間資金等 活用事業推進機構
株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・ 都市開発事業支援機構	横浜川崎国際港湾株式会社
外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便 事業支援機構	株式会社日本貿易保険
株式会社脱炭素化支援機構	金融経済教育推進機構	脱炭素成長型 経済構造移行推進機構
国立健康危機管理研究機構		

以上のほか、清算中のものなどが７団体　　計３８法人

○独立行政法人（注２）

国立公文書館	情報通信研究機構	酒類総合研究所
国立特別支援教育総合研究所	大学入試センター	国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館	国立科学博物館	物質・材料研究機構
防災科学技術研究所	量子科学技術研究開発機構	国立美術館
国立文化財機構	農林水産消費安全技術センター	家畜改良センター
農業・食品産業技術総合研究機構	国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構
水産研究・教育機構	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構
土木研究所	建築研究所	海上・港湾・航空技術研究所
海技教育機構	航空大学校	国立環境研究所
教職員支援機構	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車技術総合機構
造幣局	国立印刷局	国民生活センター
農畜産業振興機構	農林漁業信用基金	北方領土問題対策協会
国際協力機構（注１）	国際交流基金	新エネルギー・産業 技術総合開発機構
科学技術振興機構	日本学術振興会	理化学研究所
宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター	日本芸術文化振興会
高齢・障害・求職者雇用支援機構	福祉医療機構	国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構	水資源機構	自動車事故対策機構
空港周辺整備機構	情報処理推進機構	エネルギー・金属鉱物資源機構
労働者健康安全機構	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構
環境再生保全機構	日本学生支援機構	海洋研究開発機構
国立高等専門学校機構	大学改革支援・学位授与機構	中小企業基盤整備機構
都市再生機構	奄美群島振興開発基金	医薬基盤・健康・栄養研究所
日本高速道路保有・債務返済機構	日本原子力研究開発機構	地域医療機能推進機構
年金積立金管理運用	住宅金融支援機構	郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
国立がん研究センター	国立循環器病研究センター	国立精神・神経医療研究センター
国立成育医療研究センター	国立長寿医療研究センター	勤労者退職金共済機構
日本医療研究開発機構		

計８２法人

○国立大学法人等（注２）

北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学
北海道国立大学機構	旭川医科大学	弘前大学
岩手大学	東北大学	宮城教育大学
秋田大学	山形大学	福島大学
茨城大学	筑波大学	筑波技術大学

宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学
千葉大学	東京大学	東京外国語大学
東京科学大学	東京学芸大学	東京農工大学
東京芸術大学	東京海洋大学	お茶の水女子大学
電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学
富山大学	金沢大学	福井大学
山梨大学	信州大学	静岡大学
浜松医科大学	東海国立大学機構	愛知教育大学
名古屋工業大学	豊橋技術科学大学	三重大学
滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学
京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学
大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学
奈良国立大学機構	和歌山大学	鳥取大学
島根大学	岡山大学	広島大学
山口大学	徳島大学	鳴門教育大学
香川大学	愛媛大学	高知大学
福岡教育大学	九州大学	九州工業大学
佐賀大学	長崎大学	熊本大学
大分大学	宮崎大学	鹿児島大学
鹿屋体育大学	琉球大学	政策研究大学院大学
総合研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構	大学共同利用機関法人 自然科学研究機構	大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構		

計８５法人

（注１） 総数（２０８法人）においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めている。

（注２） 各団体の名称中「独立行政法人」、「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略している。

参考条文・指針等

【条文等1】 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄）

〔目的〕

第１条　この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

〔定義〕

第２条　（略）

②　この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする２以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、２以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一　２以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である社団法人その他の社団

二　２以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財団法人その他の財団

三　２以上の事業者を組合員とする組合又は契約による２以上の事業者の結合体

③～④　（略）

⑤　この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑥　この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨　（略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第３条　事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第７条　第３条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第８章第２節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

②　公正取引委員会は、第３条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、特に必要があると認めるときは、第８章第２節に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から７年を経過したときは、この限りでない。

一　当該行為をした事業者

二　当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三　当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四　当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

〔不当な取引制限に係る課徴金の算定基礎等〕

第７条の２　事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第８章第２節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第１号から第３号までに掲げる額の合計額に１００分の１０を乗じて得た額及び第４号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が１００万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一　当該違反行為（商品又は役務を供給することに係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者に当該特定非違反供給子会社等が供給したもの及び当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給したものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務（当該供給子会社等（違反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る。）が他の者に当該商品又は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額

二　当該違反行為（商品又は役務の供給を受けることに係るものに限る。以下この号において同じ。）に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反購入子会社等が供給を受けた当該商品又は役務（当該事業者から当該特定非違反購入子会社等が供給を受けたもの及び当該事業者又は当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けたものを除く。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反購入子会社等が当該事業者の購入子会社等から供給を受けた当該商品又は役務（当該購入子会社等（違反購入子会社等又は特定非違反購入子会社等である場合に限る。）が他の者から供給を受けて当該事業者又は当該特定非違反購入子会社等に供給したものを除く。）の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における購入額

三　当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの対価の額に相当する額と

して政令で定める方法により算定した額

四　当該違反行為に係る商品若しくは役務を他の者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないこと又は他の者（当該事業者の購入子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその購入子会社等を除く。）から当該商品若しくは役務の供給を受けないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかんを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額

②　前項の場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者（その者の１又は２以上の子会社等が当該各号のいずれにも該当しない場合を除く。）であるときは、同項中「１００分の１０」とあるのは、「１００分の４」とする。

一　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第４号までに掲げる業種及び第５号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第５号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第５号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合（組合の連合会を含む。）のうち、政令で定めるところにより、前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模のもの

③　第１項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が公正取引委員会又は当該違反行為に係る事件について第４７条第２項の規定により指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事する職員による当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に係る実行期間のうち当該事実の報告又は資料の提出が行われず課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における第１項各号に掲げる額を、当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入子会社等又は当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する他の事業者若しくは当該商品若しくは役務の供給を受ける他の事業者から入手した資料その他の資料を用いて、公正取引委員会規則で定める合理的な方法により推計して、課徴金の納付を命ずることができる。

〔不当な取引制限に係る課徴金の割増算定率〕

第７条の３　前条第１項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に１．５を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、第３項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一　当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り１０年以内に、前条第１項又は第７条の９第１項若しくは第２項の規定による命令（当該命令が確定している場合に限る。）、次条第７項若しくは第７条の７第３項の規定による通知又は第６３条第２項の規定による決定（以下この項において「納付命令等」という。）を受けたことがある者（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

二　前号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り１０年以内に、その完全子会社が納付命令等（当該納付命令等の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者（当該納付命令等の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

三　前２号に該当する者を除き、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り１０年以内に納付命令等を受けたことがある他の事業者たる法人と合併した事業者たる法人又は当該他の事業者たる法人から当該納付命令等に係る違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した事業者たる法人（当該合併、譲受け又は分割の日以後において当該違反行為をしていた場合に限る。）

②　前条第１項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、同項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に１．５を乗じて得た額」とする。ただし、当該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

一　単独で又は共同して、当該違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかつた者

二　単独で又は共同して、他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者

三　前２号に掲げる者のほか、単独で又は共同して、次のいずれかに該当する行為であつて、当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者

イ　他の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ロ　他の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実行としての事業活動について指定すること（専ら自己の取引について指定することを除く。）。

ハ　他の事業者に対し公正取引委員会の調査の際に当該違反行為又は当該違反行為に係る課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る資料を隠蔽し、若しくは仮装すること又は当該事実に係る虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をすることを要求し、依頼し、又は唆すこと。

ニ　他の事業者に対し次条第１項第１号、第２項第１号から第４号まで若しくは第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出又は第７条の５第１項の規定による協議の申出を行わないことを要求し、依頼し、又は唆すこと。

③　前条第１項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、第１項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者であるときは、同条第１項（同条第２項において読み替えて適用する場合を含む。）中「合算額」とあるのは、「合算額に２を乗じて得た額」とする。

〔不当な取引制限に係る課徴金の減免〕

第７条の４　公正取引委員会は、第７条の２第１項の規定により課徴金を納付すべき事業者が次の各号のいずれにも該当する者であるときは、同項の規定にかかわらず、当該事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。

一　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日（第４７条第１項第４号に掲げる処分又は第１０２条第１項に規定する処分が最初に行われた日をいう。以下この条において同じ。）（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日をいう。次号及び次項において同じ。）以後に行われた場合を除く。）

二　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者

②　第７条の２第１項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第１号及び第５号に該当する者であるときは減算前課徴金額（前２条の規定により計算した課徴金の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に１００分の２０を乗じて得た額を、第２号及び第５号又は第３号及び第５号に該当する者であるときは減算前課徴金額に１００分の１０を乗じて得た額を、第４号及び第５号に該当する者であるときは減算前課徴金額に１００分の５を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額するものとする。

一　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち２番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

二　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち３番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

三　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち４番目又は５番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第４５条第１項に規定する報告又は同条第４項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。次号において同じ。）を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

四　公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為をした事業者のうち６番目以降に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（当該事実の報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。）

五　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、当該違反行為をしていない者

③　第７条の２第１項の場合において、公正取引委員会は、当該事業者が第１号及び第３号に該当する者であるときは減算前課徴金額に１００分の１０を乗じて得た額を、第２号及び第３号に該当する者であるときは減算前課徴金額に１００分の５を乗じて得た額を、それぞれ当該減算前課徴金額から減額するものとする。

一　当該違反行為に係る第１項第１号又は前項第１号から第３号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数が５に満たない場合において、当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出（第４７条第１項各号に掲げる処分又は第１０２条第１項に規定する処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。次号において同じ。）を行つた者（第１項第１号又は前項第１号から第３号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数とこの号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が５以下であり、かつ、この号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が３以下である場合に限る。）

二　当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた者（前号に該当する者を除く。）

三　前２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた日以後において、当該違反行為をしていない者

④　第７条の２第１項に規定する違反行為をした事業者のうち２以上の事業者（会社である場合に限る。）が、公正取引委員会規則で定めるところにより、共同して、公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた場合において、第１号に該当し、かつ、第２号又は第３号のいずれかに該当する者であるときに限り、当該事実の報告及び資料の提出を単独で行つたものとみなして、当該事実の報告及び資料の提出を行つた２以上の事業者について前３項の規定を適用する。この場合における第１項第１号、第２項第１号から第４号まで並びに前項第１号及び第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者の数の計算については、当該２以上の事業者をもつて１の事業者とする。

一　当該２以上の事業者が、当該事実の報告及び資料の提出の時において相互に子会社等の関係にあること。

二　当該２以上の事業者のうち、当該２以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をしたものが、当該他の事業者と共同して当該違反行為をした全期間（当該事実の報告及び資料の提出を行つた日から遡り１０年以内の期間に限る。）において、当該他の事業者と相互に子会社等の関係にあつたこと。

三　当該２以上の事業者のうち、当該２以上の事業者のうちの他の事業者と共同しては当該違反行為をしていないものについて、次のいずれかに該当する事実があること。

イ　その者が当該２以上の事業者のうちの他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させ、

かつ、当該他の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

ロ　その者が、当該２以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継し、かつ、当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。

⑤　公正取引委員会は、第１項第１号、第２項第１号から第４号まで又は第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を受けたときは、当該事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し、速やかに文書をもつてその旨を通知するものとする。

⑥　公正取引委員会は、次条第１項の合意（同条第２項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。）をした場合を除き、第１項第１号、第２項第１号から第４号まで又は第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し第７条の２第１項の規定による命令又は次項若しくは第７条の７第３項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

⑦　公正取引委員会は、第１項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第７条の２第１項の規定による命令をする際に（同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時までに）、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

〔不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算〕

第７条の５　公正取引委員会は、前条第２項第１号から第４号まで又は第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第１号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第２号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該協議において、公正取引委員会に対し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ　前条第２項第１号から第４号まで若しくは第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、公正取引委員会による報告等事業者の物件の検査（ハ及び次項第１号ロにおいて単に「検査」という。）の承諾その他の行為を行うこと。

ハ　公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　減算前課徴金額に次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合（次項第２号において「上限割合」という。）の範囲内において、当該合意において定める特定の割合（同号及び第３項において「特定割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

イ　前条第２項第１号から第４号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者
１００分の４０以下

ロ　前条第３項第１号又は第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者
１００分の２０以下

②　公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第１号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを把握する蓋然性が高いと認められる場合において、当該新たな事実又は資料の報告又は提出に当該合意後一定の期間を要する事情があると認めるときは、報告等事業者に対し、当該協議において、報告等事業者が同号に掲げる行為に加えて第１号に掲げる行為をすることを当該合意の内容に含めるとともに、公正取引委員会が同項第２号に掲げる行為をすることに代えて第２号に掲げる行為をすることを当該合意の内容とするよう求めることができる。

一　次に掲げる行為

イ　当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

ロ　イに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

二　減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告等事業者が前号に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として公正取引委員会規則で定めるところにより当該合意において定める割合を加算した割合（上限割合以下の割合に限る。）を上限とする範囲内において、公正取引委員会が当該行為により得られた前項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合（次項及び第５項において「評価後割合」という。）を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

③　第７条の２第１項の場合において、公正取引委員会は、第１項の合意（前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。）があるときは、前条第２項又は第３項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

④　第１項の合意は、公正取引委員会及び報告等事業者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

⑤　公正取引委員会は、第２項第２号に掲げる行為をすることを内容とする第１項の合意をする場合には、同号に規定する公正取引委員会による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。

⑥　第１項の協議において、公正取引委員会は、報告等事業者に対し、報告等事業者が同項第１号イに掲げる行為により報告し、又は提出することができる事実又は資料の概要について説明を求めることができる。

⑦　公正取引委員会は、第１項の合意が成立しなかつた場合（報告等事業者が第２項の求めに応じず、第１項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。）には、公正取引

委員会が同項の協議における報告等事業者の説明の内容を記録した、文書その他の物件を証拠とすることができない。

⑧　協議の申出の期限その他の第１項の協議に関し必要な手続は、公正取引委員会規則で定める。

⑨　報告等事業者は、第１項の協議を行うに当たり、代理人（弁護士又は弁護士法人に限る。次項及び第１１項において「特定代理人」という。）を選任することができる。

⑩　公正取引委員会は、第１項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対し、特定代理人を選任することができる旨を書面により教示するものとする。

⑪　報告等事業者が第９項の規定により特定代理人を選任した場合における第１項及び第４項の規定の適用については、第１項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人（第９項に規定する特定代理人をいう。第４項において同じ。）との間で協議」と、第４項中「及び報告等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

〔不当な取引制限に係る課徴金の減免失格事由〕

第７条の６　公正取引委員会が、第７条の４第１項第１号、第２項第１号から第４号まで又は第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対し第７条の２第１項の規定による命令又は第７条の４第７項の規定による通知をするまでの間に、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、同条第１項から第３項まで及び前条第３項の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

一　当該事業者（当該事業者が第７条の４第４項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか１以上の事業者。以下この号から第３号までにおいて同じ。）が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第１項第１号若しくは第２項第１号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料に虚偽の内容が含まれていたこと。

二　当該事業者（第７条の４第１項第１号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第６項の規定による求めに対し、事実の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと。

三　当該事業者（第７条の４第２項第１号から第４号まで又は第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。）が、同条第６項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

四　当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第７条の４第４項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか１以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）第７条の２第１項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

五　当該事業者が、他の事業者に対し（当該事業者が第７条の４第４項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか１以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し）同条第１項第１号、第２項第１号から第４号まで若しくは第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出又は前条第１項の協議の申出を行うことを妨害していたこと。

六　当該事業者が、正当な理由なく、第７条の４第１項第１号、第２項第１号から第４号まで若しくは第３項第１号若しくは第２号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨又は前条第１項の合意若しくは協議を行つた旨を第三者に対し（当該事業者が第７条の４第４項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか１以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の者に対し）明らかにしたこと。

七　当該事業者が、前条第１項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかつたこと。

〔不当な取引制限に係る罰金と課徴金の調整〕

第７条の７　公正取引委員会は、第７条の２第１項の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、同条、第７条の３、第７条の４第２項若しくは第３項又は第７条の５第３項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の２分の１に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第７条の２、第７条の３、第７条の４第２項若しくは第３項若しくは第７条の５第３項の規定により計算した額が当該罰金額の２分の１に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額が１００万円未満であるときは、この限りでない。

②　前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

③　公正取引委員会は、前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、罰金の刑に処せられた事業者に対し、当該事業者がした第７条の２第１項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し同項の規定による命令をする際に（当該命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時までに）、これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする。

〔不当な取引制限に係る課徴金の納付義務等〕

第７条の８　第７条の２第１項の規定による命令を受けた者は、同条、第７条の３、第７条の４第２項若しくは第３項、第７条の５第３項又は前条第１項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

②　第７条の２、第７条の３、第７条の４第２項若しくは第３項、第７条の５第３項又は前条第１項の規定により計算した課徴金の額に１万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

③　第７条の２第１項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした違反行為並びに当該法人が受けた同項の規定による命令、第７条の４第７項及び前条第３項の規定による通知並びに第６３条第２項の規定による決定（以下この項及び次項において「命令等」という。）は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、第７条の２からこの条までの規定を適用する。

④　第７条の２第１項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその１若しくは２以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその１若しくは２以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、同条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が２以上あるときは、第７条の２第１項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第７条の８第４項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第１項において同じ。）に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第１項中「受けた者は」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等は、同項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。

⑤　前２項の場合において、第７条の４及び第７条の５の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

⑥　実行期間の終了した日から７年を経過したときは、公正取引委員会は、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

〔事業者団体の禁止行為〕

第８条　事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一　一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二～四（略）

五　事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

〔排除措置〕

第８条の２　前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第８章第２節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。

②　第７条第２項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

③　公正取引委員会は、事業者団体に対し、第１項又は前項において準用する第７条第２項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第８章第２節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。第２６条第１項において同じ。）に対しても、第１項又は前項において準用する第７条第２項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

〔事業者団体の構成事業者に対する課徴金及び課徴金の減免〕

第８条の３　第２条の２（第１４項を除く。）、第７条の２、第７条の４（第４項第２号及び第３号を除く。）、第７条の５、第７条の６並びに第７条の８第１項、第２項及び第６項の規定は、第８条第１号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第２号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第１９条　事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔無過失損害賠償責任〕

第２５条　第３条、第６条又は第１９条の規定に違反する行為をした事業者（第６条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第８条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

②　事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

〔私的独占、不当な取引制限、事業者団体による競争の実質的制限の罪〕

第８９条　次の各号のいずれかに該当するものは、５年以下の拘禁刑又は５００万円以下の罰金に処する。

一　第３条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二　第８条第１号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの

②　前項の未遂罪は、罰する。

〔両罰規定〕

第９５条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

一　第８９条　５億円以下の罰金刑

二　第９０条第３号（第７条第１項又は第８条の２第１項若しくは第３項の規定による命令（第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）　３億円以下の罰金刑

三　第９４条　２億円以下の罰金刑

四　第９０条第１号、第２号若しくは第３号（第７条第１項又は第８条の２第１項若しくは第３項の規定による命令（第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）、第９１条、第９１条の２又は第９４条の２　各本条の罰金刑

②　法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、

当該各号に定める罰金刑を科する。

一　第８９条　５億円以下の罰金刑

二　第９０条第３号（第７条第１項又は第８条の２第１項若しくは第３項の規定による命令（第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合を除く。）　３億円以下の罰金刑

三　第９４条　２億円以下の罰金刑

四　第９０条第１号、第２号若しくは第３号（第７条第１項又は第８条の２第１項若しくは第３項の規定による命令（第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。）に違反した場合に限る。）又は第９４条の２　各本条の罰金刑

③　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第１項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して３億円以下の罰金刑を、その人に対して同項の罰金刑を科する。

④　第１項又は第２項の規定により第８９条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

⑤　第２項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法の規定を準用する。

⑥　第３項の規定により前条第１項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

〔違反行為の防止等をしない法人の代表者への罰則〕

第９５条の２　第８９条第１項第１号、第９０条第１号若しくは第３号又は第９１条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（第９０条第１号又は第３号の違反があつた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

〔違反行為の防止等をしない事業者団体の理事等への罰則〕

第９５条の３　第８９条第１項第２号又は第９０条の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ各本条の罰金刑を科する。

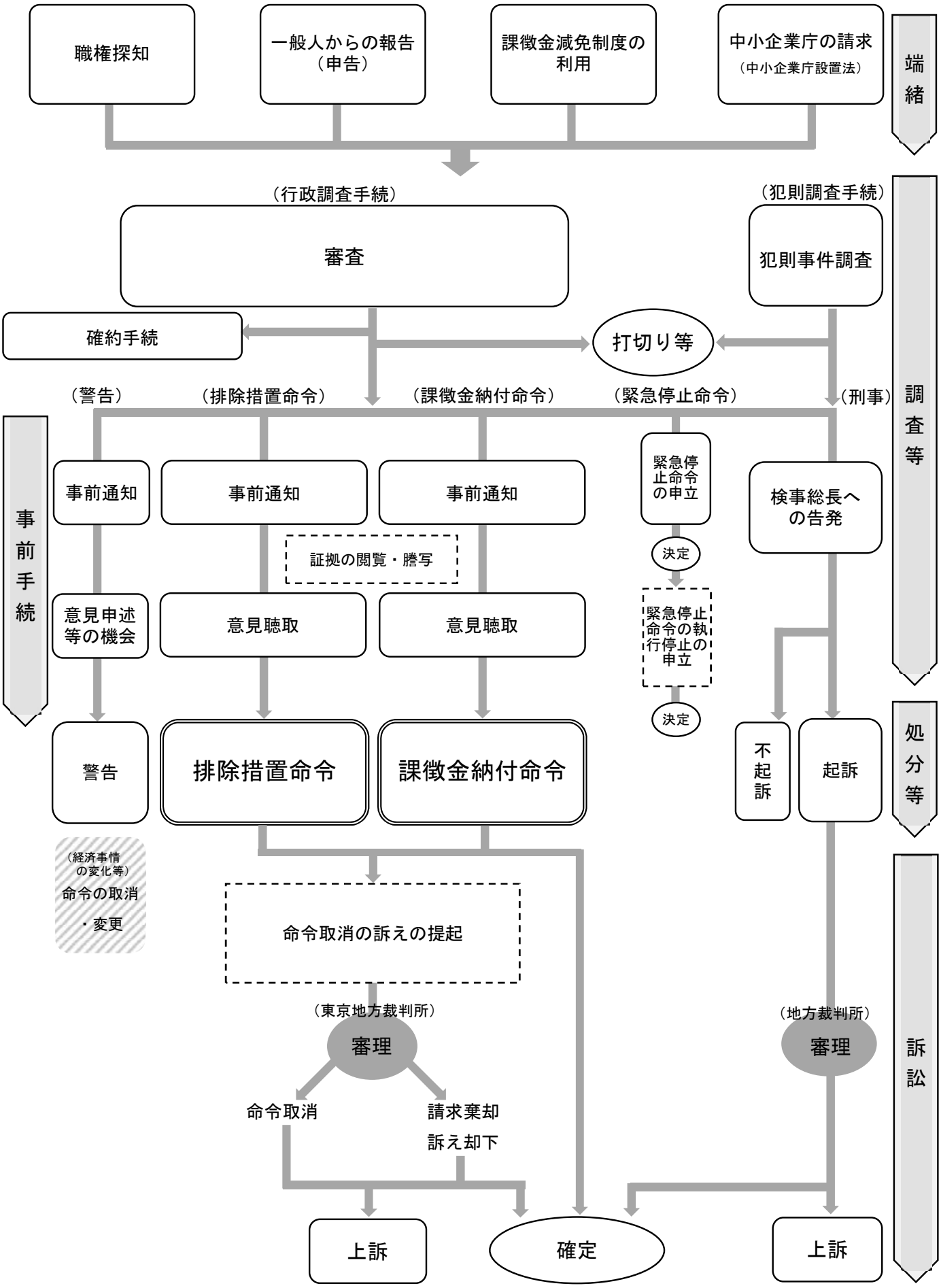
②　前項の規定は、同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

〔事業者団体解散の宣告〕

第９５条の４　裁判所は、十分な理由があると認めるときは、第８９条第１項第２号又は第９０条に規定する刑の言渡しと同時に、事業者団体の解散を宣告することができる。

②　前項の規定により解散が宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

独占禁止法違反事件処理手続



【条文等2】 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）

改正　平成１５年法律第１１９号
平成１８年法律第１１０号
平成１９年法律第５８号
平成２１年法律第５１号
平成２６年法律第６７号
平成２９年法律第５４号
令和２年法律第１１号
令和４年法律第６８号
令和５年法律第１９号
令和６年法律第６５号

（趣旨）

第１条　この法律は、公正取引委員会による各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置の要求、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求、当該職員に係る懲戒事由の調査、関係行政機関の連携協力等入札談合等関与行為を排除し、及び防止するための措置について定めるとともに、職員による入札等の公正を害すべき行為についての罰則を定めるものとする。

本条− 一部改正（平１８法１１０）

（定義）

第２条　この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和２２年法律第３４号）第２０条第２項に規定する各省各庁の長をいう。

２　この法律において「特定法人」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している法人

二　特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の３分の１以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（前号に掲げるもの及び政令で定めるものを除く。）

３　この法律において「各省各庁の長等」とは、各省各庁の長、地方公共団体の長及び特定法人の代表者をいう。

４　この法律において「入札談合等」とは、国、地方公共団体又は特定法人（以下「国等」という。）が入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法（以下「入札等」という。）により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為をいう。

５　この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

二　契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。

三　入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四　特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幇助すること。

２・４・５項− 一部改正（平１８法１１０）・４項− 一部改正（平２１法５１）

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第３条　公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置（以下単に「改善措置」という。）を講ずべきことを求めることができる。

２　公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があったと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

３　公正取引委員会は、前２項の規定による求めをする場合には、当該求めの内容及び理由を記載した書面を交付しなければならない。

４　各省各庁の長等は、第１項又は第２項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

５　各省各庁の長等は、前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

６　各省各庁の長等は、第４項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

７　公正取引委員会は、前項の通知を受けた場合において、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、意見を述べることができる。

（職員に対する損害賠償の請求等）

第４条　各省各庁の長等は、前条第１項又は第２項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為による国等の損害の有無について必要な調査を行わなければならない。

２　各省各庁の長等は、前項の調査の結果、国等に損害が生じたと認めるときは、当該入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無及び国等に対する賠償額についても必要な調査を行わなければならない。

３　各省各庁の長等は、前２項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

４　各省各庁の長等は、第１項及び第２項の調査の結果を公表しなければならない。

５　各省各庁の長等は、第２項の調査の結果、当該入札談合等関与行為を行った職員が故意又は重大な過失により国等に損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかにその賠償を求めなければならない。

６　入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和２５年法律第１７２号）第３条第２項（同法第９条第２項において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第１項に規定する公庫の長をいう。）は、第２項、第３項（第２項の調査に係る部分に限る。）、第４項（第２項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第４条第４項（同法第９条第２項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第５項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第４条第１項の調査の結果を添えて」とする。

７　入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の９第１項（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３４条において準用する場合を含む。）の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第２項、第３項（第２項の調査に係る部分に限る。）、第４項（第２項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び第５項の規定は適用せず、地方自治法第２４３条の２の９第３項中「決定することを求め」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条（地方公営企業法第３４条において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

４項− 追加・旧５・６項− 一部改正・一項ずつ繰下・旧４項− ５項に繰下（平１８法１１０）・６項− 一部改正（平１９法５８）・７項− 一部改正（平２９法５４・令５法１９・令６法６５））

（職員に係る懲戒事由の調査）

第５条　各省各庁の長等は、第３条第１項又は第２項の規定による求めがあったときは、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分（特定法人（行政執行法人（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人をいう。以下この項において同じ。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にあっては、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁）をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。ただし、当該求めを受けた各省各庁の長、地方公共団体の長、行政執行法人の長又は特定地方独立行政法人の理事長が、当該職員の任命権を有しない場合（当該職員の任命権を委任した場合を含む。）は、当該職員の任命権を有する者（当該職員の任命権の委任を受けた者を含む。以下「任命権者」という。）に対し、第３条第１項又は第２項の規定による求めがあった旨を通知すれば足りる。

２　前項ただし書の規定による通知を受けた任命権者は、当該入札談合等関与行為を行った職員に対して懲戒処分をすることができるか否かについて必要な調査を行わなければならない。

３　各省各庁の長等又は任命権者は、第１項本文又は前項の調査を行うため必要があると認めるときは、公正取引委員会に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

４　各省各庁の長等又は任命権者は、それぞれ第１項本文又は第２項の調査の結果を公表しなければならない。

１項－ 一部改正（平１５法１１９）・４項－ 追加（平１８法１１０）・１項－ 一部改正（平２６法６７）

（指定職員による調査）

第６条　各省各庁の長等又は任命権者は、その指定する職員（以下この条において「指定職員」という。）に、第３条第４項、第４条第１項若しくは第２項又は前条第１項本文若しくは第２項の規定による調査（以下この条において「調査」という。）を実施させなければならない。この場合において、各省各庁の長等又は任命権者は、当該調査を適正に実施するに足りる能力、経験等を有する職員を指定する等当該調査の実効を確保するために必要な措置を講じなければならない。

２　指定職員は、調査に当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。

３　指定職員が調査を実施する場合においては、当該各省各庁（財政法第２１条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は特定法人の職員は、当該調査に協力しなければならない。

（関係行政機関の連携協力）

第７条　国の関係行政機関は、入札談合等関与行為の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（職員による入札等の妨害）

第８条　職員が、その所属する国等が入札等により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、５年以下の拘禁刑又は２５０万円以下の罰金に処する。

本条－ 追加（平１８法１１０）・一部改正（令４法６８）

（運用上の配慮）

第９条　この法律の運用に当たっては、入札及び契約に関する事務を適正に実施するための地方公共団体等の自主的な努力に十分配慮しなければならない。

旧８条－ 繰下（平１８法１１０）

（事務の委任）

第１０条　各省各庁の長は、この法律に規定する事務を、当該各省各庁の外局（法律で国務大臣をもってその長に充てることとされているものに限る。）の長に委任することができる。

旧９条－ 繰下（平１８法１１０）

附　則

この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成１５年７月１６日法律第１１９号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第６条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成１８年１２月１５日法律第１１０号）

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成１９年５月２５日法律第５８号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成２０年１０月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第８条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第９条　附則第２条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成２１年６月１０日法律第５１号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第８条の改正規定、第８条の２第１項及び第２項の改正規定、第８条の３の改正規定（「第８条第１項第１号」を「第８条第１号」に改める部分に限る。）、第２４条、第２５条第１項及び第２６条第１項の改正規定、第４３条の次に１条を加える改正規定、第５９条第２項の改正規定（「第８条第１項第１号」を「第８条第１号」に改める部分に限る。）、第６６条第４項の改正規定（「第８条第１項」を「第８条」に改める部分に限る。）、第７０条の１３第１項の改正規定（「第８条第１項」を「第８条」に改める部分に限る。）、第７０条の１５に後段を加える改正規定、同条に１項を加える改正規定、第８４条第１項の改正規定、第８９条第１項第２号の改正規定、第９０条の改正規定、第９１条の２の改正規定（同条第１号を削る部分に限る。）、第９３条の改正規定並びに第９５条の改正規定（同条第１項第３号中「（第３号を除く。）」を削る部分、同条第２項第３号中「、第９１条第４号若しくは第５号（第４号に係る部分に限る。）、第９１条の２第１号」を削る部分（第９１条の２第１号に係る部分を除く。）及び第９５条第３項中「前項」を「第２項」に改め、同条第２項の次に２項を加える部分を除く。）並びに附則第９条、第１４条、第１６条から第１９条まで及び第２０条第１項の規定、附則第２１条中農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第７２条の８の２及び第７３条の２４の改正規定並びに附則第２３条及び第２４条の規定は、公布の日から起算して１月を経過した日から施行する。

附　則（平成２６年６月１３日法律第６７号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成２６年法律第６６号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第１４条第２項、第１８条及び第３０条の規定　公布の日

二　略

（処分等の効力）

第２８条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第２９条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第３０条　附則第３条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定め

る。
附　則（平成２９年６月９日法律第５４号）抄
（施行期日）
第１条　この法律は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和２年３月３１日法律第１１号）抄
（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。
附　則（令和４年６月１７日法律第６８号）抄
（施行期日）
１　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一　第５０９条の規定　公布の日
二　略
附　則（令和５年５月８日法律第１９号）抄
（施行期日）
第１条　この法律は、令和６年４月１日から施行する。
附　則（令和６年６月２６日法律第６５号）抄
（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して３月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一・二　略
三　第２３１条の４の見出し及び同条第１項、第２４２条の２第１項第４号ただし書並びに第２４３条の改正規定、第２４３条の２の８を第２４３条の２の９とし、第２４３条の２の７を第２４３条の２の８とし、第２４３条の２の６の次に一条を加える改正規定並びに第２８７条の２第１０項の改正規定（「第２４３条の２の７第２項」を「第２４３条の２の８第２項」に改める部分に限る。）並びに附則第５条、第７条、第８条、第１１条、第１２条（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第１９条の２第５項の改正規定に限る。）及び第１３条の規定公布の日から起算して２年６月を超えない範囲内において政令で定める日

○　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律施行令（平成１９年２月２日政令第１９号）

改正　令和６年４月２４日政令第１７４号

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第２条第２項第２号の政令で定める株式会社は、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）第１条の２第１項に規定する日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社とする。
附　則
この政令は、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第１１０号）の施行の日（平成１９年３月１４日）から施行する。
附　則（令和６年４月２４日政令第１７４号）
この政令は、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

【条文等3】 附帯決議

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成１４年７月１７日
衆議院経済産業委員会

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が相次いでいる。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構ずべきである。

１　公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、必要に応じて会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。

２　排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第２条第５項に規定される三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、そのあり方を含め引き続き必要な検討を行うこと。

３　入札及び契約の一層の適正化や外部監査の積極的な活用など、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進すること。

４　公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性、談合に伴う職員の利益の有無等を踏まえ、そのあり方について必要な検討を行うこと。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案に対する附帯決議

平成１４年７月２３日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を構ずべきである。

１　排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第２条第５項に規定されている三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。

２　公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。

３　公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。

４　地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないよう、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。

右決議する。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成１８年１１月２９日
衆議院経済産業委員会

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が続発している。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

１　公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すること。

２　入札契約の一層の改善や外部監査の積極的な活用など、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた地方公共団体等の取組みを促進するとともに、公共調達制度の全般的な適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図ること。

３　公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性を踏まえ、そのあり方について更に検討を行うこと。

４　首長の多選が、入札談合等関与行為と密接不可分な関係にまで至っている事例もあるとの指摘にかんがみ、その弊害を除去しうる方策について早急な検討を行うとともに、いわゆる天下りが、組織的な入札談合等関与行為を強く誘引している実情を踏まえ、早期退職慣行の是正など、公務員の人事任用面における対策を早急に講ずること。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律
の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成１８年１２月７日
参議院経済産業委員会

公共事業の発注や物品等の調達に発注者側の関与する官製談合は平成１４年の官製談合防止法制定にもかかわらず後を絶たない。

官製談合は官公需における公正で自由な競争を官公庁自らが阻害する不当な取引制限であり、予算の適正で効率的な執行を妨げ、納税者である国民の利益を阻害する悪質な行為である。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

１　改正法の施行状況を勘案し、必要に応じ入札談合等関与行為に当たる行為類型のさらなる範囲拡大等を検討すること。

２　公正取引委員会は会計検査院との相互の連携協力等を通じ、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。

３　国、地方公共団体等による公共調達については、予定価格の見直し、一般競争入札の一層の拡大、総合評価方式の拡充等一層の改革を図ること。また、公共調達の在り方について、発注機関、公正取引委員会、財政当局、捜査当局、関連業界の代表者及び有識者による幅広い見地から、入札談合が生じる制度的な要因を解明し、入札談合の抜本的な防止策を検討すること。

４　地方公共団体の長・幹部職員の不正行為に加えて、公務員の関連業界へのいわゆる天下りが官製談合事件の温床となってきたこれまでの経緯にかんがみ、早期退職慣行の是正や退職者の再就職の適正化など公務員の人事管理の在り方について、公務員制度改革全体の中で早急に検討すること。

なお、検討に当たっては、公共調達に従事する公務員の意欲を高め、その能力が十分に発揮されるものとなるよう配慮すること。

右決議する。

【条文等4】 参照条文

■財政法（昭和２２年法律第３４号）（抄）

第２０条　（略）

２　衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年度、第１８条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第２１条　財務大臣は、歳入予算明細書、衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府及びデジタル庁を除く。）、内閣府、デジタル庁及び各省（以下「各省各庁」という。）の予定経費要求書等に基づいて予算を作成し、閣議の決定を経なければならない。

■予算執行職員等の責任に関する法律（昭和２５年法律第１７２号）（抄）

（予算執行職員の義務及び責任）

第３条　（略）

２　予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

３　（略）

（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）

第４条　会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第１項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から３年を経過したときは、この限りでない。

２　会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員の任命権者（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第５５条第１項に規定する任命権者をいい、当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。

３　（略）

４　各省各庁の長は、予算執行職員が前条第１項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

５～６　（略）

（公庫の予算執行職員に対する準用）

第９条　沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の理事長（以下「公庫の長」という。）から公庫の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫予算執行職員」という。）は、公庫の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫の定款並びに公庫の経理に関する規程（以下「公庫に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫において行う第２条第３項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫の支出等の行為」という。）をしなければならない。

２　第３条第２項及び第３項並びに第４条から前条までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第６条第２項の規定及び第３項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

３～５　（略）

■地方自治法（昭和２２年法律第６７号）（抄）

（職員の賠償責任）

第２４３条の２の８　会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

一　支出負担行為

二　第２３２条の４第１項の命令又は同条第２項の確認

三　支出又は支払

四　第２３４条の２第１項の監督又は検査

２　（略）

３　普通地方公共団体の長は、第１項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

４～１４　（略）

■地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）（抄）

（職員の賠償責任）

第３４条　地方自治法第２４３条の２の８の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第１項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第８項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第７条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第２４３条の２の８第３項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第８項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

■独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）（抄）

（定義）

第２条　（略）

４　この法律において「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

■国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）（抄）

（懲戒の場合）

第８２条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一　この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第５条第３項の規定に基づく訓令及び同条第４項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

２　（略）

（信用失墜行為の禁止）

第９９条　職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第１００条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

２～５　（略）

■地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）（抄）

（懲戒）

第２９条　職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一　この法律若しくは第５７条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

２～４　（略）

（信用失墜行為の禁止）

第３３条　職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第３４条　職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

２～３　（略）

■高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）（抄）

（株式）

第３条　政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（第４項において「首都高速道路株式会社等」という。）にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

２～４　（略）

■日本郵政株式会社法（平成１７年法律第９８号）（抄）

（株式の政府保有）

第２条　政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成１７年法律第８６号）第８７９条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

■日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和５９年法律第８５号）（抄）

（株式）

第４条　政府は、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

２　（略）

■刑法（明治４０年法律第４５号）（抄）

（公契約関係競売等妨害）

第９６条の６　偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をした者は、３年以下の拘禁刑若しくは２５０万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

■公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）（抄）

（公正取引委員会への通知）

第１０条　各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

■民法（明治２９年法律第８９号）

（悪意の受益者の返還義務等）

第７０４条　悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

（不法行為による損害賠償）

第７０９条　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

■地方自治法（昭和２２年法律第６７号）（抄）

（住民監査請求）

第２４２条　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

２　前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から１年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

３～１１　（略）

（住民訴訟）

第２４２条の２　普通地方公共団体の住民は、前条第１項の規定による請求をした場合において、同条第５項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第９項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第５項の規定による監査若しくは勧告を同条第６項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第９項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第１項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一～三　（略）

四　当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第２４３条の２の８第３項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

２～１２　（略）

【条文等５】　独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針

（平成１７年１０月７日公正取引委員会）

改定　平成２１年１０月２３日
令和２年１２月１６日

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第４５号）の課徴金減免に係る改正部分の施行日である令和２年１２月２５日以降、次の方針に即して、犯則事件（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第８９条から第９１条までの罪に係る事件をいう。以下同じ。）の調査及び告発を行っていくこととする。

１　告発に関する方針

⑴　公正取引委員会は、

ア　一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案

イ　違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案

について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

⑵　ただし、

ア　調査開始日前に単独で最初に課徴金の免除に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第７条の４第１項の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、独占禁止法第７条の６各号（第３号及び第７号を除く。）（当該事業者が報告した事実若しくは提出した資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた事実の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと、他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと、他の事業者に対して事実の報告若しくは資料の提出若しくは独占禁止法第７条の５第１項の協議の申出を行うことを妨害していたこと又は事実の報告若しくは資料の提出を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者を除く。）

イ　調査開始日前に他の事業者と共同して最初に課徴金の免除に係る事実の報告及び資料の提出を行った事業者（独占禁止法第７条の４第４項及び同条第１項の規定による事実の報告及び資料の提出を行った事業者をいう。ただし、独占禁止法第７条の６各号（同条第３号及び７号を除く。）（当該事業者が報告した事実若しくは提出した資料に虚偽の内容が含まれていたこと、追加して求められた事実の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の事実の報告若しくは資料の提出をしたこと、他の事業者に対し違反行為をすることを強要し、若しくは他の事業者が違反行為をやめることを妨害していたこと、他の事業者に対して事実の報告若しくは資料の提出若しくは独占禁止法第７条の５第１項の協議の申出を行うことを妨害していたこと又は事実の報告若しくは資料の提出を行った旨を第三者に対し明らかにしたこと。）のいずれかに該当する事実があると認められる事業者及び当該事業者と共同して事実の報告及び資料の提出を行った事業者を除く。）

ウ　前記ア又はイに該当する事業者の役員、従業員等であって当該独占禁止法違反行為をした者のうち、当該事業者の行った公正取引委員会に対する事実の報告及び資料の提出並びにこれに引き続いて行われた公正取引委員会の調査における対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められるもの

については、告発を行わない。

２　犯則事件の調査

公正取引委員会は、前記１⑴ア又はイに該当すると疑うに足りる相当の理由のある独占禁止法違反被疑事件について、犯則事件の調査を行う職員として指定した職員をして調査に当たらせることとし、当該調査の結果、前記１⑴ア又はイに該当する犯則の心証を得た場合に、告発する。

３　告発問題協議会

告発に当たっては、その円滑・適正を期するため、検察当局との間で、検察当局側が最高検察庁財政経済係検事以下の検事、公正取引委員会側が犯則審査部長以下の担当官で構成される「告発問題協議会」を開催し、当該個別事件に係る具体的問題点等について意見・情報の交換を行う。

【条文等6】公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（平成六年七月五日公正取引委員会）

改正　平成一八年　一月　四日
改正　平成二二年　一月　一日
改正　平成二七年　四月　一日
改正　令和　二年一二月二五日
改正　令和　八年　一月　一日

目次

はじめに
　1　本指針の趣旨
　2　本指針の構成等
第一　入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要
　1　禁止されている行為
　2　違反行為に対する措置等
第二　入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法
　1　受注者の選定に関する行為
　2　入札価格に関する行為
　3　受注数量等に関する行為
　4　情報の収集・提供、経営指導等

はじめに

1　本指針の趣旨

(1)　独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二二年法律第五四号））は、事業者が私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等の行為を行うことを禁止し、また、事業者の結合体である事業者団体がこれと同様の競争制限的な又は競争阻害的な行為を行うことを禁止し、こうした行為が行われた場合にはこれを排除することにより、公正かつ自由な競争を促進することを目的としている。

　国、地方公共団体、特殊法人等が行う入札は、入札参加者間の競争を通じて受注者や受注価格等を決定しようとするものである。入札参加者があらかじめ受注予定者や最低入札価格等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するいわゆる入札談合は、入札制度の実質を失わしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為である。

(2)　この指針は、事業者や事業者団体による入札談合の独占禁止法違反事件が数多く生じている状況を踏まえ、入札に係る事業者及び事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止を図るとともに、事業者及び事業者団体の適正な活動に役立てようとするものである。

2　本指針の構成等

(1)　本指針中、第一では、入札に係る事業者及び事業者団体の活動との関係において、どのような行為が独占禁止法で禁止されているか、また、違反行為に対してはどのような措置等が採られることになるかという、独占禁止法の規定の概要を示している。

　第二では、これまでの公正取引委員会の法運用の経験に基づき、事業者及び事業者団体の入札に関連した実際の活動に即して、独占禁止法の定めるところとの関係について、基本的な考え方を述べ、併せて主要な活動類型ごとに、「原則として違反となるもの」、「違反となるおそれがあるもの」及び「原則として違反とならないもの」を、参考例として、示している。このうち、

①　「原則として違反となるもの」には、これまでの審決及び課徴金納付命令における違反行為の内容を整理し、それに基づき、原則として違反となると考えられる行為を挙げている。

　あわせて、「原則として違反となるもの」に挙げられた行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項について記述している。

②　「違反となるおそれがあるもの」には、これまでの審決における違反行為及び違反行為に関連して認定された事実を踏まえ、違反行為に伴って行われるおそれがある又は違反行為につながるおそれがある行為を挙げている。

③　「原則として違反とならないもの」には、それ自体では原則として違反とならないと考えられる行為を挙げている。

(2)　本指針は、国及び地方公共団体並びにこれらに準ずる者が法令等に基づいて行う入札を念頭に置いて、入札談合防止の観点から独占禁止法上の考え方を示したものである。「これらに準ずる者」には、この観点から、特殊法人、地方公社、外国政府機関、国際機関等が広く含まれる。

　また、これらの発注者が随意契約の際に行う見積り合わせに係る事業者及び事業者団体の活動についても、本指針の考え方が当てはまるものである。

(3)　本指針は、入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法との関係について、できるだけ分かりやすく示そうとしたものであって、本指針中で挙げている参考

例はあくまでも類型化された例示であり、さらに参考例に付された具体例は各参考例の行為や問題点についての具体的な理解を助けるための例示である。入札に関連したものであって本指針中に示されていない活動や入札を経ないで実施される調達に関連した活動を含め、具体的な行為が違反となるかどうかについては、独占禁止法の規定に照らして、個々の事案ごとに判断されるものであることは言うまでもない。

(4)　本指針では、記述の簡明化のため、基本的に調達に係る入札の場合に即して記述している。売払い等に係る入札については、分かりやすさのため必要がある場合にのみ、その態様に即した記述を付している。

また、本指針中で、事業者団体が行う行為を記述している箇所については、事業者団体が構成事業者をしてその行為を行わせることを含むものである（例えば、「事業者団体が受注予定者を決定すること」と記述している部分は、「事業者団体が構成事業者をして受注予定者を決定させること」を含む。）。

本指針中で、「中小企業者の団体」が行う行為を記述している箇所については、主として中小企業者を構成員とする事業者団体が、構成員である中小企業者を対象として行う活動を、念頭に置いている。

(5)　本指針の策定に伴い、「公共工事に係る建設業における事業者団体の諸活動に関する独占禁止法上の指針」（昭和五九年二月二一日公表）は、廃止する。

第一　入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要

1　禁止されている行為

(1)　独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進することによって、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することにある（法第一条）。

このために、独占禁止法は、事業者が共同して又は事業者団体が行う一定の取引分野における競争の実質的制限をはじめ、事業者団体による事業者の数の制限及び構成事業者の機能又は活動の不当な制限、事業者団体が事業者に不公正な取引方法を用いさせること、事業者が不公正な取引方法を用いること等を禁止している（法第三条、第八条、第一九条等）。

国、地方公共団体等による物品や役務の調達等の契約は、国民の租税等の負担によってその対価が賄われること等から、その締結や執行に当たって特段の公正性及び厳正性が要求されるとともに、発注者にとっての経済性が追及されなければならない。この趣旨から、国又は地方公共団体による契約の締結に当たっては、会計法、地方自治法等の法令の定めるところにより、原則として競争に付することとされ、競争を実施するための方法として入札によることとされている。

入札談合は、このような入札制度の実質を失わしめるものであるとともに、競争制限行為を禁止する独占禁止法の規定に違反する行為である。

(2)　事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は最低入札価格等を決定する等により一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、法第三条（不当な取引制限の禁止）又は第八条第一号の規定に違反する。

（このような行為が一般に入札談合と言われるものであり、本指針はこのような違反行為の防止を目的としている。本指針において「違反」とは、特記する場合以外は、法第三条又は第八条第一号の規定の違反を念頭に置いている。）

入札に係る事業者団体の活動により構成事業者の機能又は活動を不当に制限することは、法第八条第四号の規定に違反する。

また、事業者が入札に係る活動において不公正な取引方法を用いることは、法第一九条の規定に違反する。このような行為を、事業者団体が事業者にさせるようにすることは、法第八条第五号の規定に違反する。

2　違反行為に対する措置等

(1)　排除措置

①　公正取引委員会は、上記のような違反行為があるときは、事業者又は事業者団体に対し、当該行為を排除するために必要な措置を命ずる（法第七条第一項、第八条の二第一項、第二〇条第一項）。

必要な措置とは、例えば、受注予定者の決定行為の場合には、受注予定者決定に係る協定の破棄、協定を破棄した旨の周知徹底、今後同様の行為を行うことの禁止、これらについて採った措置の公正取引委員会への報告等である。

②　公正取引委員会は、これらの違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、事業者又は事業者団体に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる（法第七条第二項、第八条の二第二項、第二〇条第二項）。

③　公正取引委員会は、事業者団体に①又は②の措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、当該事業者団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者に対しても、所要の措置を命ずる（法第八条の二第三項）。

(2)　課徴金

事業者による不当な取引制限(法第三条違反)又は事業者団体による法第八条第一号違反行為が、商品若しくは役務の対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量、購入量等を制限することによりその対価に影響することとなるものであるときは、公正取引委員会は、当該事業者又は当該事業者団体の構成事業者に対し、課徴金の納付を命ずる（法第七条の二、第八条の三）。

入札談合は、課徴金の対象となる違反行為である。

なお、実行期間の終了した日から七年を経過したときは、当該違反行為に係る課徴金の納付を命ずることはできないこととされている。

(3)　刑罰

上記１(2)の違反行為中、法第三条並びに第八条第一号及び第四号に違反する行為については、それぞれ罰則が規定されている（法第八九条、第九〇条第二号等）。

法第三条又は第八条第一号違反の罪は、その法定刑が、五年以下の拘禁刑又は五〇〇万円以下の罰金である（法第八九条第一項）。事業者や事業者団体の代表者、従業者等がその業務等に関して第八九条の違反行為をしたときは、それらの行為者が前記法定刑により罰せられるほか、当該事業者や事業者団体に対しても、五億円以下の罰金が科される（法第九五条）。また、第八九条第一項の違反があった場合に、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又は違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかった法人の代表者又は事業者団体の役員、構成事業者等に対しても、五〇〇万円以下の罰金が科される（法第九五条の二、第九五条の三）。

上記の罪については、公正取引委員会の告発を待って、これを論ずる（法第九六条）。

(注)　公正取引委員会は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行う方針を明らかにしている（「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」平成一七年一〇月七日）。

(4)　損害賠償

上記１(2)の違反行為中、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を用いた事業者は、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定すると、被害者に対して無過失損害賠償責任を負う（法第二五条、第二六条）。

法第二五条による損害賠償に関する訴訟が提起されたときは、公正取引委員会は、裁判所の求めに応じて、違反行為によって生じた損害の額について、意見を提出する（法第八四条）。

また、公正取引委員会は、法第二五条による損害賠償請求訴訟制度が有効に機能し得るようにするとの観点から、裁判所の文書送付嘱託等があった場合、一定の資料提供を行うこととしている。

第二　入札に係る事業者及び事業者団体の実際の活動と独占禁止法

1　受注者の選定に関する行為

(1)　考え方

会計法、地方自治法等では、原則として、入札参加者の中から発注者にとって最も有利な内容の入札をした者を契約の相手方とし、その提示した条件で契約を締結する入札の手続を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定の基本的な内容は、入札に際してあらかじめ受注すべき者を特定しその者が受注できるようにすることであり、具体的な手段・方法のいかんを問わない。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、受注予定者又は受注予定者の選定方法に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、受注の均等化を図るためとか、各事業者の営業活動や既往の受注との継続性や関連性を尊重するためといった理由によって正当化されるものではない。

仮に第三者による受注予定者の推奨があった場合においても、事業者が共同して又は事業者団体が、その推奨に従うことを決定すれば、受注予定者の決定に当たる。

(2)　参考例

違反となるかどうかを判断する上で参考となる類型を以下に例示する。

○　原則として違反となるもの

１－１	（受注予定者等の決定）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定すること。 〈具体例〉 Ｘほか建設業者事件（平成四年（勧）第一六号）では、甲県が指名競争入札により発注する土木一式工事について、指名を受けた者による会合等で話合いを行い、ＰＲチラシ（受注を希望する者が、あらかじめ、工事ごとに、工事箇所、近隣の工事実績等を記載して提出した書面）の提出の有無、提出の時期及び記載内容の正確度、当該工事に関連する過去の工事実績等の要素を勘案して、あらかじめ、受注を希望する者の中から受注予定者を決定し、指名を受けた者は受注予定者が受注できるよう協力する等の合意の下に、受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。 Ｙほか支払通知書等貼付用シール供給業者事件（平成五年（勧）第九号）では、乙省庁が指名競争入札により発注する支払通知書等貼付用シールについて、指名を受けた者等の間での話合いにより、入札の都度、あらかじめ、受注予定者を決定すること、受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるよう協力すること等を決定し、これに基づき受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。 Ｚ建設業者団体事件（昭和六三年（納）第一五号）では、丙国海軍極東建設本部が入札により我が国において発注する建設工事について、あらかじめ、入札に参加する者の間で協議して受注予定者を定めること等を決定し、これに基づき構成事業者に受注予定者を決定させていたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。 Ｕ測量業者団体事件（平成五年（勧）第五号）では、丁省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、業務の種類に応じて、点数制（構成事業者の指名実績及び受注実績を基に一定の算定方法により算出した点数が最も高い者から優先的に受注予定者を定める方式）又は順番制（あらかじめ定めた順番により受注予定者を定める方式）により、受注予定者を定め、指名を受けた構成事業者は受注予定者が受注できるように協力すること等を決定し、これに基づき構成事業者に受注予定者等を決定させていたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。 Ｖビルメンテナンス業者団体事件（平成五年（勧）第一〇号）では、戊地区所在の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する環境衛生管理業務について、構成事業者が既に受注して契約している物件については、次回の入札等の際、当該事業者を受注予定者とし、新規に発注される業務については、指名を受けた構成事業者間の話合いにより受注予定者を定め、受注予定者以外の指名を受けた構成事業者は受注予定者が受注できるように協力すること等を決定し、この決定に基づき構成事業者に受注予定者を定めさせていたことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

［留意事項］　「原則として違反となるもの」として上に記した１―１（受注予定者等の決定）の行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項を以下に示す。

ア　次のような行為は、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強い。

１―１―１ （受注意欲の情報交換等）	○　入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。

〈違反とされた具体例〉

Ｘ建設業者団体事件（昭和五七年（勧）第一三号）では、甲県及び乙市が指名競争入札により発注する建設工事について、指名業者間の話合いを行うこととし、当番幹事が司会を行い指名業者から受注希望の有無を聴取して話合いの円満解決への進言等を行うこととするとともに、調停の方法等をも定めることにより、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

Ｙほか建設業者事件（平成五年（勧）第一九号）では、丙市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する土木工事について、受注希望者が一名のときは、その者を受注予定者とし、受注希望者が複数のときは、受注希望者の間の話合い等により受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。

Ｚほか測量業者事件（平成五年（勧）第七号）では、丁地区の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する航空写真測量業務について、指名を受けた者による会合を開催する等して、当該物件に関する営業活動の実績、当該物件に関連する過去の受注実績等の要素を勘案して受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。

１―１―２ （指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。 〈違反とされた具体例〉 Ｘほか消防ホース製造販売業者事件（昭和六一年（勧）第二号）では、甲消防庁が指名競争入札により発注する消防ホースについて、甲消防庁に対する既往の納入実績に基づき、これに修正を加えて銘柄別累計額を算出し、その最も少ない銘柄を納入することとして受注予定者を定めることを決定し、入札の都度受注予定者を確認し合い、受注予定者が受注できるようにしていたことが、法第三条違反とされた。 Ｙほか道路標識・標示等工事業者事件（平成四年（勧）第二九号）では、乙県が指名競争入札又は見積り合わせにより発注する道路標識・標示等の工事について、指名を受けた者の中で一定の算定方法により算出した指名回数が最も多い者を受注予定者とする等により受注予定者を決定していたことが、法第三条違反とされた。 Ｚ造園工事業者団体事件（平成四年（勧）第一七号）では、丙市及び丙市が出捐等している財団法人等が指名競争入札又は見積書による入札により発注する造園工事等について、業務ごとに、受注金額に応じ一定の算式により減算し指名回数により加算する持ち点数の多い者を受注予定者とする等により構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

イ　受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定（１―１）に伴って受注予定者が受注できるようにするために行われる次のような行為は、１―１による違反行為に含まれる。

１―１―３ （入札価格の調整等）	○　受注予定者以外の入札参加者が、受注予定者等から入札価格に関する連絡・指示等を受けた上で、受注予定者が受注できるようにそれぞれの入札価格を設定すること。 〈違反とされた具体例〉 Ｘほか電気工事業者事件（平成五年（勧）第一三号）では、甲市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する電気工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者以外の指名を受けた者は、受注予定者からその入札価格又は指名見積り合わせに提出する価格の連絡を受け、受注予定者の

	価格より高い価格で入札又は見積書の提出を行うことにより、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に、必要に応じて当該業者以外で指名を受けた者の協力を得て、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことが、法第三条違反とされた。 Ｙ測量業者団体事件（平成五年（勧）第五号）では、乙省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、受注予定者を定めるとともに、指名を受けた構成事業者は、受注予定者の入札価格が最低価格となるように入札価格を調整し、受注予定者が受注できるように協力すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

ウ　次のような行為は、受注予定者又は受注予定者の選定方法の決定（１―１）を前提にして、その決定を容易にし、又は強化等するために行われるものであるが、受注予定者又は受注予定者の選定方法を決定することは、これらの行為を特に伴わないでも、原則として違反となる。

なお、このような行為は、それ自体独立で違反となる場合がある（法第八条第四号又は第五号、第一九条）。

１―１―４ （他の入札参加者等への利益供与）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、受注予定者に他の入札参加者等に対して業務発注、金銭支払等の利益供与をさせること。 〈違反とされた具体例〉 Ｘほか建設業者事件（平成四年（勧）第一六号）では、甲県が指名競争入札により発注する土木一式工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者の決定を容易にするため、必要に応じ、工事を受注した者が、「救済」と称して、受注を希望していた受注予定者以外の事業者又は一定期間受注の実績の無い事業者に、工事の一部を施工させていたことが、法第三条違反とされた。 Ｙほか防疫殺虫剤販売業者事件（平成四年（勧）第三号）では、乙県所在の市町村が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する防疫殺虫剤について、受注予定者及び受注予定価格を決定するとともに、当該指名競争入札等の参加者の利益をほぼ均等化させるため、受注予定者が受注予定者以外の者に対して行う利益の配分方法及び配分額を決定していたことが、法第三条違反とされた。
１―１―５ （受注予定者の決定への参加の要請、強要等）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、入札に参加を予定する事業者に対して、受注予定者の決定に参加するよう若しくは決定の内容に従うよう要請、強要等を行い、決定に参加・協力しない事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い等により入札への参加を妨害し、又は決定の内容に従わないで入札した事業者に対して、取引拒絶、事業者間若しくは事業者団体の内部における差別的な取扱い、金銭の支払等の不利益を課すこと。 〈違反とされた具体例〉 Ｘ道路舗装工事業者団体事件（昭和五四年（勧）第二号）では、甲県所在の地方公共団体等が指名競争入札により発注するアスファルト舗装工事について、構成事業者に「研究会」と称する会議で受注予定者を決定させ、その実効を確保するため、構成事業者以外の指名業者に研究会への出席を勧誘し、協力しない者に対してアスファルト合材を供給しないこと等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。 Ｙ測量業者団体事件（昭和五七年（勧）第七号）では、乙県所在の地方公共団体等が指名競争入札又は見積り合わせを経た随意契約により発注する測量設計等業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定し、受注予定者以外の構成事業者が受注予定者よりも低い価格で受注した場合はその回数に応じて一定期間の団体活動の停止又は除名処分を検討すること等を内容とする「懲罰規定」を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

		Ｚビルメンテナンス業者団体事件（平成五年（勧）第一〇号）では、丙県所在の官公庁等が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する環境衛生管理業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせることを決定し、その決定内容の実効を確保するため、受注予定者以外の構成事業者が、誤記により落札した場合には受注予定者に対して利益相当額を支払い、故意により落札した場合には他の構成事業者は完済保証人にならないこと等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

○　違反となるおそれがあるもの

１―２	（指名や入札参加予定に関する報告）	○　事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求めること。 〈問題点〉 このような行為は、受注予定者決定のために入札参加者を把握しようとして行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。 〈違反とされた具体例〉 Ｘほか水道メーター製造業者事件（平成四年（勧）第三五号）では、甲県所在の市町村及び水道企業団が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する水道メーターについて、指名を受けたときはその旨を原則として当該入札日又は見積書提出日の二日前までに幹事会社に通知することとした上で、一定の方法により受注予定者等を決定していたことが、法第三条違反とされた。 Ｙ管工事業者団体事件（平成二年（勧）第五号）では、乙県及び丙市並びにこれらが出捐している公社等が指名競争入札により発注する管工事について、構成事業者に入札参加の指名を受けた場合その旨を速やかに団体へ通知させるとともに、話合い等により受注予定者を定めさせることを決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。
１―３	（共同企業体の組合せに関する情報交換）	○　共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること（４―９に該当するものを除く。）。 〈問題点〉 このような情報交換は、受注予定者決定のための情報交換に転化することが多く、このような場合には、受注予定者の決定につながるものとして、問題となる。 また、事業者団体が、構成事業者に対して、事業者の組合せに関する指示や決定を行うことは、受注予定者の決定に伴うものとして問題となる場合があるとともに、構成事業者の機能又は活動を不当に制限するものとしてそれ自体独立で違反となる場合がある（法第八条第四号）。 〈違反とされた具体例〉 Ｘほか建設業者事件（平成五年（勧）第二〇号）では、甲市が指名競争入札又は指名見積り合わせにより発注する下水管きょ工事について、共同施工方式による場合には、同市から共同企業体の構成員として選定された者による組合せ会と称する会合において、第一グループ及び第二グループのグループごとの話合い等により、各グループに属する構成員のうちから受注すべき共同企業体の構成員となるべき者を決定し、これらの者の組合せによる共同企業体を受注予定者に決定していたことが、法第三条違反とされた。
１―４	（特別会費、賦課	○　事業者団体が、構成事業者から、入札による受注に

	金等の徴収）	応じた特別会費、賦課金等を徴収すること。 〈問題点〉 このような行為は、受注予定者の決定を円滑化するために行われることが多く、このような場合には、受注予定者の決定に伴うものとして、問題となる。 〈違反とされた具体例〉 Ｘ測量業者団体事件（平成五年（勧）第五号）では、甲省庁が指名競争入札により発注する航空写真測量業務について、構成事業者に受注予定者を定めさせるとともに、受注予定者となって受注した者から特別会費を徴収すること等を決定したことが、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

○　原則として違反とならないもの

１―５	（発注者に対する入札参加意欲等の説明）	○　事業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報（類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等）等を発注者に対して説明すること。
１―６	（自己の判断による入札辞退）	○　指名競争入札において、指名を受けた事業者が、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことやそれらから要請等を受けることなく、自己の事業経営上の判断により、入札を辞退すること。

２　入札価格に関する行為

(1)　考え方

価格は、本来、事業者の公正かつ自由な競争を通じて形成されるべきものであり、事業者が共同して又は事業者団体がこれに関する活動をすることは、独占禁止法上の問題となる可能性が極めて高いものである。

会計法、地方自治法等では、一般的な入札制度について、原則として入札参加者の中から予定価格の範囲内で最低の（契約の目的によっては最高の）価格をもって入札した者を契約の相手方とし、その入札価格を契約価格とするという厳格な価格競争の方法を定めている。

事業者が共同して又は事業者団体が、最低入札価格（契約の目的によっては最高入札価格）、受注予定価格等又はそれらの設定の基準となるもの（以下「最低入札価格等」という。）を決定することは、このような入札制度の機能を損なうものであるとともに、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、最低入札価格等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

最低入札価格等を決定することが違反とされるのは、その行為が行われた理由のいかんを問わないのであって、妥当な価格水準にするためとか、対象となる商品又は役務の質を確保するためとか、不当な低価格受注を防止するためといった理由によって正当化されるものではない。

(2)　参考例

○　原則として違反となるもの

２―１	（最低入札価格等の決定）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る最低入札価格等を決定すること。 〈具体例〉 Ｘほか水道メーター製造業者事件（平成四年（勧）第三三号）では、甲地方公共団体が単価同調方式（当該年度中の納入数量をあらかじめ確定せず納入単価のみを指名競争入札により決定し、最低入札単価を入札した者及び当該納入単価による納入に同意する者と契約を締結する方式）により発注する水道メーターについて、最低入札単価の低落防止を図るため、最低入札単価、当該入札単価で入札すべき者及びその他の入札参加者の入札単価を決定していたことが、法第三条違反とされた。 Ｙ石油製品販売業者団体事件（昭和五九年（勧）第五号）では、乙市等が入札により発注する石油製品について、油種ごとに、受注予定者を決定するとともに、受注予定者の入札価格を決定していたこと

が、法第八条第一項第一号（現行法第八条第一号）違反とされた。

［留意事項］「原則として違反となるもの」として上に記した２―１（最低入札価格等の決定）の行為との関連で、入札談合防止の観点から特に留意すべき事項を以下に示す。

次のような行為は、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強い。

２―１―１	（入札価格の情報交換等）	○　入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 〈違反とされた具体例〉 Ｘほか合板製造業者事件（昭和二三年（判）第二号）では、甲省庁が入札により発注する合板について、国内の合板メーカー多数が、事前に入札価格について種々雑談することによって、各自、自己以外の者の入札価格を察知し、大多数がほとんど同一価格で入札したことが、法第三条違反とされた。

○　違反となるおそれがあるもの

２―２	（入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等）	○　入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 〈問題点〉 このような情報の収集・提供、情報交換等は入札価格についての情報の収集・提供、情報交換等に転化することが多く、このような場合には、最低入札価格等の決定につながるものとして、問題となる。 また、提供される価格水準に関する情報を基礎に発注者が予定価格を算定することを認識する等しながら、事業者が共同して又は事業者団体が、商品又は役務の価格について発注者に情報提供する内容を決定することも、価格制限行為につながるものとして、問題となる。 〈違反とされた具体例〉 Ｘほか公共下水道用鉄蓋製造販売業者事件（平成三年（判）第二号）では、甲市が下水道工事価格の積算のため指定業者に市型鉄蓋（甲市が定めた仕様による公共下水道用鉄蓋）の見積価格を提出させ、見積価格の約九〇パーセントに当たる金額をもって工事発注の際の設計単価としており、同設計単価から工事業者及び商社のマージンを差し引いたものが工事業者向けの販売価格となる関係にあることを認識した上で、甲市に見積価格を提出するについて最低見積価格を決定し、その上で工事業者のマージン等を勘案して販売価格を決定したことが、法第三条違反とされた。

○　原則として違反とならないもの

２―３	（積算基準についての調査）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、発注者が公表した積算基準について調査すること（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。
２―４	（標準的な積算方法の作成等）	○　中小企業者の団体が、構成事業者の入札一般に係る積算能力の向上に資するため、標準的な費用項目を掲げた積算方法を作成し、又は所要資材等の標準的な数量や作業量を示すこと（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。

3　受注数量等に関する行為

(1)　考え方

入札制度の中には、契約の性質又は目的から、価格のほかに数量等他の条件をもって申込みを行い、その申込みの内容に応じて、落札者及び落札価格に加えて落札の数量等をも併せて決定するものがある。このような入札において、事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定することは、入札の方法により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限するものであり原則として違反となる。

ここでの決定は、明示の決定に限られるものではなく、受注の数量、割合等に関し暗黙の了解又は共通の意思が形成されることをもって足りる。

事業者が共同して又は事業者団体が、受注の数量、割合等を決定することが違反とされるのは、その行為の理由のいかんを問わない。

(2)　参考例

○　原則として違反となるもの

3－1	（受注数量、割合等の決定）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、入札に係る受注の数量、割合等を決定すること。 〈具体例〉 Xほか絹織物販売業者事件（昭和二五年（判）第一四号）では、甲公団保有の輸出絹織物在庫品の国内処分としての競争入札に当たり、入札参加者二五社中の一〇社が最低入札数量である全量の一〇分の一をそれぞれ落札すること及びその際の入札価格を決定したことが、法第三条違反とされた。

○　原則として違反とならないもの

3－2	（官公需受注実績等の概括的な公表）	○　事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別の受注に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめて公表すること。

4　情報の収集・提供、経営指導等

(1)　考え方

事業者団体が、入札制度一般に関する情報若しくは資料の収集・提供又は本指針の内容にのっとって入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係について一般的な知識の普及活動を行うことは、原則として違反となるものではない。

これに対して、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に関して、情報を収集・提供し、又はそれら事業者間の情報交換を促進することについては、競争制限的な若しくは競争阻害的な行為につながるような場合又はそのような行為の手段・方法となるような場合には独占禁止法上問題となる。

事業者が他の事業者と共同しないで独立に情報を収集することが、その限りにおいては独占禁止法上問題とならないことは、言うまでもない。これに対して、入札に参加しようとする事業者が当該入札に関する情報を相互に交換するようなことは、独占禁止法上問題となり得る。

事業者団体による経営指導が必要とされるのは、基本的に、中小企業者の団体においてである。経営指導の形態を採っていても、入札に参加しようとする事業者を構成員とする事業者団体が、当該入札に係る事業者の活動に関して指導を行うようなときには、入札価格についての目安を与えたり、受注予定者の決定への参加を要請する等の競争制限的な又は競争阻害的な行為につながりやすく、そのような場合には、独占禁止法上問題となる。

入札制度一般の内容や運用に関して要望又は意見の表明を行うことは、その限りにおいては、事業者単独で行うことはもちろん、事業者が共同して又は事業者団体が行っても、問題とならない。また、事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うことも、その限りにおいては、問題とならない。

(2)　参考例

〔原則として違反となる行為に関する留意事項〕

（受注予定者等の決定行為に関する留意事項）

1－1－1又は1－1－2に該当する行為は、1－1（受注予定者等の決

定）の留意事項として前に記したとおり、受注予定者を決定するための手段となるものであり、又は受注予定者に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強い。

（受注意欲の情報交換等）	○　入札に参加しようとする事業者が、当該入札について有する受注意欲、営業活動実績、対象物件に関連した受注実績等受注予定者の選定につながる情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 （１―１―１として前掲）
（指名回数、受注実績等に関する情報の整理・提供）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、過去の入札における個々の事業者の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の受注予定者選定の優先順位に係る目安となるような形で整理し、入札に参加しようとする事業者に提供すること。 （１―１―２として前掲）

（最低入札価格等の決定行為に関する留意事項）

２―１―１に該当する行為は、２―１（最低入札価格等の決定）の留意事項として前に記したとおり、最低入札価格等を決定するための手段となるものであり、又は最低入札価格等に関する暗黙の了解若しくは共通の意思の形成につながる蓋然性が高いものであり、違反となるおそれが強い。

（入札価格の情報交換等）	○　入札に参加しようとする事業者が、当該入札での入札価格に関する情報について、それら事業者間で情報交換を行い、又はそれら事業者を構成員とする事業者団体が、かかる情報について、収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 （２―１―１として前掲）

○　違反となるおそれがあるもの

４―１	（指名や入札参加予定に関する報告）	○　事業者間で又は事業者団体が、各事業者に対して、指名競争入札に係る指名を受けたことや入札への参加の予定について報告を求めること。 （１―２として前掲）
４―２	（共同企業体の組合せに関する情報交換）	○　共同企業体により入札に参加しようとする事業者が、単体又は他の共同企業体により当該入札に参加しようとする事業者との間で、当該入札への参加のための共同企業体の結成に係る事業者の組合せに関して、情報交換を行い、又は事業者団体が、かかる情報交換を促進すること（４―９に該当するものを除く。）。 （１―３として前掲）
４―３	（入札の対象となる商品又は役務の価格水準に関する情報交換等）	○　入札の対象となる商品又は役務の価格水準や価格動向に関する情報について、発注者からその予定価格の積算に資するための情報提供の依頼を受ける等して、当該入札に参加しようとする事業者間で情報交換を行い、又は事業者団体が、それら事業者との間で情報を収集・提供し、若しくはそれら事業者間の情報交換を促進すること。 （２―２として前掲）

○　原則として違反とならないもの

４―４	（入札に関する一般的な情報の収集・提供）	○　事業者団体が、官公庁や民間の調査機関等が公表した入札に関する一般的な情報（発注者の入札に係る過去の実績又は今後の予定に関する情報、入札参加者の資格要件又は指名基準に関する情報、労務賃金、資材、原材料等に係る物価動向に関する客観的な調査結果情報等）を収集・提供すること。
４―５	（官公需受注実績等の概括的な公表）	○　事業者団体が、関連する官公需の全般的な動向の把握のために、構成事業者から官公需の受注実績に関して個別の受注に係る情報を含まない概括的な情報を任意に徴し、又は発注者が発注実績若しくは今後

		の発注予定に関して公表した情報を収集し、関連する官公需全般に係る受注実績又は今後の需要見通しについて個々の事業者に係る実績又は見通しを示すことなく概括的に取りまとめて公表すること。 （３―２として前掲）
４―６	（平均的な経営指標の作成・提供）	○　事業者団体が、構成事業者から、財務指標、従業員数等経営状況に関する情報で通常秘密とされていない事項について、情報を任意に徴し、これに基づいて平均的な経営指標を作成し、提供すること。 　なお、構成事業者がこれらの情報を公表している場合、あるいは公表について構成事業者の事前の了解を得ている場合は、構成事業者別にこれらの情報を取りまとめて公表することもできる。
４―７	（入札物件の内容、必要な技術力の程度等に関する情報の収集・提供）	○　入札に参加しようとする事業者を構成員とする中小企業者の団体が、構成事業者の情報収集能力の不足を補うため、当該入札に関する対象物件の内容、必要な技術力の程度等について発注者が公表した情報を収集・提供すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。）。
４―８	（経常共同企業体の組合せに関する情報提供）	○　中小企業者の団体が、入札に参加するための経常的な共同企業体としての資格申請を構成事業者が行おうとする場合に、その求めに応じて、共同企業体の構成員の組合せに係る過去の客観的な事実に関する情報を提供すること。
４―９	（共同企業体の相手方の選定のための情報聴取等）	○　事業者が、入札に参加するための共同企業体の結成に際して、相手方となる可能性のある事業者との間で、個別に、相手方の選定のために必要な情報を徴し、又は共同企業体の結成に係る具体的な条件に関して、意見を交換し、これを設定すること（受注予定者の決定につながるようなことを含まないものに限る。）。
４―10	（発注者に対する入札参加意欲等の説明）	○　事業者が、指名競争入札において、指名以前の段階で、制度上定められた発注者からの要請に応じて、他の事業者や事業者団体と連絡・調整等を行うことなく、自らの入札参加への意欲、技術情報（類似業務の実績、技術者の内容、当該発注業務の遂行計画等）等を発注者に対して説明すること。 （１―５として前掲）
４―11	（標準的な積算方法の作成等）	○　中小企業者の団体が、構成事業者の入札一般に係る積算能力の向上に資するため、標準的な費用項目を掲げた積算方法を作成し、又は所要資材等の標準的な数量や作業量を示すこと（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。 （２―４として前掲）
４―12	（経常共同企業体の運営に関する指針の作成・提供）	○　中小企業者の団体が、経常的な共同企業体の運営に関する一般的な指針（構成員の分担業務実施のための必要経費の分配方法、共通費用の分担方法等）を作成し、構成事業者に提供すること。
４―13	（積算基準についての調査）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、発注者が公表した積算基準について調査すること（事業者間に積算金額についての共通の目安を与えるようなことのないものに限る。）。 （２―３として前掲）
４―14	（独占禁止法についての知識の普及活動）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、本指針の内容にのっとって、入札に係る事業者及び事業者団体の活動と独占禁止法との関係について、一般的な知識の普及活動を行うこと。
４―15	（契約履行の必要性に関する啓蒙等）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、入札による契約について、その確実な履行、受託取引の適正化や操業の安全の確保の必要性に関する一般的な啓蒙を行い、又はそのために技術の動向や入札制度若しく

		は関係法令の内容について調査し、一般的な知識の普及活動を行うこと（特定の入札に係る情報交換、指導、要請等の活動につながることのないものに限る。）。
4―16	（国、地方公共団体等に対する要望又は意見の表明）	○　事業者が共同して又は事業者団体が、入札制度一般の内容や運用に関して、国、地方公共団体等に対して、要望又は意見の表明を行うこと。
4―17	（発注者に対する技術に関する情報の一般的な説明）	○　事業者が、発注者に対して、特定の入札に関係なく、技術に関する情報の一般的な説明を行うこと。

【条文等７】　工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（抜粋）

昭和５９年３月２３日　採択
令和２年１２月２５日　最終改正

（指名停止の期間の特例）

第３

３　部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前２項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の１／２まで短縮することができる。

４　部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が３６か月を超える場合は３６か月）まで延長することができる。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第４　部局長は、第１第１項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第２第１２号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

一　談合情報を得た場合、又は当該部局の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第２第６号、第９号、第１１号又は第１２号に該当したとき。

二　別表第２第５号から第１２号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

三　別表第２第５号から第７号まで又は第１２号に該当する有資格業者について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があったとき。

四　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第２第５号から第７号まで又は第１２号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

五　当該機関又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６第１項。以下同じ。）又は談合（刑法第９６条の６第２項。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第２第８号から第１２号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

○別表第２　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　置　要　件	期　　間
（独占禁止法違反行為） ５　当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第１２号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から ２か月以上９か月以内
６　次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
イ　当該部局の所属担当者	３か月以上１２か月以内
ロ　当該部局の所属担当者以外の当該機関の所属担当者	２か月以上　９か月以内
７　当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき（第１２号に掲げる場合を除く。）。	刑事告発を知った日から １か月以上９か月以内
（重大な独占禁止法違反行為等） １２〔A〕当該機関の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第１項に規定する特殊法人等で当該機関の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。（注１） イ　独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 ロ　有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から６か月以上３６か月以内
（重大な独占禁止法違反行為等） １２〔B〕当該機関の所属担当者、当該機関を所掌する国の機関の職員又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号）第２条第１項に規定する特殊法人等で当該国の機関の所掌に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に関し、次のイ又はロに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定（平成７年１２月８日条約第２３号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）。（注２） イ　独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。 ロ　有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （注１）１２〔A〕は、国の機関について適用する。 （注２）１２〔B〕は、国以外の機関について適用する。	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から６か月以上３６か月以内

○　工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（抜粋）

平成　６年４月２０日　採択
令和　２年３月３０日　最終改正

７　モデル別表第２関係

二　独占禁止法第３条に違反した場合（第５号から第７号まで及び第１２号イ）は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

イ　排除措置命令

ロ　課徴金納付命令

ハ　刑事告発

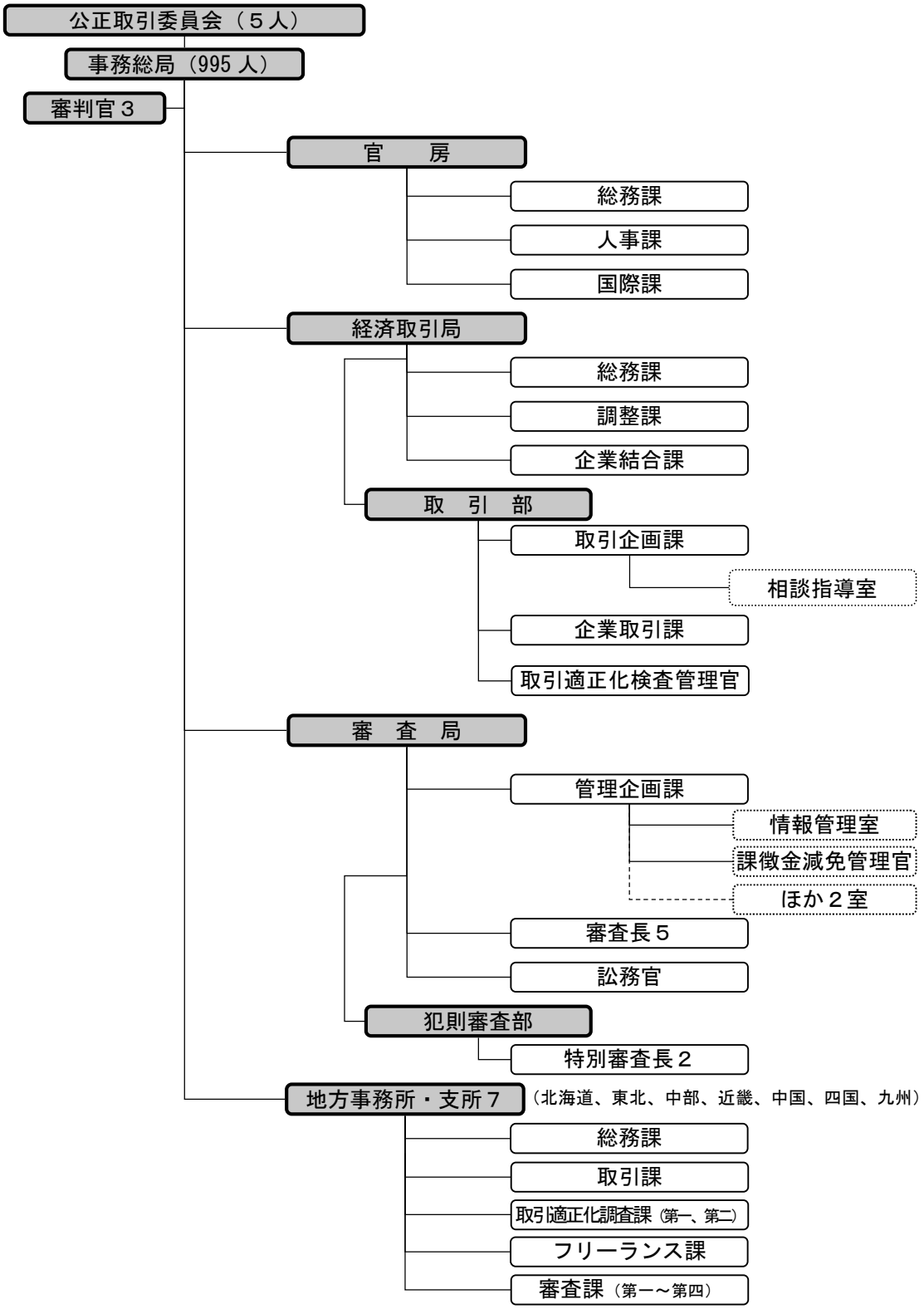
ニ　有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

三　独占禁止法第８条第１号に違反した場合（第５号及び第６号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

四　別表第２第５号から第７号まで及び第１２号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の２分の１の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第２第５号から第７号まで及び第１２号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、モデル第３第３項の規定を適用するものとする。

その他

【その他1】 公正取引委員会組織図（令和8年度末）



（注）組織図上、総括整理職等については記載を省略。課に置かれる室・官については、審査局管理企画課に置かれるもの及び相談指導室を除き省略。地方の取引適正化調査課及び審査課の数は事務所・支所により異なる。

【その他2】 公正取引委員会所在地

相　談　窓　口	所　　在　　地
公　正　取　引　委　員　会　　本　局	〒105-0001 東京都港区虎ノ門２－２－３　虎ノ門アルセアタワー TEL　０３－３５８１－５４７１

【申告・相談窓口（本局）】

①	独占禁止法についての一般的な相談	・・・	官　房　総　務　課
②	入札談合等関与行為防止法についての一般的な相談 各発注機関等で行う官製談合等の防止に向けた取組に関すること	・・・	経済取引局総務課
③	事業者及び事業者団体の活動についての相談	・・・	相　談　指　導　室
④	独占禁止法違反被疑事実についての申告※	・・・	情　報　管　理　室
⑤	課徴金の減免に係る報告・相談	・・・	課徴金減免管理官
⑥	入札結果の分析に関する相談	・・・	経　済　分　析　室

このほか、各地方事務所等でも、申告※・相談をお受けしております（下記参照）。

相　談　窓　口	所　　在　　地	管　轄　区　域
北　海　道　事　務　所	〒060-0042 札幌市中央区大通西１２丁目 札幌第３合同庁舎５階 TEL　０１１－２３１－６３００	北　海　道
東　北　事　務　所	〒980-0014 仙台市青葉区本町３－２－２３ 仙台第２合同庁舎８階 TEL　０２２－２２５－７０９５	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・福島県
中　部　事　務　所	〒460-0001 名古屋市中区三の丸２－５－１ 名古屋合同庁舎第２号館８階 TEL　０５２－９６１－９４２１	富山県・石川県・岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所	〒540-0008 大阪市中央区大手前４－１－７６ 大阪合同庁舎第４号館１５階 TEL　０６－６９４１－２１７３	福井県・滋賀県・京都府・大阪府 兵庫県・奈良県・和歌山県
近畿中国四国事務所 中　国　支　所	〒730-0012 広島市中区上八丁堀６－３０ 広島合同庁舎第４号館１０階 TEL　０８２－２２８－１５０１	鳥取県・島根県・岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四　国　支　所	〒760-0019 高松市サンポート３－３３ 高松サンポート合同庁舎南館８階 TEL　０８７－８１１－１７５０	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九　州　事　務　所	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東２－１０－７ 福岡第２合同庁舎別館２階 TEL　０９２－４３１－５８８１	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県 大分県・宮崎県・鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課	〒900-0006 那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館６階 TEL　０９８－８６６－００４９	沖　縄　県

※　申告は公正取引委員会ホームページ（https://www.jftc.go.jp/）でもお受けしております。

【その他３】

1分で分かる！官談法＜概要編＞
（入札談合等関与行為防止法）

発注機関の職員の皆さんへ



入札談合等関与行為防止法の概要

公正取引委員会

事業者の**独占禁止法違反**を認定 ＋ 発注機関職員の**関与行為**を認定

入札談合等関与行為の排除のため必要な**改善措置**を要求





発注機関（各省各庁の長等）

改善措置

調査の実施・**措置**の検討 ➡ 調査結果・措置内容の**公表**、公正取引委員会への**通知**

損害賠償請求

損害の有無等の**調査**
↓
調査結果の**公表**
↓
（損害があれば）
損害賠償請求

懲戒事由の調査

懲戒事由の**調査**
↓
調査結果の**公表**
↓
任命権者の判断による
懲戒処分



捜査機関（検察・警察）

刑事罰

職員による**入札等の公正を害すべき行為**
（談合の唆し、入札等に関する秘密〔予定価格等〕の教示等）
➡ 刑事事件として捜査・立件 ➡ **刑事罰**
（５年以下の拘禁刑又は２５０万円以下の罰金）

裏面も御覧ください

こちらもチェック★
「１分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」事例編

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

対象となる発注機関

本法が対象としている発注機関は、次のとおりです（第２条第１項から第３項）。

① 国
② 地方公共団体
③ 国又は地方公共団体が資本金の２分の１以上出資している法人
④ 特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の３分の１以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令により、日本電信電話株式会社及び日本郵政株式会社を除く。）

入札談合等関与行為

入札談合等関与行為防止法では、職員が入札談合等（競争により相手方を選定する方法により行う契約の締結に関し、参加事業者が他の事業者と共同して受注予定者を決定する等により、独占禁止法に違反する行為（第２条第４項））に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい及び④特定の談合の幇助の４類型を定めています（第２条第５項第１号から第４号）。

これまでの入札談合等関与行為の事例については、当委員会ウェブサイトに掲載されている「入札談合の防止に向けて　～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を御覧ください。

発注機関が講じる改善措置

公正取引委員会は、受注者である事業者側に対する入札談合の調査の結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができます（第３条）。当該要求を受けた発注機関は、自ら事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければなりません。

発注機関が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容については、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

職員による入札等の妨害

発注機関職員が、発注機関が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆(そそのか)すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、５年以下の拘禁刑又は２５０万円以下の罰金に処されることとされています（第８条）。

本規定は、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありませんので、公正取引委員会の行う入札談合等に関する調査が契機となる場合に限定されず、捜査機関（検察・警察）が独自に探知して捜査が開始される場合もあります。

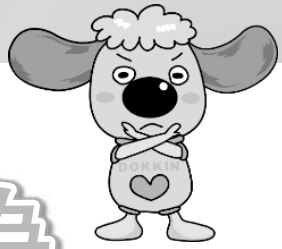
入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL **03-3581-5471**（代表）
公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課
〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-3
虎ノ門アルセアタワー

北海道事務所　総務課	TEL 011-231-6300
東北事務所　総務課	TEL 022-225-7095
中部事務所　経済取引指導官	TEL 052-961-9422
近畿中国四国事務所　経済取引指導官	TEL 06-6941-2174
中国支所　総務課	TEL 082-228-1501
四国支所　総務課	TEL 087-811-1750
九州事務所　経済取引指導官	TEL 092-431-5882
内閣府沖縄総合事務局　公正取引課	TEL 098-866-0049

１分で分かる！官談法＜事例編＞
（入札談合等関与行為防止法）

発注機関の職員の皆さんへ



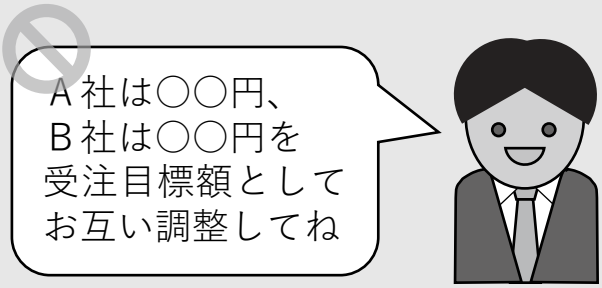
ちょっと待った！あなたのその行為、

入札談合等関与行為

ではありませんか！？

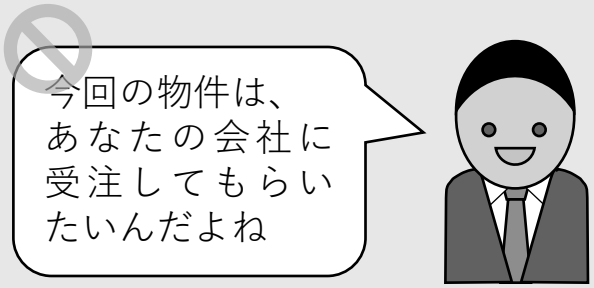
① 談合の明示的な指示

【例】事業者ごとの年間受注目標額を提示し、事業者にその目標を達成するよう調整を指示する



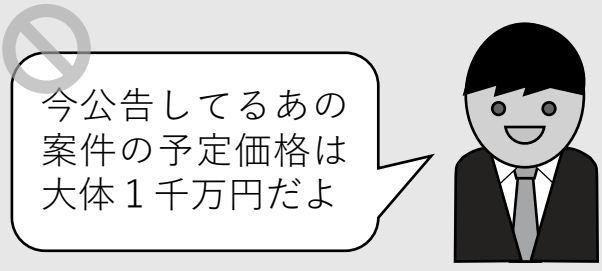
② 受注者に関する意向の表明

【例】受注者を指名又は受注を希望する事業者名を教示する



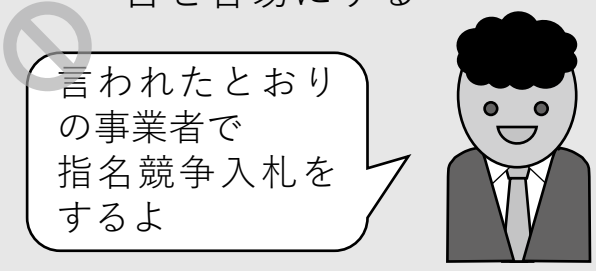
③ 発注に係る秘密情報の漏えい

【例】公開していない予定価格、指名業者の名称、入札参加業者の技術評価点等を漏えいする



④ 特定の談合の幇助

【例】指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする



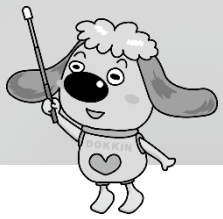
入札談合等関与行為防止法（官談法）では、
以上の４つの行為を「入札談合等関与行為」として禁止しています。

裏面も御覧ください

こちらもチェック★
「１分で分かる！官談法（入札談合等関与行為防止法）」
概要編

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

入札談合等関与行為の事例



談合の明示的な指示

A庁の職員は、土木・建築工事について、入札の執行前に、**落札予定者の割り振りを行い、その結果を窓口役の同庁ＯＢに直接又はその補助役の同庁ＯＢを通じて伝達**し、窓口役の同庁ＯＢは、割り振りの結果を業界側に伝達していた。

受注者に関する意向の表明

B省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の**落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者に示す**などしていた。

発注に係る秘密情報の漏えい

C機構の職員は、機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対し、各物件における入札前までに、**未公表の予定価格に関する情報を教示**していた。

D市の職員は、同市が発注する建設工事について、繰り返し、落札予定者を選定し、**落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示**するなどしていた。

E省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る**指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示**していた。

特定の談合の幇助

F市の特別理事は、F市発注の特定土木一式工事について、**特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、F市契約課に対し指名業者の組合せを指示**していた。

入札談合等関与行為防止法に関するお問い合わせ先

TEL **03-3581-5471**（代表）
公正取引委員会事務総局
経済取引局総務課
〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-2-3
虎ノ門アルセアタワー

北海道事務所　総務課	TEL 011-231-6300
東北事務所　総務課	TEL 022-225-7095
中部事務所　経済取引指導官	TEL 052-961-9422
近畿中国四国事務所　経済取引指導官	TEL 06-6941-2174
中国支所　総務課	TEL 082-228-1501
四国支所　総務課	TEL 087-811-1750
九州事務所　経済取引指導官	TEL 092-431-5882
内閣府沖縄総合事務局　公正取引課	TEL 098-866-0049

【その他５】

官製談合防止法・独占禁止法の研修への講師派遣について（御案内）

公正取引委員会では、入札談合について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています。

職員向けに官製談合防止法等に関する研修等を実施される場合には、当委員会の職員が講師としてお伺いいたしますので、積極的に御活用ください。

◆　研修会の内容

１　研 修 内 容：入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、独占禁止法の説明

２　受講対象職員：発注担当職員、契約担当職員、法令遵守担当職員のほか、幹部職員等貴機関の職員を対象とする研修に対応いたします（複数部局の参集、テレビ会議システムの活用など、なるべく多数の方に御参加頂ける工夫をしていただくようお願いします。）。

３　所 要 時 間：１時間半程度。（御相談に応じます。）

４　研 修 会 場：貴機関において会場を御用意していただき、当該会場に当委員会の職員が講師としてお伺いいたします。

※ ウェブ会議システムを使用して研修を行うことも可能です。

５　使 用 教 材：テキスト「入札談合の防止に向けて」（公正取引委員会事務総局）

（https://www.jftc.go.jp/dk/kansei/text.html にてダウンロードできます。）

６　研 修 費 用：講師謝金、講師の旅費等は不要です。

◆　研修会の風景



◆　研修会受講者の感想

○　今回の研修に参加するまで全く知識はありませんでしたが、内容がまとまっており、説明も分かりやすかったため、短時間で大切なポイントが理解できました。

○　公正取引委員会の職員による研修であり、正確な情報を直接聞く貴重な機会でした。

○　事例等も多く分かりやすかったです。テキストの内容も大変豊富でした。

○　効果的な研修であり、自分も談合防止の関係者であるという意識が芽生えました。

◆　研修会の実績

国の機関のほか、都道府県・市町村・特別区・一部事務組合等の地方公共団体、地方公共団体で構成される協議会等（例：中央公共工事契約制度運用連絡協議会）への派遣実績があります。

また、政府出資法人、公的な研究所及び所管法人職員を集めた研修会への派遣実績もあります。

年度	発注機関主催の研修への講師派遣
令和５年度	２６４件
令和６年度	２５６件
令和７年度	２５６件

≪お問い合わせ先≫

関東甲信越地域につきましては以下の連絡先まで、他の地域につきましては１８４ページの【その他２】を御参照の上で各地方事務所等までお問い合わせください。

公正取引委員会事務総局　経済取引局総務課
TEL：０３－３５８１－５４７６
E-mail：koushi-haken@jftc.go.jp



必ず談合で悪はするな

いかなる理由があっても、入札談合に関与してはいけません！

入札談合等関与行為の４類型

以下の行為は入札談合等関与行為に該当します。

① 談合の**明示的な指示**
② 受注者に関する**意向の表明**
③ 発注に係る**秘密情報の漏えい**
④ 特定の**談合の幫助**

職員向け研修への講師派遣について

公正取引委員会では、入札談合事件について厳正に対処するとともに、その未然防止を図るため、発注機関の実施する入札談合等関与行為防止法（いわゆる官製談合防止法）・独占禁止法の研修等に当委員会の職員を講師として派遣しています。

https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/kandanpoukensyu.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。